The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 7～9世紀吐蕃支配下の吐谷渾 |
| Author(s) | 旗手, 瞳 |
| Citation | 大阪大学, 2019, 博士論文 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/72426 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 7~9 世紀吐蕃支配下の吐谷渾

平成 30 年度（2018 年度）　博士学位申請論文

平成 30 年 12 月

旗手瞳

目次

チベット語の録文の凡例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
序論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1. 過去の議論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（1）吐谷渾と’A zha（アシャ）の同定問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（2）敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368 をめぐる議論 ・・・・・・・・・・・・ 4
2. 未解決の問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（1）吐谷渾国（’A zha yul）について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（2）ボンダゲル（’Bon da rgyal）／ダゲル（Da gyal）の出自について ・・・ 20
小結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第一章 吐蕃による吐谷渾支配とガル氏 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1. ガル氏と吐谷渾 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 征服後の吐谷渾 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（1）吐谷渾王の擁立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（2）軍事上の要地としての吐谷渾 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3. ガル氏粛清事件と吐谷渾への影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（1）吐谷渾人の離反と唐（武周）への流入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（2）ガル氏粛清後における吐蕃と吐谷渾の関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
小結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第二章 御甥吐谷渾王の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
1. 吐谷渾国における吐蕃と唐の攻防戦 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
（1）御甥吐谷渾王とツェンポとの対面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（2）大国の狭間で ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
2. 8~9 世紀の御甥吐谷渾王 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
（1）吐蕃貴顕間における序列 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
（2）IOL Tib J 1253 文書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
（3）P.t.1185 文書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
3. 吐蕃崩壊後の吐谷渾王 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
小結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第三章 出土文書に現れる吐谷渾人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
1. 敦煌文献に現れる吐谷渾の部落 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
2. 敦煌漢人との交流 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
3. 農耕を行なう吐谷渾人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
4. 軍事関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
5. 仏教と吐谷渾 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

小結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
附章　オルドス地域の羈縻州首領一族――開元年間から安史の乱までを中心に―― 89
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
1. 吐谷渾慕容氏 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
（1）羈縻州設置の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
（2）開元～天宝年間の就官状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
2. 党項拓抜氏 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
（1）羈縻州の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
（2）開元～天宝年間の就官状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
3. 吐蕃論氏 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
（1）羈縻州設置の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
（2）吐蕃論氏の活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
小結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
結語 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
史料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
略号表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142

**【チベット語の録文の凡例】**

・チベット語の転写は、ワイリー方式［Wylie 1959］に則って行う。

・さらに文書の欠損部分等については、以下の決まりに則って転写する。

*a* : Lalou 目録で a と著録

[a]：欠損しているが，文脈から a と復元可能

[a?]：欠損しており、a の可能性がある

[-]：一文字欠損

[--]：二文字欠損

[---]：三文字以上欠損

]ab：ab より左側部分が欠損

ab[：ab より右側部分が欠損

~~ab~~ : ab と書いて消してある

I：逆向きの gi gu

/：shad

###：書き手による意図的な空白部分（blank spaces）

（　）：日本語訳で補助的説明を加えた部分

［　］：日本語訳で筆者が補った部分

(1)： 第 1 行。( ) 内の数字が第何行かを表す。

## 序論

### はじめに

7~9 世紀、ユーラシア世界は複数の「帝国」が並立する時代であった。チベット高原より台頭した吐蕃（古代チベット帝国、6 世紀末～842 年）もそのひとつである。その領域は 820 年代に、西はパミール高原から東は隴山山脈（長安の西北約 250km）まで広がり、南でヒマラヤ山脈まで、北ではタリム盆地の南半分を占めた[1]。このような広大な地域を吐蕃がいかに獲得し、そして支配したかについては、佐藤長氏が大枠を提示し、今日まで続く議論の基礎を築いた[2]。その後、森安孝夫、Beckwith, Christopher, I., 王小甫、林冠群、楊銘諸氏が、特に中央アジア方面への拡大の過程と、そこで関係を持った様々な「異民族」について詳細に論じている[3]。

チベット高原から見て東北に位置するアムド（Amdo）[4]は、西北のパミール地域とともに、吐蕃が中央アジアに出る二大ルートの一方を占めていた［森安 1984, p. 5］。この地域は河西回廊と隴右地域に隣接し、そこから関中平野、すなわち唐の都長安のある中心地域に達することができた。そのため、吐蕃にとって中央アジアと中国の両方面に通じていたこの地域は、何より対外戦争を展開する上で重要な意味を持った[5]。

7 世紀中葉までこの地域を支配していたのは、吐蕃ではなく、吐谷渾（4 世紀初頭～663 年）である。吐谷渾は慕容氏の可汗を頂点に戴くモンゴル系の遊牧国家であるが、羌や氐などの様々な集団を取り込み、中国本土にもチベットにも従属していなかった。しかし吐蕃の征服（659~670）を受けた結果、その領土と遺民は少なくとも 9 世紀中葉まで、吐蕃支配下に置かれることになった[6]。数世紀にわたって、可汗を頂点に様々な出自の人間から構成された吐谷渾は、吐蕃がそれまで遭遇した中で、最大規模の「異民族」集団であった[7]。チベット高原から見て東北に位置するアムドを吐蕃が恒常的に確保するには、征服した吐谷渾の上に安定した支配を確立し、それを維持することが必須の条件だった。本稿の目的は、吐蕃がこの地域をいかに征服し、統治したか、その一端を明らかにすることである。

吐蕃支配下の吐谷渾について、これまで少なからぬ研究者が取り上げて議論してきた。最も早いものとして、Frederick W. Thomas 氏が中央アジア出土文献[8]を用いて、吐蕃統治下の’A zha について検討している[9]。その後も日本と中国の研究者が中心となって、通史の復

---

[1] 森安 2007a、pp. 350-353.
[2] 佐藤 1958/1959.
[3] 森安 1984、Beckwith 1987, 王 1992、林 2011、楊 2012 等。
[4] チベット文化圏の東北部を形成する地域で、現在の青海省の大部分と甘粛省の南西の縁辺部、さらに四川省の一部分を含む［スタン 1971, p. 2, Gruschke 2001, pp. 7-12 等］。
[5] 青海地域が古来、交通の要衝を占めた点については、松田 1937 を参照。なお林 2011, pp. 403-436 は、自然環境と地政学の点から吐蕃における青海地域の重要性を論じている。
[6] 吐蕃による吐谷渾征服の経緯は佐藤 1958, pp. 246-261, 266-269, 308-326, 周 2006（初出 1985）, pp. 104-109, Beckwith 1987, pp. 22-23, 27-36 等を参照。
[7] なお古チベット語において、広く「異民族」を指す卑称はロペー（lho bal）である。それは漢語の「戎夷」「四夷」に相当する［Takeuchi 1984］。
[8] 本稿で「出土文献」と言う場合、人による編纂を経たいわゆる「典籍」の類を含める。「出土文書」と言う場合、それを含めない。また森安 2004, p. 7 注 33 参照。
[9] Thomas 1927 および TLTD2, pp. 1-38.

元が試みられた[10]。

しかし、この問題に取り組むと、直ちに大きな壁にぶつかる。それは使用可能な史料が多くの場合、断片的であり、かつ複数の言語（主要なものは古チベット語と漢語）にわたり、様々な所に分散して存在するということである。また史料の解釈を誤り、間違いを含んだ結論が、再検討されないまま後続の研究者に受け入れられていることも少なくない。このテーマを扱うにあたって、最初に先行研究を整理し、そこに含まれる誤りを指摘し、また未解決の問題について筆者なりの見方を示すこと、そこから議論をスタートさせることが必要であると考える。

そこで本論文は以下の構成を取る。まず**序論**において、先行研究を整理し、そこに含まれるいくつかの問題を取り上げて検討する。そして**第一章**と**第二章**では、吐蕃が吐谷渾に支配を及ぼし、それがどのように展開したかを検討する。**第三章**では中央アジア出土文献に現れる吐谷渾の部落を取り上げ、そして当該地域で吐谷渾人がどういった活動に従事していたかを示す。なお、序論から**第三章**までの間で扱う敦煌チベット語文献の内、重要ないくつかのものについては、**史料編**に録文と和訳をかかげた。

なお吐谷渾は吐蕃に征服された後、遺民の大部分は吐蕃支配下に入ったと考えられる。しかし、その一方で吐蕃の支配を拒み、唐へ亡命した集団もいくつか存在する。その中で最もよく知られているのが、唐亡命後に霊州付近に居住した慕容諾曷鉢とその子孫たちである。**附章**では、彼らを他の亡命集団（党項系、吐蕃系）と共に取り上げ、唐亡命後、彼らが本拠地、唐朝廷、そして節度衙でどのような役職についていたかを検討する。

## 1. 過去の議論

### （1）吐谷渾と'A zha（アシャ）の同定問題

現在までに議論されてきた問題は、解決済みのものと未解決のものに分けることができる。すでに解決した問題のひとつに、漢語で「吐谷渾（ないし退渾、吐渾）」と呼ばれてきた集団とチベット語で'A zha（アシャ）と呼ばれる集団の同定問題があった。これは吐谷渾の人々がいかなる言語を話していたか、という問題にも関係している。これについて、最初に本格的に論じたのは Poul Pelliot 氏である。彼は漢語・チベット語対照語彙集である敦煌文献 P.ch.2762 にチベット語の'A zha に対応する漢語が退渾（吐谷渾）であることに基づいて、両者を同一のものとみなした[11]。Pelliot 氏はさらに 1921 年の論文において、漢籍に残された単語を分析し、吐谷渾の言語がアルタイ諸言語の中でもモンゴル語に近い言語だったと推定している[12]。さらに Louis Hambis 氏も、敦煌チベット語文献 P.t.1283 の一節に基づき、Pelliot 氏の意見を補強している[13]。

---

[10] 主なものとして、山口 1983, pp. 649-739, 斉 1983, pp. 601-607, 周 2006（初出 1985）, pp. 182-187, 周 1988, 林 2000, pp. 48-68, 程 2003, 楊 2012, pp. 90-102 等。

[11] Pelliot 1912, p. 522.

[12] Pelliot 1921, pp. 323-324. モンゴル語と親戚関係にある諸言語を分析した Andrew Schimunek 氏の近著でも、吐谷渾語が鮮卑語、契丹語と並んで分析されている［Schimunek 2017, pp. 169-196］。なおモンゴル語、契丹語及びそれに先行する諸言語の親戚関係については、Janhunen 1995, pp. 83-85 と Janhunen 2003, pp. 391-392 を参照。

[13] Hambis 1948. 以下に引用した部分から、吐蕃支配下の'A zha において、当時の契丹の言葉に近い言語が話されていたことが分かる。なお和訳について、森安 2007a, p. 320 を参照

これに対して、異議を唱えたのは Frederick W. Thomas 氏である。彼は'A zha（アシャ）を吐谷渾の支配下にあった被支配民で、鄯善から沙州にかけての地域に存在し、宋雲によって描写された属国と推測した[14]。しかし、後述するように吐蕃支配下にある吐谷渾の「メインランド」が決して鄯善～沙州方面にはなかったことを踏まえれば、Thomas 氏の説は受け入れられない。また Thomas 氏は吐蕃支配下の'A zha に現れるマガトゴン可汗の称号を、トルコ語で解釈できると考えた。その影響を受けて吐谷渾がトルコ系だと説明されることもある[15]が、Thomas 氏のこの解釈については佐藤長氏が早い段階で批判を加えている[16]。

Pelliot 氏と Hambis 氏が論文によって、吐谷渾と'A zha が同一のものを指すことはもはや動かしがたい。筆者も本論文において、その立場によって議論を進めていく（以下、本文や和訳において吐谷渾で表記を統一する）。

### （2）敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368 をめぐる議論

次に、敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368[17]に記された内容の年代決定論争について紹介したい。この文献は事件や出来事を編年体の形式で記した一種の年代記であるが、文中に現れる「漢天子の御息女ムンセン公主（rgya rje'i sras mo mun sheng khong co）」が一体誰を指すのか、さらに記述された内容の年代決定をめぐって、丁々発止の議論が交わされた[18]。しかし、それらは大きく二つの説に収斂されると言ってよい。

ひとつは文献中の「ムンセン公主」を文成公主とみなし、年代記の内容を 635~643 年と考えるもので、IOL Tib J 1368 を最初に紹介した Thomas 氏が唱えた[19]。山口瑞鳳氏も Thomas 氏の説を批判しつつ、ほぼ同様の内容年代決定（636~643 年）を行なった[20]。のみならず、山口氏はさらに解釈を推し進め、IOL Tib J 1368 が文成公主と第二代ツェンポであるグンソン・グンツェンの結婚を記した史料だという仮説を打ち立てるに至った[21]。

しかし、Thomas 氏と山口氏の年代決定にはその後、様々な批判が寄せられた。Luciano Petech 氏は IOL Tib J 1368 に現れる複数の人物の名前を検討し、同史料に現れるムンセン

---

した。

［史料］P.t.1283, 559-561 行目, OTDO 1, p. 179.

［録文］(559) 'di'i byang phyogs ltar / ge tang zhes bgyi ba mchiste / rgyal po ge tan gyi kha gan (560) zas dang chos gyang / 'a zha dang 'dra ste / phyugsu yang / be'u lug dang rta phal che / skad gyang 'a zha (561) dang phal cher 'thun //

［和訳］(559) その北方を見ると、契丹（Ge tang）という者がいて、王は契丹の可汗 (560) であり、食物も宗教もアシャ（'A zha）と同じで、家畜も牛，羊と馬がほとんど、言語もアシャ（'A zha）(561) とほとんど一致する。

[14] Thomas1927 及び TLTD2, pp. 35-37.

[15] TLTD2, pp. 13-14. また Dotson and Hazod 2009, p. 17.

[16] 佐藤 1958, pp. 257-258.

[17] 筆者は 2010 年 9 月、大阪大学文学研究科が主催する横断型プログラムでロンドンに滞在した際、大英図書館で実物を調査する機会を得た。本論文で引用する時、調査の成果を取り入れ、筆者が新たに作成した録文を用いる。なお全体の録文と和訳、注記を［**史料編**］に掲げた。

[18] すでに周・楊 1990 が各人の意見を簡明にまとめている。

[19] Thomas 1927, pp. 58-66, TLTD2, pp. 8-16.

[20] 山口 1966（下）。

[21] 山口 1966（上）（下），山口 1983, pp. 576-595, 611-618.

公主が実は第四代ツェンポであるチ・デツクツェンに降嫁した金城公主であること、さらにこの年代記の内容は 7 世紀前半ではなく 8 世紀初頭、すなわち 706~714 年であると結論した[22]。さらに Géza Uray 氏も、IOL Tib J 1368 について再度、詳細な分析を加え、Petech 氏の年代比定の正しさを裏付けた[23]。この両氏の説に対して、山口氏は幾度か反論を行なった[24]が、結局、後発の研究者たちによって認められたのは Petech 氏と Uray 氏の説であり、現在ではこちらがほぼ定説として受け入れられている[25]。筆者自身も、Petech 氏と Uray 氏の結論が正しいと考え、彼らの説を支持する立場に立つ。

Petech 氏と Uray 氏の年代決定が正しい以上、IOL Tib J 1368 の内容を 636~643 年だという前提で山口氏が描いたいくつかの仮説は、史料的な根拠を失うことになる。すなわち大著『吐蕃王国成立史研究』（山口 1983）において、吐谷渾について述べているところの、

- 吐蕃による攻撃後、吐谷渾は親唐派の可汗慕容諾曷鉢と親吐蕃派の可汗マガトゴンとの間で分裂状態になった（『吐蕃王国成立史研究』pp. 654, 656, 671-684.）。
- 可汗マガトゴンの母として登場する王女ティバン（Khri bang, チワン）は、諾曷鉢の祖父伏允の次子尊王に嫁いだのではないか（『吐蕃王国成立史研究』pp. 673-676）。

という部分である[26]。史料的根拠を失った以上、これらの仮説は一度、白紙に戻さねばならない。さらに IOL Tib J 1368 の内容年代決定に関連して避けて通れないのは、ソンツェン・ガンポ（Srong btsan sgam po, 在位：?~649）の子グンソン・グンツェンの妃となり、後にツェンポとなるマンソン・マンツェン（Mang slon mang rtsan, 在位：649~676）を生んだ女性が誰であったか、という問題である。これについて、少々長いが、山口氏の述べる説（山口 1966（上）, pp. 16-18）をここに引用したい[27]。引用部分の後半の下線は、筆者が引いたものである。

> そこで、もう一度敦煌文書を検して見ると、王統記に次のような記録を見つけることが出来る。
>
> sroṅ lde brtsan (= khri sroṅ brtsan) daṅ / moṅ za khrI mo mñen ldoṅ steṅ du bços paḥj sras / guṅ sroṅ guṅ rtsan / guṅ sroṅ guṅ rtsan daṅ / khon co maṅ mo rje khri skar du bços paḥi sras / maṅ slon maṅ rtsan /
>
> ソンデツェンとモン出身のチモニェンドンテンとの間に生まれた子、グンソングンツェン。
>
> グンソングンツェンと公主マンモジェチカルとの間に生まれた子マンソンマンツェン
>
> 意外なことに、Khri sroṅ brtsan の子 Guṅ sroṅ guṅ rtsan が「公主」を妻として Maṅ slon maṅ rtsan を生んでいる。「公主」とあるからには、先ず当時のこととして文成公主以外を考えることが出来ない。maṅ mo rje は、小王 rgyal phran に屢々与えられる称号の maṅ po rje に対応する女性用の称号であるが、皇太子を儲けた王妃に与えられたのであろう。同王統記に見られるところでは、彼女の他に三人の妃がこの称号をもつている。文成公主のものとして Khri skar なる名を伝えた後代史家は一人もいない。然し、敦煌文書の与える王妃名を完全に伝えている後代の文

[22] Petech 1956.
[23] Uray 1978.
[24] Yamaguchi 1977 及び山口 1983, pp. 592-595.
[25] たとえば 2000 年代以降では、林 2000, p. 59, Dotson and Hazod2009, p. 36, Iwao 2011, p. 247, Taenzer 2012, pp. 162-163, 172-173.
[26] 山口 1983, pp. 649, 673-684.
[27] 以下、チベット語の表記は山口氏の原文のままとする。

献はむしろ稀であるから、異とするに当らない。今引用したものと大略平行する記事が Sa skya pa Grags pa rgyal mtshan の王統記に見える。

Sroṅ btsan sgam po/ des btsun mo sgum las/ mo(-ṅ) bzaḥ khri mo gñan gyi sras/ guṅ sroṅ guṅ btsan/ deḥi shal ḥbros byas te yab kyi sṅon du ḥdas pas phye ces bgyiḥo/ des wa shva bzaḥ maṅ po rje bshes paḥi sras maṅ sroṅ maṅ btsan/ deḥi shaṅ tshe spoṅ gis bgyiḥo/

ソンツェンガンポ、彼が三人の妃（を娶ったうち）からモン出身の妃チモニェンの（生んだ）御子、グンソングンツェン、この方が（父の王と）協調していたが、父の先に死去したという。彼がワシャ（＝アシャ）出の妃マンポジェを娶つての御子（が）マンソンマンツェン。その舅はツェポン氏がつとめた。

妃の名は maṅ mo rje が maṅ po rje に変り、khri skar が消え、更に、khon co が Wa shva bzaḥ と変つている。Wa shva が Ḥa sha であることは mKhas paḥi dgaḥ ston のうちに btsum mo Ḥa sha bzaḥ moṅ（maṅ mo）rje khri dkar とあり、五世ダライ・ラマの王統記に btsun mo Ḥa sha bzaḥ kho ḥjo moṅ rje khri dkar ti çags とあることからわかる。何故 Ḥa sha bzaḥ と後代のものに附せられたかは後に説明するが、彼女の Ḥa sha bzaḥ であり得ない点が、既に引用文中にも示されていることを説明して見たい。

それは、最後の一節に「その舅は Tshe spoṅs 氏がつとめた。」とあることからうかがえる。Ḥasha 出身だったから Tshe spoṅs 氏が代りに shaṅ の役を務めたといいたいのであろう。しかし、残念ながら Grags pa rgyal mtshan の説明は敦煌文書の示すところによって多分に否定される。先ず、Ḥa sha は Khri sroṅ brtsan の初期、Myaṅ maṅ po rje shaṅ snaṅ が blon che、大臣の頃からチベットの勢力下にあつて東北部を形成していた。後に見るように文成公主入蔵の前後、既に、ここには吐蕃王朝出身の王母があり、その子が kha gaṅ として位についていた。当時、kha gaṅ は成人に達して何人かの妃を迎えたことも Stein 文書に記されている。 Ḥa sha は文書の示すとおりチベットの dbon yul「甥の国」であり、確実にチベットに掌握されていた。従つて、今更、当時チベットが特に、Ḥa sha から妃を迎えてこの関係を逆にしてその dbon yul になる工作をする必要はなかつた。次に、Ḥa sha との往復は何の造作もなく始終行なわれていたことであり、後には Ḥa sha の王や権臣が直接チベットの枢機に参画しているくらいであるから Tshe spoṅs 氏を shaṅ (po) の代りに立てる必要は毫もなかつた筈である。若し、事実そのようなことがあつたのなら、遠い中国から来た「公主」の為にこそ必要だつたのであり、これから判ずれば、Khon co maṅ mo rje khri skar は文成公主その人であつたに違いない。

以上が山口 1966（上）の pp. 16-18 からの引用である。すなわち山口氏は、「公主マンモジェ・チカルが吐谷渾出身の女だ」と述べるタクパ・ギェルツェン（Grags pa rgyal mtshan, 生没年：1146~1216）の王統記[28]や『賢者喜宴（Mkhas pa'I Dga' ston）』[29]の記述を、あえて

[28] この短い王統記については、Martin 1997, p. 34 参照。

[29] 『賢者喜宴』は、カルマ派のパーウォ活仏の第二代パーウォ・ツクラクテンワ（Dpa' bo Gtsug lag phren ba, 生没年：1504~1566 年）によって、1545~1564 年に編纂されたインドとチベットの仏教史、およびチベット各宗派の歴史である。その Ja 章が吐蕃史研究の重要史料であることは、佐藤長氏が指摘してから、つとに知られている［佐藤 1958, p. 52, 佐藤 1984, p. 199］。また Martin 1997, p. 88 等参照。

否定している。その根拠として、

①Ḥa sha（’A zha, すなわち吐谷渾）はチ・ソンツェン（Khri sroṅ brtsan, ソンツェン・ガンポのこと）の初期、ニャン・マンポジェ・シャンナン（Myaṅ maṅ po rje shaṅ snaṅ）が大論（blon che）の頃からチベットの勢力下にあつて東北部を形成していたこと。
②文成公主入蔵の前後、既に吐蕃王朝出身の王母がいて、その子が可汗（kha gaṅ）として位についており、当時、可汗は成人に達して何人かの妃を迎えたこと。
③後に吐谷渾（Ḥa sha）の王や権臣が直接チベットの枢機に参画していること。

ということを挙げている。

この内、②は直ちに否定できる。すなわち②の根拠となる史料は前述した IOL Tib J 1368 であり、記述内容が 706~714 年である以上、640 年前後の吐谷渾の状況を述べる史料としては使うことはできない。次に③について、’A zha 系の王、大臣として注記で山口氏が挙げている人物は、OTA（Old Tibetan Annals）に現れるダギェル・マンポジェ（Da rgyal mang po rje），ボン・ダギェル・チスン（’Bon da rgyal khri zung），トンヤブグ可汗（Ton ya bgo kha gang）、ボン・ダギェル・ツェンスン（’Bon da rgyal btsan zung）である［山口 1966（上），p. 35］が、実は一人として吐谷渾系だと決定できる人間はいない。なぜなら後述するように、ダギェル・マンポジェ，ボン・ダギェル・チスン，ボン・ダギェル・ツェンスンの三名のダギェル（Da rgyal）姓の人物は、出自を決める決定打となる史料を欠いているからである。そしてトンヤブグ可汗は、吐蕃が擁立した突厥系の可汗、阿史那俟子に比定されており[30]、吐谷渾とは関係ない。一方で、①の根拠には DTH, p. 111 が挙げられている[31]。その部分では確かに吐谷渾が臣下となったことが記してあるが、この一文のみをもって、吐谷渾から妃を迎え入れる可能性を頭から否定するのは無理がある。つまり、グンソン・グンツェンの妃、公主マンモジェ・チカルを文成公主と想定する根拠と必然性は、いずれも失われたことになる。いみじくも、山口氏自身が

> Guṅ sroṅ guṅ btsan は六二一年に誕生し、六三八年に即位した。六四二年、公主 Khri skar との間に一子 Maṅ slon maṅ brtsan をもうけ、六四三年に歿した。これらは後代のチベット文献を批判的に整理することによって得られた結論である。この公主は文成公主その人であるという仮定が文献批判の支えになっていたことをここでもう一度思いかえしておきたい。

と述べている［山口 1966（上），p. 26］通り、公主マンモジェ・チカルが文成公主という想定が成り立たない以上、グンソン・グンツェンと文成公主の結婚という仮説も崩れるこ

---

[30] Petech 1967, p. 240, 森安 1984, pp. 19-24, Beckwith 1987, p. 62 等。
[31] 根拠となる部分はおそらく、以下に掲げる箇所である。
［史料］P.t.1287, ll. 305-307.
［録文］’ung gI ’og du btsan po zhabs kyis btsugs ste / / byang lam du ma byung ma drangs par / / rgya dang ’a zhas dpya’ gcal lo / / thog ma ’a zha de nas ’bangs su mnga’ ’o /
［和訳］その後、ツェンポは御足によりお立ちになったが、北道に姿を見せたり［軍を］率いない内に、中国と吐谷渾によって貢物が差し出された。はじめて吐谷渾をこれ以降、臣民として［ツェンポは］領有された。

とになる。

逆に何人かの研究者がすでに、グンソン・グンツェンの妃、公主マンモジェ・チカルが吐谷渾系であることを支持している。佐藤長氏は、Thomas 氏の TLTD 2 に引用された『王統鏡（王統明示鏡）』と山口氏も引用した敦煌文献中の王統記（フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文献 P.t.1286）に基づき、公主マンモジェ・チカルが吐谷渾系であると推定している[32]。さらに周偉洲氏と楊銘氏も、共著の論文において、山口氏、佐藤氏の挙げたのと同じ記事に基づき、この説を支持した[33]。

確かに公主マンモジェ・チカルを「吐谷渾の女」と記すのは、いずれも後代の史料に限られ、敦煌文献に彼女の出自は明記されていない。しかし後代の史料とはいえ、タクパ・ギェルツェン（Grags pa rgyal mtshan）の王統記や『賢者喜宴』が伝える公主の名（マンポジェ）は、敦煌文献に伝わる名（マンモジェ・チカル）と近い。さらにタクパ・ギェルツェンの王統記や『王統明示鏡』が彼女を吐谷渾系とする点について、周氏と楊氏が『新唐書』の吐蕃伝に残るある記述に注目している。それは唐高宗が吐蕃の使者を非難した時の言葉であり、そこでは吐谷渾と吐蕃が以前から甥舅関係にあったことを間接的ながら述べている。

［史料］『新唐書』巻 216 上吐蕃伝上，中華書局標点本 p. 6076.
［原文］帝曰，「吐谷渾與吐蕃本甥舅國，素和貴叛其主，吐蕃任之奪其土地」
［訓読］帝曰く、「吐谷渾と吐蕃とは本、甥舅の國なるも、素和貴は其の主に叛し、吐蕃は之に任せて其の土地を奪う」と。
［和訳］皇帝（高宗）が言うことには、「吐谷渾と吐蕃とは本来、甥・オジの［関係にある］国であったが、素和貴はその主人に背いて、吐蕃は彼を信用し、その土地を奪った」と。

周氏と楊氏によれば、上記の記事内容は咸亨三年（673）のことであり[34]、ちょうどマンソン・マンツェン（在位：649~676）の在位中に当たる。つまりこの史料は、吐蕃支配下の吐谷渾王に、吐蕃の王女チワンが降嫁する（689 年。**第一章**参照）のに先んじて、吐谷渾と吐蕃が甥舅関係にあると唐側が認識していたことを示している。周氏と楊氏はこの甥舅関係こそ、グンソン・グンツェンと吐谷渾系の公主マンモジェ・チカルが結婚し、二人の間にマンソン・マンツェンが出生したことで成立したと推測している[35]。現在、残されている史料を照らし合わせた時、おそらくこの説が最も矛盾が無く、妥当な解釈だと考えられる。

以上をまとめると、グンソン・グンツェンの妃でありマンソン・マンツェンの母となった公主マンモジェ・チカルは吐谷渾出身の女性であって、決して文成公主ではなかった。そして吐谷渾と吐蕃の甥舅関係は元々、吐谷渾側が「舅（おじ）」、吐蕃側が「甥（おい）」という形であったが、吐谷渾征服後の 689 年に吐蕃が王女チワンを吐谷渾王に降嫁させた

[32] 佐藤 1959, p. 815.
[33] 周・楊 1990, pp. 100-101.
[34] この時に来た使者は名を論仲琮といい、『冊府元亀』巻 962 等に同名の使者が咸亨三年（673）に来たことが記述されている。
[35] 周・楊 1990, p. 101.

ことで、吐谷渾側が「甥（おい）」、吐蕃側が「舅（おじ）」という関係に逆転したと考えられる。繰り返すが、IOL Tib J 1368「残巻」の内容の年代が 706~714 年に確定したことで、山口氏によって提唱された「グンソン・グンツェンと文成公主の結婚」という仮説は少なくとも史料的根拠を失った[36]。しかし、ドラマティックで魅力的な学説の常として、Petech 氏と Uray 氏の年代決定を受け入れた研究者でも、山口氏のこの仮説を受け入れているケースがある[37]。しかし改めて説くまでもなく、それはもはや史料的裏づけを欠くものだということに注意する必要がある。

## 2. 未解決の問題

### （1）吐谷渾国（'A zha yul）について

解決した問題がある一方で、未解決の問題が残されている。その内、本論の内容とも関わってくる二つの問題について取りあげ、筆者なりの見解をここに示したい。

最初に取りあげるのは、吐蕃統治下において吐谷渾の「メインランド」におよそどの地域が含まれていたかという問題である。無論、Thomas 氏が TLTD で挙げた史料からも明らかなように、9 世紀前半の頃、吐蕃支配下の吐谷渾人は、西はコータンからロプ地域、河西回廊に至る地域で活動していた[38]。吐蕃の唐遠征軍の中に吐谷渾人がいたこともしばしば確認でき[39]、また唐の支配下にあった吐谷渾人が、吐蕃による遠征を被った結果、その支配下に入ることもあった[40]。とはいえ、チベット語で'A zha yul すなわち「吐谷渾国（ないし吐谷渾地域。以下、吐谷渾国で表記を統一）」と呼ばれる領域、いわば吐谷渾の「メインランド」は確かに存在していた。

この「吐谷渾国」に一体、どの地域が含まれていたかについて、実は明確な結論は出ていない[41]。文献史学の立場からは、ロプ・ノールを中心とした地域[42]、青海からロプ・ノールに及ぶ地域[43]、あるいは青海東部が活動の中心であった[44]など、様々な意見が提出されている。

その一方で、考古発掘の成果に基づき、現在の青海省都蘭県を吐谷渾国の中心とみなす

---

[36] Dotson 2009, p. 82 の注 130 では、Beckwith1987, p. 23 注 54 が引用されている。しかし、Beckwith1987 の当該箇所では特に史料を挙げておらず、当時の状況から推測しているに過ぎない。Beckwith 氏が当該箇所で引用する Shakabpa1967, p. 27 でもグンソン・グンツェンの婚姻についてはとりたてて述べられていない。

[37] 例えば Dotson and Hazod 2009, p. 22 と p. 82 注 130, 林 2010, p. 249 等。

[38] ミーラーンおよびマザルターク出土の紙文書や木簡に、吐谷渾人の見張りや穀物輸送者が言及されている［**第三章**参照］。

[39] 佐藤 1959, p. 529, 620, Beckwith 1987, p. 146 等。

[40] 8 世紀中葉に活躍した吐蕃の将軍 Ngan lam stag sgra klu kong（ゲンラム・タクダ・ルコン）の顕彰碑である Zhol（ショル）碑文南面第 30-31 行目に「中国に属すたくさんの吐谷渾人を集めた（rgya'i khams su gtogs pa'i 'a zha [ma]ng po bsdus）」という記述が現れる［Richardson 1985, p. 9, Li and Coblin (王啓龍訳) 2006, p. 110］。

[41] Dotson and Hazod 2009 の地図などでも、都蘭を含む地域が点線丸で囲まれているにとどまる［Dotson and Hazod 2009, p. 166］。

[42] TLTD2, pp. 36-37, 前田 1964, pp. 320-324.

[43] 周・楊 1990, p. 107.

[44] 佐藤 1958, p. 260, 栄 1990, p. 130.

意見が提出されている[45]。都蘭古墓群の中でも、熱水一号墓は墓室の構造や規模が吐蕃のツェンポの王陵にも比較的近く、吐蕃支配下にあった吐谷渾王の墓ではないかと考える研究者もいる[46]。しかし敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368 において、吐谷渾王（マガ・トゴン可汗）が宮廷を置いた場所として、黄河（rma chab）流域が挙げられ[47]、さらにチベット語で Se tong（セトン）と呼ばれた蘇干湖盆地[48]を確認することができる。そのため、たとえ都蘭が墓を築くような重要な場所であったとしても、吐谷渾王自身は宮廷を率いてあちこちを移動する生活を送っていたと考えるべきである。

それでは、吐蕃統治時代の「吐谷渾国（'A zha yul）」には、一体どれ程の範囲が含まれていたのだろうか。最初に元々の吐谷渾の領域の内、征服を被った結果、吐蕃支配下に入った地域がどれほどであったかを確認したい。

唐の太宗の時代まで、吐谷渾は青海湖周辺だけでなく、ロプ・ノール地域、いわゆる鄯善・且末を含むタリム盆地東南部に勢力を広げていた[49]。しかし吐蕃の支配下に入った吐谷渾の領域は、明らかにこれより縮小している。というのも森安孝夫氏が指摘するように、8 世紀初頭、鄯善と且末は唐の支配下にあって、吐蕃の支配は阿爾金山脈以南に限られており、おそらく薩毗城（現在の芒崖鎮付近）あたりが唐と吐蕃、及び吐蕃支配下の吐谷渾の境界だったと考えられるからである[50]。つまり、吐谷渾征服の結果、吐蕃支配下に入っ

---

[45] 許 2000, p. 14 等。また都蘭古墓群の発掘報告書が 2005 年に出版されている［『都蘭』］。

[46] 仝 2012, p. 484。

[47] ［史料］IOL Tib J 1368, ll. 5-6. なお全文の録文と和訳は［**史料編**］を参照。

［録文］(5) [d]u pt [---] [-]' lo sal dang / dbyar sla ra ba'i sku bla ched po g[s]o[l] [---](6) spyan [---] dpyar rma chab kyi mu to lying cha chud du btab [---]

［和訳］(5) に……年が新しくなり、初夏月の大クラを開催なさった。……(6) 目（？）…［宮廷を］夏、黄河のムトリン・チャチューに建てた。……

［史料］IOL Tib J 1368, ll. 11-13.

［録文］(11) de nas spre'u lo'i lo sar / / sra bal [---] (12) po yang d[e]r gsol / / de'i dbya[r] / yuM btsan mo khri bangs kyI zham ri [---](13) stong sde so sor bkal nas / / pho brang rma chab kyi glang ma lung du b [-] [---]

［和訳］(11) そこでサル年の新しい年［になった］。サペル……(12)［初夏月の大クラ］もまたここに開催なさった。この夏、御母王女チワンのお供……(13) 千戸それぞれに課税して（？）、宮廷を黄河のランマルンに［建てた］……。

黄河は通常、rma chu と呼ばれる。河を指す語 chu の代りに、chab を用いることは山口 1983, p. 622 注 16 参照。chab が chu の意味で用いられる用例として、コータンの西に流れるカラ・カシュをチベット語で Shel chab と呼んだ例を挙げることができる。これについては、Uray 1979, pp. 290-294 及びそこで引用された Emmerick 1967 を参照。

なおムトリン・チャチューについて、周・楊 1990, p. 104 は「曼頭嶺」と漢字転写し、これを『隋書』に現れる曼頭山とみなしている。さらにランマルンについて、山口 1983, p. 624 注 32 は不明とする一方、周・楊 1990, p. 104 は特に史料を挙げず、現在の青海の大河壩一帯と考える。

[48] Se tong が漢語で「西同／西桐」と呼ばれ、蘇干湖盆地を指すことは、陸 2012 及び旗手 2010（修士論文）参照。

[49] 松田 1937, p. 114.

[50] 森安 1984, pp. 26-27. その根拠となった史料は以下の通り。

た地域は薩毗城以東に限られ、タリム盆地東南部は含まれていなかった。

その一方、東北方面の赤嶺（日月山）において、吐蕃は唐と境界を接していた。儀鳳三年（678）、ガル・ツェンワは赤嶺で唐の使者を迎えており[51]、さらに開元二十一年（733）、吐蕃と唐の境界を示す碑が立てられたのも赤嶺であった[52]。

一方、以前と同様、祁連山脈が天然の国境となり、北側で河西回廊と隔てられていたことは、『文苑英華』や『元和郡県図志』の記事からうかがうことができる[53]。またガル氏粛

---

［史料］Or.8210/S.367「沙州伊州地誌残巻」ll. 19-20, 羽田 1931, p. 588.

［原文］薩毗城，西北去石城鎮四百八十里，康艶典所築。其城近薩毗澤。山險阻恒有吐蕃及土谷渾來往不絶。

［訓読］薩毗城は西北のかた石城鎮を去ること四百八十里、康艶典の築く所なり。其の城は薩毗澤に近し。山は險阻にて恒に吐蕃及び土谷渾の來往、絶えず。

［和訳］薩毗城は、西北方向に向かって石城鎮まで四百八十里の距離にあり、康艶典が築いたものである。その城は薩毗澤のそばにある。山は地形が険しく、いつも吐蕃人と土谷渾（吐谷渾）人が去来して、途絶えることがない。

51 ［史料］『資治通鑑』巻 202, p. 6385.

［原文］李敬玄之西征也，監察御史原武、婁師德應猛士詔從軍。及敗，勅師德收集散亡，軍乃復振。因命使于吐蕃，吐蕃將論贊婆迎之赤嶺。

［訓読］李敬玄の西征するや、監察御史の原武，婁師德は猛士詔に應じて從軍す。敗るるに及んで、師德に勅して散亡を收集せしめれば、軍は乃ち復た振（にぎ）はふ。因りて命じて吐蕃に使ひせしむるに、吐蕃の將の論贊婆は、之を赤嶺に迎ふ。

［和訳］李敬玄が西方遠征を行おうとしたので、監察御史である原武，婁師德は発布された猛士詔に呼応して従軍した。敗北するに及んで、［高宗は］婁師德に勅を下して、離散し逃げ出した兵を集めさせたので、軍勢は再び威勢を取り戻した。それにより、［婁師德に］命じて、吐蕃に使者として行かせたところ、吐蕃の将軍である論贊婆（＝ガル・ツェンワ）は彼を赤嶺で迎えた。

52 佐藤 1958, pp. 465-467.

53 ［史料］『文苑英華』巻 769「抜四鎮議」，中華書局影印本 p. 4049.

［原文］但莫賀延大磧者，伊州在其北，沙州在其南，延袤向二千里，中間水草不生焉。毎災風横，必石飛吼。［中略］磧南有沙、瓜、甘、粛四州，並以南山爲限，山南即吐渾及吐蕃部落。

［訓読］但だ莫賀延大磧なれば、伊州は其の北に在り、沙州は其の南に在り、延袤して向かふところ二千里、中間に水草生えず。災風横ぎる毎に、沙（原文は「必」。『全唐文』巻 219, p. 2217 に基づいて「沙」とする）石飛吼す。［中略］磧南に沙，瓜，甘，粛の四州有り、並びに南山を以て限りを爲し、山南なれば即ち吐渾及び吐蕃部落あり。

［和訳］しかしながら莫賀延大磧というものは、伊州はその北側にあり、沙州はその南側にあり、連綿と伸びて向かうところ二千里で、その間に草は生えない。「災風」が吹くたびに砂や石礫がうなりをあげて飛ぶ。［中略］砂漠の南に、沙州，瓜州，甘州，粛州の四つの州が存在し、すべて南山を境界とし、南山の南には吐谷渾と吐蕃の部落が存在する。

清事件に伴い、吐谷渾人が相次いで離反して唐（当時は武周）に投降した時、彼らの処遇をめぐる意見の中で吐谷渾人が降伏してきた場所が、彼らの旧居の地であることが指摘されている[54]［**第一章**参照］。涼，甘，粛，瓜，沙州といった河西諸州の名が挙げられているが、実際には墨離川に現れた集団[55]［**第一章**参照］のように、南麓の山中草原に帳幕を置きそこから投降を打診したのではないか。おそらく河西回廊の南、すなわち「山南」の地域こそ彼らの「旧居」の地であったと考えられる。

では南側について、どのあたりが「吐谷渾の領域」と認識されていただろうか。『新唐書』の吐蕃伝には、文成公主が吐蕃に降嫁するに当たり、「河源王」すなわち当時の吐谷渾可汗である慕容諾曷鉢[56]の国に、館を築いたこと、そしてソンツェン・ガンポが柏海にお

---

［史料］『元和郡縣圖志』巻 40 隴右道下瓜州の条，中華書局標点本 p. 1028.

［原文］雪山。在縣南一百六十里，積雪夏不消。東南九十里，南連吐谷渾界。
冥水。自吐谷渾界流入大澤。東西二百六十里，南北六十里。豊水草，宜畜牧。

［訓読］雪山。縣南一百六十里に在り、積雪は夏も消えず。東南九十里にして、南のかた吐谷渾の界に連なる。
冥水。吐谷渾の界より大澤に流入す。東西二百六十里、南北六十里あり。水草に豊み、宜しく畜牧すべし。

［和訳］雪山。県の南百六十里に存在する。積もった雪は夏も消えない。東南九十里のところで、南では吐谷渾の地域と接している。
冥水。吐谷渾の地域から大澤に流れ込む。東西二百六十里、南北六十里である。水と草が豊富で、畜牧に適している。

[54] ［史料］『通典』巻 190 邊防六西戎二吐谷渾の条，中華書局標点本 p. 5167.

［原文］當涼州降者，則宜於涼州左側安置之。當甘州、肅州降者，則宜於甘、肅左側安置之。當瓜州、沙州降者，則宜於瓜、沙左側安置之。但吐渾所降之處，皆是其舊居之地，斯輩既投此地，實有戀本之情。

［訓読］涼州に當たりて降る者は、則ち宜しく涼州の左側において之を安置すべし。甘州、肅州に當たりて降る者は、則ち宜しく甘、肅の左側において之を安置すべし。瓜州、沙州に當たりて降る者は、則ち宜しく瓜、沙の左側において之を安置すべし。但だ吐渾の降る所の處は皆、是れ其の舊居の地にして、斯の輩、既に此の地に投じるは、實に戀本の情有り。

［和訳］涼州において帰降した者は、涼州の東側に安置するのが適当である。甘州、肅州において帰降した者は、甘州，肅州の東側に安置するのが適当である。瓜州，沙州において帰降した者は、瓜州，沙州の東側において安置するのが適当である。そうではあるが吐谷渾が投降したところは皆、彼らが昔住んでいた土地であり、この連中がこの土地に身を寄せるのは、実に故地への思い入れがあるからである。

[55] 荒川 1986, pp. 51-52 及び荒川 1988, p. 37-41. この集団を応接するために、唐（武周）側の武人郭知運は、「水源」つまり河の上流域に赴いている［荒川 1988, p. 37-41］。

[56] 以下に見るように、慕容諾曷鉢は、貞観九年（635）十二月からまもない時期に河源郡王に冊封された。さらに文成公主が吐蕃に降嫁するのに先立ち、自ら唐の朝廷に赴き弘化公主をもらい受けた時もこの地位にあった。

いて唐使一向を迎えたことが記されている[57]。『舊唐書』の吐蕃伝も同様の記事を載せ、ソンツェン・ガンポが柏海まで来たことを伝えている［巻 196, p. 5221］。鈴木隆一氏の指摘によれば、柏海は唐の吐谷渾征服（西暦 634～635 年）の時、軍の一部を率いた侯君集の最遠到達地として記されており、ここが吐谷渾の西南避遠界だったという[58]。ソンツェン・ガンポが兵を率いて柏海に宿ったということは、当時そこがすでに吐蕃の支配領域にあったことを暗に示している。問題となる柏海の位置について、佐藤長氏が現在のシネ・ノールに比定する[59]のを除き、ほかの研究者はもっと南側にある今日の札陵・鄂陵の二湖ないしその近辺を想定しており[60]、筆者も後者を採用する。ともあれ、文成公主が降嫁する頃、柏海は吐谷渾の領域に含まれておらず、吐蕃と吐谷渾の境界はその以北にあったと考えられる。

さて『通典』の吐蕃伝には、鄯城（現在の西寧）[61]から吐蕃へ向かう場合、五百里進んで烏海を過ぎると「吐谷渾の部落」に入ると記されている。

---

［史料］『旧唐書』巻 3 本紀 3, p. 45.

［原文］十二月甲戌，吐谷渾西平郡王慕容順光，爲其下所弑，遣兵部尚書侯君集率師安撫之，仍封順光子諾曷鉢爲河源郡王，使統其衆。

［訓読］ 十二月甲戌，吐谷渾の西平郡王慕容順光、其の下の弑する所と爲れば、兵部尚書の侯君集をして師を率いて之を安撫せしめ、仍ほ順光の子の諾曷鉢を封じて河源郡王と爲し、其の衆を統べしむ。

［和訳］［貞観九年（635)］十二月甲戌、吐谷渾の西平郡王慕容順光が、其の部下に殺害されたので、兵部尚書の侯君集に軍を率いて、彼らを安撫させ、さらに順光の子の諾曷鉢を冊封して河源郡王とし、吐谷渾の衆を統率させた。

［史料］『旧唐書』巻 3 本紀 3, p. 50.

［原文］己丑，吐谷渾河源郡王慕容諾曷鉢來逆女。

［訓読］己丑，吐谷渾の河源郡王慕容諾曷鉢、來たりて女を逆へり。

［和訳］［貞観十三年十二月］己丑，吐谷渾の河源郡王慕容諾曷鉢が来て［公主を］娶った。

57 ［史料］『新唐書』巻 216 上吐蕃伝上，p. 6074.

［原文］十五年妻以宗女文成公主，詔江夏王道宗持節護送，築館河源王之國。弄贊率兵次柏海親迎。見道宗，執婿禮恭甚。

［訓読］十五年、妻すに宗女の文成公主を以てし、詔して江夏王道宗をして持節し護送せしめ、館を河源王の國に築く。弄贊は兵を率いて柏海に次ぎ、親しく迎う。道宗に見ゆるに、婿禮を執り恭しきこと甚だし。

［和訳］［貞観］十五年（641)、皇帝一族の娘である文成公主を降嫁させ、詔を下して江夏王の道宗に節を持たせて護送させ、［文成公主のための］館を河源王（河源郡王）の国に築いた。弄贊（ソンツェン・ガンポ）は兵を率いて柏海に駐屯し、自ら［唐使一向を］迎えた。道宗に対面した時、婿としての礼を取り、非常に恭順な態度であった。

58 鈴木 1983, p. 49.

59 佐藤 1978, pp. 243-245.

60 山口 1970, p. 30, Molé1970, p. 163 注 429, 鈴木 1983, p. 49, 譚 1992, pp. 76-77, 厳第二巻 p. 562.

61 鄯城が現在の西寧に当たることは、佐藤 1978, pp. 90-98 を参照。

［史料］『通典』巻 190 吐蕃伝，中華書局標点本 p. 5171.

［原文］其國出鄯城五百里，過烏海，入吐谷渾部落彌多彌、蘇毗及白蘭等國，至吐蕃界。

［訓読］其の國は鄯城を出ること五百里にて、烏海を過ぎ、吐谷渾部落に入り多彌、蘇毗及び白蘭等の國を……して[62]、吐蕃の界に至る。

［和訳］その国は鄯城を出て五百里で、烏海を過ぎ、吐谷渾の部落に入り、多彌、蘇毗及び白蘭等の国を……して吐蕃の地域に至る。

これと同様の記事は『唐会要』にも見える［巻 97, p. 2049］。烏海について、佐藤長氏はクンガー・ノールを想定しており、それは大非川（ホユユン河）から百里ほどの距離にあった[63]。一方、鈴木氏は山口氏の説にしたがって、もっと南に位置するカラ・ノールに当てる[64]。厳耕望氏は現在の托索湖に当てる[65]。ここで筆者が注目したいのは、鄯善から吐渾部落までの「五百里」という距離である。というのも『新唐書』の地理志に、次の有名な記事が存在するからである。

［史料］『新唐書』巻四十地理志四鄯州の条，中華書局標点本 p. 1041.

［原文］鄯城。中。儀鳳三年置。有土樓山。有河源軍，西六十里有臨蕃城，又西六十里有白水軍、綏戎城，又西南六十里有定戎城。又南隔澗七里有天威軍，軍故石堡城，開元十七年置，初曰振武軍，二十九年沒吐蕃，天寶八載克之，更名。又西二十里至赤嶺，其西吐蕃，有開元中分界碑。自振武經尉遲川、苦拔海、王孝傑米柵，九十里至莫離駅。又經公主佛堂、大非川二百八十里，至那録駅，吐渾界也。又經暖泉，烈謨海、四百四十里渡黄河［後略］。

［訓読］鄯城。中。儀鳳三年置く。土樓山有り。河源軍有り。西のかた六十里にて臨蕃城有り。又西のかた六十里にて白水軍、綏戎城有り。又西南のかた六十里にて定戎城有り。又、南のかた隔澗七里にて天威軍有り。軍は故石堡城なり。開元十七年置く。初め振武軍と曰ふ。二十九年、吐蕃に没し、天寶八載、之に克ち名を更う。又、西二十里にて赤嶺に至る。其の西は吐蕃なり。開元中に分界碑有り。振武より尉遲川，苦拔海，王孝傑の米柵を經て、九十里にて莫離駅に至る。又、公主の佛堂，大非川を經て二百八十里にて、那録駅に至れば、吐渾の界なり。又、暖泉，烈謨海を經て、四百四十里にて黄河を渡る。

この『新唐書』の記事に現れる里程数を単純に計算していくと鄯城から赤嶺までが二百七里で、さらに鄯城から那録駅間が五百五十七里となり、上述の『通典』の伝える五百里という里程数と概数で合う。となれば、鄯城から約五百～五百五十里ほど進んだところに「吐谷渾の部落」「吐渾の界」と呼べるような吐谷渾人の集住地域が存在したと推定できる。なお佐藤氏は大非川をホユユン河に比定した上で、周希武氏の意見に従って、那録駅を切

---

[62] 史料原文に現れる「彌多彌」の最初の彌はおそらく誤字で、何らかの動詞を示す字があったと思われる。

[63] 佐藤 1978, pp. 236-237, pp. 265-266 の注 51.

[64] 鈴木 1983, p. 51.

[65] 厳（第二巻）, pp. 569-570.

吉河脳と考え、このあたりまでを吐谷渾の領域とみなしている[66]。

さらに黄河上流域の吐谷渾部落に言及した記事が、『冊府元亀』にも存在する。

［史料］『冊府元亀』巻 977 外臣部降附天寶十四載（755）の条。

［原文］十四載正月，蘇毗王子悉諾邏率其首領數十人來降，隴右節度使哥舒翰奏曰，蘇毗一蕃，最近河北吐渾部落，數倍居人。蓋是吐蕃擧國強援，軍糧兵馬半出其中。

［訓読］十四載正月、蘇毗の王子の悉諾邏の、其の首領數十人を率いて來降するに、隴右節度使の哥舒翰は奏して曰はく「蘇毗の一蕃は最も河北の吐渾部落に近く、數倍の居人あり。蓋し是れ吐蕃の國を擧げて援を強ひれば、軍糧兵馬は半ば其の中に出づ［後略］」と。

［和訳］天宝十四載（755）正月、蘇毗の王子の悉諾邏が、蘇毗の首領たち数十人を率いて投降したところ、隴右節度使の哥舒翰が上奏して言うことには「蘇毗は河北の吐渾部落に一番近い位置にあり、数倍の居住者がいます。推測しますに吐蕃が国を挙げて援助を強制するので、［その結果］軍糧兵馬の半分はそこから供出される［後略］」と。

この記事に現れる蘇毗は、チベット高原から見て東北方面に居住していたスムパ（Sum pa）のことで、吐蕃統治期には「スムパのル」が設けられていた[67]。記事の中でスムパにもっとも近いものとして、「河北の吐渾部落」が挙げられている。ここで言及された「河」は黄河に相違なく、その北に吐谷渾人の「部落」が存在していたことがここから分かる。では、「黄河の北」はおよそどのあたりが想定しうるだろうか。

そこで思い起こされるのは、『賢者喜宴（Mkhas pa’I Dga’ ston）』の三つの勇士団（Dpa’ ba’I sde）に関する記事である[68]。その内、低部の勇士団としてマポムラ（Rma pom ra）からカタン・ルツェ（Ka thang klu tshes）の地域で、トンキャブ（Mthong khyab）の部落と並んで吐谷渾の六つの千戸が言及されている[69]。この史料に現れる地名は、すでに佐藤氏が詳しく検討しており、それに基づけば、マポムラはマチェンポムラ、すなわち積石山山脈の最高峰アムネマチンのことで、カタン・ルツェは黄河第二段の東～中央にかけての地帯で、西傾山の南東山麓の草原地帯を指すという[70]。

再び『冊府元亀』の記事に戻れば、哥舒翰のこの上奏は天宝十四載（755）に行われている。当時、唐はすでに石堡城を奪取していたのみならず、河西九曲の地まで支配下に組み

---

[66] 佐藤 1978, pp. 146-147.

[67] スムパのルについては、Tucci 1956, pp. 76-79, 83, 佐藤 1978, pp. 376-379, 岩尾 2000, p. 2, Dotson andHazod 2009, pp. 168-169 等参照。

[68] Tucci 1956, p. 87 及び佐藤 1978, p. 381 参照。

[69] ［史料］『賢者喜宴』Ja 章 20 葉。

［録文］smad gyi dpa’ sde ni rma pom ra man chad ka thang klu tshes yan chad na mthong khyab srid sde dgu dang ’a zha stong sde drug gnas pa la /

［和訳］低部の勇士団は、マポムラからカタン・ルツェまでにおいて、トンキャブの九つの srid 部落と吐谷渾の六つの千戸が存在することで［後略］。

[70] 佐藤 1978, pp. 381-383.

込むことに成功しており[71]、隴右節度使の哥舒翰は最前線で経略を指揮する立場にあった。それを考慮すれば、「河北の吐渾部落」はいまだ吐蕃の支配下にあるものの、すでに哥舒翰にとって、次の攻略目標に入っているような存在ではなかったか。筆者はこの「河北」を、佐藤氏のいうところの「黄河第二段」の北側とみなし、さらにそこに存在する「吐渾部落」が『賢者喜宴』に記された「吐谷渾の六つの千戸」と結びつくのではないかと推測する。

このように、鄯城を出て五百里から五百五十里の地域、さらに黄河の北側、特にその第二段の地域に吐谷渾人たちの集住する場所が存在したことを確認できるが、もちろん、青海湖周辺にも吐谷渾人は変わらず居住していた。郭元振は上奏文において、「青海の吐渾」に言及している[72]が、それは郭元振が吐蕃に使者として行き、論欽陵（ガル・チンリン）に会って帰ってきた後に提出されている[73]ので、7 世紀末頃の状況を反映していると考えられる。さらに『全唐詩』に残る呂温という人物の詩でも、吐谷渾（退渾）は青海湖とセットになって言及されている[74]。『全唐文全唐詩吐蕃史料』に載せられた呂温小伝によれば、彼は貞元二十年（804）に使節の一員として吐蕃に赴き、元和元年（806）に帰還している［pp. 348-349］ので、9 世紀初頭の状況だと分かる。

以上、紹介した史料を地図上に落としたものが、下の地図である。むろん、これら地域すべてが直ちに吐谷渾国の領域であったと断定するのは難しい。とりわけ黄河第二段に存在した「吐谷渾の六つの千戸」は、駐屯軍として域外に置かれた可能性が考えられるからである。とは言え、吐蕃の征服によりその支配下に入った地域の多くをカヴァーしていると言えるだろう[75]。そして、敦煌チベット語文献に現れる「吐谷渾国（’A zha yul）」、漢語

---

[71] **第二章（1）②**参照。

[72] ［史料］『旧唐書』巻 97 郭元振伝，p. 3043.

［原文］然青海吐渾密邇蘭鄯。比爲漢患，實在玆輩。

［訓読］然るに青海の吐渾は密かに蘭・鄯に邇づく。比、漢患を爲すは，實に玆の輩に在り。

［和訳］しかしながら青海の吐谷渾はひそかに蘭州，鄯州に忍び寄っている。最近、唐に災いをなしているのは、本当のところ、この連中である。

[73] 『旧唐書』巻 97, pp. 3042-3043.

[74] ［史料］『全唐詩』巻 371, p. 4171.

［原文］蕃中答退渾詞二首。退渾種落盡在而爲吐蕃所鞭撻。有譯者訴情於予，故以此答之。

退渾児。退渾児。朔風長在氣何衰。萬羣鐵馬從奴虜。強弱由人莫歎人。

退渾児。退渾児。冰消青海草如絲。明堂天子朝萬國。神島龍駒將與誰。

［訓読］蕃中、退渾に答うの詞二首。退渾種落は盡く在るも吐蕃の鞭撻する所と爲る。譯者の情を予において訴うる有れば、故に此を以て之に答う。

退渾児。退渾児。朔風は長在し氣は何ぞ衰えん。萬羣の鐵馬、奴虜に從う。強弱は人に由り、人を歎ずる莫し。

退渾児。退渾児。冰は青海に消え草は絲の如し。明堂の天子、萬國に朝し、神島の龍駒は將に誰に與えんとす。

[75] これ以外にも吐谷渾人の居住した地域について、「吐谷渾の上手万戸」や「新万戸」と

史料に現れる「退渾国」にはこれらの地域を含んでいたとみていいだろう。

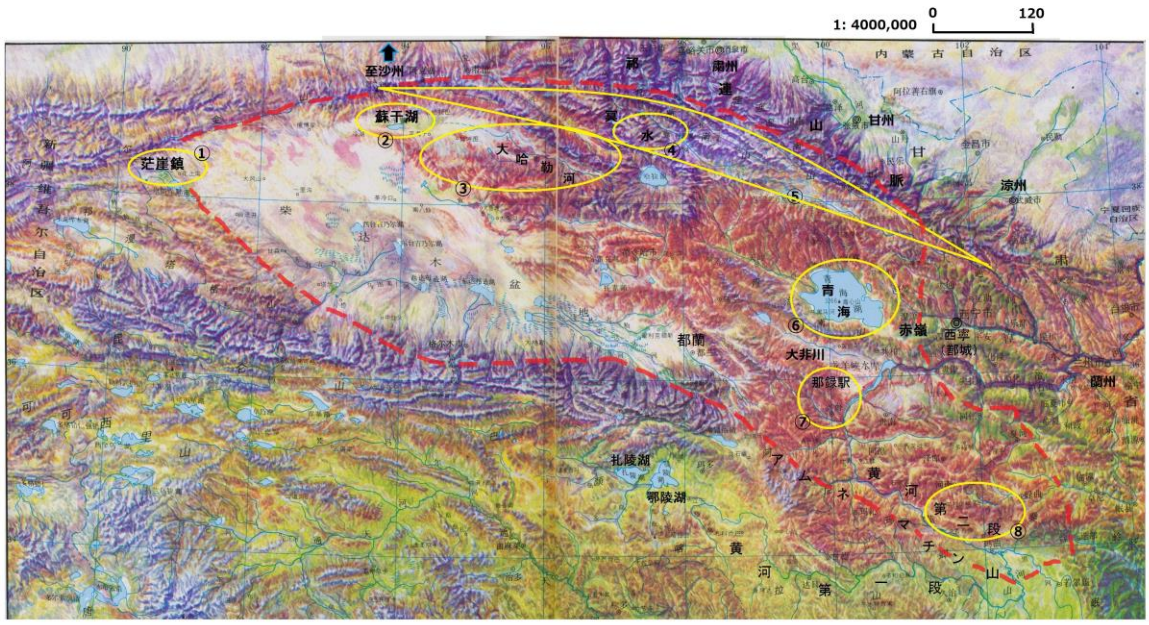


**譚其驤『中国歴史地図集（唐・五代・十国時期）』中国地図出版社，1982を参照し、**
**国家文物局主編『中国文物地図集　青海分冊』中国地図出版社，1996, pp. 5-6を加工して作成。**

**◯①～⑧：吐谷渾人の居住・往来が確認できる地域［序論pp. 9-16に基づく］**
**— — —：吐蕃支配下に入った吐谷渾の領域**

その一方で、吐蕃が吐谷渾を征服した後、少なくとも 8 世紀前半まで、漢語史料に現れるのは「吐渾部落」や「吐渾諸部」であり、「吐渾国」の表現は現れない。たとえば上述の郭元振の提言の中で「吐渾諸部」の表現が用いられ、上に引いた『通典』と『冊府元亀』の記事でも「吐谷渾部落」「吐渾部落」で言及されるのみである。漢語史料に、チベット語'A zha yul の訳語と考えられる「吐渾国」「退渾国」といった表現が現れるのは、8 世紀後半以降である[76]。そのため、以前はこの時期になって、吐谷渾がチベット人から独立し、自身の王である吐谷渾王を持つと考えた研究者もいた[77]。しかし、筆者はこの頃に「国」の実体を持つ吐谷渾集団が現れたというのではなく、記録を残す唐側の態度の変化が関わっていると考える。

第一章で詳しく述べるように、唐は「吐谷渾の故地」を吐蕃と争って敗北している。しかし吐谷渾の正統な支配者はあくまで、唐の擁立した慕容諾葛鉢とその直系子孫という態度を固持し、「青海国王」と可汗の称号を、諾曷鉢の孫宣超の代まで与え続けた[78]。

---

いった行政単位を設けたことを史料上に確認でき、加えて敦煌が吐蕃に占領された後の時代、敦煌文献に複数の吐谷渾の千戸（stong sde）が現れるようになる［**第三章**参照］。

[76] ただし吐蕃が台頭する以前に、吐谷渾が北朝系の政権（北魏～隋）に使節を派遣した時には、しばしば「吐谷渾国」と表記されている。

[77] Demiéville1952, p. 308.

[78] 慕容諾葛鉢が青海国王に封じられたのは、唐亡命後の乾封元年（666）のことである。
［史料］『冊府元亀』巻 964, p. 11170.
［原文］乾封元年五月，封河源郡王慕容諾曷鉢爲青海王。
［訓読］乾封元年五月、河源郡王の慕容諾曷鉢を封じて青海王と爲す。

一方、吐蕃支配下の吐谷渾に存在した「吐谷渾王（’A zha rje）」について、両唐書や『通典』などでは一切、言及がない。上述の敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368 によれば、ツェンポに降嫁する唐のムンセン公主（金城公主）が吐蕃の王女チワンおよびその息子であるマガトゴン可汗（吐谷渾王）とわざわざ対面している[79]ので、唐がこの吐谷渾王について、まったく情報を持っていなかったとは考えにくい。おそらく、知っていて黙殺したのではないだろうか。

しかし時間が経過し、吐蕃の青海支配が既成事実化していくと、唐側も態度を改めざるを得なかったようである。まず青海国王号と可汗号の継襲は宣超をもって、しばらく途絶える[80]。8 世紀後半、慕容復の時に一度復活したが、彼の死後、それも途絶えたと伝えられている[81]。それと呼応するように、吐蕃統治下の地域にある吐谷渾の「国」が漢語史料に現れはじめる。おそらくその最も早い記述は、『旧唐書』巻 103 王忠嗣伝のものであろう。そこでは吐谷渾を墨離に攻撃し、その「全国」を虜としたと記されている[82]。その後、敦

---

［和訳］乾封元年（666）五月、河源郡王の慕容諾曷鉢を冊封して青海王とした。

『冊府元亀』では「青海王」とするが、『新唐書』巻 221 上, p. 6227 では「青海国王」となっている。また吐谷渾慕容氏（**附章 1. 吐谷渾慕容氏**参照）の墓誌では、すべて「青海国王」と記しており、おそらくこちらが正式に与えられた王号であったと考えられる。

慕容諾曷鉢の死後、「青海国王」の称号が可汗号と共に嫡子の慕容忠、さらにその子の慕容宣超へと世襲された［村井 2003］。なお近年公刊された慕容環墓誌にも、慕容諾曷鉢から、忠、宣超への青海国王号の継襲が明記されている［陳 2014, p. 62］。

79 ［史料］IOL Tib J 1368, ll. 21-28.

［原文］(21) lo sar dang dbyar sla ra ba’i sku bla ched po gsol / / de nas zla ba [ (22) bcan gyI [---] / rgya rje’i sras mo mun sheng khong co bzhe[s] [ (23) zhang btsan to re dang / ’bro zhang khri [bzang] kha ce stang dang / cog ro [ (24) [drang ste] mch[i]s nas / de nas btsang mo khri bangs dang sras ma [ (25) gshegs nas / / yum sras kyi zham ring du / / ’a zha’[i] zhang lon ched po [ (26) da red blon yi dang / / mug lden da’I dvon sod dang / / [-] [-] dpon wang [ (27) [-]o [-] [du]ng / phu’i thob pa / / thabs can gi mchis brang la stsogs [ (28) mun sheng khon co dang m[ja]l nas /

［和訳］(21) 新しい年となり、初夏月の大クラを開催なさった。そこで、月（？）…… (22) ツェンの……唐天子の御息女ムンセン公主（＝金城公主）［という方が］…… (23) 尚ツェントレとド尚チサン・カツェタンとチョクロ…… (24)［先導して］きまして、そこで王女チワンと御子息マ［ガトゴン可汗］…… (25) お行きになって、御母子のお供に吐谷渾の宰相（zhang lon ched po）…… (26) ダレ・ロンイとムクデン・ダイヴォンソェーと…長［である］ワン…… (27) ……上位を得た人、位階持てる者の妻たちが……(28) ムンセン公主と対面して、互いに挨拶した。

80 村井 2003, p. 44. また本論文の**附章**参照。

81 『旧唐書』巻 198 西戎伝吐谷渾の条，p. 5301.

82 ［史料］『舊唐書』巻 103 王忠嗣伝， p. 3199.

［原文］五年正月，河隴以皇甫惟明敗衂之後，因忠嗣以持節充西平郡太守，判武威郡事，充河西隴右節度使。其月，又權知朔方、河東節度使事。［中略］後頻戰青海、積石，皆大克捷。尋又伐吐谷渾於墨離，虜其全國而歸。

［訓読］五年正月、河隴は皇甫惟明の敗衂の後を以て、忠嗣の持節充西平郡太守，判武威郡事を以てするに因り、河西隴右節度使に充つ。其の月、又、朔方，河東節度使の事を權知せしむ。［中略］後に頻りに青海，積石に戰い、皆、大いに克捷す。尋いで又、吐谷渾を墨離に伐ち、其の全國を虜にして歸る。

［和訳］天宝五年（746）正月、河西，隴右は皇甫惟明の敗北の後、王忠嗣が持節充西平郡太守、判武威郡事であることによって、河西隴右節度使に充てた。同じ月に、ま

煌漢語文献 P.ch.2555「佚名氏詩五十九首」の第一首[83]や P.ch.2962「張議潮変文」、さらに『旧唐書』吐蕃伝[84]などにおいて、「吐渾国」「退渾国」の表記が現れるようになる。この内、P.ch.2555 は唐蕃の戦争の最中、吐蕃の捕虜となった人物の手による詩と考えられている[85]。『旧唐書』吐蕃伝の該当部分は、長慶会盟時に盟約を結んだ劉元鼎が吐蕃に赴いた時の記事の一部分である[86]。そして P.ch.2962「張議潮変文」は、敦煌の帰義軍政権初代節度使張議潮の事跡を伝えるもので、帰義軍の遠征先として「退渾国」が現れる[87]。

さらに「吐谷渾国」に言及した史料は日本にも残されている。それは日本に将来され、幾度かの転写と 20 世紀初頭の写真撮影を経て、現在まで内容が伝わった「蕃漢対照東洋地図」である。この地図の原本は成立した時点ですでに古くなっていた情報を一部含むものの、「唐」「吐蕃」「迴骨（ウイグル）國」といった、およそ当時のユーラシアに存在した国・地域が漢字とチベット文字で表記されており、8 世紀末から 9 世紀中葉に制作されたと推定されている[88]。

その地図の中で唐に隣接する形で描かれた四角の中に、「吐蕃」「宗掲（ツォンカ）國」

---

た、朔方，河東節度使の事を兼任させた。［中略］後に何度も青海，積石に戦い、すべて、大いに勝った。続けてまた、吐谷渾を墨離に撃ち、その全国を虜にして帰還した。

83 ［史料］P.ch.2555「佚名氏詩五十九首」の第 1,2 首（録文：高 1982）

［原文］冬出燉煌郡入退渾國。朝發馬圈之作

西行過馬圈，北望近陽關。回首見城郭，黯然林樹間。

野烟瞑村墅，初日慘寒山。歩歩鍼愁色，迢迢唯夢還。

［訓読］冬、燉煌郡を出でて退渾國に入る。朝に馬圈を發するの作。

西行して馬圈を過ぎ、北望すれば陽關に近し。

回首して城郭を見れば、黯然たる林樹の間。

野烟瞑し村墅、初日慘し寒山。

歩き歩きて鍼は愁色なり、迢迢として唯、夢に還る。

84 ［原文］『旧唐書』巻 196 下吐蕃伝，p. 5266.

［史料］東北去莫賀延磧尾。闊五十里，向南漸狹小。北自沙州之西乃南入吐渾國，至此轉微。故號磧尾。

［訓読］東北のかた莫賀延磧尾を去る。闊さは五十里にて、南に向かひて漸く狹小たり。北のかた沙州の西より乃ち南のかた吐渾國に入り、此に至りて微に轉ず。故に磧尾と號す。

［和訳］東北方面で莫賀延磧尾を隔てる。広さは五十里で、南に向かってしだいに狭くなっていく。北で沙州の西から南へ吐渾国に入り、ここに至って［砂漠が］なくなりはじめる。だから磧尾という。

85 高 1982, p. 1. またこの詩については、Demiéville 1952, p. 307-308 も参照。

86 なお、『新唐書』巻 216 下吐蕃伝下（p. 6104）の同じ事件を扱った部分では、「吐谷渾」となっている

87 **第二章 3.** を参照。

88 「蕃漢対照東洋地図」の研究の経緯、原本の作成年代、そこに現れる国々については、森安 2007b, pp. 7-18 を参照。また森安 2007b に、寺本 1931 の地図が転載されているので併せて参照。

と並んで、「逮混國」が描かれている。逮混の中古音は *d'ậi- γuən:*であり[89]、明らかに退渾のヴァリアントとみなすことができる。絵図で吐蕃と同じ囲みの中に入れられている点、そして東で唐、北でウイグルに臨むというおよその位置から、これもまた吐蕃統治下にあった「吐谷渾国」を表しているとみてよい。

さらにペルシア語で書かれた地理志にも、吐谷渾国のことを表したと考えられる記録が存在する。それは『世界境域志』[90]の第 11 章「チベットの国とそのまち」の第 7 節に挙げられた*Ajāyul であり、その第一節（英訳）には「草原と牧草地とチベット人のフェルト帽がある土地」と記されている[91]。このように「吐谷渾国（'A zha yul）」は漢籍史料以外の史料にも痕跡をとどめている。

**（2）ボンダゲル（'Bon da rgyal）／ダゲル（Da gyal）の出自について**

さらにもうひとつ問題を取り上げたい。それは OTA に現れるダギェル（Da gyal）姓の人物が吐谷渾系か、そうではなくチベットのダクポ（Dag po）系かという論争である。

OTA において、この姓を帯びる人物として、ダギェル・マンポジェ（Da rgyal Mang po rje, OTAver. 1, 653, 659 年の条）とボンダギェル・チスン（'Bon da rgyal Khri zung, OTA ver. 1, 675, 687, 688, 690, 694 年の条）、そしてボンダギェル・ツェンスン（'Bon da rgyal Btsan zung, OTA ver. 1, 706, 707, 711, 712, 713, 714 年の条）の 3 人が登場する[92]。この内、ダギェル・マンポジェは 659 年に吐蕃の軍を率いて蘇定方と戦い、戦死している。さらにボンダギェル・チスンは議会招集者として何度か言及されており、その内、二度（687, 690 年）はガル氏らと連名で議会を招集している。同様にボンダギェル・ツェンスンも議会招集者として時の大論らと並んで名前が挙げられている。

もし彼らが吐谷渾系だとすると、早くも 7 世紀中葉から 8 世紀初頭の段階に吐谷渾系の一族が中央政権で高位の地位を手に入れ、外征や内政に関与していたことになる。この見解は Thomas 氏を嚆矢とし［TLTD2, p. 5, 38, TLTD3, 1］、Tucci［Tucci 1950, pp. 63-64］, Petech［Petech 1967］, Richardson［Richardson 1977］, 山口瑞鳳［山口 1983, p. 652 等］, 胡小鵬［胡 1985］, 周偉洲と楊銘［周&楊 1990, p. 103］, 林冠群［林 2010, p. 98］といった諸氏によって支持されてきた。

しかし、その根拠はと言えば、かなり薄弱なものである。TLTD を読む限り、この説を最初に唱えた Thomas 氏は、ダギェル（Da rgyal）姓が吐谷渾王（'A zha rje）と同じ称号（'bon/dbon）を保持しているという理由で、両者が同じものと推定したに過ぎないようである［TLTD2, p. 5］。山口氏は独自に'Bon を吐谷渾可汗の姓である「慕容」をチベット語

---

[89] Karlgren 1964, pp. 139, 117.

[90] 『世界境域志』は著者未詳の地理志で、982/ 983 年に北アフガニスタンの地方君主に献呈された［『アジア歴史研究入門 4 』1984, pp. 622-623］。英語訳注として、Minorsky 1937 がある。

[91] Minorsky 1937, pp. 93, 258-259, Beckwith 1989, p. 169. 以下に Minorsky の英訳を掲げる。

> *AJĀYUL, a place with pastures, meadows (*marghazār*), and felt-huts of some Tibetans. When the Tubbat-khāqān dies and from the said tribe (i.e. the M. yūl tribe?) no one remains, the people elect a chief (mihtar) from among these *Ajāyul.

[92] Dotson and Hazod 2009, pp. 84-109.

で音写したと考えるが、「慕容」と「da rgyal」が併記される奇妙さに加え、実のところ唐側の史料ではボン・ダギェル（’Bon da rgyal）を「坌達延」ないし「（分＋虫）達焉」と転写している。唐側によく知られた「慕容」を使わないのはいかにも奇妙で、この意見は受け入れがたい。林冠群氏はダギェル（Da rgyal）の「Da」を、後述する吐谷渾系のダレ（Da red）姓の「Da」と結びつけんとする［林 2000, p. 55］が、これも想像の域を出ない。

一方で、ダギェル（Da rgyal）姓をダクポ（Dag po）系とみなしたのは、Uray 氏が最初［Uray 1963, p. 206］で、この意見は Uebach 氏［Uebach 1997, p. 61 注 17］, Dotson 氏［Dotson and Hazod 2009, p. 35］, Taenzer 氏［Taenzer 2012, p. 159］らによって支持されている。この説について、Uray 氏は短いドイツ語論文で次のように述べている［Uray 1963, p. 206］。

> Die Würde des ’bon Da-rgyal hatte Thomas mit der des ’bon ’A-ža-rje identifiziert. Für diese Identifizierung kann man aber weder bei Thomas noch in dem Quellenmaterial selbst Bestätigung finden. Anderseits kann aber aus den Versionen des sog. Katalogs der Fürstentümer ferner aus dem Türkiskatalog eines mythologischen Textes nachgewiesen warden, daβ der Titel Da-rgyal/ Dar-rgyal eine Variante des Titels Dags-rgyal ’König von Dags’ darstellt.
>
> （’bon Da-rgyal の地位を Thomas は’bon ’A-ža-rje のそれに同定した。これらの同定について、しかしながら Thomas においても、あるいは文献においても、証拠さえ見つけられない。しかしながら、他方に於いていわゆる「小王国表」のあるヴァージョンに、さらにある神話テキストのトルコ語での一覧表の中に、以下のことが証明される。Da-rgyal/ Dar rgyal の称号が、Dags-rgyal すなわち Dags の王の称号のヴァリアントを表しているということである。）

遺憾なことに、根拠となる「『小王国表』のあるヴァージョン」と「ある神話テキストのトルコ語での一覧表」について、Uray 氏はこの論文中で書誌情報を挙げていない。しかし幸いなことに、山口氏や Dotson 氏が自著の中で捕足を行っている。それによって少なくとも『小王国表』のあるヴァージョンとは、Thomas 氏の AFL（*Ancient Folk-literature from North-Eastern Tibet*）で言及された IOL Tib J 734 のことであり、その中でダギェル・トゥクシン（Dar rgyal Sprog zin）なる人物が「Dags 国［の］黒土（Dags-yul Shing nag）」の君主であること、そして P.t.1286 においてトクシン（Sprog zin）の名を持つダギェル・トクシン（Dags rgyal Sprog zin）がダク（Dags）の Gru bzhi（四 gru?）の君主に任じられていることが確認されている[93]。残念ながら、「ある神話テキストのトルコ語での一覧表」を筆者は特定できなかった。現時点でダギェル（Dar rgyal）が「ダクの王（Dags rgyal）」のヴァリアントである証拠として、挙げることができるのは、IOL Tib J 734 の一例のみである。ゆえに、この一例を「単なる誤写・誤記の類を出ない」と述べる山口氏の意見（山口 1983, p. 652）も無視するわけにはいかない。

つまり先行研究で述べられたことの論拠を辿っていくと、実はダギェル（Da rgyal）姓が吐谷渾系だと述べる意見も、ダクポ（Dags po）系だと述べる意見も、どちらも十分な根拠

[93] 山口 1983, p. 652, Dotson and Hazod 2009, p. 35.

を備えているわけでないことを見てとれる。

ただ OTA に現れるダギェル（Da rgyal）姓の人物が他の大臣と併記される時、いずれの場合も筆頭で名前を挙げられること、しかも大論より前に名を挙げられていることは注意に値する[94]。

この内、OTA の 706 年の条と 711 年の条に名前が現れるボンダギェル・ツェンスン（'Bon da rgyal Btsan zung）は、唐側の記録で「坌達延」等の表記で現れる人物に比定されている。坌達延は大軍を率いて唐の東境に侵入したのみならず、唐の宰相姚崇に書簡を送って盟約を結ぶことを要請するなど、唐側に名の知れた人物だった[95]。また『冊府元亀』巻 972 の記事から、唐側では彼を可敦の下、論乞力徐の上という位置に置いている[96]。

以上をまとめると、ダギェル（Da rgyal）/ ボンダギェル（'Bon da rgyal）姓の 3 人の人物が 7 世紀後半から 8 世紀初頭にかけて、吐蕃中央の政治に一貫して関わり、相当に高位の序列にあったことが改めて確認できる。しかしその出自に目を転じれば、決定打となる史料はいまだ存在せず、わずかにダクポ（Dags po）系に有利な史料がひとつ存在するのみである。ここでは、ダギェル（Da rgyal）姓の人物たちを吐谷渾系とみなし論を組み立てることは、砂上に楼閣を築く危険をおかしているということを確認できれば、十分であろう。

## 小結

---

[94] OTA ver. 1 の 678, 690, 694, 706, 707, 711, 712, 713, 714 年の条［Dotson and Hazod 2009, p. 92-109］。

[95] 佐藤 1958, p. 432 等。

[96] 佐藤 1958, p. 490.

［原文］『宋本冊府元亀』巻 972 外臣部褒異の開元七年（719）六月条, p. 3873.

［史料］戊辰。吐蕃遣使請和，大享其使。因賜其束帛，修用前好，以雑綵二千段賜贊普，五百段賜贊普祖母，四百段賜贊普母，二百段賜可敦，一百五十段賜坌達延，一百三十段賜論乞力徐，一百段賜尚贊咄。及大將軍大首領各有差。皇后亦以雑綵一千段賜贊普，七百段賜贊普祖母，五百段賜贊普母，二百段賜可敦。

［訓読］戊辰。吐蕃、遣使し和を請へば、大ひに其の使を享す。其れに束帛を賜り、前好を修用せんとするに因り、雑綵二千段を以て贊普に賜り、五百段もて贊普の祖母に賜り、四百段もて贊普の母に賜り、二百段もて可敦に賜り、一百五十段もて坌達延に賜り、一百三十段もて論乞力徐に賜り、一百段もて尚贊咄に賜る。大將軍大首領に及んでは各、差有り。皇后も亦た雑綵一千段を以て贊普に賜り、七百段もて贊普の祖母に賜り、五百段もて贊普の母に賜り、二百段もて可敦に賜わる。

［和訳］戊辰。吐蕃は使者を派遣して、講和を求めてきたので、盛大にその使者をもてなした。彼らに束帛を賜り、以前のよしみを修用しようとすることによって、雑綵二千段をツェンポに賜り、五百段をツェンポの祖母に賜り、四百段をツェンポの母に賜り、二百段を可敦に賜り、一百五十段を坌達延に賜り、一百三十段を論乞力徐に賜り、一百段を尚贊咄に賜る。大将軍，大首領については、それぞれ差をつけた。［玄宗の］皇后もまた雑綵一千段をツェンポに賜り、七百段をツェンポの祖母に賜り、五百段をツェンポの母に賜り、二百段を可敦に賜った。

以上、述べてきたことをまとめると次のようになる。

①チベット語の’A zha は、漢語で吐谷渾（吐渾，退渾）と呼ばれた。

②IOL Tib J 1368 の内容年代決定は、Petech 氏や Uray 氏が唱えたように 706~714 年が正しい。それゆえ、これを 636~643 年とみなして山口氏が立てた仮説のいくつかは退けられなければならない。

③吐谷渾人が集住していた地域について、チベット語史料、漢語史料から確認した。吐谷渾国（’A zha yul）の範囲は、およそ現在の黄河最上流域から青海湖周辺、河西回廊の南にある山南地域に及び、北西では蘇干湖盆地、薩毗城で尽きると考えられる。

④ダギェル（Da rgyal）姓の人物たちの出自を特定するには、史料が決定的に不足している。これを吐谷渾系とみなして、仮説を組み立てるのは危険である。

序論としてはやや長くなったが、ここで述べたことに基づいて、以下本論を始めたい。

## 第一章　吐蕃による吐谷渾支配とガル氏

### はじめに

6 世紀後半、吐蕃はチベット初の統一政権として歴史上に現れる。それ以前、チベット高原各地は、複数の「小王（ギェルテン、rgyal phran）」が中小の政治集団を率いて割拠する状態にあった[97]。後に全チベットの君主となるツェンポ（Btsan po, 賛普）の一族も、もとを正せばヤルルン（Yarlung）という、ヤルツァンポ河の支流に位置する一渓谷の王に過ぎなかった。

吐蕃の中央政権はツェンポを頂点として、その下で様々な氏族出身の大臣たちが政治に参画する体制を取った[98]。これらの氏族の多くは元々、他の小王国の君主や大臣であったものが、ヤルルン王家が勢力を拡大する過程で順次、その政権に取り込まれていったと考えられている。7 世紀後半、親子二代にわたって 3 人の大論（blon che, 吐蕃中央政権における首班。原則一人が任命された）[99]を輩出し、絶大な権力を振るったガル氏（【ガル（Mgar）氏系図】参照）も、元をたどればゲーポ（Ngas po）の王家に仕える一族であった[100]。

659 年にはじまる吐谷渾征服を指揮したのは、このガル氏出身の大臣ガル・トンツェン・ユルスン（Mgar Stong rtsan yul zung, 生没年：?~667 年，以下ガル・トンツェン）である。ガル氏は 698 年に君主であるツェンポのチ・ドゥースン（Khri ’dus srong, 在位：676～704）に粛清されるまで、吐蕃の内外の政治を一手に担った一族として知られている。粛清直後、ガル氏の残党は唐（武周）へ亡命するが、興味深いことにその時に多数の吐谷渾人がつき従っていた。その背景として、陳国燦氏は、漢文史料の記述を引いて吐蕃征服後の吐谷渾が一貫してガル氏一家に支配されていた点を指摘する[101]。陳氏の意見は卓見であるが、短い指摘にとどまり、ガル氏が吐谷渾支配にどういう形で関与したかは、十分に述べられていない。さらに、これまでガル氏粛清事件が吐蕃の吐谷渾支配にどのような影響を及ぼしたか、その結果、吐谷渾支配がどのような展開を迎えたか、その経過は必ずしも明らかにされてこなかった。筆者は吐蕃の吐谷渾支配の初期において、ガル氏が果たした役割と、ガル氏粛清がもたらした影響、そしてその後の吐蕃と支配下にある吐谷渾の関係を、ひとつらなりの問題として検討する必要があると考える。

以上のような問題点から出発し、本章では吐蕃が吐谷渾を征服し、支配下に置いていく過程を探る。特に 7 世紀後半の吐蕃の中央政権において、独占的に権力を振るったガル氏の構成員にスポットライトを当てて、彼らが吐谷渾の征服と統治にどう関わったか、そしてガル氏粛清の後、吐蕃の吐谷渾支配がどのように展開したかを考察していきたい。

---

[97] 小王（ギェルテン）については、Lalou 1965, 林 2000, pp. 1-2 参照。

[98] 「氏族」の規模や性質は、未だはっきりしていない（スネルグローブ／リチャードソン 1998, pp. 9-10）。中央政権に参画した代表的な氏族とその大臣については、Richardson 1967, p. 6, Richardson 1977, 林 2010 参照。

[99] 大論については、佐藤 1959, pp. 719-733, 山口 1983, pp. 473-477, 林 2011, pp. 606-612 を参照。

[100] Lalou 1965, p. 199. ガル氏については、佐藤 1958, pp. 300-388, 李 1981, Richardson 1990b, Kerihuel 2011 等を参照。

[101] 陳 1987, p. 12.

## 1. ガル氏と吐谷渾

【ガル（Mgar）氏系図】[102]

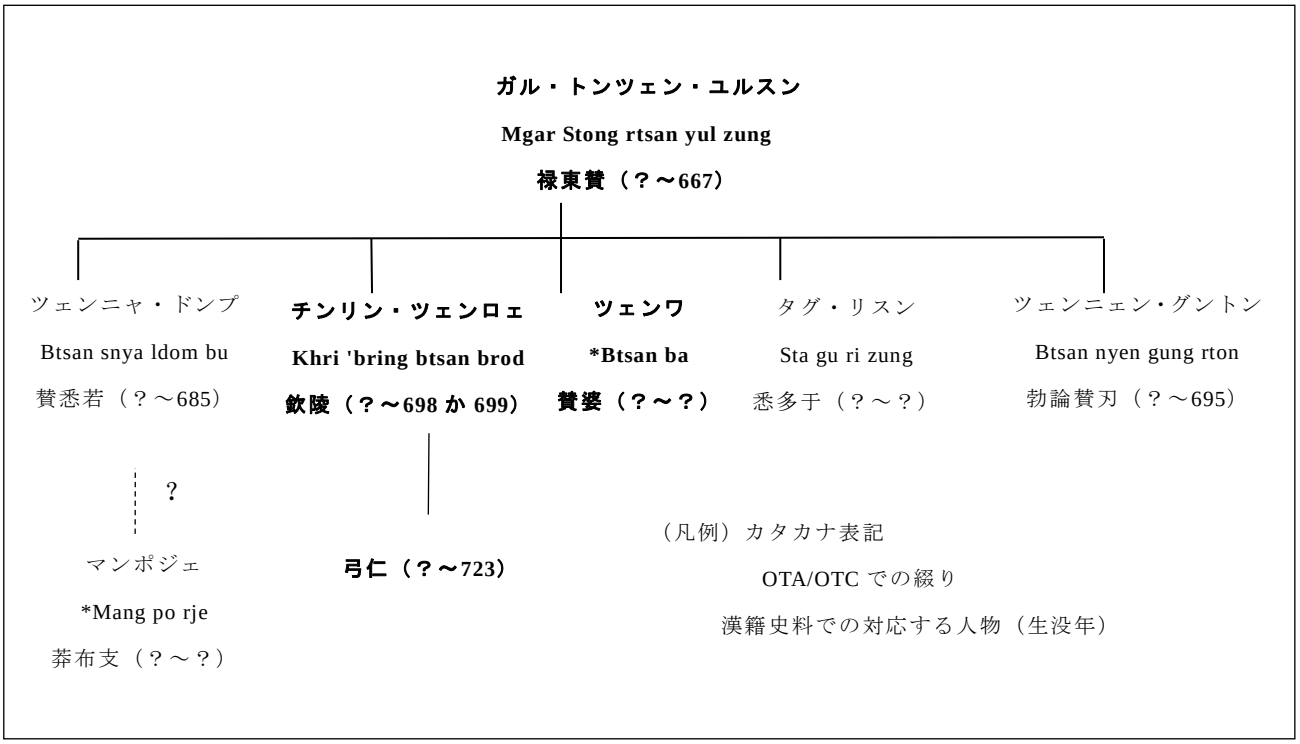


すでに佐藤長氏らによって指摘されているように、ソンツェン・ガンポ（Srong btsan sgam po，在位：6 世紀末？～649 年）の死後、続くマンソン・マンツェン（Mang slon mang rtsan, 在位：649～676 年）とチ・ドゥースンの時代、ガル・トンツェンとその息子たちは、内政・外政のあらゆる面で華々しい功績を立てた[103]。

ガル・トンツェン[104]は、ソンツェン・ガンポと、彼の孫マンソン・マンツェンに仕えた重臣であり、ソンツェン・ガンポの在世中、文成公主を迎えるために唐へ赴き、太宗から異例の礼遇を受けたこと[105]は特に知られている。また国内では、軍戸・民戸の制定（654 年）、法典の制定（655 年）を行うなど国家制度の整備に務める[106]一方、652 年にロウォ（Glo

---

[102] 『旧唐書』巻 196 上，p. 5223 は、ガル・トンツェンに贊悉若・欽陵・贊婆・悉多于・勃論の五人の子がいたことを伝えている。各人の比定とその先行研究は、佐藤 1958 を参照した（以下の（　）内の数字は、佐藤 1958 の頁数）。贊悉若＝ツェンニャ・ドンプ（pp. 314-315）、欽陵＝チンリン・ツェンロェ（pp. 344-345）、贊婆＝ツェンワ（*Btsan ba, p. 334）、悉多于＝タグ・リスム（Sta gu ri zum, pp. 355-357）、勃論＝ツェンニェン・グントン？（Btsan nyen gung ston，勃論贊刃、p. 359）。この内、ツェンワのみは漢語からの推定復元で、彼の名は OTA にも OTC にも見えない。

[103] 佐藤 1958, pp. 300-388.

[104] ガル・トンツェンの事績は前掲注 101 に加え、山口 1983, pp. 438-442 等を参照。

[105] 『旧唐書』巻 196 上，pp. 5222-5223，『新唐書』巻 216 上，p. 6075.

[106] ［史料］OTA ver. 1, ll. 27-30，トラ年（654）の条及びウサギ年（655）の条。

［録文］(27) (vermilion<) $ /:/ stagI lo la bab ste (>vermilion)/ btsan pho mer khe na’ bzhugs shIng / blon che stong rtsan gyis / mong pu sral ’dzong du’ (28) bsduste / rgod g.yung dbye zhing / mkho sham chen pho bgyI ba’I rtsis mgo bgyI bar lo gchIg / (29) $ /:/ yos bu’I lo la bab ste’ / / btsan po mer khe na bzhugs shing / blon che stong rtsan gyIs / ’gor tIr / bka’ / (30) grIms gyI yi ge brIs phar lo gchig /

［和訳］(27) トラ年になり、ツェンポはメルケにいらっしゃり、大論トンツェンがモンプ・

bo）とツァンリャ（Rtsang rhya’）に出征し[107]、さらに顕慶元年（656）には 12 万の軍勢を率いて白蘭に侵攻した[108]。このように吐蕃第一の重臣として、内外の政治を指導したガル・トンツェンにとって、659 年に始まる吐谷渾征服はまさに生涯の最後を飾る大仕事であった[109]。

吐谷渾征服の開始から 4 年後の龍朔三年（663）、吐谷渾の可汗である慕容諾曷鉢は、吐蕃の攻撃を支えきれず、ついに妻の弘化公主を伴って涼州へ出奔する。最高君主の逃亡により、両唐書等はこの年をもって吐谷渾は滅亡したとみなしている[110]。しかし、この後も

---

レルゾンに (28)［議会を］招集して、軍民を分けて、大行政（mkho shamchen po）を行うマニュアルを作成して、1 年［となった］。(29) ウサギ年になり、ツェンポはメルケにいらっしゃり、大論トンツェンがゴルティにおいて、(30) 法律の書（bka’ grIms gyI yi ge）を書いて 1 年［となった］。

[107] 両地名については、山口 1983, p. 439 を参照。史料は以下の通り。

［史料］OTA ver. 1, ll. 21-22, ネズミ年（652）の条。

［録文］(21) (vermilion<) $ /:/ byI ba’I lo la bab ste / (>vermilion) btsan po nyen kar na bzhugs shIng / blon che stong rtsan gyis glo bo dang rtsang rhya’ (22) bkug phar lo gcIg /

［和訳］(21) ネズミ年になり、ツェンポはネンカルにいらっしゃり、大論トンツェンがロウォとツァンリャ (22) を従えて［lit. 呼び集めて］1 年［となった］。

[108] 白蘭については山口 1970, pp. 3-13 等。史料は以下の通り。

［史料］『宋本冊府元亀』巻 995, 中華書局影印本, p. 4017.

［原文］十二月吐蕃大將禄東賛、率兵一十二萬擊白蘭氐。苦戰三日，吐蕃初敗後勝，殺白蘭千餘人屯軍境上以侵掠之。

［訓読］十二月、吐蕃の大將禄東賛は兵一十二萬を率いて白蘭氐を撃つ。苦戰すること三日、吐蕃は初め敗れ後に勝ち、白蘭千餘人を殺して軍を境上に屯じ以て之を侵掠す。

［和訳］［顕慶元年（656）］十二月、吐蕃の大将である禄東賛（ガル・トンツェン）は兵 12 万人を率いて白蘭氐を攻撃した。三日間苦戦し、吐蕃は当初は敗北したが後に勝利し、白蘭人千人余りを殺して軍を境界上に駐屯させて白蘭を略奪した。

[109] ［史料］OTA ver.1,ll.36-38, ヒツジ年（659）の条。

［録文］(36) blon che stong rtsan ’a zha yul na mchIste / (37) da rgyal mang po rjes / mtsho nag stong rur / rgya se’u den pang dang / nol thabs bgyIste / da rgyal gyang gum zhing (38) brgyad khrI stong la rdugs phar lo gcig /

［和訳］(36) 大論トンツェンが吐谷渾国にいて、(37) ダギェル・マンポジェがツォナクトンルで、中国［の将軍の］蘇定方（Se’u den pang）と交戦し、ダギェルさえ死んだが、(38) 8 万［の中国人兵士］を千に減らして、1 年［となった］。

上記資料に現れる Se’u den pang が蘇定方に比定されることは、DTH, p. 32 及び佐藤 1958, p. 310, Petech 1967, p. 258 等参照。なおガル・トンツェン（禄東賛）は顕慶五年（660）八月、子の起政を派遣し、吐谷渾を攻撃させた［『資治通鑑』巻 200,p. 6321］。起政はガル・トンツェンの息子ツェンニャ・ドンプ（Btsan snya ldom bu）かチンリン・ツェンロェ（Khri ’bring btsan brod）かと考えられる［周 2006（初出 1985）, p. 105, 林 2011, pp. 231-232］が、起政の中古音 *k’ji: tśi̯äng-* [Karlgren 1964] はどちらも一致しない。ガル・トンツェンの諸子は、前掲の【ガル氏（Mgar）系図】を参照。

[110] ［史料］『旧唐書』巻 198, p. 5301.

［原文］吐谷渾自晉永嘉之末，始西渡洮水，建國於羣羌之故地。至龍朔三年爲吐蕃所滅。凡三百五十年。

［訓読］吐谷渾は晉の永嘉の末より、始め西のかた洮水を渡り、羣羌の故地に建國す。龍朔三年に至り吐蕃の滅ぼす所と爲る。凡そ三百五十年なり。

ガル・トンツェンは 666 年まで吐谷渾に滞在し続けており、実際には可汗亡命後も征服事業は継続したようである[111]。おそらく抵抗を続ける勢力があったかと思われるが、さらに慕容諾曷鉢は唐から冊封され、河源郡王と烏地也拔勒豆可汗の称号を与えられていた[112]ため、唐がこれを口実に青海に派兵する可能性も警戒せねばならなかっただろう。

OTA の記事によって、ガル・トンツェンは 662 年を除く 659 年から 666 年まで、実に足かけ 7 年にわたって吐谷渾国に駐留し続けたことを確認できる［OTA ver. 1, ll. 36-47］。そして吐谷渾征服の総司令官を務めあげ、本国にもどった直後の 667 年にガル・トンツェンは死去する。

ガル・トンツェンが去った後も、吐蕃は着実に吐谷渾に対する支配を固めていった。668 年には、チマコル（Ji ma khol, 大非川）において砦を建設し、続く 669 年には、ツェンポのマンソン・マンツェンが、大勢の吐谷渾人から表敬を受けている[113]。その一方で、吐谷渾征服に目処がつきはじめた頃から、吐蕃はタリム盆地方面へ向けて、侵攻を本格化させる。670 年、唐の安西都護府の治所である亀茲（クチャ）付近にまで、吐蕃軍が迫ったため、唐は安西四鎮を廃止しタリム盆地からの一時撤退を余儀なくされた。そして、この事件が引き金となり、唐はついに吐蕃本土に対する大規模な派兵を決定するに至る[114]。

唐は遠征軍の総司令官として、薛仁貴を邏娑（ラサ）道行軍大総管に任命した。薛仁貴の帯びた官名から、唐はこの時、明らかに吐蕃の中心地域の制圧を視野に入れていたことが分かる。一方で、先に亡命していた慕容諾曷鉢を吐谷渾の故地に帰還させることも、派兵の目的に含まれていた[115]。これらのことにより、唐は積もり積もった対吐蕃問題を、薛

---

［和訳］吐谷渾は晋の永嘉の末年から、最初に西の洮水を渡り、羌族たちの故地に建国した。龍朔三年（663）に吐蕃に滅ぼされた。およそ 350 年続いた。

111 OTA ver. 1, ll. 44-47.

112 **序論 2. (1)** の注参照。

113 ［史料］OTA ver. 1, l. 49-50, タツ年（668）及びヘビ年（669）の条。

［録文］(49) (vermilion<) $ /:/ ’brugI lo la / (>vermilion) btsan po sprags gyI sha ra na bzhugs cIng / jI ma khol du dgra bzher brtsIgs par lo chig (50) / $ /:/ sbrul gyI lo la / btsan po zrId gyi ldu nag na bzhugs shIng / ’a zha mang po pyag ’tsalte gte’u bsdus par lo chIg /

［和訳］(49) タツの年に、ツェンポはタクのシャラにいらっしゃり、チマコルにおいて城塞を建てて 1 年［となった］。(50) ヘビの年に、ツェンポはディのドゥナクにいらっしゃり、大勢の吐谷渾人が表敬し、テウ［に議会を］招集して 1 年となった。

なおチマコル（Ji ma khol）が大非川（現在の沙珠玉河）であることは、Petech1967, p. 250, 山口 1983, pp. 691-693, Beckwith 1987, p. 33, n. 109, 110 を参照。

114 安西四鎮廃止の経緯は佐藤 1958, pp. 319-324, 森安 1984, pp. 7-13, Beckwith 1987, pp. 34-36 等を参照。

115 周 1985［初出 2006］, p. 108. 史料は以下の通り。

［史料］『新唐書』巻 221 上，p. 6227.

［原文］咸亨元年，乃以右威衛大將軍薛仁貴為邏娑道行軍大總管，左衛員外大將軍阿史那道真、左衛將軍郭待封副之，總兵五萬討吐蕃，且納諾曷鉢於故廷。

［訓読］咸亨元年、乃ち右威衛大將軍薛仁貴を以て邏娑道行軍大總管を爲し、左衛員外大將軍阿史那道真、左衛將軍郭待封もて之が副とし、兵五萬を總べて吐蕃を討ち、且つ諾曷鉢を故廷に納めんとす。

［和訳］咸亨元年（670）、そこで右威衛大将軍薛仁貴を邏娑道行軍大総管とし、左衛員外大将軍の阿史那道真と、左衛将軍の郭待封を副とし、兵五萬を統率して吐蕃を討

仁貴を総司令官とする大がかりな遠征によって、一挙に片づけようとしたと考えられる。

しかし大非川における戦いの結果は、唐の大敗に終った[116]。注目すべきは、唐軍を迎え撃った吐蕃側の総司令官（原文は大将）が、ガル・トンツェの息子ガル・チンリン・ツェンロェ（Mgar Khri ’bring btsan brod, 漢籍史料では論欽陵。以下ガル・チンリンで統一）だった点である。そして唐の敗北の結果、ついに吐谷渾全土が吐蕃の支配下に入った[117]。659年にガル・トンツェンが着手した吐谷渾の征服は、息子ガル・チンリンが大非川で挙げた勝利によって完成を見たのである。

ガル・チンリンはその後も、しばしば吐谷渾の地において軍を率い、唐の侵攻を防いでいる。678年には青海のほとりで李敬玄率いる唐軍18万と交戦した[118]。685年には、吐蕃

---

ち、さらに諾曷鉢を元の宮廷にもどそうとした。

[116] 大非川の戦いの詳しい経過は、佐藤 1958, pp. 324-326, 周 2006（初出 1985）, pp. 108-109, 山口 1983, pp.691-694, Beckwith1987, pp. 34-36 を参照。

[117] ［史料］『旧唐書』巻五本紀五高宗上咸亨元年（670）の条，p. 94.

［原文］夏四月，吐蕃寇陷白州等一十八州，又與于闐合衆襲亀茲撥換城，陷之，罷安西四鎮。辛亥，以右威衛大將軍薛仁貴爲邏娑道行軍大総管，右衛員外大将軍阿史那道眞、左衛將軍郭待封爲副，領兵五萬以擊吐蕃。［中略］薛仁貴、郭待封至大非川，爲吐蕃大將論欽陵所襲，大敗。

［訓読］夏四月、吐蕃は白州等一十八州を寇陥し、又、于闐と衆を合はせて亀茲の撥換城を襲ひて之を陥とせば、安西四鎮を罷めり。辛亥、右威衛大將軍薛仁貴を以て邏娑道行軍大総管と爲し、右衛員外大将軍阿史那道眞、左衛將軍郭待封もて副と爲し、兵五萬を領して以て吐蕃を擊つ。［中略］薛仁貴、郭待封は大非川に至るも、吐蕃の大將論欽陵の襲ふ所と爲り、大敗せり。

［和訳］［咸亨元年（670）］夏四月、吐蕃は白州などの十八州を攻め落とし、また于闐（コータン）と軍勢を合わせて、亀茲（クチャ）の撥換城を襲撃して陥落させたため、［高宗は］安西四鎮を廃止した。辛亥、威衛大将軍薛仁貴を邏娑道行軍大総管とし、右衛員外大将軍阿史那道真、左衛将軍郭待封を副将として、五万人の兵を率いて吐蕃を攻撃させようとした。［中略］薛仁貴と郭待封は大非川に到達したが、吐蕃の総司令官である論欽陵（ガル・チンリン）の攻撃を受けて、大敗北を喫した。

［史料］『旧唐書』巻196上吐蕃伝上、p. 5223.

［原文］軍至大非川，爲吐蕃大將論欽陵所敗。仁貴等並坐除名。吐谷渾全國盡没，唯慕容諾曷鉢及其親信數千帳來内屬，仍徙於靈州。

［訓読］軍は大非川に至るも、吐蕃の大將論欽陵の敗る所と爲る。仁貴等は並て坐して除名せられり。吐谷渾の全國は盡く没し、唯だ慕容諾曷鉢及び其の親信、數千帳のみ來たりて内屬すれば、仍ほ靈州に徙せり。

［和訳］［咸亨元年四月、唐の］軍勢は大非川に到達したが、吐蕃の総司令官である論欽陵（ガル・チンリン）に敗北した。薛仁貴たちは全員、連座して除名された。吐谷渾の全土がことごとく失われ、ただ慕容諾曷鉢と彼の腹心たち数千帳がやって来て唐に服属したので、そこで霊州に遷した。

[118] 佐藤 1958, p. 329, Beckwith 1987, pp. 44-45 参照。史料は以下の通り。

［史料］『資治通鑑』巻202, p. 6385.

［原文］丙寅，李敬玄將兵十八萬與吐蕃將論欽陵戰於青海之上，兵敗，工部尚書，右衛大將軍彭城僖公劉審禮爲吐蕃所虜。

［訓読］丙寅、李敬玄、兵十八萬を將て吐蕃の將、論欽陵と青海の上に戦ふも，兵敗れ、工部尚書、右衛大將軍の彭城僖公の劉審禮、吐蕃の虜とする所と爲す。

［和訳］丙寅、李敬玄は兵十八万人をひきいて吐蕃の将軍、論チンリンと青海のほとりに戦ったが、兵は敗北し、工部尚書、右衛大將軍の彭城僖公の劉審禮が吐蕃の捕虜となった。

中央で大論を務めていた兄のガル・ツェンニャ・ドンプ（以下ガル・ツェンニャ）の死去により、ガル・チンリンは大論に就任する[119]。大論となったガル・チンリンはタリム盆地への遠征（687～689）を率い[120]、帰還後、吐蕃本土に居したが、693 年に至って再び吐谷渾の地を踏んだ[121]。その後、ガル・チンリンは 695 年と 696 年にも吐谷渾に滞在し、696 年には、弟のガル・ツェンワ（*Mgar Btsan ba, 贊婆）と洮州域内の素羅汗山で唐軍と戦い、勝利した[122]。その翌 697 年、野狐河で則天武后の使者である郭元振と対面し[123]、698 年冬にはツォンカ（Tsong kha, 青海湖東、湟水と黄河に挟まれた地域）に軍を率いた[124]。とこ

---

119 ［史料］OTA ver. 1, ll. 91-92, トリ年（685）の条。
［録文］(91) shangs gyI sum chu bor / blon chen pho btsan snya gum / bang mo bang kar du blon khrI (92) ’brIng btsan brod blon / chen phor btshug
［和訳］(91) シャンのスムチュポにおいて、大論ツェンニャが死んだ。ワンモ・ワンカルにおいて、論チン (92) リン・ツェンロェを大論に任命した。

120 佐藤 1958, pp. 346-348, 森安 1984, pp. 16-18, Beckwith 1987, pp. 50-52.

121 ［史料］OTA ver. 1, l. 115, ヘビの年（693）の条。
［録文］blon che khrI ’brIng ’a zha yul du mcIs par lo chig
［和訳］大論チンリンが吐谷渾国にいて 1 年［となった］。

122 ［史料］OTA ver. 1, ll. 121-124, ヒツジ年（695）およびサル年（696）の条。
［録文］(121) blon che khri ’bring (122) ’a zha yul du mcIs shing / stag la rgya dur du rgya’I dmag pon wang zhang sho dang g.yul sprade rgya mang po bkuM bar lo chig / (123) $ / spre’u lo la / btsan po zrId mda’ na bzhugs shIng / blon ce khrI ’brIng gyis / ’a zha yul gyI sil gu cIn gyi ’o kol du (124) ’a zha’I mkhos bgyIs /
［和訳］(121) 大論チンリンが、(122) 吐谷渾国にいて、タクラ・ギャドゥルにおいて唐の将軍王尚書（Wang zhang sho）と戦い、大勢の唐の人間を殺して 1 年［となった］。(123)サル年に、ツェンポはジダ（zrId mda’）にいらっしゃり、大論チンリンが吐谷渾のシルグチンのオコルにおいて、吐谷渾の検地（mkhos, 後述）を行った。

［史料］『資治通鑑』巻 205, p. 6504.
［原文］三月壬寅，王孝傑、婁師德與吐蕃將論欽陵、贊婆戰於素羅汗山，唐兵大敗。
［訓読］三月壬寅、王孝傑，婁師德は吐蕃の将論欽陵，贊婆と素羅汗山に戰ふも、唐兵大敗せり。
［和訳］［萬歳通天元年（696）］三月壬寅、王孝傑，婁師德は吐蕃の将軍の論チンリンとツェンワと素羅汗山に戦ったが、唐兵が大敗した。

696 年の戦いの経緯については、さらに『旧唐書』巻 196, p. 5225,『新唐書』巻 216, p. 6079 および佐藤 1958, pp. 359-361, 森安 1984,p. 21, Beckwith 1987, p. 57 等を参照。

123 ［史料］『通典』巻 190, p. 5173.
［原文］二年，吐蕃大論欽陵遣使請和。武太后遣前梓州通泉縣尉郭元振往。至野狐河，與陵遇。
［訓読］二年、吐蕃の大論、欽陵は遣使して和を請ふ。武太后、前梓州通泉縣尉の郭元振を遣はして往かしむ。野狐河に至るに陵と遇ふ。
［和訳］［萬歳通天］二年（697）、吐蕃の大論のガル・チンリンは使者を派遣して、平和を求めてきた。武太后は、前梓州通泉縣尉の郭元振を派遣して訪問させた。野狐河に至ったところでガル・チンリンと遭遇した。

野狐河の場所は不明である。ただ、唐太宗の吐谷渾遠征の際、赤水道行軍総管に任じられた李道彦の進軍をはばむために、諸羌が野狐硤に軍隊を駐屯させている［『旧唐書』巻 60, p. 2343］。あるいは関係のある地名かもしれない。

124 ［史料］OTA ver. 1, ll. 127, イヌ年の条。

ろが後述するように、同年、吐蕃中央で発生したクーデタにより、ガル氏が徹底的な粛清を被った結果、ガル・チンリンは最後には自殺するに至る。

ガル・チンリンの行動を整理すると、まず大論就任前の 670 年代、二度（670, 678 年）にわたって唐の大規模な遠征を青海湖近辺で防いでいる。さらに大論就任後の 693 年と 695, 696, 698 年を吐谷渾国で過ごし、そこに本拠を据えて唐へ侵攻を繰り返した[125]。ここから、ガル・チンリンも父ガル・トンツェンと同じく、吐谷渾経略に関与したことを見て取れる。

さらにガル・チンリンと同様か、あるいは彼以上に吐谷渾と深い関係を持ったのが、弟のガル・ツェンワである。『旧唐書』の吐蕃伝によれば、ガル・ツェンワは唐に亡命するまでの 30 年近くにわたり、吐蕃の東境、すなわち青海方面に駐屯していた[126]。実際にガル・ツェンワは 678 年に唐の使者を赤嶺で出迎え[127]、680 年と 681 年には河源軍・良非川・湟川といった青海湖の東部～東北部で唐の黒歯常之と戦っている[128]。

以上から明らかなように、吐谷渾方面での吐蕃の軍事活動は、659 年から 666 年まではガル・トンツェンよって、そして 670 年代から 698 年まではガル・チンリンとツェンワの兄弟によって主導されていた。言いかえれば、吐蕃による吐谷渾征服と占領後の軍事活動

---

［録文］(127) dgun blon chen pho khrI ’bring gyIs / tsong ka che chung du drangste /

［和訳］(127) ［イヌ年の］冬、大論チンリンが大小ツォンカに進軍し、［後略］

125 ガル・チンリンが吐谷渾に長期滞在した理由ははっきりしていない。ただガル・チンリンの軍事行動の最大の目的は、西域奪取にあったようである［森安 1984, pp. 18-21］。

126 ［史料］『旧唐書』巻 196 上吐蕃伝上，p. 5225.

［原文］吐蕃自論欽陵兄弟專統兵馬，欽陵每居中用事，諸弟分據方面。贊婆則專在東境，與中國爲鄰，三十餘年，常爲邊患。

［訓読］吐蕃は論欽陵兄弟の兵馬を專統するより、欽陵は毎に居中用事し、諸弟は方面に分據す。贊婆なれば則ち專ら東境に在りて、中國と鄰を爲し、三十餘年、常に邊患を爲す。

［和訳］吐蕃では論欽陵（ガル・チンリン）の兄弟が軍事をもっぱら司るようになってから、欽陵（ガル・チンリン）はいつも中央にいて政治や軍事の重要案件を処理し、弟たちは各方面に分かれて駐屯していた。贊婆（ツェンワ）はつねに吐蕃の東の国境にいて、唐と接することが 30 年あまり続き、いつも唐の辺境に侵略していた。

127 **序章** 2. (1) を参照。

128 ［史料］『資治通鑑』巻 202, p. 6395.

［原文］秋七月，吐蕃寇河源，左武衛將軍黒歯常之擊卻之。考異曰，實録「吐蕃大將贊婆及素和貴等帥衆三萬進寇河源，屯兵于良非川［後略］」

［訓読］秋七月、吐蕃は河源を寇すれば、左武衛將軍の黒歯常之、擊ちて之を卻く。考異曰はく、實録に「吐蕃の大將贊婆及び素和貴等、衆三萬を帥ひて進みて河源を寇するに、兵を良非川に屯ず［後略］」

［和訳］秋七月、吐蕃が河源軍に攻め込んだので、左武衛将軍の黒歯常之が、攻撃して退けた。考異に言う。実録に「吐蕃の司令官の［ガル・］ツェンワと素和貴等が、衆三万人を率いて進軍し河源軍を攻撃した時、兵を良非川に駐屯させた［後略］」と。

［史料］『資治通鑑』巻 202, p. 6401.

［原文］己丑，河源道經略大使黒歯常之將兵擊吐蕃論贊婆於良非川破之，收其糧畜而還。

［訓読］己丑，河源道經略大使黒歯常之兵を將て吐蕃の論贊婆を良非川に於いて擊ち、之を破り、其の糧畜を收めて還る。

［和訳］［開耀元年（681）五月］己丑、河源道経略大使の黒歯常之が兵をもって吐蕃の論ツェンワを良非川において攻撃して敗北させ、その糧秣と家畜を収めて帰還した。

さらに『新唐書』巻 216 上，p. 6077，佐藤 1958, pp. 334-335 参照。

はガル氏を抜きにしては考えられず、いずれも一族の中心人物たちが関与していた。

## 2. 征服後の吐谷渾

### （1）吐谷渾王の擁立

この節では、征服後の吐谷渾に対し、吐蕃がどのような政策を展開したかを整理する。

序論で述べたように、唐は慕容諾曷鉢を冊封し（河源郡王）、さらに可汗号を与えたのみならず、唐亡命後の乾封元年（666）に青海国王に冊封した。それに対抗するかのように、吐蕃も征服した吐谷渾において、吐谷渾王（’A zha rje, 可汗）を擁立し[129]、689 年に至ってヤルルン王家の王女チワンを王に降嫁させた[130]。

吐蕃のツェンポと唐の皇帝が、文成公主と金城公主の降嫁を通じて、擬制的な「甥舅（dbon zhang, 母方のオイとオジ）」の関係にあったことはよく知られている。同様に吐谷渾王と吐蕃のツェンポの間にも甥舅関係はあり、それは王女チワンの降嫁が契機となっている。OTA およびその他の文献において、吐谷渾王が往々にして、「御甥吐谷渾王（Dbon ’A zha rje）」の名で言及されるのは、この甥舅関係によるものである[131]。

御甥吐谷渾王は、さらに可汗（Kha gan）の称号も保持していた。『賢者喜宴』に収録されたチ・デソンツェン（Khri lde srong brtsan, 在位：798？～815 年）の勅令には、崇仏を誓う者として「御甥吐谷渾王, ドゥーキブルシクーボル・マガトヨゴン可汗（Dbon ’a zha rje Dud kyi bul zhi khud bor ma ga tho yo gon kha gan）」が登場している[132]。この長い称号はチベット語の王号（御甥吐谷渾王）と、吐谷渾の最高君主が帯びる「可汗」の号から成っているが、どちらも吐蕃の中央政府から与えられたと考えられる。というのも支配下に置いた王に、類似した王号を授与した例が他に存在するからである。吐谷渾より後に、雲南の南詔が服属した時（752 年）、吐蕃は王の閣羅鳳に「贊普鐘南国大詔」の称号を与えた[133]。前半の「贊普鐘」は*Btsan po gcung すなわち「ツェンポの御弟」を意味した。後半に含まれる「詔」は、南詔を含む雲南地域で「王」を意味するため、「南国大詔」で「南国大王」となる[134]。つまり閣羅鳳に与えられた「贊普鐘南国大詔」の王号も、チベット語の称号（ツェンポの御弟）と、現地語で王を示す「詔」の号の二つから成り立つと解釈できる。さら

---

[129] 擁立したと明記する記事はない。しかし唐がすでに慕容諾曷鉢を手中におさめた以上、吐蕃が吐谷渾征服を正当化するために、独自の「吐谷渾王」を立てたことはほぼ確実である。

[130] ［史料］OTA ver. 1. ll. 102-103, ウシの年（689）の条

［録文］(102) (vermilion<) $ / glang gyI lo la bab ste / (>vermilion) btsan po nyen kar gyI thang bu ra na bzhugs shIng / btsan mo khrI bangs / ’a zha rje la bag mar (103) gshegs /

［和訳］(102) ウシの年になった。ツェンポ［のチ・ドゥースン］はニェンカルのタンプラにいらっしゃって、王女チワンは吐谷渾王（’A zha rje）のもとに花嫁として、(103) お行きになった。

[131] 吐谷渾と吐蕃間の甥舅関係については、Uebach 1979 及び Dotson 2009, pp. 229-231 に詳しい。さらに征服以前において吐谷渾が「舅」、吐蕃が「甥」の関係と推測できることは序論及びそこに引用された先行研究を参照。

[132] 『賢者喜宴』130 葉 a 第 1 行。TTK, p. 54, 佐藤 1958, p. 258 を参照。

[133] 南詔德化碑の天寶十一載（752）正月の記事。録文は孫太初『雲南古代石刻叢考』文物出版社、1983, p. 47 を参照。

[134] 藤澤 1969, pp. 130, 298-299, 大原 2003, pp. 191-194, Uebach 2012, p.56 等。

に序論で取り上げた敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368「吐谷渾編年記残巻」[135]（本論では以下、便宜的に「残巻」と呼ぶ）にも、「マガトゴン可汗（Ma ga tho gon kha gan）」が現れる。

このように「吐谷渾王」「御甥吐谷渾王」「御甥吐谷渾王ドゥーキブルシクーボル・マガトヨゴン可汗」「マガトゴン可汗」と様々な呼ばれ方をするが、いずれも吐蕃支配下で立てられた吐谷渾王であることに相違はない。そして、この吐谷渾王の王統は吐蕃政権の後ろ盾のもとで、吐蕃が分裂し終焉を迎えるまで続いた。

**（2）軍事上の要地としての吐谷渾**

一方で征服直後から、支配下に置いた「吐谷渾国」を、唐へ侵攻するための軍事上の要地、いわば橋頭堡として利用している。域内の青海湖周辺は古来、馬の産地として名高く、良好な牧地が広がっていた。また農耕可能な地域も存在し、大麦、蔓菁（カブラ）、菽粟（豆類）を生産していた[136]。こうした点が、兵馬を整え駐屯させる補給基地として、特に重要な意味を持ったと考えられる[137]。

予想される吐谷渾の抵抗をおさえ、さらに唐の侵攻を防ぐために、吐蕃は当初からチベット本土の兵力を駐屯させたと考えられる。史料上確認できる軍管区（khrom）[138]の最も早い事例が、676 年の「青海の軍管区（Khri bshos khrom）」である[139]のも、そうした点からすれば何ら怪しむに足らない。軍管区は 8 世紀中葉以降、河西などの地域に相次いで設置された吐蕃の行政単位であるが、その長は「将軍（dmag dpon）」の称号を持ち、機構の性質も軍事的色彩が強いものであった[140]。

さらに 680 年、681 年の唐との戦いで、吐蕃軍の中にガル・ツェンワと並んで、かつて吐谷渾の大臣であった素和貴の名が見える[141]。素和貴はガル・トンツェンの吐谷渾遠征の折に吐蕃へ出奔し、吐谷渾の内情を打ち明け勝利に一役買った人物である[142]。軍事行動を展開する上で、吐蕃が親吐蕃派の吐谷渾人を積極的に利用した様子をここから見て取れる。

以上のように吐蕃は吐谷渾を制圧すると、吐谷渾の人心を掌握し、支配を円滑に進めるために、吐谷渾王にヤルルン王家の王女を嫁がせる一方、そこを対唐戦の軍事拠点として最大限に活用する目的で、軍管区を設置し、さらに素和貴のような親吐蕃派の吐谷渾人の協力を取りつけるなど積極的な経略に乗り出した。

ではこのような形で 670~680 年代に進められた吐谷渾の経略を、実際に指揮したのは誰であったか。前節で見たように、吐谷渾征服とその後の青海方面の軍事行動について、一

---

[135] Uray 1978 および OTDO 1 において、同文書が “Annals of the ’A zha principality ”と呼ばれていることに基づく。

[136] 松田 1987［初出：1937］, pp. 94-95, 121.

[137] 林 2011, p. 409.

[138] 軍管区については、Uray 1980, p. 313. Uray は khrom を、military government（軍事的行政管轄区）と呼び、唐の複数の州を含む程度の領域を管轄していたことを指摘する。

[139] OTA ver. 1, ll. 67-68. 青海の軍管区（Khri bshos khrom）については、Uray 1980, p. 313 参照。その軍管区がいつまで存続したか、また 8 世紀中葉以降デカムに設置される軍管区のように広域の管轄領域が当初から設定されていたかは明らかではない。なお黄河上流域にも軍管区は設置されている［Uray 1980, 楊 1997, pp. 4-5, 石川 2003 等］。

[140] Uray 1979, p. 312.

[141] 前掲注と『新唐書』巻 216 上，p. 6077，『資治通鑑』巻 202, p. 6401 参照。

[142] 『新唐書』巻 216 上，pp. 6075-6076，巻 221 上, p. 6227.

貫して指導的立場にあったのは、ガル・トンツェンとその息子チンリンとツェンワである。そのことを踏まえれば、おそらく 698 年まで、吐谷渾の経略全般も、ガル氏の構成員が担うところとなっていたのではないか。特に 30 年以上にわたって吐蕃の東境を守備していたガル・ツェンワは、軍事のみならず当該地域の行政に深く関与したと考えられる。言いかえれば、吐蕃による吐谷渾支配は、実際には征服の段階から、すでにガル氏が担う事業となり、彼らの意志が最優先される場となったと推測できる。ガル氏が吐蕃中央政権の意志を体現する限り、大きな問題は無かったかもしれない。しかし次節で見るように、両者が乖離したことによって、吐蕃の吐谷渾統治は大きく揺らぐことになったのである。

## 3. ガル氏粛清事件と吐谷渾への影響

### (1) 吐谷渾人の離反と唐（武周）への流入

698 年に発生したガル氏粛清事件は、吐蕃の吐谷渾支配を根底から揺るがしかねない危機を発生させたと考えられる。議論の展開上、最初に事件の要点を紹介したい。

ガル氏粛清の主謀者は、ツェンポのチ・ドゥースンである。チ・ドゥースンは大論チンリンが遠征に出ていた絶好の機会をとらえて、狩猟と偽り兵を集め、吐蕃中央にいたガル氏の親党二千人以上をことごとく殺した。その上で、ツォンカへ軍を率いていたガル・チンリンとツェンワの兄弟に、本国への帰還を要求した。ガル・チンリンは召命を拒み、チ・ドゥースンと戦う構えを見せたものの、率いていた軍が自壊したため、最後には自殺して果てる[143]。そしてガル・ツェンワも翌 699 年、他のガル氏の構成員とともに唐（武周）に亡命するに至った。

この事件の後、吐蕃の中央政権からガル氏は文字通り一掃されてしまったが、ここで注目したいのは、ガル氏の亡命と時を同じくして、多数の吐谷渾人が唐に投降した点である。『資治通鑑』によれば、ガル・チンリンの子弓仁は、7000 帳の吐谷渾人を連れて唐に投降した[144]。さらに、弓仁の死後に撰述された神道碑の一節では、前述の 7000 帳に加え新たに 7000 人が降ったことを伝えている[145]。あるいは、これは『資治通鑑』の記す 1400 帳を

---

[143] 『旧唐書』巻 196 上，pp. 5225-5226, 『新唐書』巻 216 上，p. 6080 等。さらに佐藤 1958, pp. 365-366, Beckwith 1987, pp. 60-61 等を参照。

[144] ［史料］『資治通鑑』巻 206 則天武后聖暦二年（699）の条、pp. 6539-6540.

［原文］夏四月，贊婆帥所部千餘人來降，太后命左武衛鎧曹參軍郭元振與河源軍大使夫蒙令卿將騎迎之，以贊婆爲特進、歸德王。欽陵子弓仁，以所統吐谷渾七千帳來降，拜左玉鈐衛將軍、酒泉郡公。［中略］丙辰，吐谷渾部落一千四百帳内附。［後略］

［訓読］夏四月、贊婆は帥部する所の千餘人を帥ひて來降すれば、太后は左武衛鎧曹參軍郭元振に命じて河源軍大使の夫蒙令卿と騎を將て之を迎へしめ、贊婆を以て特進、歸德王と爲す。欽陵の子弓仁は、統ぶる所の吐谷渾七千帳を以て來降すれば、左玉鈐衛將軍、酒泉郡公を拜す。［中略］丙辰，吐谷渾部落一千四百帳、内附せり。［後略］

［和訳］夏四月、論贊婆（ガル・ツェンワ）は率いていた千人余りを連れて［唐へ］投降してきたので、則天武后は、左武衛鎧曹参軍の郭元振に命じて、河源軍大使の夫蒙令卿とともに、騎兵を率いて彼らを迎えに行かせ、贊婆を特進、帰德王とした。欽陵（ガル・チンリン）の子の弓仁は、率いていた吐谷渾の 7000 帳を連れて投降したので、左玉鈐衛将軍、酒泉郡公を拝命した。［中略］［七月］丙辰、吐谷渾部落の 1400 帳が朝廷に帰順した［後略］。

[145] ［史料］『文苑英華』巻 891, 張説「撥川郡王碑奉勅撰」中華書局影印本，p. 4688.

指しているのかもしれない。ともあれ、聖暦二年（699）の四月から七月かけて、少なくとも計 8400 帳、一帳を 3〜5 人と見積もれば、概数で 2〜4 万人の吐谷渾人が唐へ降ってきたことが分かる。

さらにトゥルファン・アスターナ古墓群の 225 号墓から出土した文書にも、吐谷渾人の集団投降が記録されている。こちらの投降は、吐渾可汗を名乗る人物によって率いられていた。関連する文書（以下、225 号墓文書と呼ぶ）は、すでに中国と日本の研究者によって詳しく分析されており、聖暦二年（699）の七月頃に作成されたことが判明している[146]。

以下に掲げた［史料 A］は 225 号墓文書の内の一点の、さらに一部分である。欠損が多いが、ほかの行と、さらに重複する記述を持つ［史料 B］から、欠損部分の一部は復元されている。ここでは［荒川 1988］に基づいて和訳を行った。

［史料 A］72TAM225:25「武周豆盧軍牒為吐谷渾歸朝事一」ll. 7-11.録文は『吐魯番出土文書』参，pp. 412-413 による。ただし朱印は┐ではなく┈┆で示す。

7 ═══════ 蕃 生 賀 弘德款┈ 稱弘德 ┈┆ └────

8 ═══════ 德常在吐渾可汗處，可汗 └────

└────　　┆┈　　┈┆

9 ═══════ 州陳都督處，可汗語弘德 └────

１０ ═══════ 衆今┈ □墨離川，總欲投漢來，請 └────

１１ ═══════ 接者。郭知□大配山南 └────┘ 令便往應 └────

［史料 B］72TAM225:33「武周豆盧軍牒為吐谷渾歸朝事二（一）」。録文は『吐魯番出土文書』参，p. 413 による。

---

［原文］聖暦二年，以所統吐渾七千帳歸於我。是歳吐蕃大下，公勤（おそらく勒）兵境上，縦謀招之，其吐渾以論家世恩，又曰仁人東矣。從之者七千人。

［訓読］聖暦二年、統ぶる所の吐渾七千帳を以て我に歸す。是の歳、吐蕃大ひに下れば、公は兵を境上に勤（勒）して，縦ひままに之を招かんことを謀る。其の吐渾は論家の世恩を以て、又、曰へらく「仁人は東にあり」と。之に從ふ者は七千人あり。

［和訳］［弓仁は］聖暦二年（699）、率いていた吐谷渾の 7000 帳を連れて我が唐に帰順した。この年に吐蕃が大挙してやって来たが、公（論弓仁）は兵を国境で統御して、思うままに彼らを引き込む策を練った。その［吐蕃に従っていた］吐谷渾人たちはガル一家（原語は論一家）の代々の恩義により、また「徳の高い方（皇帝？）は、東にいるぞ」と言った。その言葉に従った者は、7000 人にもなった。

[146] 先行研究として、斉 1983, 陳 1987, 呉 1987, 荒川 1988, 王 1988 等。作成年代については、陳 1987, pp. 10-11, 呉 1987, pp. 443-449, 荒川 1988, pp. 32-34 を参照。王 1988, p. 164 のみ作成年代を久視元年（700 年）八月から翌年二月の間とするが、ここでは採用しない。

1　□王□汗遣□道□

2　向瓜州陳都督處，可汗語 弘□

3　及百姓可有十万衆，今□

［史料 B］から補足し、［史料 A］は以下の通りに和訳できる。

> ……吐谷渾あるいは吐蕃の［捕虜となった］人である賀弘徳の証言を得たところ、以下のように言いました。「弘徳は……［瓜州の民である弘］徳はいつも吐渾可汗のところにおりまして、可汗は……『……［瓜］州の陳都督のところ［へ行きましょう］』と。可汗は弘徳に言いました。『……［率いる民は十万人はいる］。今、墨離川［において］、全員、中国に投降しようと思っているので……［受け入れていただけることを］願う』と」と。郭知［運］は大きく山南［南山方面］に配備されていて、今、応［接］に往かせて……。

この時、吐渾可汗が滞在した墨離川は、祁連山脈の南麓に位置する大哈勒騰河流域と考えられている[147]。つまり、［史料 A，B］から、ガル・ツェンワやガル・チンリンの息子弓仁らが投降したのと同じ年（699 年）の七月、瓜州方面でも吐渾可汗を名乗る人物が、自称とはいえ 10 万もの吐谷渾人を連れ、投降を打診してきたことが判明する[148]。

また唐の宮廷でも、聖暦三年（700）から大足元年（701）頃、涼州・甘州・粛州・瓜州・沙州で投降した吐谷渾人の処置をめぐって議論が行われたことが記録されている[149]。

これらを勘案すると、699 年以降、弓仁（ガル・チンリンの子）らが率いた者、吐渾可汗が率いた者、さらに涼州等で投降した者と、いくつもの吐谷渾人の集団投降があり、数

---

147　荒川 1986, pp. 52-53.

148　［史料 A，B］を取り上げた研究者の内、吐渾可汗を他の史料に見える人物に比定したのは、管見の限り王素氏のみである［王 1988, pp. 166-170］。王氏は、吐渾可汗を唐に亡命した慕容諾曷鉢の孫の慕容宣超とみなし、当時混乱状態にある吐谷渾に入り、そこで可汗を名乗ったと考えた。しかしその説はあまりにも漢籍史料に偏重して立てられている上、当時すでに吐蕃支配下の吐谷渾に吐谷渾王（可汗）がいた点（本章 2（1）参照）も考慮されておらず、ここでは採用しない。むしろ吐渾可汗は最初から吐蕃支配下にあった吐谷渾の有力者と見る方が妥当だろう。とりわけ、吐蕃の擁立した吐谷渾王、特に 689 年に王女チワンが嫁いだ吐谷渾王であったと筆者は推測する。

なお引用した［史料 A, B］以外の 225 号墓文書によって、吐渾可汗の求めに応じ、唐側でも吐谷渾の応接に向けて積極的に行動したことが判明している［荒川 1988, pp. 35-41］。この時点で吐渾可汗の投降は、かなり現実味を帯びたものであったに違いない。しかし『旧唐書』『新唐書』等に、吐谷渾から「可汗」が帰降したことを明言する記事はひとつもない。また一度に 10 万人もの吐谷渾人が投じた記事もない。さらに「残巻」の扱う 706 年～714 年頃、王女チワンとその息子マガトゴン可汗（吐谷渾王）は、明らかに吐蕃支配下の吐谷渾の地で暮らしていた。もしも吐渾可汗が筆者の推測するように吐谷渾王本人であるなら、おそらく最後の瞬間、彼は意を翻して青海地域にとどまったかと思われる。しかし、もはや想像の域を出ないことなのでこれ以上は論じないことにする。

149　**序論 2.（1）**を参照。議論が行われた年代については、夏 1948, p. 111 参照。

万人規模の吐谷渾人が唐へ降ったと考えられる[150]。これら集団投降は、時期から見て明らかに、チ・ドゥースンによるガル氏粛清を契機として発生したと判断できる。

すでに見たように、ガル・チンリンの子弓仁が多数の吐谷渾人を連れて来たことは、ガル氏と吐谷渾人がこの時、強い紐帯関係で結ばれていたことを示唆する。その理由として本章前半で示したように、長期にわたりガル氏の主要人物たちが吐谷渾経略に関わり、特に軍事活動の方面で指導的立場を果たしてきた点を挙げることができよう。

その一方で、征服事業の開始（659 年）以来、約 40 年にわたって吐谷渾経略を担ってきたガル氏が徹底的に排除され、さらに吐谷渾人が相次いで離反し唐へ逃げる事態は、吐蕃による吐谷渾支配が深刻な危機を迎えたことを意味する。そのためガル氏を根絶やしにした後、大論以下、顔ぶれを一新させた中央政権にとって、浮き足立つ吐谷渾人を安撫し、彼らの間からガル氏の残滓を払拭し、吐谷渾支配を再建することは、まさに急を要する課題であった。

**（2）ガル氏粛清後における吐蕃と吐谷渾の関係**

ガル氏粛清から間もない久視元年（700）、ツェンポのチ・ドゥースンと大臣ク・マンポジェ（Khu Mang po rje, 麴莽布支）は、それぞれ唐の河州と涼州を攻撃した[151]。遠征の理由は明らかでないが、ガル・ツェンワらを手厚く保護した唐に対し、抗議の意味を含んでいたことは、間違いない[152]。また唐との境界に大軍を送り込むことで、これ以上、吐谷渾人が唐に逃げ込むことを防ぐ効果があったと思われる。残念ながらその後の数年間、吐谷渾の状態はまったく明らかではない。しかし敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368「残巻」によって、706~714 年頃、ほぼ毎年のように、吐蕃の大臣が吐谷渾を来訪していたことが判明する[153]。以下に掲げた【表】は、「残巻」に現れる吐蕃の大臣の名と、彼らの吐谷渾で

---

[150] この内、瓜州・沙州で投降したものは、吐渾可汗の集団と推測されている。荒川 1986, p. 51, 陳 1987, pp. 11-12 等参照。

[151] ［史料］OTA ver. 1, ll. 133-134, ネズミ年（700）の条。

［録文］(133) ston btsan pho gshegste ga chur drangs / dgun btsan poe pho brang (134) rma bya tsal na bzhugs /

［訓読］(133) 秋、ツェンポはお行きになり、河州（ga chu）に進軍された。冬、ツェンポの宮廷は (134) マチャ・ツァルにおありになった。

［史料］『旧唐書』巻 196 上，p. 5226.

［原文］久視元年，吐蕃又遣其將麴莽布支寇涼州，圍逼昌松縣。

［訓読］久視元年、吐蕃は又、其の將、麴莽布支を遣して涼州を寇せしめ、圍みて昌松縣に逼る。

［和訳］久視元年（700）に、吐蕃は又、その将軍の麴莽布支を派遣し涼州を侵略させ、包囲して昌松縣に迫った。

この内、OTA に表れる”Ga chu”が河州であることは、Beckwith 1987, p. 63 参照。 チ・ドゥースンの軍はさらに南下し、702 年に悉州を攻撃した後、雲南方面へ向かう。その後の詳細については、Petech 1988 参照。

[152] OTA ver. 1, l. 113, 『旧唐書』巻 196 上，p. 5226、『資治通鑑』巻 207, p. 6549. また森安 1984, pp. 22-24, Beckwith 1987, pp. 62-63 を参照。Beckwith 氏は、チ・ドゥースンらの侵攻の背景に、吐蕃の後援する西突厥の阿史那薄露が、唐によって討たれたことに対する報復があったと考える。

[153] これらの大臣の比定については、Uray 1978, pp. 548-549 を参照。

の行動をまとめたものである。【表】から明らかなように吐谷渾を訪問した大臣の中にガル氏は一人も含まれていない。そのかわり目を引くのはド氏（’Bro, No. 6, 8）、バー氏（Dba’s, No. 4, 9, 11）、そしてチョクロ（Cog ro）氏（No. 2, 7, 10, 12）である。

【表】IOL Tib J 1368「残巻」において、706 年～714 年に吐谷渾国を訪問した大臣

| No. | 登場行と年 | 大臣の名前 | 行動 |
|---|---|---|---|
| 1 | l. 2, 706 年 | 某サンジェ・チデ<br>[---] Sang rje khri gdas | マガトゴン可汗を表敬訪問 |
| 2 | l. 2, 706 年 | チョクロ・チュンサン・ダムコン<br>Cog [ro] Cung bzang ’dam kong | マガトゴン可汗を表敬訪問 |
| 3 | l. 15, 708 年 | 尚ギェルツェン<br>Zhang Rgyal tsan | 不明 |
| 4 | l.19, 709 年 | バー・トンリ・ナンニュン<br>Dba’s Stong ri gnang nyung | 会議を開催？ |
| 5 | l. 23, 710 年 | 尚ツェントレ<br>Zhang Btsan to re | 吐蕃に降嫁する金城公主の付添い |
| 6 | l. 23, 710 年 | ド尚チサン・カツェタン<br>’Bro Zhang Khri [bzang] kha ce stang | 吐蕃に降嫁する金城公主の付添い |
| 7 | l. 23, 710 年 | チョクロ某<br>Cog ro [---] | 吐蕃に降嫁する金城公主の付添い |
| 8 | l. 32, 711 年 | ド（Mdo）の宰相ド尚ツェンダヤト<br>Mdo blon ched po ’Bro Zhang B[rts]an sgra ya sto | （マガトゴン可汗を）表敬訪問 |
| 9 | l. 38, 712 年 | ［バー・］シャンニェンの子バー・チサン・ポキェー<br>Zhang nyen gyi bu Dba’s Khri bzang spo skyes | 不明 |
| 10 | l. 48, 713 年 | チョクロ・トンレ・コンスン<br>Cog ro Stong re khong zung | 左人物の娘とマガトゴン可汗が結婚 |
| 11 | l. 51, 714 年 | バー・タクダ・コンロェ<br>Dba’s Stag sgra khong [l]o[d] | 不明 |
| 12 | l. 51, 714 年 | チョクロ・ナンポ・…<br>Cog ro Na[m] po [-] [---] | 不明 |

この内、ド氏はヤルルン王家と婚姻関係を結んだ氏族のひとつで、舅（母方のオジ）を意味する「シャン（Zhang, 漢語で「尚」と転写された）」の称号を帯びていた[154]。またガル氏粛清の主謀者であるチ・ドゥースンの母親は、ド氏出身のチマロェ（Khri ma lod）という女性である。このド・チマロェは吐蕃史上屈指の女傑として知られている。ガル氏粛清後、チ・ドゥースンは東方遠征に乗り出すが、その間、チマロェが留守を預かり、内政を指導していた。さらに 704 年、チ・ドゥースンが雲南で客死した後も、チマロェは幼い

[154] シャン（Zhang）は、ツェンポの妃となり、かつ後継者となるツェンポを生んだ女性の氏族に与えられた称号である。吐蕃期を通じてド氏，ツェポン（Tshes pong）氏，ナナム（Sna nam）氏，チム（Mchims）氏が、氏名にシャンを冠したことを確認できる［Dotson 2004］。

孫チ・デツクツェンを擁し、712 年に死去するまで政権中枢で大きな権力を握っていた[155]。吐蕃の東方方面の総督と思われる「ド（Mdo）［の］宰相」に、ド尚ツェンダヤトを据えたこと（「残巻」l. 32）は、チマロェの意向が働いた結果であろう[156]。言うなれば、ド氏はツェンポの母であり祖母であるチマロェを介することで、政権で重きをなした氏族であった。一方、バー氏はかつて、ガル・トンツェンが死去した時、一部の大臣や臣民が大論（blon che）にバー・スムナン（Dba’s Sum snang）を推す動きがあるほど、権勢を持つ一族であった。しかしガル・トンツェンの子ガル・ツェンニャに阻まれ、バー・スムナンは結局、大論になることができず、その下位に甘じなければならなかった[157]。しかしガル氏粛清後、705 年にバー・チシク・シャンニェン（Dba’s Khri gzigs zhang nyen）がついに、バー氏の宿願であった大論に就任する。バー・チシク・シャンニェンは 705 年から 721 年まで実に 17 年間、大論の位にあり、彼に続いて大論になったのも、バー氏のチスムジェ・ツェンシェル（Khri sum rje rtsan bzher）であった[158]。このようにバー氏はガル氏粛清後に、新たに大論の位を 20 年にわたって独占した一族であった。「残巻」の第 38 行に、「…シャンニェンの子バー・チサン・ポキェー」が現れるが、このバー氏の某シャンニェンは、Petech 氏と Uray 氏が指摘するように、当時の大論バー・チシク・シャンニェンであろう[159]。

さらにド氏やバー氏ほど明らかではないが、おそらくチョクロ氏も彼らと同じく政権を担った氏族と考えられる。711 年には、チョクロ・コンゲ（Chog ro Khong ge）が処罰された一方で、同年にチョクロ・チシク・ナンコン（Chog ro Khri gzigs gnang kong）が、ドメーの議会（Mdo smad gyi ’dun ma）の招集者となっている[160]。チョクロ・チシク・ナン

---

155 佐藤 1958, pp. 407-410, Dotson and Hazod 2009, pp. 18-19.

156 「ド（Mdo）［の］宰相」の原語は、「Mdo blon ched po」であり、「残巻」以外に在証例はない。しかしド（Mdo）は明らかにドメー（Mdo smad）あるいはドカム（Mdo khams）の地域を示している。ドメーはカム（Khams）に黄河以南のアムド（Amdo）を加えた地域、ドカムはその北ないし北東に位置する地域である［Dotson and Hazod 2009, p. 168］。また吐谷渾の地域がドカム、あるいはその一部と重なることは Iwao 2018, p. 55 参照。

157 ［史料］OTC, ll. 103-107. 仏訳として DTH, p. 131 参照。

［原文］(103) ’ung nas blon stong rtsan slar bcug ste / lo drug bgyis / (104) nas / / rgas te guM mo / / skyin bar zhang lon pra mo dang ’bangs kyis dpya’d pa nI / / dba’s sum snang / (105) bcug krang zhes dpyad do / / rje blon gsangs ste bka’ btags pa nI / / mgar btsan snya ldom bu rta dang / (106) mtshungs rIgs kyis blon cher bcug go / / blon che ’I lugs slob pa ’i ’og pon / dba’s sum (107) snang gis byas te / sum snang gum nas / / blon btsan snya ldom bus byas s’o / /

［和訳］(103) その後、論トンツェン（＝ガル・トンツェン・ユルスン）が再び［大論を］務めて、6 年間行って (104) 年老いて死んだ。代わりの者として小尚論と臣民によって検討されたことには、バー・スムナンを (105) 推薦すると結論した。［ところが］王・大臣が隠れてご相談なさったことには、ガル・ツェンニャ・ドンプを… (106) …［解釈不能］……により大論に任命した。大論の作法を学ぶ副長は、バー・スム (107) ナンが任命されたが、スムナンが死んだため、論ツェンニャ・ドンプによって［大論の職務すべてが］行われた。

158 Dotson and Hazod 2009, pp.151-152.

159 Petech 1956, p. 292, Uray 1978, p. 549.

160 OTA ver. 1, ll. 180-183. チベット語の’dun ma は、”assembly” [TLTD] や”council” [Jäschke 1881, Dotson and Hazod 2009] と英訳される。すなわち「会議」あるいは「議会」となる。議会は代表者となる大臣の名で招集された（複数の場合もある）。当初は吐蕃本土だけであったが、後に「ドメーの議会」など、支配する各地域で必要に応じて開催されるようにな

コンは 721, 722, 724, 727 年にも、ドメーの議会を招集している[161]。また OTC には、チョクロ氏の娘がチ・ドゥースンの妃になっていたことを示唆する記事がある[162]。

このように、ド氏，バー氏，チョクロ氏はいずれも、ガル氏に代わって新たに中央政権で権力を握った有力氏族であったことを見て取れる。そして、これら氏族出身の大臣が吐谷渾国を訪問した時、往々にして宴会が実施され、下賜品（pha ’bab）や贈り物（bya dga’）が授与された[163]。欠損部分が多い「残巻」において、宴会を開いた主体、下賜品と贈り物を授与した主体を記した部分は欠けてしまっているが、この行為は吐谷渾王が吐蕃の大臣に対して行なったと考えられる。さらに 710 年に金城公主（「残巻」ではムンセン公主, Mun sheng khong co）が降嫁した時[164]には、上述したようにチベットの王女チワンとマガトゴン可汗以下、吐谷渾人たちがこぞって出向き、金城公主を迎えて対面している。

さらに吐蕃の大臣たちがやって来た部分を見ると、議会（’dun ma）の語が表れているが、議会がこの時、吐谷渾国で開催されたのだろう[165]。そして時を同じくして、「大計算（rtsis

---

った。

[161] OTA ver. 1, ll. 222-223, 226, 235, 247. そこでは、論チシク・ナンコン（Blon Khri gzigs gnang kong）となっている。

[162] OTC によればチョクロ氏の娘が、チ・ドゥースンと居所を共にしている［DTH, p. 165］。

[163] ［史料］IOL Tib J 1368, ll. 2-4.（以下 IOL Tib J 1368 の録文は実見調査に基づく）

［録文］ (2) [---] sang rje khri gdas dang / cog [ro] cung bzang ’dam kong la [ (3) [---] [th]o gon kha gan la phyag [bgyis]　/ / ston mo ched po gsol / [ (4) nas [---] so pha ’babs dngu[l] lnga dang / bya dga’ ched po [

［和訳］(2)　……サンジェ・チデとチョクロ・チュンサン・ダムコンに…… (3)……［マガト］ゴン可汗に挨拶した。大宴会を開催なさった。……(4)…して（？）、……　下賜品［として］5［つ？］の銀と多くの贈り物を……

［史料］IOL Tib J 1368, ll. 31-33.

［録文］(31) de’i dbyar pho brang [-?][lda] mang [ (32) mdo blon ched po ’bro zhang b[rts]an sgra ya sto la stsogs pa / / phyag ’tshal [ (33) pha ’babs dang / / b[ya] [d]ga’ ched po stsal te rla [-][-] dzangs / /

［和訳］(31) この夏、宮廷を……ダマン……(32)ド（mdo）［の］大臣ド・シャン・ツェンダヤトたちが、表敬し……(33)下賜品と多くの贈り物を賜って、……送った。

[164] この出来事については、佐藤 1958, pp. 392-417 を参照。佐藤長氏が紹介するように、景龍四年正月、中宗は始平県に赴いて、吐蕃へ向かう金城公主を見送っている（『旧唐書』p. 149）。以下に引用した部分によって、金城公主の一行は初夏月の後、吐谷渾国の領域に入ったと分かる［Uray 1978, pp. 568-570］。

[165] ［史料］IOL Tib J 1368, ll. 14-16.

［録文］(14) de’I ston pho brang tsogi sra bal kyi g.yang can mkhar du btab na[s] [ (15) [yang] b[---]n mkhar du bzhugste / zhang rgyal tsan sug las [ (16) zhang lon ’di gnyis sug la brjes nas rtsis ched po bgyis [

［和訳］(14) この秋、宮廷をツォクのサペルのヤンツェンカルに建てて、……(15)もまた（?）……［ヤンツェン］カルにいらっしゃって、尚ギェルツェンが褒賞（sug）より……(16) この大臣たち 2 人が褒賞と引き換えに（lit. に変えて）、大計算（rtsis ched po）を行った。……

［史料］IOL Tib J 1368, ll. 18-20.

［録文］(18) de nas ’phrul gyi lha btsan po’i [ (19) dba’s stong rI gnang nyung la stsogs pa mchis te / / ’dun ma [ (20) [r]kang ’gr[o?]s sna drugi [g. ?]yang btab / / rkang to[n] dang rtsis ched po bgyi [

［和訳］ (18) そこで、聖神ツェンポの……(19) バー・トンリ・ナンニュンたちがやって来て、議会を……(20) 六畜の……（解釈不能）……を建てた。徴発（rkang ton）と大

ched po）」[166]や「徴発（rkang ton）」[167]といった行政措置が同時に行われているが、それらの行為の主体は、吐蕃中央から派遣されてきた大臣たちであったと考えられる。

これらをまとめると「残巻」が記録した時代（706~714 年）、吐谷渾王（マガトゴン可汗）と吐蕃の大臣の行為について以下のようなパターンが見えてくる。すなわち、1. 表敬にやって来た吐蕃中央政府の大臣たちを出迎え、2. 彼らのために、時に宴会が開催され、さらに下賜品や贈り物また褒賞といったものが与えられ、3. 吐蕃中央政府の大臣らは、吐谷渾国の「大計算」や「徴発」といった行政措置を実施していた。また、この時期にはすでに千戸が設置され、それに対する課税も行われていたらしい[168]。

さらに「残巻」のマガトゴン可汗、すなわち当時の吐谷渾王は、数年の間に 3 人の女性を立て続けに娶っているが、その妃の一人はチョクロ氏から出ていた[169]。「残巻」ではマガトゴン可汗と王女チワンが現れ、「御母子」と呼ばれていることから確認できるように、当時の吐谷渾王の母は、ヤルルン王家の王女チワンであった。つまり吐谷渾王家は、吐蕃系の女性を二代にわたり娶ったことになる。当然、吐谷渾王の結婚相手の選定には、吐蕃の中央政権の意向が強く働いていたに違いない。

「残巻」の記事は 714 年までしか残されていないが、幸い OTA と漢文史料によって、その後の状況をうかがうことができる。714 年、ボンダギェル（’Bon da rgyal）と尚ツェントレ・レーチン（Zhang Btsan to re lhas byin）がやって来て、吐谷渾の「検地（コェ、mkhos）」を実施している[170]。そして同年の冬、ボンダギェルは大論バー・チシク・シャンニェンとともに、唐のブシンクン（’Bu shIng kun）を攻撃する[171]。両唐書と『資治通鑑』によれば

---

計算を行って……

166 「計算を行う／会計を行う（rtsis bgyis）」の形で、OTA に頻出する。

167 rkang ton という語についての先行研究の解釈は、Dotson and Hazod 2009, p. 257 を参照。ここでは「徴発」と訳す。

168 ［史料］IOL Tib J 1368, ll. 12-13.

［録文］(12) de’i dbya[r] / yuM btsan mo khri bangs kyI zham ri [ (13) stong sde so sor bkal nas / / pho brang rma chab kyi glang ma lung du b [-] [

［和訳］(12) この夏、御母王女チワンのお供……(13) 千戸それぞれに課税して（bkal nas）、宮廷を黄河のランマルンに［建てた］……

169 ［史料］IOL Tib J 1368, ll. 48-49.

［録文］(48) gon kha gan gyi khab du / / cog ro stong re khong zung gi bu mo cog ro [ (49) dig zhing du btags /

［和訳］(48)［マガト］ゴン可汗（吐谷渾王）の妻に、チョクロ・トンレ・コンスンの娘チョクロ…… (49) ディクシンと名づけた。

170 mkhos の語義および先行研究での議論は、岩尾 2006, pp. 11-14 に詳しい。旧稿（旗手 2014a, p. 52）において、筆者はこの言葉を「行政処置」と訳した。その後、森安孝夫氏は mkhos について「検地」の訳語を提案した［森安 2015, p. 147, 脚注 9］。筆者が OTDO のウェブサイト（https://otdo.aa-ken.jp/）で検索をかけ、mkhos の用例を確認したところ、特に OTA において「検地」と訳すと意味がよく通じると感じた。そのため本稿では、mkhos について森安氏の「検地」の訳語を採用する。

［史料］OTA ver. 1, ll. 194-195, トラ年（714）の条。

［録文］(194) ’bon da rgyal dang zhang (195) btsan to re lhas byIn gyis / sIl gu cIn gyi ’o khol du ’a zha’I mkhos bgyIs

［和訳］(194) ボンダギェルと尚 (195) ツェントレ・レーチンがシルグチンのオコェルにおいて吐谷渾の検地（mkhos）を行なった。

171 ［史料］OTA ver. 1, ll. 196-197, トラ年（714）の条。

この時、吐蕃の率いていた兵は 10 万、唐の臨洮軍・蘭州・渭洲に侵攻し、監牧の羊馬を略奪した。この侵攻は唐に大きな衝撃を与え、一時は玄宗が親征を真剣に検討したほどであった。しかし、まもなく王晙らの活躍で吐蕃は敗北し、数万人の損害を出して撤退する[172]。

戦い自体は吐蕃の大敗に終わった。しかしこれらの記事によって、吐谷渾国を前線基地として、唐へ大規模な侵攻ができるほどに、吐蕃の吐谷渾支配が回復していたことを指摘できる。吐谷渾国で兵馬を整え、そこから唐へ侵攻することは吐蕃の基本的な戦略として踏襲されていく。さらに 8 世紀後半、吐蕃が河西～隴右地域を占領した後も東方方面の重要な軍事拠点として、青海方面の地域は機能し続けた[173]。通時的に眺めればガル氏粛清の危機的時期を乗り越え、吐谷渾に対する支配を維持できたことで、吐蕃は中央アジアと中国の両方面へ通じる径路と遠征時の軍事拠点を失わずに済み、その後の領土拡大を可能としたと言えるだろう。

**小結**

本章の目的は、7 世紀後半に吐蕃の中央政権で権力を握ったガル氏が、吐谷渾支配にどう関与したか、ガル氏が粛清されたことが、吐谷渾統治にどのような影響を与えたか、さらに吐蕃と吐谷渾の関係がいかに推移していったかを、分析することであった。その結果は、以下の 4 点にまとめることができる。

①吐蕃による吐谷渾の征服と、その後の軍事活動をはじめとする経略全般は、ガル・トンツェンと息子のチンリン、ツェンワが担うところとなったと考えられる。それは 659 年の吐谷渾遠征以来、ガル氏が粛清される 698 年まで約 40 年続いた。

②ガル氏が吐谷渾経略を担った時代、吐蕃支配下にある吐谷渾王（可汗）に吐蕃王家の王女が降嫁する一方で、「青海の軍管区」が置かれるなど、吐谷渾を軍事拠点として積極的に利用する政策が展開した。

③698 年のガル氏粛清事件によって、それまで事実上、吐谷渾を経営してきたガル氏は徹底的に排除されたが、この事件が契機となって吐谷渾人の大規模な離反を招いた。その結果、吐蕃による吐谷渾支配はこの時、危機的な状況に陥ったと考えられる。

④ガル氏粛清後の 706~714 年にかけて、吐谷渾国にはド氏、バー氏、チョクロ氏といった氏族出身の大臣が、毎年のように来訪した。吐谷渾王側は、往々にして宴会を開いて彼らをもてなし、下賜品や贈り物を授与する一方で、吐蕃中央政府側の大臣たちは様々な行政措置を行った。そして 714 年頃には、吐谷渾を前線基地として唐に侵寇できるほどに、吐蕃の支配は回復していた。

このように吐蕃の中央政権はガル氏の専権時代、さらにガル氏粛清後の政治混乱に対処しつつ、本土から離れた吐谷渾の支配を継続させていった。すでにガル氏一族が吐谷渾経

---

［原文］(196) dgun ’dun mnon du blon khrI sum rje rtsang bzher gyIs / bsduste / ’bon da rgyal dang / blon chen pho (197) khrI gzigs gnyIs gyis / ’bu shIng kun du dra ma drangste / slar ’khord par lo gchIg /

［和訳］(196) 冬、ドゥンノンにおいて論チスムジェ・ツァンシェルが［議会を］招集して、ボンダギェルと大論 (197) チシク両者がブシンクンに進軍して、slar ’khord pa、1 年［が経った］。

[172] 佐藤 1958, pp. 432-436, Beckwith 1987, pp. 80-81 参照。

[173] 佐藤 1959, pp. 616-619.

略を担った時代に、対唐戦を視座に据えて、吐谷渾国を軍事拠点とする政策が取られたことを確認できるが、次章で見るようにガル氏粛清後もそれは吐蕃の基本的戦略として踏襲されていくことになる。

## 第二章　御甥吐谷渾王の活動

### はじめに

**第一章**では、ガル氏にスポットライトを当てて、714 年頃までの吐谷渾支配の展開を見てきた。OTA はこの後の時代も吐谷渾国に行き、行政や軍事に携わった吐蕃の大臣たちの存在を記録している[174]。しかし残された史料を見る限り、ガル・トンツェンやその息子たちのように、長期にわたって吐谷渾国の経営に関わり続けた者は確認できない。その一方で、吐谷渾王（'A zha rje）はその後も、史料に断続的に登場し続け、少なくとも帰義軍政権時代まで史料中に在証されている。その期間は 200 年近くに及び、決して短くない。

8 世紀以降、吐谷渾王は多くの場合、「御甥（Dbon）」の称号を帯びて史料に登場する。チベット語史料に現れる御甥吐谷渾王（Dbon 'a zha rje）については、すでに何人もの研究者が取り上げて、検討を加えてきた。最初に Frederick. W. Thomas 氏が、吐谷渾王が登場する大英図書館蔵敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1253（vol. 56, fol. 72）を検討する中で、吐谷渾王が吐蕃統治下にある領域で地方的権威を持ったことを指摘した［TLTD2, p. 29］。Giuseppe Tucci 氏は、『賢者喜宴（Mkhas pa'I dga' ston）』に収録された 3 件の崇仏勅令を取り上げて紹介した時、吐谷渾王の地位がコンポ王、ニャンポ王と共に重視されていたことを示した［Tucci 1950, p. 65］。さらに Géza Uray 氏も 1963 年の論文で、主に Thomas 氏と Tucci 氏の紹介した史料を用いて、吐谷渾王と吐谷渾国の概略を紹介している［Uray 1963］。また同氏は 1978 年に発表した「残巻」（大英図書館蔵敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368）についての専論で、吐蕃支配下の吐谷渾国の性格と吐谷渾王の地位について、改めて述べている［Uray 1978, p. 574］。

その後、1980 年代から 90 年代にかけて、中国で吐蕃支配下の吐谷渾に関する論文がいくつか発表されたが、それらについては伍成泉氏がまとめて紹介している［伍 2000, p. 20］。中国で 2000 年代以降に発表されたものとしては、程起駿氏の論文がある［程 2003］。さらに楊銘氏も吐蕃が関係を持った西北諸族を論じた単行本の中で、「吐蕃統治下の吐谷渾小王」と題して、チベット語史料に現れる記事を分かりやすく年代順にまとめている［楊 2012］。また、台湾の林冠群氏は、吐谷渾国を一種の植民地としてとらえ、吐谷渾王に独立した統治権はなかったと結論する［林 2000, 特に p. 59］。Gertraud Taenzer 氏も 8 世紀から 9 世紀の吐谷渾国、吐谷渾王について簡単にまとめている［Taenzer 2012, pp. 174-175］。

これらの先行研究を見ると、Thomas 氏と Tucci 氏によって示された基本的見解——吐谷渾王は吐蕃国内において比較的高い序列に置かれていたが、その権限は限定されたものであった——が、後続の研究者によって、基本的に受け入れられている。筆者もその見方を継承するが、一方で吐谷渾王の活動の背景にあった出来事に、より多くの注意を払う必要があると考える。

以上を踏まえた上で、本章では吐谷渾王をひとつの軸にして、各時代の王の活動の背後にどのような政治情勢があったかに注意を向け、第一章に続く時代を見ていきたい。

### 1. 吐谷渾国における吐蕃と唐の攻防戦

[174] OTA ver. 1, 734, 735, 742, 759 年の条。

### （1）御甥吐谷渾王とツェンポとの対面

第一章で述べたように、吐蕃は 714 年頃には吐谷渾国を橋頭堡として、唐の隴右道方面に侵攻を再開できるほど支配を回復していた。その後、723 年に吐谷渾の首領が沙州に降ってきたものの[175]、699 年から 700 年にかけて発生したような大規模な亡命が生じた様子はない。そして両者の蜜月関係を示すかのように、727 年にツェンポであるチ・デツクツェン（Khri lde gtsug brtsan, 在位：712~754 年頃）が吐谷渾国を訪問し、吐谷渾王と対面する。

［史料］OTA ver. 1, ll. 243-246, ウサギの年（727）の条。

［録文］(243) $ / yos bu'I lo la / btsan po dbyar chab srId la 'a zha yul du gshegste / shuldu dba's sum po skyes bka' gyod la (244) chags / rgya'I mkhar kva chu sIn cang phab / blon chen pho mang zham gum / dgun btsan phoe pho brang jor gong sna na' (245) bzhugste / 'bon 'a zha rje dang / zhang dbon gdan tshom / dba's stag sgra khong lod blon chen por bka' stsald / (246) 'a zha phal pho che bya sga stsald / bod yul gyI dgun 'dun skyI lhas gang tshal du / zhang 'brIng rtshan khyI bus bsdus

［和訳］(243) ウサギ年（727 年）にツェンポ（チ・デツクツェン）は夏、吐谷渾国に進軍したが、途中でバー・スムポキェが責められた臣下に (244) なった。唐の瓜州［の］新城（sin cang）が陥落した。大論マンシャムが死んだ。冬、ツェンポの宮廷はジョルゴンナに (245) いらっしゃり、御甥吐谷渾王と一緒に、舅甥は座を共になされた（zhang dbon gdan tshom[176]）。バー・タクラコンロェを大論にとお言葉を賜った。(246)

---

[175] ［史料］『宋本册府元亀』巻 977 外臣部降附, 開元十一年（723 年）九月の条, p. 3895.
［原文］十一年九月，吐谷渾率其衆詣沙州内屬。
［訓読］十一年九月、吐谷渾は其の衆を率ひて沙州に詣でて内屬せり。
［和訳］開元十一年（723）九月、吐谷渾はその衆を率いて、沙州にやって来て内属した。

[176] この部分を DTH は訳さず、注記で"Ou bien: le žaṅ-dpon changea de poste (gdan chom)（あるいは「zhang -dpon が地位を入れかえた」か）" と記す［DTH, p. 48］。また Dotson 氏はこの部分について、吐蕃と吐谷渾の婚姻関係の更新を示す可能性を指摘する［Dotson and Hazod 2009, p. 36 注 48, p. 116］。

一方、gdan tshom （ないし gdan tsom）という表現は、フランス図書館蔵敦煌チベット語文献 P.t.1047（占いの手引き書）の第 11, 16 行にも現れる。

［史料］P.t.1047, l. 11（録文は OTDO1 に基づく）.
［録文］rgyal pho rgyal mo thugs dgyes shing gdan tsom ba'i / ngo / /
［和訳］王，王妃がお喜びになり、**gdan tsom** する兆し。

［史料］P.t.1047, l. 16（録文は OTDO1 に基づく）.
［録文］phyva dang lI sa rya dang rgyal pu [wer (/'ber)] mu sman gyi rgyal mo gdan tshom ba'i zhal /
［和訳］ピャとリサリャと王子に、ムメンの王女が **gdan tshom** する兆し。

この gdan tshom を Ariane Macdonald 氏は、"seront réunis（結びつけられる）", "se réuniront（集まる）"［Macdonald 1971, p. 277］、山口瑞鳳氏は「和合せる」「睦む」［山口 1985b, p. 536］。また現代チベット語で gdan 'dzoms は「会う、集まる」の意味である［Goldstein 2001, p. 557］。gdan が「座」という意味であることを踏まえ、ここでは「座を共にする」と解釈した。

大勢の吐谷渾人［に］贈り物を賜った。チベット国の冬の議会をチ［の］レーガンツェルに尚リンツェン・チプが招集した。

なおこの記事は「御甥吐谷渾王（Dbon ’a zha rje）」の号が初めて現れる部分でもある[177]。では、なぜチ・デツクツェンはこの時期を選んで吐谷渾国まで行き、吐谷渾王と「舅甥」として会う必要があったのだろうか。

佐藤長氏や C. I. Beckwith 氏らが指摘するように、開元十五年（727）の閏九月、吐蕃の賛普と突騎施（トルギッシュ）の蘇禄の連合軍により、安西（クチャ）が攻撃されたという記事が『旧唐書』に現れる[178]。佐藤氏は、この事件について、攻撃そのものは突騎施のイニシアティブの下で行われたものであり、ツェンポ自身が安西まで行ったとは到底、考えられないと述べている[179]。しかし上述の OTA の記事から、少なくともチ・デツクツェンが吐谷渾国まで行ったことは認めることができよう。さらに、親征して瓜州城を攻め落としたことは、このツェンポの事跡として OTC に大きく取り上げられている[180]。

---

[177] 吐蕃と吐谷渾の舅甥関係については、さらに Dotson 2009, pp. 229-231.

[178] 佐藤 1958, pp. 446-447, Beckwith 1987, pp. 100-102 等。問題の記事は以下の通り。なお同じ記事が、『資治通鑑』巻 213, p. 6779 にも見える。

［史料］『旧唐書』巻 8 本紀 8 玄宗上，中華書局標点本 p. 191.

［原文］九月丙子，吐蕃寇瓜州，執刺史田元獻及王君㚟父壽，殺掠人吏，盡取軍資倉糧而去。［中略］閏月庚子，突騎施蘇禄、吐蕃贊普圍安西，副大都護趙頤貞擊走之。

［訓読］九月丙子、吐蕃は瓜州を寇し刺史の田元獻及び王君㚟の父の壽を執へ、人吏を殺掠し、盡く軍資倉糧を取りて去れり。［中略］閏月庚子、突騎施の蘇禄、吐蕃の贊普は安西を圍み、副大都護の趙頤貞は擊ちて之を走らしめり。

［和訳］［開元十五年（727）］九月丙子、吐蕃は瓜州を攻撃し、刺史の田元獻と王君㚟の父の王壽を捕縛し、民草や胥吏を殺したり捕虜にして、根こそぎ軍需物資と倉庫に貯蓄していた糧秣を奪って逃げていった。［中略］閏九月庚子、突騎施の蘇禄と吐蕃の贊普は安西都護府を包囲し、副大都護の趙頤貞が攻撃して、彼らを潰走させた。

[179] 佐藤 1958, p. 447.

[180] ［史料］OTC, ll. 338-343.（録文は OTDO1, p. 214 に基づく）

［録文］(338) $ // rgyal po khri lde gtsug brtsan gyI ring la // ［中略］blon che stag sgra (339) khong lod dang / rje blon mol nas / rgyal po zhabs kyIs btsugs te // rgya la chab srid mdzad na // rgya’i (340) mkhar kva cu la stsogs pa phab ste // de tsam na rgya’i srid ches nas // byang phyogs kyi dru gu kun kyang ’dus la // (341) ta zIg la thug pa man chad rgya’I khams su gthogs ste // rgya’I nor mang po stod pyogs su ’don pa rnams // kva (342) cu na tshogs byas pa las // thams chad bod kyis phab ste bzhes pas // blar yang dkor mang po brnyes // ’bangs (343) mgo nag pos kyang / rgya dar bzang po khyab par thob bo //

［和訳］ (338) 王チ・デツクツェンの御世に、［中略］大論タクダ (339) コンロェ（sTag sgra khong lod）と、王，大臣が話し合って、王が御足によって立たれて、唐（lit. 中国）に親征なさったところ、唐の (340) 瓜州城などが陥ちた。当時、唐の国が大きくなったことで、北方のテュルク（Dru gu）全ても［唐のもとに］集まって、(341) タジク（Ta zig）に達するまでが唐の領域に属したが、唐の多くの富で西方に送り出すものを、瓜 (342) 州に集めていたことで、一切合切をチベットが陥として、手に入れた

そもそもこの遠征は、726 年の冬、吐蕃軍が大斗谷（大斗拔谷）に侵入し、その後、甘州を攻撃したことから開始された[181]。しかし、その結果として吐蕃は予想外の反撃を被ることになる。吐蕃軍の侵攻を退けるために、唐側はその帰路を襲って青海の西まで追いかけたのみならず、大非川に先回りして当地の野草を焼き払った。その結果、吐蕃の軍中では馬の半数以上が失われることになった[182]。

---

ことにより、お上は多くの財物を得た。臣民で (343) 頭が黒い者も、唐の上質の絹を大量に手に入れた。

なお古チベット語 Dru gu の解釈については意見が分かれる。Uray 氏は Ligeti 氏の意見に賛成し、これを西突厥とみなす［Uray 1979, p. 281］。Beckwith 氏もまた OTA に現れる Dru gu がほとんどの場合、西突厥を指すと述べる［Beckwith 1987, pp. 63-64］。一方、森安氏はテュルク族一般を指す総称であって、決して狭義の突厥を指して言うのではないと述べる［森安 2015, p. 76］。

また、唐は穀物の買い上げや兵士の給与支払い、さらに駅館維持費等の名目で、毎年、莫大な糧の絹綿を河西～中央アジア方面に支出していた。それらは涼州都督府に集積された後、各地の軍鎮が涼州までキャラバンを派遣してもらい受けに行っていた［荒川 2010, pp. 448-455, 荒川 2011, p. 85］。瓜州攻撃の結果、吐蕃側の手に落ちた大量の絹も、軍費として瓜州にストックされていたものかと思われる。

[181] 佐藤 1958, p. 449.

[182] ［史料］『旧唐書』巻 196 上吐蕃伝上，p. 5229.

［原文］十五年正月，君㚟率兵破吐蕃于青海之西，虜其輜重及羊馬而還。先是，吐蕃大將悉諾邏率衆入攻大斗谷，又移攻甘州，焚燒市里。君㚟畏其鋒，不敢出戰。會大雪，賊凍死者甚衆。遂取積石軍西路而還。君㚟先令人潛入賊境，於其歸路燒草。悉諾邏軍還至大非川，將士息甲牧馬，而野草皆盡，馬死過半。君㚟與秦州都督張景順等率衆襲其後，入至青海之西。時海水冰合，將士並乘冰而渡。會悉諾邏已渡大非川，輜重及疲兵尚在青海之測，君㚟縱兵俘之而還。

［訓読］十五年正月、君㚟は兵を率いて吐蕃を青海の西に破り、其の輜重及び羊馬を虜として還る。是に先んじて、吐蕃の大將の悉諾邏は衆を率いて入りて大斗谷を攻め、又、移りて甘州を攻め、市里を焚燒せり。君㚟は其の鋒を畏れ、敢えて出戰せず。會、大雪なれば、賊の凍死する者、甚だ衆し。遂に積石軍の西路を取りて還れり。君㚟は先に人をして賊境に潛入せしめ、其の歸路に於いて草を燒けり。悉諾邏の軍、還りて大非川に至り、將士息甲して牧馬せんとするも、野草皆盡けば、馬の死するもの過半なり。君㚟は秦州都督の張景順等と衆を率いて其の後を襲はんとし、入りて青海の西に至る。時に海水、冰合すれば、將士は並て冰に乘りて渡る。會、悉諾邏、已に大非川を渡るも、輜重及び疲兵は尚ほ青海の測に在り、君㚟は兵を縱ちて之を俘へて還れり。

［和訳］開元十五年（727）正月、王君㚟は兵を率いて吐蕃を青海の西に破り、その輜重と羊馬を捕虜として帰還した。この事件より前に、吐蕃の大將の悉諾邏は、衆を率いて侵入して大斗谷を攻め、また移動して甘州を攻め、市里を焼き払った。王君㚟は吐蕃の軍勢をおそれて、あえて［城から］出て戦うことをしなかった。たまたま大雪になったため、賊の凍死者が大勢、出た。［そこで］ついに［吐蕃軍は］積石軍の西路を取って帰還して行った。王君㚟は先に人を派遣して、賊（吐蕃）の領域に潜入せしめ、彼らの帰路に位置する草を焼いた。悉諾邏の軍は、帰還して大非川まで戻り、將兵は甲冑を脱いで馬を放牧しようとしたが、野草が皆、なくなっていたため馬の半分以上が死んだ。王君㚟は秦州都督の張景順等と衆を率いて、吐蕃軍の背後を襲撃しようと

唐の軍隊が青海湖近辺まで侵入してくることは久しくなかった[183]。そのため唐側の反撃は、吐蕃にとっては少なからぬ衝撃であったと考えられる。さらに居住地の安全を脅かされた吐谷渾人の間に動揺が走ったことも想像に難くない。そのような情勢から推察するに、727 年に行われたツェンポと吐谷渾王との対面は、一種の政治パフォーマンスとして演出されたものではなかっただろうか。すなわち、その目的はツェンポと吐谷渾王との強い紐帯関係を目に見える形で明らかにし、青海を含む吐谷渾国が吐蕃の支配下にあること、吐谷渾人たちがツェンポから「贈り物」を賜るなど厚遇を受けていることを、国の内外に示すことであったと考えられる。

しかしながら、この後も唐は青海方面に盛んに侵入した[184]。728 年には隴右節度使で鄯州都督の張忠良が青海湖の西南で吐蕃軍と戦い、これを破っている。さらに河西節度使蕭嵩が杜賓客を派遣し、祁連城下で吐蕃軍と交戦させた。また翌年三月には、瓜州刺史張守珪が、伊州, 沙州の兵を率いて、沙州西南にある吐蕃の大同軍[185]を破った。そして同月に、要衝の石堡城[186]を唐が吐蕃から奪取し、ここに振武軍を設置するに至る[187]。これにより、吐蕃側から講和の働きかけ[188]が行われ、短いながら小康状態が訪れる。

**（2）大国の狭間で**

しかし、平和な状態は長く続かなかった。吐蕃の小勃律攻撃（737 年）、さらに吐蕃とトルギッシュとの連携を契機に、青海湖周辺は再び唐軍の侵入を被るようになる[189]。その年の内に、河西節度使の崔希逸が、青海のほとりで吐蕃の軍を撃破し、開元二十六年（738）には、赤嶺の分界碑が玄宗の命令で破壊された。さらに隴右節度使の杜希望も鄯州から兵を発し、吐蕃側の城塞や河橋を奪取した。しかし吐蕃側も指をくわえて見ていたわけではなく、すぐに反撃に乗りだす。開元二十七年（739）に臨洮方面に軍を動かしている。そして開元二十九年（741）には、逆に河源軍まで攻め入り、石堡城を唐から再び奪取するに至

---

し、侵入して青海の西に至った。その時、海水が凍りついたため、［唐の］将兵は全員、氷に乗って［青海を］渡った。たまたま、悉諾邏はすでに大非川を越えていたが、輜重と疲兵はまだ青海のほとりに残っていたので、王君㚟は兵を放ってこれらを捕えて帰還した。

[183] 678 年に李敬玄が青海で戦い、680 年と 681 年に黒歯常之と良非川と湟川で戦っている［**第一章**参照］。その後、『新唐書』巻 216 上に収められたガル・チンリンの上表に、「青海の役は黄仁素、和を約して邊守戒めず（青海之役，黄仁素約和，邊守不戒）」の語が見える［p. 6080］が、これが具体的にいつのことを指すかは明らかではない。その後、726 年に至るまで唐の軍隊が青海一帯まで攻め込んだ記事は、両唐書や『資治通鑑』、また OTA には見えない。

[184] 以下 728 年から 737 年までの戦いは、佐藤 1958, pp. 457-461, Beckwith 1987, pp. 101-105 等参照。

[185] 荒川 1986、pp. 55-56.

[186] 石堡城は、元々漢語で鉄仞城、チベット語で Mkhar lcags rtse と呼ばれた［佐藤 1958, p. 460］。その位置と築城時期については、佐藤 1978, pp. 104-105, 186-187 参照。

[187] 以上、728~729 年までの経緯は、『旧唐書』巻 196 上，p. 5230, 『新唐書』巻 216 上，p. 6083-6084, 『資治通鑑』巻 213, p. 6782, 6784 等参照。

[188] 佐藤 1958, pp. 461-467.

[189] 737~741 年までの経緯は、佐藤 1958, pp. 468-477,『旧唐書』巻 196 上, pp. 5233-5234,『新唐書』巻 216 上，pp. 6085-6086, 『資治通鑑』巻 214, pp. 6826-6827, 6833, 6835, 6838, 6846 参照。

る。このように、737 年から 741 年まで、青海とその東側における吐蕃と唐の攻防は一進一退の状況が続いた。

開元二十九年（741）、石堡城が再奪取されたことで、唐の侵攻はより一層、激化していく。742 年、吐蕃の論マンポジェ（Blon Mang po rje）が吐谷渾の「検地（mkhos）」を行う[190]が、同じ年の十二月、隴右節度使の皇甫惟明によって、「青海道」に駐屯していた吐蕃の「莽布支」の軍勢が攻撃されている。

［史料］『資治通鑑』巻 215 唐紀 31 玄宗天寶元年（742）の条, p. 6856.

［原文］十二月，隴右節度使皇甫惟明奏破吐蕃大嶺等軍。戊戌，又奏破青海道莽布支營三萬餘衆，斬獲五千餘級。庚子，河西節度使王倕奏破吐蕃漁海及遊奕等軍。

［訓読］十二月、隴右節度使の皇甫惟明は奏すらく、吐蕃の大嶺等の軍を破れり、と。戊戌、又、奏すらく、青海道の莽布支の營の三萬餘衆を破り、斬獲あること五千餘級と。庚子、河西節度使の王倕は奏すらく、吐蕃の漁海及び遊奕等の軍を破れりと。

［和訳］［天宝元年（742）］十二月、隴右節度使の皇甫惟明が奏上してきたことには、「吐蕃の大嶺等の軍を破った」と。戊戌、又、奏上してきたことには、「青海道のマンポジェ（＝莽布支）の駐屯しているところの三萬余人を破り、殺したり捕虜にした人数は五千人余りであります」と。庚子、河西節度使の王倕が奏上してきたことには、「吐蕃の漁海と遊奕等の軍を破りました」と。

マンポジェ（Mang po rje）はチベット語の人名としてよくある名前であるが、同一の時期、地域、さらに漢語史料でもチベット語史料でも軍を率いる立場の人間として示されていることから、両者は同一人物と考えてよいだろう[191]。また上記の記事によって、この時、河西節度使の王倕が吐蕃の漁海，遊奕等の軍を打ち破ったことも確認できる[192]。さらに翌年（743）の四月、皇甫惟明は鄯州方面から出撃し、吐蕃の洪済城を破った[193]。しかし、これらの攻撃も決定的な打撃を与えるには至らなかったらしい。3 年後の 745 年、論マンポジェの軍の侵入を招くことになるが、そこに御甥吐谷渾王も加わっていた。

［史料］OTA ver.2, ll. 4-6, トリの年（745）の条

［録文］(4) (vermilion<)bya gagi lo la bab ste (>vermilion)/ btsan poe pho brang / yar ’brogI yI dang na bzhugs / rgya’I dmag dpon ’ba’ tsang gun / kog yul gyI rgya’I (5) byim po drangste /

---

[190] ［史料］OTAver.1, l. 291, ウマの年（742）の条

［録文］khu nye mon gangsu blon mang po rjes ’a zha’I mkhos bgyIs /

［和訳］クニェモンガン（Khu nye mon gangs）で、論マンポジェ（Mang po rje）が、吐谷渾の検地（mkhos）を行った。

[191] Beckwith 1987, p. 128 注 121, Dotson and Hazod 2009, p. 122 注 312 参照。

[192] 王倕が率いた軍勢については、この戦役のことを記したと考えられる樊衡「河西破蕃賊露布」（『文苑英華』巻 648, pp. 3333-3334, 『全唐文』巻 352, pp. 3571-3573）に詳しい。なお厳耕望氏はこの露布を利用して、漁海軍が青海北岸にあったことを示している［厳『唐代交通圖考』2, pp. 502, 522, 527］。

[193] 『資治通鑑』巻 215, p. 6858.

dbon ’a zha rje dang blon mang pho rje gnyis gyis mkhar jid par la brgalde / rgya’I ram ’da’ jId par du / [phud?] (6) [rgon?] mkhar pho cer drangste / rgya phal cer bkuM / dgun btsan po brag mar na bzhugs par lo gchig/

［和訳］(4) トリの年になって、ツェンポの宮廷はヤルトクのイタンにあられた。唐の将軍の馬将軍（’Ba’ tsang gun）、コク国（Kog yul）の唐の (5) チムポ（byim po）が進軍して、御甥吐谷渾王と論マンポジェ両者が、チーパル（Jid par）城に対して攻撃を行い、唐のラムダ・チーパル（Ram ’da’ jId par）[194]で、(6) 大プークン城（Phud rgon mkhar pho ce）に進軍して、唐の人間を大量に殺した。

上記の記事では「唐の人間を大量に殺した」と記し、あたかも両者が大勝利を収めたような書き方をしている。事実、745 年、石堡城下で行われた戦いにより、隴右節度使皇甫惟明の副将が敗死している[195]。ところが、次にかかげる史料によって、「大将の論莽布支」すなわち論マンポジェと推定される人物が、ある時点で定戎城下において敗死したことが明らかになる。

［史料］孫逖「爲宰相賀破吐蕃并慶雲見表」『文苑英華』巻 566, p. 2903.

［原文］昨見皇甫惟明奏，破定戎城下吐蕃賊二十萬衆，并斬獲大將論莽布支頭，隨状奉進［後略］。

［訓読］昨、皇甫惟明の奏を見るに、「定戎城下に吐蕃の賊二十萬衆を破り、并びに大將の論莽布支の頭を斬獲すれば、状に隨ひ奉進す［後略］」と。

［和訳］先日、皇甫惟明からの上表を見ましたところ、「定戎城において、吐蕃の賊二十万人を破り、その上、司令官の論マンポジェ（大将論莽布支）の首級を得ましたので、上表文と一緒に献上いたします（後略）」と。

［史料］孫逖「爲宰相賀隴右破吐蕃表」『文苑英華』巻 566, p. 2904.

［原文］臣等先在城中因奏事陛下謂臣等曰，朕料至重陽已來諸軍必頻剋捷。臣等欽承聖旨，詎測神功。近者隴古果奏斬獲莽布支并生擒蘇毗王。及鑾駕將迴劍南節度使章仇兼瓊又奏，西山將士分爲五道破吐蕃城堡鎮柵等四十餘所。四鎮節度馬靈察又奏破吐蕃不可勝數并開護密識慝等數國共爲邊捍者。數旬之間，三方告捷，應如影響，合若符契。

［訓読］臣等は先に城中に在りて、奏事あるに因り、陛下は臣等に謂ひて曰はく、朕は料るに、重陽已來に至らば、諸軍は必ずや頻りに剋捷せん、と。臣等は聖旨を欽承するも、詎ぞ神功を測らんや。近者、隴右[196]は果たして奏すらく、莽布支を斬獲し、并びに蘇毗王を生擒せり、と。鑾駕の将に迴らんとするに及んで、劍南節度使の章仇兼瓊は又、奏すらく、西山の将士もて分けて五道を爲し、吐蕃の城堡鎮柵等、四十餘所を破れり、と。四鎮節度の馬靈詧も又、奏すらく吐蕃を破るは、數ふるに勝ふべからず。并びに聞く[197]ならく、護密，識匿[198]等の數國も共に邊捍を爲せり、と、と。數旬の間、三方の告捷するは、應ずること影響の如く、合ふこと符契の若し。

194 チーパル（Jid par）城を Beckwith 氏は石堡城とみなしている［Beckwith 1987, p. 129］。
195 『資治通鑑』巻 215, p. 6868, Beckwith 1987, p. 128.
196 『全唐文』巻 311, p. 3160 に従い、「隴右」に改める。
197 『全唐文』巻 311, p. 3160 に従い、「聞く」に改める。
198 『全唐文』巻 311, p. 3160 に従い、「識匿」に改める。

［和訳］臣らは先日、宮城において皇帝陛下に報告があったことで、陛下は臣らにおっしゃいました。「朕が推し量るところでは、重陽（九月九日）以降になれば、諸軍が必ずや頻繁に敵に勝利するだろう」と。臣らは陛下のお言葉を謹んで承りましたが、どうして［陛下の］神のごとき洞察を［我々が］推し量ることができましょうか！隴右節度使は果たせるかな、上表してまいりました。「論マンポジェを殺し、その上、蘇毗王を生け捕りにしました」と。陛下の車駕が、ちょうどお帰りになろうとするに及んで、剣南節度使の章仇兼瓊が、また奏上してまいりました。「西山方面の士卒に分かれて五方向に道をつくらせ、吐蕃の城、塞、鎮、柵など四十箇所余りを［戦って］突破いたしました」と。安西四鎮節度使の馬霊察が、また奏上してまいりました。「吐蕃軍を破った回数は数え切れないほどです。加えて、耳に致しましたところでは、『護密（ワッハーン）と識匿などのいくつかの国も［馬霊察と］共にで辺境の防備を行った』」と。数十日の間に、三方が勝利を上奏してきたことは、影やこだまのように応じあい、割符のようにぴたりと合ったようなものです。

『文苑英華』では、上に記した孫逖のふたつの奏上の作成年代を天宝元年（742）と記している 。もしそうであるなら、これらに現れる「大将論莽布支」の敗死は、『資治通鑑』の天宝元載の条に現れる「青海道の論莽布支の営を破った」記事にうまく合う。そうであれば、OTA の 745 年の条で御甥吐谷渾王と共に軍を率いた論マンポジェは、また別の論マンポジェとなる。しかし、果たしてこの仮定は正しいだろうか。

確かに文中に現れる人物の内、章仇兼瓊が剣南節度使を務めていたのは開元二十七年（739）十二月から天宝五載（746）の八月までで、馬霊察（夫蒙霊詧）が安西四鎮節度使を務めたのは開元末（741）から天宝六載（747）までであるので、一見すると矛盾はない[199]。しかし、問題は「及鑾駕将迴（陛下の車駕が、ちょうどお帰りになろうとするに及んで）」の一句である。この時期、玄宗は毎年冬になると驪山にある温泉宮に滞在するのが常であった。そのため「鑾駕将迴」は温泉宮から宮城にもどったことを示していると考えられる。しかし、両唐書の本紀を見ると、玄宗は天宝元年（742）の十月に温泉宮に行き、十一月にはそこから戻ってきている[200]。それに対し、先の『資治通鑑』の記述を信じるなら、天宝元年の「青海道の論莽布支の営を破った」上奏が届くのは十二月になってからである。そうなると、若干の時間のずれが発生してしまう。

筆者はむしろ、孫逖のふたつの奏上は天宝四載（745）に書かれたと考えたい。すでに述べたように 745 年に、隴右節度使皇甫惟明の副将が石堡城下で行われた戦いで敗死していて、この方面で吐蕃と唐軍が戦ったことが確認される。論マンポジェが敗死した場所である定戎城は、石堡城の南七里にあった[201]。さらに「爲宰相賀隴右破吐蕃表」の後半に挙げられる馬霊察（夫蒙霊察） の吐蕃に対する勝利と護密らの協働の記事は、先に引用した OTA ver. 2 の 745 年の前半部分に符号するかと思われる[202]。

---

199 呉 1980, pp. 960-961, 1244-1245.

200 『旧唐書』巻 9, p. 216.

201 定戎城については、『新唐書』巻 40, p. 1041, 佐藤 1958, p. 459, 佐藤 1978, pp. 103-105, 140-141 を参照。

202 山口 氏は、’Ba’ tsang gun は「播川公」とし皇甫惟明に当て、記事自体も隴右方面の戦

孫逖の奏上から、論マンポジェによって率いられた軍勢の中には、御甥吐谷渾王のみならず、「蘇毗王」と呼ばれる人物もいたことが明らかとなる。蘇毗（Sum pa スムパ）[203]に「王」や「王子」がいたことは、すでに Demiéville 氏によって、指摘されている[204]が、「吐谷渾王」や「蘇毗王」の参戦は、これらの王によって統率されたスムパ人や吐谷渾人が吐蕃軍に含まれていたことを示唆するだろう[205]。

さて、その後も唐は青海方面への攻撃の手を緩めていない。『旧唐書』及び『資治通鑑』において、皇甫惟明にかわり、朔方河東節度を兼任する形で河西，隴右節度使となった王忠嗣[206]が「青海」や「積石」で戦い、「墨離」[207]で、吐谷渾に対して徹底的な攻撃を行っ

---

いだと考えた［山口 1983, p. 666］。さらに Beckwith 氏も kog yul を廓州と解釈している［Beckwith 1987, p. 129］。

しかし「'Ba' tsang gun」は、Petech 氏が指摘するように、「馬霊察」とも呼ばれた、安西四鎮節度使の夫蒙霊詧を指すと考えられる［Petech 1967, pp. 268-269］。また OTA の 747 年の条に現れる gog yul についての記事は、明らかにパミール方面の戦いに言及したものである［森安 1984, pp. 40-42, Beckwith 1987, pp. 130-133］。

［史料］OTA ver.2, l. 10, ブタの年（747）の条
［録文］gog yul du rgya'I byim po byung ste / bru sha dang gog stord /
［和訳］コク国（gog yul, ワッハーン）に唐のチムポがやって来て、小勃律とコク［国］が失われた。

Dotson 氏が指摘するように、745 年 747 年の条の双方に「唐のチムポ（rgya'i byim po）」が現れることを考えれば、745 年の条も 747 年の条も共に吐蕃の北西方面のことを記していて、gog yul/ kog yul（コク国）はワッハーンを指すと考えられる［Dotson and Hazod 2009, p. 126 注 326, p. 127 注 330］。また OTA に地名として登場する「kog」と「gog」の区別についての議論は、Dotson and Hazod 2009, p. 126 注 326 を参照。なおワッハーンは、漢語で「護蜜」「護密」「胡蜜」と転写された［『往天』pp. 176-177］。

さらにチムポ（byim po）について、王堯は「斥堠」［王＆陳 1992, p. 155］、山口は「徴発兵」［山口 1983, p. 712 注 94］、Beckwith は「兵部」［Beckwith 1987, p. 128 注 124］と解釈するが、いまだ示すところは定まっていない。

[203] 山口氏は、スムパ（Sum pa）を「蘇毗」ではなく松州の西南にあった「白蘭」にあてる［山口 1970, pp. 1-61］。山口氏の論の内、それまでツァイダム盆地を指すと考えられていた白蘭の位置を、松州西南の恭州及び維州と見抜いた点は慧眼であるが、白蘭がスムパである点は首肯しがたい。ここでは従来の Pelliot 氏の説［Pelliot 1921, pp. 330-331］に従い、「スムパ（Sum pa）」＝「孫波」＝「蘇毗」説を採用する。

[204] Demiéville 1952, pp. 38-39.

[205] 序論でも引用した史料によって、軍事における蘇毗（スムパ）の役割は唐側にもある程度、知られていたことが分かる。ここでは和訳のみ再掲する。
［史料］『冊府元亀』巻 977 外臣部降附天寶十四載（755 年）の条。
［和訳］天寶十四載（755）、蘇毗の王子の悉諾邏が蘇毗の首領数十人を率いて投降してきたところ隴右節度使の哥舒翰が奏上して言うことには、「蘇毗なる集団は、黄河の北側にいる吐谷渾の集団にもっとも近く、数倍の住人がおります。思いますに、吐蕃は国をあげて援助を強制するので、［吐蕃の］軍の糧秣や兵馬は半分が蘇毗の中から出ています［後略］。」と。

[206] 『資治通鑑』巻 215, pp. 6870-6871.

[207] 『資治通鑑』巻 215, p. 6871 では、この記事を天寶五載（746）の正月と四月条の間に挿入している。また『資治通鑑』の記事では、墨離は「墨離軍」、「全國」は「全部」とな

たと記録している。

［史料］『旧唐書』巻 103 王忠嗣伝, p. 3199.

［原文］後頻戰青海、積石，皆大克捷。尋又伐吐谷渾於墨離，慮其全國而歸。

［訓読］後に頻りに青海、積石に戰い、皆、大いに克捷せり。尋ひで又、吐谷渾を墨離に伐ち、其の全國を虜にして歸せり。

［和訳］その後、［王忠嗣は］しばしば青海や積石で戦い、すべての戦いで大いに勝どきを上げた。まもなく、吐谷渾を墨離に攻撃して、その全国を捕虜として帰還した。

王忠嗣が河西隴右節度使であった期間は、天宝五載（746）三月から、朝廷に召喚され部下の哥舒翰に交代する天宝六載（747）十月まで[208]の、わずか一年半である。その間に行われた上記方面への攻撃は、745 年に侵攻してきた論マンポジェと御甥吐谷渾王に対する報復と、さらに吐谷渾人の拠点を叩くことで吐蕃の鋭鋒を幾分でも鈍らせる目的を兼ねていたに違いない。

さらに王忠嗣にかわり河西隴右節度使となった哥舒翰は、天宝八載（749）に吐蕃が占領する石堡城を六万三千の大軍で攻撃し、多大な死傷者を出した末に、これを再奪取することに成功している[209]が、そこに至るまでにまた青海方面において何度か軍を動かしている。天宝七載（748）には、青海湖のほとりに神威軍を築いた後、青海に浮かぶ龍駒島に城を築いた[210]。さらに同年に行った積石軍への攻撃において、吐谷渾の王子らを捕虜にしたているが、おそらくこの王子らは、吐谷渾王の血縁者であろう[211]。そうであれば、吐谷渾王だけでなく、その血縁者たちも、唐の侵入を防ぐために従軍したいたことになる。

そして石堡城攻めが行われた天宝八載（749）に、吐蕃の漁海軍（魚海軍）に対して唐が再度の攻撃を行ったことが、最近公刊された論惟貞の墓誌によって改めて確認された[212]。

---

っている。しかし、ここでの墨離は間違いなく、荒川正晴氏が説くように瓜・沙州南辺の南山方面にある吐谷渾の根拠地であり［荒川 1986, p. 57］、祁連山脈の南側に位置する蘇干湖盆地～スィルチン平地およびハルティン・ゴールの一帯を指していると考えられる。

[208] 『資治通鑑』巻 215 p. 6871, 『資治通鑑』巻 215, pp. 6878-6879。また呉 1980, pp. 1222.

[209] Beckwith 1987, pp. 133-134, 『資治通鑑』巻 216, p. 6896 等。

[210] 『資治通鑑』巻 216, p. 6892 等。

[211] ［史料］『旧唐書』巻 183 王子顔伝, pp. 4750-4751.

［原文］天寶七載，從哥舒翰擊吐蕃於積石軍，虜吐谷渾王子悉弄參及子壻悉頰藏而還。

［訓読］天寶七載、哥舒翰に從ひ吐蕃を積石軍に擊ち、吐谷渾の王子の悉弄參及び子壻の悉頰藏を虜として還れり。

［和訳］［王子顔の父の王難得は］天寶七載（748）、哥舒翰に付き従い、吐蕃を積石軍に攻撃して、吐谷渾の王子の悉弄参と子壻の悉頰藏を捕虜として帰還した。

[212] 沈琛 2017, p. 19 及び李宗俊 2017, p. 131 等。その部分を以下に引用する。

［史料］「論惟貞墓誌并蓋」（録文は齊運通，楊建鋒編『洛陽新獲墓誌』2015, p. 231 の拓本写真から作成），第 8-10 行。

［原文］天寶八載破蕃中魚海等五城、特加上柱國。尋授左武衛西河郡賈胡府左果毅。

［訓読］天寶八載、蕃中の魚海等五城を破り、特に上柱國を加ふ。尋いで左武衛西河郡賈胡府左果毅を授く。

そして天宝十二載（753)、唐は黄河上流の河西九曲までの地を、その支配下に組み込むことに成功する[213]。

以上をまとめると、737 年頃から再燃した唐と吐蕃の戦いの中で、吐谷渾国に含まれたと考えられる地域は何度も唐の侵攻にさらされていたこと、特に 742~748 年にかけて墨離および青海胡周辺、また大嶺，漁海，遊奕といった吐蕃側の諸軍において、また石堡城、定戎城、積石軍といった唐側の城塞で戦闘が行われていたこと、そこに吐谷渾王と吐谷渾王子も従軍していたことを確認できる。

そして、当該時期において、このような状況は吐谷渾国に限られたものではなかった。すでに述べたように 730 年代に一時的に融和の兆しが見えていた吐蕃と唐の関係が、737 年の吐蕃による小勃律攻撃をきっかけに再び、緊張に転じていく[214]。その結果、もたらされたのが 740 年代から 750 年代にかけて繰り返された両国の軍事衝突であった。

唐と吐蕃はこの当時、南パミール（小勃律をめぐって対峙）から西域南道（コータンは唐の勢力下、且末～ロプ地域は吐蕃支配下)、祁連山脈（北の河西回廊は唐の支配下、南の吐谷渾国は吐蕃の支配下)、さらに四川、雲南（南詔は 750 年を境に、臣従する相手を唐から吐蕃に変える）という長大な地域で境界を接していた。当時のユーラシア東部を俯瞰してみると、この唐と吐蕃が境界を接する地域の国々とその王たちの内、少なからぬ者が唐か吐蕃のどちらかの側に味方して、両大国の戦争に参加せざるを得ない状況に置かれていたことが浮かび上がってくる。

まず、上に引用した孫逖「爲宰相賀隴右破吐蕃表」の中に、「護密（ワッハーン）と識匿などのいくつかの国も共同で辺境の防備を行った」と記されているが、識匿王の跌失伽延は、天宝六載（747）に勃律（小勃律）を討つのに従い、戦死している[215]。またタリム盆地のオアシス国家コータンの王尉遲勝は､安西節度使の高仙芝とともに薩毗(ツェルチ)、播仙への攻撃に参加した[216]。森安孝夫氏によれば、この攻撃は、高仙芝が安西節度使の地

---

［和訳］天寶八載（749)、吐蕃（蕃中）の魚海等五城を打ち破って、特に上柱國を加えられた。まもなく左武衛西河郡賈胡府左果毅を授けられた。

[213] Beckwith 1987, pp. 133-134, 140-141. 河西九曲の位置については、佐藤 1978, pp. 106-136, 鈴木 1983, pp. 47-59, 佐藤 1991, pp. 39-51. 鈴木隆一氏､佐藤氏はこれをウランブラク河に比定する。

[214] 佐藤 1958, pp. 468-472. また中央アジア方面については、森安 1984, pp. 38-43 を参照。

[215] ［史料］『新唐書』巻 146 下西域下，p. 6254.

［原文］天寶六載，王跌失伽延從討勃律戰死，擢其子都督、左武衛將軍，給祿居藩。

［訓読］天寶六載、王の跌失伽延は勃律を討つに從ひ戰死すれば、其の子を都督、左武衛將軍に擢き、祿を給して藩に居せしめり。

［和訳］天寶六載（747)、王の跌失伽延は勃律討伐に従事して戦死したので、その息子を都督、左武衛將軍に抜擢して、禄を給付して本国に居住させた。

[216] ［史料］『旧唐書』巻 144 尉遲勝伝, p. 3924.（『新唐書』巻 110, p. 4127 にも同様の記事）

［原文］與安西節度使高仙芝同擊破薩毗播仙，以功加銀青光祿大夫、鴻臚卿，改光祿卿。皆同正。

［訓読］安西節度使高仙芝と同に薩毗・播仙を擊破し，功を以て銀青光祿大夫、鴻臚卿を加えられ、光祿卿に改めり。皆、同正なり。

［和訳］［尉遲勝は］安西節度使の高仙芝と合同で薩毗・播仙を攻撃して打ち破り、その功績をによって銀青光祿大夫、鴻臚卿を加えられ、さらに光祿卿に改められた。すべて、同正員（名目上のもの）である。

位にあった 747~751 年内のある時点に行われたという[217]。

一方、吐蕃側についた王も少なくない。吐蕃は 737 年に小勃律を攻撃して臣下の礼を取らせることに成功し、その 3 年後の 740 年には王女を小勃律王に降嫁させている。しかし 747 年に高仙芝率いる唐軍の攻撃を被り、小勃律王とその妻は捕えられて長安に送られた[218]。また上で見たように、御甥吐谷渾王や「吐谷渾王子」が従軍し、さらに論マンポジェが敗死した時、その軍の中に「蘇毗王」がいた。

750 年に、いわゆる「張虔陀事件」によって、雲南の南詔が唐から吐蕃に臣礼を取る相手を変えるが[219]、その後、南詔王の閣羅鳳は 756 年に吐蕃の将軍と共に、唐の支配下にあった嶲州への攻撃に参加している[220]。

このように、唐と吐蕃が境界を接する地域の王たちに「中立」の立場は望らくもなく、少なくとも表面上は旗幟を明らかにして、唐か吐蕃のどちらかに臣礼を取らねばならなかった。しかも、単に恭順の意を示すだけにとどまらず——自発的か強制かはともかく——往々にして臣礼を示した側の遠征に協力して、王自らが従軍することさえ珍しくなかったようである。逆に、臣礼を取らずに敵対した側からは、それが原因で攻撃されて、囚虜の憂き目に遭う可能性もありえた。この時代、御甥吐谷渾王はまさに、その渦中に置かれた王の一人であったと言うことができる。

## 2. 8~9 世紀の御甥吐谷渾王

### （1）吐蕃貴顕間における序列

天宝十四載（755）、唐で安史の乱が発生したのを契機に、吐蕃は大規模な出兵を敢行した。雲南、四川方面、さらに唐の隴右道、河西道、剣南方面の城塞を次々と占拠していき、ついに長安を一時占領するに至る[221]。同じ時期に吐蕃側の将軍であるゲンラム・タクラルコンが「中国に属す吐谷渾人」を大勢、捕虜にしたことが、彼自身の顕彰碑に記されている[222]。この時期の吐谷渾国について、OTA に短い言及がある。

［史料］OTA ver. 2, ll. 35-36, 759 年の条。

［原文］(35) blon khri bzang dang zhang stong rtsan gnyIs ’a zha yul du (36) mchis dgun btsan po pho brang nyen kar na bzhugs dgun ’dun blon skyes bzang stag snang gyIs slor bsdus (37) mdo smad gyi dgun ’dun rag tagI rma rong du blon khrI sgras bsdus te blon khrI bzang dang

---

217 森安 1984, p. 38.

218 森安 1984, pp. 28-42 等。

219 この時期の南詔の動向については、藤澤 1967, pp. 82-85, 林 1990 等を参照。

220 ［史料］OTA ver. 2, ll. 21-22.

［録文］(21) blon khri bzang dang zhang stong rtsan dang / kag la bong gsuM (22) gyi dmagis / se cu phab /

［和訳］(21) 論チサンと尚トンツェンと閣羅鳳の三者 (22) の軍により、嶲州（se cu）が陥落した。

se cu が嶲州に比定されることは、Beckwith 1987, p. 145, Dotson and Hazod 2009, p. 129.

221 佐藤 1959, pp. 518-540, Beckwith 1987, pp. 143-147 等。

222 Zhol 碑 S 面, ll. 30-31. 録文は OTDO2, p. 6。また Richardson 1985, pp. 8-11, Li and Coblin2006（初版：1987）, p. 110 を参照。

zhang stong rtsan dang zha[ng] (38) btsan ba gsum gyis tsong ka chu ngu phab par lo cig

［和訳］(35) 論チサンと尚トンツェン両者が、吐谷渾国に (36) いた。冬、ツェンポ［の］宮廷は、ニェンカルにあられた。冬議会を論キェサン・タクナンがロに招集した。ドメーの冬議会をラクタクのマロンに論チダが招集し、論チサンと尚トンツェンと尚ツェンワの三者が小ツォンカを陥落させて一年［となった］。

この記事から、吐谷渾国に論チサンと尚トンツェンが滞在し、冬になって尚ツェンワと共にツォンカ方面で軍事行動を行ったことが確認できる。これに前後する時期、吐蕃が隴右の諸城塞を陥落させ、また河西回廊の大部分を占領したことで、吐蕃と唐の境界は東北方面へ大幅に移動した[223]。それにより、吐谷渾国は唐と吐蕃が衝突する最前線地域から、後方基地へと再び役割を転換させたと考える。

その時代、すなわち 8 世紀後半から 9 世紀前半の吐谷渾王に関して、最初に 16 世紀のチベット語史料『賢者喜宴（Mkhas pa’i dga’ ston）』の Ja 章に収録された 3 件の崇仏勅令を取り上げたい。これらの勅令は、G. Tucci 氏が英訳して世に示して［Tucci 1950, pp. 44-55］以来、度々引用されてきたもので、御甥吐谷渾王は各勅令の中に 1 ヵ所ずつ現れる。下に挙げた部分の内、最初に挙げたものはサムイェー寺創建にまつわる[224]チ・ソンデツェン（Khri srong lde brtsan, 在位：756~797 年頃）の勅令の一部であり、御甥吐谷渾王は大尚論ら諸大臣に先んじて言及されている。また 2 番目と 3 番目の史料は、チ・デソンツェン（Khri lde srong brtsan, 在位：802 年頃~815）の発した勅令の一部である。3 番目の勅令には、崇仏の誓いに参加した者として、王妃、小王、政治に参加する僧らに続けて、大論を含む大臣 6 人、内大臣 18 人、侍従 14 人、さらに総督と将軍、外大臣 35 人が列挙されているが、その中で御甥吐谷渾王は、王妃のすぐ後に言及されている。そこから、勅令が発布された 8 世紀末～9 世紀初頭、吐蕃の貴顕間における吐谷渾王の序列は、王妃らに続くもので、大論以下の大臣、また政治に参加する僧侶より上という比較的高位に設定されていたことが見て取れる[225]。

［史料］『賢者喜宴』Ja 章 109 葉 b, ll. 4-5.（録文は Mk, p. 55 による）

［録文］/ $ / bro stsald pa la / $ / dbon ’a zha rje / $ / zhang blon chen po bka’ la gtogs pa la / $ / blon chen po zhang rgyal gzigs shu ther / blon stag sgra klu gong / zhang rgyal tshan lha snang / blon rgyal sgra legs gzigs / blon btsan bzher mdo lod / zhang rgyal nyen zla gong / blon khri gdas rgya gong / gcen mtsho btsan / zhang rgyal tshan le gong /

［和訳］［崇仏の］誓いをした者として［以下の人物］。御甥吐谷渾王。大尚論で政治に参加する者［として以下の人物］。大論尚ギェルシク・シュテル。論タクラ・ルコン。尚ギェルツェン・ラナン。論ギェルダ・レクシク。論ツェンシェル・ドロェ。

---

[223] 763 年、吐蕃は長安を陥落させて、2 週間占領した後、原州，会州，成州，渭州の諸州に引き上げた［佐藤 1959, p. 537］。

[224] 『賢者喜宴』によれば、サムイェー寺の定礎は 763 年で、完成は 775 年である。ただし山口瑞鳳氏は 775 年定礎、787 年完成と考える［山口 1978, 岩尾 2010, p. 31］。

[225] これらの点はすでに先行研究で指摘されている［Tucci 1950, p. 65, 楊 2012, pp. 90-102 等］。

尚ギェルニェン・ダコン。論チデー・ギャコン。チェン・ツォツェン。尚ギェルツェン・レコン。……［後略］。

［史料］『賢者喜宴』Ja 章 111 葉 a, ll. 4-5. （録文は Mk, p. 56 による）

［録文］’bangs su mnga’ ba rgyal phran ’a zha rje la bstsogs pa dang / phyi nang gi blon po rnams la bka’s rmas / bka’ gros su mdzad nas /

［和訳］臣民でいらっしゃる小王吐谷渾王（rgyal phran 'a zha rje）等と内外の大臣たちにお言葉で［ツェンポは］おたずねになった。ご相談をなされ……［後略］。

［史料］『賢者喜宴』Ja 章 129 葉 b, l. 7-130 葉 a, l. 2.（録文は Mk, p. 65 による）

［録文］/ $ / jo mo mched bro stsald pa / jo mo ’bro bza’ khri mo legs / / $ / / jo mo mchims rgyal bza’ legs mo brtsan / jo mo cog ro bza’ brtsan rgyal / $ / rgyal phran bro stsald pa / dbon ’a zha rje dud kyi bul zhi khud bor ma ga tho yo gon kha gan / rkong kar po mang po rje / myang btsun khri bo / $ / chab srid kyi blon po man chad blon po che phra bro stsald pa la / ban de bka’ chen po la gtogs pa / ban de bran ka yon tan / ban de myang ting ’dzin /

［和訳］王妃（jo mo）、同母兄弟姉妹で誓いをした者［は以下の通り］。王妃ド氏の女チモレク。王妃チムギェル氏の女レクモツェン。王妃チョクロ氏の女ツェンギェル。小王（rgyal phran）で誓いをした者［は以下の通り］。御甥吐谷渾王ドゥーキブルシクーボル・マガトヨゴン可汗。コンカルポ・マンポジェ。ニャン・ツンチウォ。政治の大臣の内、大小の大臣で誓いをした者について、僧で政治に参加する者［は以下の通り］。僧テンカ・ヨンテン。僧ニェンティンジン［後略］。

では一方で、吐谷渾王の実際の政治への関与は、どのようなものであったか。それを検討するために、2 件の敦煌チベット語文書に目を転じたい。

**（2） IOL Tib J 1253 文書**

1 件目の文書は、大英図書館蔵敦煌チベット語文書 IOL Tib J 1253（旧番号 vol. 56, fol. 72）である[226]。IOL Tib J 1253 文書は、考古学者 Aurel Stein 氏が第 2 次探検（1906~1908 年）の際に敦煌莫高窟を訪れて入手し、イギリスに持ち帰った結果、大英図書館に所蔵されるに至った敦煌文書の 1 点である[227]。この文書を最初に紹介した Frederick W. Thomas 氏は録文の作成と英語による訳注を行い、*Tibetan Literary Texts and Documents concerning Chinese Turkestan* (TLTD) の第 2 巻第 1 章 Ḥa-za（アシャ，吐谷渾）において No. 15 文書として発表した[228]。それ以来、本文書は吐蕃支配下の吐谷渾、特に千戸（stong sde）[229] に関する重要

[226] この文書について筆者は 2014 年に訳注論文を発表した。その旧稿で発表した部分の内、ローマ字転写したテキスト、日本語訳、語注は［資料編］に入れているので、適宜参照されたい。

[227] 現在、大英図書館のスタインコレクションに含まれる古チベット語文書の全体像については武内 1996 を参照。さらに以前 India Office Library and Records に所蔵され、IOL Tib J. のナンバーを付された文書については、Takeuchi 1998 の Introduction の pp. xix-xxi を参照。

[228] 白黒写真が TLTD 3 において Plate V として掲示されている。

[229] stong sde の原義は「千［の］部落」である．本稿では人口に膾炙した「千戸」の訳語を用いる。また stong sde の長 stong dpon を「千戸長」と訳す。

史料としてたびたび言及されるとともに、複数の研究者によって一部ないし全体が日本語・中国語・英語に翻訳されてきた[230]。

この文書全体の寸法は 29.8 cm×56.0 cm で 2 枚の紙から成っており、第 11 行目と 12 行目の間に紙縫が確認できる。全体では 50 行が残存するものの、1 行目から 6 行目の左上部と、29 行目から 44 行目の右下部の一部分を欠いている。加えて、おそらくは長い年月が経過したせいで上部に比べて下部の紙が若干、伸びている。そして後から書き込みを防止するためか、文意が切れない部分でも右端にくると文意の区切りを示す chig shad（チクシェー）あるいは gnyis shad（ニシェー）を記している[231]。なお筆者が実見調査した際、裏打ち紙が貼られていたが、透かして確認したところ背面が再利用された形跡はなかった。

IOL Tib J 1253 文書は、吐谷渾人から構成されるタムシンチン（Tham zhin chin）千戸の千戸長の地位をめぐってある一族内で発生した訴訟を記録している。それは、レーコン（Led kong）という人物の子孫ケペル（Khye dpal）とロンコン（Blon kong）という 2 人の人物によって提出された上申文から構成されている。各人は宮廷の勅令や御甥吐谷渾王の推薦を盾に自分の正しさを主張するかたわら、相手側の主張を引用して、それぞれに対して反論（mchid shags）を行っている。こうした複雑な構造に加え、過去のいくつかの事件に記述が及んでいることが、内容の把握を困難にする要因になってきた。

この文書の詳しい議論は**第三章**にゆずり、ここでは議論の展開上、必要な部分のみ取り上げたい。

［史料］IOL Tib J 1253, ll. 5-10.

［録文］(5) gzhe ning slad gyis // ’a zha (6) ][d] [']d[i] g[sa]r du ’dzugs par chad nas // pho brang nas bka’ lung stsalpa las // bdagi / (7) myes po led kong sngon gum gis kyang // blar zho sha cher phul ba’i rjesu // rje blon ’phrul gyis dgong ste thugs // (8) phags mdzad nas // tham zhin chin gsar btsugs gyi stong pon du // led kong gi bu tsa’i nang nas rngo thog / (9) pa las bsko bar // bka’ lung mying gis stsal nas // bdag cag bu tsa kha cig gzhon ba dang rje blas gyis bskal (10) pa’i skabsu // bde blon gis khye stug bskoste // khye stug dgung lo lnga drug tsam na gum nas /

［和訳］(5) 一昨年以後、この吐谷渾 (6) ……を新たに設置すると決定して、宮廷から勅令を賜った。それによれば、私（ケペル）の (7) 祖父レーコンは先に亡くなったが、お上に貢献を大いに捧げた後に、神通力を持てる王と大臣がご配慮くださって恩寵を (8) お与えになった。［それにより］新しく設置したタムシンチンの千戸長に［は］、レーコンの子孫の内より能力のある (9) 者から任命せんと、勅令が名指しで与えられた。私（ケペル）たち子孫何人かが若衆とご公務で呼ばれた (10) 時に、デの大臣がケトゥクを任命した。しかしケトゥクは 5~6 年ほどで死んだ。

---

[230] Thomas 以降、山口瑞鳳，South W. Coblin，陳践が全体ないし一部について訳注を行っている。山口 1985, pp. 507-509, Coblin 1991, pp. 68-73，陳 2004, pp. 119-125 を参照。また、Thomas の英訳を周偉洲と劉忠・楊銘が中国語に重訳している。周 1992, pp. 400-403，托瑪斯（劉・楊訳注）2003, pp. 18-22.

[231] このような書き方は、フランス国立図書館所蔵敦煌チベット語文書 P.t.1089 などにも確認できる。

［史料］IOL Tib J 1253, ll. 17-19.

［録文］(17) da ltar rje blas kha rngo ba ’dir yang bdag / (18) cag gang bskos na rngo thog cing blar dpen pa’ // dbon ’a zha rje chis la gthogs pa dang // ’a zha blon thugs / (19) ches pas // bka’ lung dang sbyar te // bdag rngo thog par spus gsol pa

［和訳］(17) 現在、このご公務を替わりにする者についても、私（ケペル）(18) たちの誰を任命したとしても、能力がありお上に役立つ者である。統治に関わる御甥吐谷渾王と御心の広い吐谷渾［の担当］大臣 (19) が勅令を考慮して（lit. 照らして）、私（ケペル）が能力のある者とよいことを上申した。

［史料］IOL Tib J 1253, ll. 30-31.

［録文］(30) khar tsa cin sar pa glo ba rings pa’i dpon sna dang // g.yon khrin la kho [ (31) gthogs pa dang dngos rngo thog par // dbon ’a zha rjes spus bthus pa dang // bkas gnang zhe

［和訳］(30) 新カルツァチンに属する者で叛乱したところの諸役人と、悪事［に対する］処罰に…… (31) 属して［いない］者と、実際に能力のある者について、御甥吐谷渾王によって良い者が集まったことと、お言葉により賜った……。

［史料］IOL Tib J 1253, ll. 38-39.

［原文］(38) ’a zha rjes zhu ba gsol pa las ni // led kon gi bu tsar bstuste // khye dpal [ (39) myi bzhi rngo thog par gsol pa’

［和訳］(38) 吐谷渾王が請願を上申したことによれば、レーコンの子孫について集めたが、ケペル…… (39) 4 人［が］能力のある者［である］と上申した。

先行研究によってすでに指摘されていることも含めて、ここで上記内容を整理したい。勅令（bka’ lung）という語に示されるように、千戸の改廃置（第 5-6 行）や新たな千戸長の選出（第 8-9 行）といった重要事は、吐蕃の中央政府において決定されたと考えられる。また実際の任命については、デカムを統治するデの大臣[232]が行っている（第 10 行）。一方、御甥吐谷渾王の行為としては、千戸長の候補者の推薦（第 18-19, 39 行）、さらに吐谷渾人を招集すること（第 31, 38 行）を確認できる。

また御甥吐谷渾王と共に「吐谷渾の［担当］大臣（’a zha blon）」が言及されている。これは「コータンの大臣」のように吐蕃側から派遣され、吐蕃中央政府の意向を実現させるための者だったと考えられる[233]。

### （3）P.t.1185 文書

次に取り上げるのは、フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 Pelliot tibétain 1185（以下 P.t.1185）である。この文書について、筆者は 2018 年に訳注論文を発表している[234]。そ

[232] デカムについては、Richardson 1990a, 山口 1980d, p. 203, 栄 1990 等。

[233] **［史料編］5. ［語注］18 ’a zhaq blon thugs ches pa** 参照。

[234] 旗手 2018.

の内、ローマ字転写したテキスト、日本語訳、語注は［資料編］に入れているので、適宜参照されたい。

P.t.1185 文書は、1947 年に出版された Lalou 目録（Lalou 氏によって編纂されたフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文献の目録）第 2 巻で文書についての基礎情報が紹介され、その後 Choix（*Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque nationale : complété par quelques manuscrits de l'India office et du British museum.*フランス国立図書館に所蔵する敦煌チベット語文献の内、主要なものを白黒写真で公刊。一部に英国図書館蔵の文献を含む）[235]の第 2 巻に Pl.475 として白黒写真が公表された。そして 1988 年に王堯氏と陳践氏が共著の中で録文と中国語訳を発表したことにより、「軍需物資割り当て文書（軍需調抜文書）」として研究者に知られるようになった[236]。

P.t.1185 の寸法は横 25.8cm、縦 41.0cm で、一枚の紙から成っている。表面には 29 行、背面には 3 行のチベット文が記されている。背面の大部分には漢文仏典が書写されているが、これは北涼の曇無讖訳『菩薩地持經』巻四の一部分（『大正蔵』vol. 30, No. 1581, 911c03-912a07）である。表面のチベット文第 24 行と第 26-29 行は、行の後半部分が破損によって読めない。破損部分は、第 24 行が行末から 2.8cm、第 26-29 行が行末から約 14cm である。表面，背面ともに印影は存在しない[237]。

王・陳 1988, p. 187 は、第 1 行に現れる論タク（blon sta gu）という人物を吐蕃初期の宰相ガル・トンツェンの息子ガル・タク・リスン（Mgar Sta gu Ri zung, 漢籍では悉多于）とみなしている[238]ことから、本文書の内容を 8 世紀以前と考えているようである。しかし、8 世紀中葉に成立するデカム（Bde khams）を統治する「デの大臣（Bde blon）」が第 26 行に現れるため、この仮説は成立しない。「デの大臣」が登場する以上、デカムが成立した 8 世紀中葉以降、そして吐蕃支配が終焉する 9 世紀中葉より前に作成されたことは確実である。

P.t.1185 文書には、様々な行政処置が記されている。話題の半分近くを占めるのは、軍罰（dmag chad）にまつわるものであるが、それ以外では馬の輸送（第 9-14 行）、吐谷渾人の人員派遣（第 14-20 行）といった事柄（第 24-26 行）が取り上げられている。本文書の書き手はそれらの事柄について、ある場合には必要な物資や馬、人員を送るように要請し（第 9, 13, 20 行）、関係する諸役人に書簡を与えて指示し（第 7, 24 行）、また何らかのものを輸送している（第 2, 4, 12 行）。さらに第 11-12 行の「足りない（lit. 数に満たない）もの等は、私たちが計算して承認したので送る」、第 23-24 行の「現在、不足しているもの等を、

---

[235] 日本語で書かれた書評として第 1 巻は山口 1979, 第 2 巻は森安 1980a, pp. 59-67 を参照。

[236] 王・陳 1988, pp. 187-188, 380-383［再録：王・陳 2008］。

[237] 現在、P.t.1185 は Gallica（フランス国立図書館のウェブサイト）及び IDP（国際敦煌プロジェクト）のウェブサイトにおいて高画質のカラー写真を自由に閲覧することができる。さらに筆者は幸運にも 2012 年 2 月にフランス国立図書館においてこの文書を実見調査する機会にめぐまれた。文書情報及び、本論文の附録につけた録文は、その時の実見調査に基づく。なお、表面第 1 行は経年による劣化や磨耗が原因で、いくつかの字が読み取れなくなっていた。しかし Lalou 目録第 2 巻の 78 頁では、現在、判読困難な字についても著録している。附録で掲げたテキストにおいて、その部分はイタリック体で示している。

[238] 王・陳 1988, p. 187。なおガル・タクについては佐藤 1958, pp. 355-356, 森安 1984, p. 20 参照。

季春月（三月）十日までに軍管区［の治所］に到着するように送り届けよと、諸役人たちに［通達の文］書を賜った」との記述を併せれば、本文書の発出者は人、家畜、物資が必要な場所に届くかを管理・監督する立場にあった役人と推定できる。

では本文書 P.t.1185 は、王堯・陳践が名づけたように「軍需調抜文書（軍需物資割り当て文書）」であろうか。文書内で使用されている動詞の多くは完了形を取っており[239]、すでに実施された処置について述べている。そのため文書自体は、それらの処置を終えた後にそれを通達するために、いわば事後報告を目的として発出されたと考えられる。

また徴発の対象となっている地域、それらの送付先について見ると、吐谷渾人を派遣するケース（第 14-20 行）では、御甥吐谷渾王（Dbon ’a zha rje）が誰を派遣するかを決めている。そのため、この人員は吐谷渾国から送られたと考えられる。一方で、不足している物資を届ける対象として軍管区（khrom）が挙げられている。8 世紀中葉から 9 世紀中葉に至る時代に、吐蕃は軍管区（khrom）を黄河上流域、現在の青海省の東部、さらに河西回廊から西域南道にかけて、複数、設置していたことが知られている[240]。惜しい事に本文書の軍管区には名称が付されていないが、敦煌文献の 1 点として伝来したことを踏まえると、敦煌が属した瓜州軍管区（Kwa cu khrom）である可能性が高い。さらに軍管区の名を書いていないのは、書き手と送り手の間でそれが自明のことであり、また両者が同じ管区内にいることを示唆するかと思われる。

さて御甥吐谷渾王はこの文書において、次のように現れる。

［史料］P.t.1185, ll. 14-20.

［録文］(14) ’a zha ded dpon / du da red ~~du~~ gnang yI bdus pha las (15) dbon ’a zha rjes bkas gthade // gnang yI skyin bas / ded dpon du da kong da’ (16) seng lag / thong shig ces byung nas // brjeste btang pa lags /// da’I stagI skyin ba / (17) ni // do chig ’og dpon du bskos pha do sphong dong lag / bzhagste / do sphong dong lag (18) kyang / dmag chad kyI nang nas // zhang lon gyi bu tsha ’am rje blas kyi rngo thog pha ni mang ste / (19) gang dang rje ba / dbon gyi pho brang ’am / nang rje po zhang khrI sum rje ’am gcIgi thog du zhus / (20) nas // bka’ ji stsald pha las gdod sprIng bar ’tsald /

［和訳］(14) 吐谷渾のリーダー（ded dpon）について、ダレ・ナンイが来た（lit. 集まった）ことにより、(15) 御甥吐谷渾王がお言葉により指示し、「ナンイの代わりとして、リーダーにはダコンダ・センラク (16) を派遣せよ」と［甥吐谷渾王が］言ったので、交代して［ダコンダ・センラクを］派遣しました。ダイタクの代わりは (17) 現在、副長に任命した者［である］ドポン・ドンラクを置いた。しかしドポン・ドンラク (18)［について］も、軍罰の内に（lit. 内より）、官僚（zhang lon）の子弟やご公務の能力を有する者が多いので、(19) 誰かと交代することを御甥［吐谷渾王］の宮廷か、ナンジェポ尚チスムジェか［どちらか］ひとりの上にうかがいを立てて、(20) 何らかのお言葉を賜ったならば、すぐに［ドンラクの代わりを］送るように［担当者に］要請し

[239] 明らかなものを挙げれば、「$_{3}$下しました（phab pha lags）」「$_{11}$計算して（brtsiste）」「$_{16}$交換して派遣しました（brjeste btang pa lags）」「$_{19\text{-}20}$うかがいを立てて（zhus nas）」「$_{21}$尋ねて（rmas）」「$_{25}$書いて（bris ste）」。

[240] Uray 1980 参照。

た。

この部分から御甥吐谷渾王の行為として、まず吐谷渾のリーダー（ded dpon）として派遣される予定だったダレ・ナンイのかわりにダコンダ・センラクを責任者として派遣するよう、指示を出したことが読み取れる。また、別の役目を担っているドポン・ドンラクを他の人間に交代させることについても、御甥吐谷渾王の宮廷か尚チスムジェに打診するように、文書の発出者によって要請がなされている。これらの記述によって、御甥吐谷渾王が、他所への人員の派遣について、尚チスムジェとともに采配を振るう立場にあったことを見て取れる。

ではこの人員の派遣は、どのような性質のものだったのだろうか。残念ながら、この文書の中で仕事の内容は記していない。ただ第 18-19 行目の記述によって、この任務には「軍罰」を負った「官僚の子弟」や「公務の能力を有する者」が充てられたと分かる。また**第三章**で紹介するように、中央アジア出土文献には、吐谷渾人が「監視役（? So pa）」[241]や穀物運搬人として動員されていたことが記録されている。そう考えると、派遣される人員は、一種の徭役のようなものとして行かされたのではないかと予想される。

### 3. 吐蕃崩壊後の吐谷渾王

最後に吐蕃崩壊後の吐谷渾王の動向に、簡単に触れておきたい。よく知られているように、841 年にチ・ツクデツェン（Khri gtsug lde brtsan, 在位：815~841）の死によって即位したツェンポのチ・ウィドゥムテン（Khri ’u’i dum brtan, 在位：841~842）いわゆるラン・ダルマ王が、842 年に死去した後、吐蕃は分裂状態に陥る[242]。沙州（敦煌）では漢人土豪の張議潮が 848 年に挙兵し、帰義軍政権を打ち立てた。その帰義軍政権の初期の歴史を知る上で重要な史料のひとつが、敦煌漢語文献 P.ch.2962 である。この文書は「張議潮変文」と呼ばれており、帰義軍の初代節度使張議潮の挙げた軍事的功績が記されている[243]ことから、これまでに様々な研究者が取り上げてきた。その文書の中に、「退渾国」において「吐渾王」と彼が集めかけていた「蕃軍」を、張議潮が打ち破ったという記述が現れる。

［史料］P.2962「張義潮変文」ll. 1-20. 録文は『選注（上）』pp. 310-316 に基づく。

［原文］諸川吐蕃兵馬還來，劫掠沙州。奸人深得事宜，星夜來報僕射，「吐渾王集諸川蕃賊，欲來侵凌抄掠。其吐蕃至今尚未齊集」僕射聞吐渾王反亂，即乃點兵，鏨凶門而出，取西南上把疾路進軍。纔經信宿，即至西同側近，便擬交鋒。其賊不敢拒敵，即乃奔走。僕射遂號令三軍，「便須追逐」。行經一千里已來，直到退渾國内，方始趁　。［中略］

---

241 ［史料］IOL Tib N 838 (M.I. xxiv, 0031. TLTD2, p. 29 を参照し IDP の写真から録文作成)
［録文］(a1) ’a zha rkya ba las gzhi mkhan ji mchis (a2) pa rmos na mchis na so pa’I grangs chode thong (b1) shig
［和訳］(a1) 吐谷渾人でキャに属する者（lit. キャ［の］人）から、土地で働いている者で誰でもいる (a2) 者を訊ねて、いるならば、監視者（so pa）の数を決めて、出す (b1) ように。

242 山口 1980a, 山口 1980b を参照。

243 P.ch.2962「張議潮変文」については森安 1980, pp. 299-304, 金岡 1991, pp. 561-571 等参照。

決戰一陣，蕃軍大敗。其吐渾王怕急，突圍便走，登涉高山，把嶮而住。其宰相三人，當時於陣面上生擒，祇向馬前，按軍令而寸斬。生口、細小等活捉三百餘人，收奪得駝馬牛羊二千頭疋。然後唱大陣樂而歸軍幕。

［訓読］諸川の吐蕃の兵馬は還り來たりて、沙州を劫掠せんとす。姦人は深く事宜を得て、星夜に來たりて僕射に報ずるに、「吐渾王は諸川の蕃賊を集め、來たりて侵凌、抄掠せんことを欲す。其の吐蕃は今に至るも尚ほ未だ斉集せず」と。僕射は吐渾王の反亂を聞けば、即ち乃ち點兵して、凶門を鏨ちて出で、西南上を取り、疾路を把りて進軍す。纔かに信宿を經て、即ち西同の側近に到り、便ち交鋒を擬る。其れ賊は敢へて拒敵せざれば、即ち乃ち奔走せり。僕射は遂に三軍に號令するに、「便ち須らく追逐すべし！」と。行くこと一千里已來を経て、直ちに退渾國内に到り、方始に趁　せり。［中略］決戰一陣、蕃軍は大敗せり。其れ吐渾王は怕急して、突圍して便ち走り、高山に登涉し、嶮を把りて住む。其の宰相三人もて、當時に陣の面上において生擒するに、祇だ馬前に向かいて、軍令に按じて寸斬せり。生口，細小等の活捉せしは三百餘人、収奪して駝馬牛羊を得ること二千頭疋なり。然る後に大陣樂を唱して軍幕に帰れり。

［和訳］諸々の平原にいる吐蕃の兵馬は、もどって来て、沙州を略奪しようとした。［帰義軍の］間諜はよく事情をつかんだので、その夜すぐにやって来て僕射（張義潮）に報告した。「吐渾王は諸々の平原にいる吐蕃人どもを集め、［沙州に］襲来して襲撃と略奪をしようと思っています。［しかし］その吐蕃人たちは、現在に至ってもまだ集まっていません」と。僕射は、吐渾王の反乱を聞いて、すぐにそこで軍隊を召集して、［慣習にのっとり］北向きの門をこしらえて出陣し、西南方面［の道］を選んで、近道を取って進軍した。わずか二昼夜を経て、すぐに西同（蘇干湖）の付近に来て、そのまま交戦をはかろうとした。そこで賊どもは、決して抵抗しようとせず、すぐに逃げ出した。僕射はそのまますぐに、全軍に呼びかけた。「急いで追いかけるぞ！」と。千里ほどを進むと、まもなく退渾国内に到達し、ようやく［逃げた賊に］追いついた。［中略］一戦を交えて、吐渾王の軍隊は大敗した。さて吐渾王は恐れ慌てふためき、包囲を突破してすぐに逃げ出し、高い山を這い登って、険しい場所を選んでとどまった。彼の宰相三人を、戦っている最中に生け捕りにしたため、ただ馬の前に向かって、軍の規則に則って死体を細かく切り刻んだ。奴婢，家人などで捕縛した者は三百人余り、奪い取って駱駝，馬，牛，羊を得たところ二千頭匹であった。その後、大陣楽を唱和して宿営の帳幕にもどった。

ここに現れる吐渾王について、この人物が吐蕃時代の御甥吐谷渾王（Dbon ’a zha rje）の続いていたものか、あるいはその子孫であったか、確証はない。しかし前節で指摘したように、御甥吐谷渾王の序列が吐蕃内部で高く位置づけられていたことを考えれば、この地域で「吐渾王」を名乗った人物の頭に、御甥吐谷渾王の存在があったことは肯定しうるだろう。言い換えれば、「吐渾王」と帰義軍節度使張議潮の対決は、吐蕃中央政権の力を後ろ盾にして続いてきた既存の権威と、それを否定して打ち倒すことを標榜し、台頭してきた新興勢力の対決と読み解くこともできる。改めて言うまでもないが、勝利したのは後者であった。

吐谷渾王の具体的な活動を最後に伝えているのは、スタイン将来敦煌漢語文書 Or. 8210/S. 389 である[244]。それによれば、中和四年（884）の十月下旬、甘州城内は吐蕃・退渾・龍家・通頰など「十五家」に占拠されていたが、十一月一日に至って、吐蕃と退渾ら千人近くが、甘州から撤退して、「本国」に逃げ帰ったことが伝えられている。その中に「退渾王」が現れるが、彼は僅か 20 人ほどの「眷属細小」を連れて、零落しきった様子で帰国の途に就いたことが描かれている。

［史料］Or. 8210/S. 389「肅州防戍都状」ll. 14-21[245].

［原文］(14) 又今月 (15) 七日，甘州人楊略奴等五人充使到肅 (16) 州，稱，其甘州吐蕃三百，細小相兼五 (17) 百餘衆，及退渾王撥乞狸等十一月 (18) 一日並往，歸入本國。其退渾王撥乞 (19) 狸, 妻則牽馱, 夫則遮驅, 眷屬細小 (20) 等廿已來隨往, 極甚苦切。餘者百姓 (21) 、奴、客並不聽去。

［訓読］(14) 又、今月 (15) 七日、甘州の人楊略奴等五人もて使に充て肅 (16) 州に到らしむるに、稱すらく、「其れ甘州の吐蕃三百、細小の相兼ぬるもの五 (17) 百餘衆、及び退渾王撥乞狸等、十一月 (18) 一日、並びに往きて、本國に歸入せり。其の退渾王撥乞 (19) 狸は、妻なれば則ち馱を牽き、夫なれば則ち遮驅し、眷屬の細小 (20) 等廿、已に來りて往くに隨ふも、極めて甚だ苦切す。餘者の百姓 (21) ，奴，客は並びに去るに聽はず。

［和訳］また、今月七日に、甘州出身の楊略奴たち五人を使者に充てて［帰義軍政権統治下の］肅州まで行かせた折、［彼らが］言ったことには、「さて甘州の吐蕃人三百人、一族郎党の一緒にいるもの五百人余り、さらに退渾王の撥乞狸たちは、十一月一日、一緒に去って本国に帰っていきました。かの退渾王の撥乞狸は、妻は馱獣を牽引し、夫は行く手をふさいだり走ったりし（？）、一族郎党二十人は、やって来て帰るのに従ったものの、非常に逼迫しております。残りの百姓、奴隷、客分はすべて［甘州を］去ることには従いませんでした（後略）」と。

吐蕃人や退渾王らが戻った「本国」は、おそらく祁連山脈の南、かつての吐谷渾国の地域を指しているのだろう。この記事を最後に吐谷渾王は史料から姿を消す。その淵源をたどれば、吐蕃支配下の吐谷渾王は、吐蕃の後ろ盾があって存続してきた。9 世紀中葉にはじまるユーラシア再編の時代において、吐蕃の終焉とともに、吐谷渾王もその役割を終えた以上、消えるのは必然の趨勢だったかもしれない。

**小結**

本章では 714 年以降の吐蕃支配下の吐谷渾国について、吐谷渾王を軸にしてその展開を見てきた。その結果は、以下のようにまとめられる。

---

[244] S. 389 が S. 2589 と接合すること、さらにこの事件の詳しい経緯については、唐 1962,pp. 177-179 及び栄 1996, pp. 303-306, 森安 1980b, p. 307 参照。

[245] 写真と録文は『真蹟釈録』4, p. 488 および『英蔵敦煌』2, p. 250 と IDP に掲載されたものによる。

①726 年の吐蕃の河西侵攻に対抗する形で、唐軍は青海湖周辺まで侵入する。その翌年、吐蕃のツェンポが御甥吐谷渾王の対面が実現する。しかし、その後も唐は青海に盛んに侵入し、729 年には石堡城を奪取した。それによって、吐蕃側から講和の働きかけがなされ、吐谷渾国にも小康状態が訪れる。

②737 年頃から吐谷渾国は再び唐軍の侵入を被るようになる。それは墨離，青海湖周辺、さらに大嶺，漁海，遊奕といった吐蕃側の諸軍、石堡城、定戎城、積石軍に及んだ。そこに吐谷渾王と吐谷渾の王子たちも従軍した。

③8 世紀後半から 9 世紀前半において、吐蕃における御甥吐谷渾王の序列は王妃に次ぎ、大臣より高く設定されていた。一方、敦煌文書からは、吐谷渾王が千戸長候補者の推薦や人員差配の業務に携わっていたことを確認できる。

なおチベット語で吐谷渾を表す'A zha（アシャ）の名称はその後も残り、『元朝秘史』巻 11，12 にアシャ・ガンブ（阿沙敢不）なる人物が登場する。村上正二氏の訳注に引用された Pavel Poucha 氏の指摘によれば、アシャ・ガンブは当時、西夏国内での有力な種族であったアシャ族の首長を指すものだろうという[246]。しかし、アシャの名を帯びるとはいえ、時代も地域も隔たりすぎている。そのため、この人物と吐蕃支配下の吐谷渾王、また唐に逃れた慕容氏一族（附章参照）との間に直接の関係を求めぬ方がよいだろう。

[246] 村上 1976, p. 202-203. また岡田 1994, pp. 343-345 を参照。

## 第三章　出土文書に現れる吐谷渾人

### はじめに

本章では出土文書を用いて、吐蕃統治期の敦煌とその周辺に居住した吐谷渾人を中心に考察していく。この地域に居住した吐谷渾人については、すでに複数の研究者が考察を行っている。しかしながら、7 世紀末に唐（武周）に対して亡命を求めた吐谷渾人たち[247]を検討した研究を除き、多くは帰義軍期に焦点が当てられてきた。

荒川正晴氏は唐初に設置された墨離軍が、唐から帰義軍期にかけてどのように継承されていったかを論じる中で、瓜州方面にいた吐谷渾人集団の動向を検討した［荒川 1989］。また栄新江氏も、帰義軍政権が勢力を拡大する過程で、吐谷渾人が部落を保持したまま帰義軍の軍団に取り込まれたことを論じている［栄 1986］。さらに馮培紅氏は敦煌漢文文献に現れる吐谷渾人を取り上げ、晩唐五代宋初の時期に彼らが農業、林業、牧畜業さらに卜占等の職業に携わっていたこと、帰義軍政権内の上層に食い込んでいたことを示した［馮 2009（初出：馮 2004）］。一方、郭鋒氏は曹氏帰義軍政権期に瓜州刺史を務めた慕容帰盈（瓜州刺史在任期間：914?~940 年）の出自、在任期間、さらに曹氏との婚姻関係などについて考察を行い［郭 2002（初出：郭 1989）］、一方で赤木崇敏氏は慕容帰盈及びその一族について再検討し、10 世紀後半において瓜州の行政権や軍事統率権が、すでに慕容氏ではなく曹氏の子弟に握られていたことを明らかにした［赤木 2016］。

このように検討の中心となってきたのは、いずれも史料が比較的豊富に残されている帰義軍政権期であった。これに対し、Frederick. W. Thomas 氏の TLTD2［初出：Thomas 1927］以来、はじめて吐蕃統治期の吐谷渾について網羅的に史料を集めて分析を加えたのは、Gertraud Taenzer 氏である［Taenzer 2012］。その過程を通じて、Taenzer 氏は、少なくとも 5 つの吐谷渾の部落が敦煌ないしその周辺に存在したことを指摘すると共に、中央アジア出土文献に現れる吐谷渾（’A zha）の部落名、人名を収集して示した。筆者がこれから紹介する内容も、多くの部分で氏の先行研究と重なる。ただ、彼女が紹介しなかった史料もいくつか存在し、また意見を異にする部分も少なくない。本論文で一章を割き、改めて吐蕃期の敦煌およびその周辺地域に居住した吐谷渾を分析する所以はここにある。

以下に、この時代、この地域の吐谷渾人の活動を検討するために、まず中央アジア出土文献に現れる吐谷渾の部落を列挙する。それから出土文書に記録された吐谷渾に関わる様々な出来事を検討していきたい。

### 1. 敦煌文献に現れる吐谷渾の部落[248]

#### ①コワルチン部落（Kho bar chin gyi sde/ Kho mar cin）

この部落の名は、少なくとも 2 点の敦煌文献に現れる。その内、フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1093 はある男捕虜（pho btson）[249]を女捕虜（mo btson）と交換する

---

[247] **第一章（3）②**参照。

[248] なお、OTA に名前のみ現れるものは省略している。

[249] 捕虜（btson）は「蛮人の捕虜（lho bal kyi btson ないし lho bal btson）」の形で、フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1071, P.t.1072 などに現れる。P.t.1071, P.t.1072 文書は狩猟時に人を殺傷した場合の賠償を定めた法律文書である。それらを用いた研究につい

旨、記した人身交換契約文書であり、全体は 19 行から成る。2012 年に筆者がフランス国立図書館で実見調査した時、大きさは 30.2cm×49.4cm で、印影はなく、背面は空白であり、また折跡らしいものが確認できた。おそらく正式に契約を結ぶために作成されたものの、印を押すより前に、何らかの理由で未使用のまま破棄されたものと推測される。なお P.t.1093 ではコワルチン部落（Kho bar chin gyi sde）と記されている[250]。

もう一点のフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1294 は、レクツェー（Glegs tshas）と呼ばれる写経用紙の包装紙である[251]。そこに記された練習書きの文言に、コマルチン（Kho mar cin）の文言が現れるが[252]、これはコワルチンの異体綴りとみなせる。

---

ては、OTDO 1, pp. 94, 112 を参照。さらに Iwao 2007, pp. 110-107（逆ページ）等。

［史料］P.t.1072, ll. 7-8. 録文は OTDO 1, p. 112 に基づく。

［録文］(7) rgyal ’bangs g.yung ngo ’tsal dang zhang lon dang dmangs gyI bran (8) rkya la ma gtogs pa dang lho bal gyI btson yan cad zhIg la

［和訳］(7) 王民で民戸すべてと、尚論及び一般人の奴隷で(8) キャに属さない者と、蛮人の捕虜以上の者について［後略］

奴隷（bran）などと並んで現れることから、「蛮人の捕虜」は一種の身分として規定されていたように思える。

[250] ［史料］P.t.1093, ll. 1-5.

［録文］(1) // ’brug gyi lo la // zhang stag bzher dang / blon stag zigs dang / blon khri ’bring (2) la stsogs pa // bde blon gyi ’dun sa zha’I bde sum ’tsal du b[tab pa’] i la[n] (3) gyi dgun // ’a zha kho bar chin gyi sde / nying ### las // d[ (4) si’u ji’i pho btson lo drug lon ba gchig gis / mo btson [ (5) ba gchig brjes pa’I mying rus dang sha mtsha[n][

［和訳］(1)タツの年に、尚タクシェルと論タクシクと論チンリン (2) たちが、デの大臣の議会をシャの三楽園に招集した年 (3) の冬、吐谷渾［の］コワルチンの部落［の］(4) ニン某から、……シウジの男捕虜（pho btson）で六年になる者を、女捕虜（mo btson）… (5) 者とを交換した。その［女捕虜の］姓名と皮膚の特徴……［後略］。

なお P.t.1093 文書の全文の録文と和訳は、巻末付録を参照。

[251] レクツェー（Glegs tshas）については、Takeuchi2013 を参照。また Taenzer 氏が指摘するように、P.t.1294 文書の他の部分に現れる人物の内、康マンシクが敦煌発見の契約文書練習書きにも名前を見せている［Taenzer 2012, p. 176］。この点については、さらに Takeuchi 1995, Text 11, l. 6 及び Text 12, l. 7 参照。さらに森安孝夫氏も敦煌チベット語文献 P.t.1166（やはりレクツェー）に康マンシクが大論尚チ・スムジェと共に現れていることから、P.t.1294 に現れる大尚論尚チ・スムシェルは尚チ・スムジェであろうと推測している［森安 2015, p. 104（初出：森安 1977, p. 37）］。

[252] ［史料］P.t.1294, ll. 1-6

［録文］(1) $ /:/ zhang lon ched po zhang khri sum bzher dang blon (2) btsan bzher dang / blon mdo btsan la stsogs pha (3) hor yul tu chab srid drang ba’i tshe / rgya rgod kyI [sd]e (4) khang mang zig sra gyis / ~~zha~~ ’a zha kho mar cin gyI (5) kye’I phyag rgya phog ste / $ /:/ rgya sha cu pa khang stag (6) gyi mchid gsol ba’ /

［和訳］(1) 大尚論［の］尚チスムシェルと論 (2) ツェンシェルと論ドツェンたちが (3) ホル国に進軍した時、漢人軍部落［の］(4) 康マンシクダ（Khang Mang zig sra）が吐谷

**②マガドチン部落（Ma ga do cin gyi sde）**

マガドチン部落の名は、フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1095 に現れる[253]。武内紹人氏の研究によれば、P.t.1095 は吐蕃期に作成された牛の売買契約文書であり、大きさは 20×20.7cm で、背面は空白、6 つの朱円印があり、折跡も残っている。そのため、実際に使用された契約文書と考えられている[254]。

**③ボルゲン部落（Bor rgan gyi sde）**

ボルゲン部落の名は、フランス国家図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1081[255]に現れる[256]。P.t.1081 は一枚紙から成り、大きさは 29.6cm×35.4cm、折跡があり、文書右側底部に「河西道観察使印」（5.3cm×5.5cm）の朱印が押されている。全体は 23 行あるが、23 行目の処決を記した部分は、別筆で他の行より大きい字で記されている。これは明らかに漢文文書の判辞の書き方を模したもので、吐蕃時代のチベット語公文書には見られない[257]。

本文書は帰義軍政権初期、民事訴訟に関わって作成された文書である。その内容は、漢

---

渾［の］コマルチンの (5) 通達（kye を bkye とみなす）の公印を押して。漢人で沙州人［の］康タクの (6) 書を送る。

[253] ［史料］P.t.1095, ll. 1-2. 録文と和訳は武内 1990, p. 46 を参照にし、他の箇所との統一を取るために一部を変えている。

［録文］(1) /:/ yos bu lo’i dgun sla ’brIng po’i ngo la / / ’a zha ma ga do cin gyI sde zIng nu ku spong las / (2) / wang gvang hIng gIs glang gcIg mjal pa’I spu rtags dang ru tshugs la / /

［和訳］(1)ウサギ年の仲冬月に、吐谷渾［の］マガドチンの部落のジン・ヌクポンから、(2) 王グワンヒンが、牛一頭を購入した。その［牛の］毛の特徴と角の形状については［後略］

[254] 武内 1990, pp. 44-48, Takeuchi 1995, pp. 145-147.

[255] 全文の日本語訳として山口 1985, pp. 513-515, 中文訳として王&陳 1983, pp. 48-50 が存在する。また Uray 1981, pp. 82, 87 および森安 1980a, p. 63, 森安 2000, pp. 49-52 参照。以下に引用する録文は、2012 年のフランス国立図書館での実見調査に基づいて、筆者が作成したものである。

[256] ［史料］P.t.1081, ll. 1-3.

［録文］(1) // zhang shes // khrom chen po’i dun sa / [sh]a cu ku [’]gI kun nas / byi ba l[o]’I ston sla ’bring (2) po’I ngo la [b]ka rtags gyi phyag rgya phog ste / / cang je sheng gis gsold pa // ’brug gi lo la ’a zha bor rgan gyi sde khri dang (3) lha ’tso[g]s / bran bu li yang dpal zhes pho reng gcig / rin srang lngas mjal the ’cang ba las / /

［和訳］尚書が大軍管区（khrom chen po）の議会［すなわち］沙州帰義軍から、ネズミ年の仲秋月の［某］日に勅命の公印を押して。張ジェシェン（Cang Je sheng）が申し上げること。タツの年に吐谷渾［の］ボルゲンの部落［の］チタン・ラツォク［から］、奴隷［で］李ヤンペル（Li Yang dpal）という［名の］独身男ひとりを、値 5 サンで購入して［後略］。

サン（srang）は契約文書などに頻出する計量単位である。

[257] 帰義軍期に作成されたチベット語公文書の末尾に、「判辞」と「サイン」に似たものを書き記した例として、P.t.1082 に記された張淮深のサイン（淮深）が挙げられる［武内 2010］。

人と考えられる張ジェシェン（Cang je sheng）という人物が、吐谷渾のボルゲン部落のチタン・ラツォク（Khri dang lha ’tsogs）から漢人姓を持つ奴隷の李ヤンペル（Li yang dpal ）を購入したものの、後に吐谷渾のマクラバル部落から言いがかりをつけられ、李ヤンペルを奪われそうになっているというものである。

本文書が作成されたネズミ年について、森安孝夫氏は「河西道観察使印」が使用されている点から、856 年の可能性が最も高いと推定している[258]。その場合、文中で奴隷を購入したタツの年は 848 年になる。また本文書の第 13 行目に「マクラバルの千戸長（Mag la bar gyi stong pon）」、第 16 行目には、「ボルゲンの千戸長と小千戸長が申し上げることによれば（Bor gan gyi stong pon dang stong cung gsold pa las）」の一句が見える。そのことから、山口瑞鳳氏もマクラバル部落（後述）とボルゲン部落はともに千戸部落（stong sde）で、帰義軍期の初期に部落を治める千戸長と小千戸長の役職がまだ温存されていたことを指摘している。また Taenzer 氏が指摘するように、本文書によって吐谷渾の部落に戸籍（khyim yig）が存在していたことが分かる[259]。

**④マクラバル部落（Mag la bar gyi sde）**

マクラバル部落の名は 2 点の文書に現れる。1 点はすでに言及した P.t.1081 である[260]。さらに Taenzer 氏が指摘するように、マクラバル部落の名はミーラーン出土文書 M.I.xxvii.19v（Or. 15000/481）にも現れる[261]。M.I.xxvii.19v は馬の売買契約文書であり、大きさは横 30cm×縦 10.5cm で、下部に印影があることから、実際の契約に使用された実物と見て相違ない。その全体は 8 行から成る。表面には手紙文書が記されているが、武内氏によればおそらく背面が先に作成された後、手紙を書くために再利用されたものであろうという[262]。

---

[258] 森安 2000, p. 49-51.

[259] Taenzer 2012, p. 176.

[260] ［史料］P.t.1081, ll. 7-8.

［録文］(7) da ltar ’a zha mag la bar gyi khyIm yIg las / yang dpal cung zhes bgyi ba zhIg rma ba / bdag gi bran bu li yang (8) dpal lags pa skad snyad btags nas

［和訳］(7) 今、吐谷渾［の］マクラバルの戸籍から楊ペルチュン（yang dpal cung）という者を訊ねること［には］、「私の奴隷の李ヤン (8)ペルです」と声にした間違った告発（skad snyad）と［lit. を］結びつけたことにより、損害を与えたこのこと［後略］

[261] ［史料］M.I.xxvii.19v (Or. 15000/481v), ll. 1-3, Takeuchi 1998, p. 202.

［録文］$ /: / glang gI lo’i dbyard blon mdo bzang dang / blon brtsan ba la stsogs pa’I / ’dun tsha bye’u ling du btab pa’i lan la / [bzu] khu tsab gyIs / [mag la] bar gyI sde / mag la bar hag [cang ? du ?] las rta gchig mjal pa’I spu rtags dang mdo [ris] la / ［後略］

［和訳］ウシ年の夏、論ドツァンと論ツェンワ等が［lit. の］議会をチェウウリンで行った時に、スクツァプがマクラバルの部落、マクラバル［の］ハク・［ツァンドゥ？］より、ウマ 1 匹を購入した。そ［のウマ］の毛の特長と模様について［後略］

[262] Almost complete letter from blon Bstan-zigs to Smyi-por, Phag-sme, and so on. Lower right corner is cut in a rectangular shape; many holes and badly smudged; writing indistinct and effaced in many places, the reading remains uncertain. A few round vermilion seals are visible. Verso is a contract for the sale of a horse. It was written before recto, that is, when the right bottom corner was not yet cut off. The bottom edge is cut or torn off. Writing is faint; several lines are not

**⑤旧カルツァチン部落（Khar tsa chin rnying pa）と新カルツァチン（Khar tsa chin sar pa）／タムシンチン（Tham zhin chin）部落**

この 3 つの部落の名前は、第二章で取り上げた大英図書館蔵敦煌チベット語文書 IOL Tib J 1253 に現れる。内容の詳細は本章の（**4**）において述べる。

**⑥吐谷渾のテクシンパ（'A zha steg zhing pa）**

テクシンパの名は、大英図書館蔵敦煌チベット語文書 IOL Tib J 897 に現れる[263]。岩尾一史氏によって明らかにされたように、IOL Tib J 897 は吐蕃期に作成され、敦煌もしくはその周辺にいた役人同士で取り交わされた手紙であり、ある役人の穀物未返済問題に言及している[264]。

この吐谷渾のテクシンパ（'A zha Steg zhing pa）を、岩尾氏は部落集団名とみており、筆者もその考えに従う。なお注で引用した部分から、このテクシンパの部落には穀物倉が存在したことが分かるが、それ以上の詳細は不明である。

**⑦土地台帳に現れる某部落**

IOL Tib J 834, 835, 836, 1243, 1456, S. 11404 の各断片文書は、全体でひとつの土地台帳を構成したと考えられる[265]。Thomas 氏の目録により大きさの判明しているものを示せば、IOL Tib J 834（Ch.79, xiv）は 26.5×27.5-28cm である。さらに IOL TIb J 834 に付随するふたつの断片文書[266]（IOL Tib J 835 と 836 文書[267]）は、それぞれ 7×6cm と 5.5×9cm である。また IOL Tib J 1243（Ch.79, xiv, 5）は、27.5×53.5cm である。いくつかの文書には、四角い朱印（下部に銘文を持ち、草を食む馬を描いている）が押されている。岩尾氏の指摘するところによれば、この朱印はいわゆる公印（phyag rgya）で、銘文は「牧地の公印（brog gi phyag rgya）」

---

clearly legible. A vermilion seal is partly visible near the right bottom edge. ［Takeuchi 1998, p. 202, Text. 597］

マクラバル部落が敦煌出土文献とミーラーン出土文書の両方に現れることを、どのように理解するべきだろうか。筆者は 2 つの解釈を示しておきたい。ひとつには、マクラバル部落のどちらかが「本村」で、もう片方がいわば「分村」という関係にあった、という可能性である。つまり、構成員が移住した先で自分達の住む新たな部落に、同じ名前を使った可能性である。もうひとつの可能性としては、この文書がマクラバル部落からミーラーンに運ばれて来たことを想定しうる。武内氏によって指摘されているように、この文書は先に馬の売買契約文書が作成され、その後に手紙文書として再利用されたと考えられる。そのため、すでに不必要となった契約文書の空いた面を利用して手紙を書き、それをミーラーン方面に送った、ということが考えうる。この場合、マクラバル部落はそもそもミーラーンに存在しなくてもかまわない。

263 ［史料］IOL TIb J 897, ll. 3-4. 録文は岩尾 2010, p. 35 に基づく。

［録文］(3) 'a zha steg zhing (4) pa'i / stsang las / khal sum cu //

［和訳］(3) 吐谷渾のテクシン (4) パの穀物倉から［借りた］30 ケルに関して

264 岩尾 2010, p. 33, また最近、陸離氏がこの文書を取り上げ、文書中に現れる「宮廷（pho brang）」が吐谷渾王の宮廷ではないかと推測している［陸 2018］。

265 これらの内、IOL Tib J 834, 835, 836, 1243, 1456 の録文と日本語訳は、附録を参照。

266 TLTD 2, p. 361.

267 Iwao 2012, p. 175, Taenzer 2013, p. 25.

と読むことができる。岩尾氏によれば、この文書の両端は絹で補強されており、これは他のチベット語文書には見られない特徴で、土地台帳原本が貴重で長期保存が試みられたことを物語っているという。その上で、この土地台帳は正式な公文書として作成されたと推測している[268]。

この土地台帳が扱う土地について、Taenzer 氏はこれを吐谷渾国のものと考えている[269]。一方で岩尾氏は敦煌付近に存在したと推測し、さらに文書の人名に多弥出身と考えられるダミ（Da myi）姓の人物が現れることから、やや慎重に土地所有者は漢人でもチベット人でもないと述べている[270]。この点について、以下に筆者なりの見解を示したい。

まず注目したいのは、この文書に「ボルゲンの土地（Bor gan gyI zhing）」という表現が現れる点である[271]。このボルゲンについて、Taenzer 氏は「敦煌地域において、部落名としてのみ現れる」「ボルゲンが姓であるか確証はない」としながらも、これを吐谷渾人（'A zha）の姓の項目に入れている［Taenzer 2012, p. 183］。しかし、一連の文書の他の部分で人名を示す時、「姓＋名」で表記されていること[272]を考慮に入れれば、ここだけ姓のみというのはいかにも不自然である。むしろ、このボルゲンは P.t.1081 文書に現れるボルゲン部落（Bor rgan gyi sde）と解釈し、某部落はこのボルゲン部落に隣接するものであったと筆者は考えたい。

では、この某部落の構成員は一体、どのような人々だったのか。その人名を一覧にしたものが次の表（【某部落土地台帳人名一覧表】）である[273]。

---

[268] Iwao 2012, p. 176.

[269] Taenzer 2013.

[270] Iwao 2012, p. 177, 岩尾 2013, p. 183 の注 16.

[271] ［史料］IOL Tib J 834, ll. 5-10.

［録文］(5) (vermilion ink<) b[rgy]e'u [rj]e khri tang 'or to khu tsan / / (>vermilion ink) shug zh[i]ng [ (6) sa mtsams nI / / bor gan gyI zhing dang gnyis kyI mtsams tho pyag rgya can mcIs pa nas / lho / (7) phyog su drangste // thu kur zhIn gyi [n]e'u la thug / / de nas nub pyogsu drangs the // tho gon seng de bong / (8) brgya tsan gyI // shug zhing dang gnyis kyI mtsams tho pyag rgya can la thug // de nas byang pyogs (9) su drangs te mya ngam la thug / / de nas shar pyog su drangs the / / bor gan dang gnyIs gyi mtsams / (10) tho pyag rgya can la slar thug / /

［和訳］(5) 百戸長［である］チタン・オルトク［の］将。ネズの木の土地… (6) 土地の境界は、ボルゲンの土地と両者の境界［である］石塚があるところから南 (7) 側に進んで、トゥグルシンの ne'u に至る［まで］。そこから西側に進んで、トゴン・センデボン［の］(8) 百戸のネズの木の土地と両者の境界［である］石塚に至る［まで］。そこから北側 (9) に進んで、砂漠に至る［まで］。そこから東側に進んで、ボルゲンと両者の境界［である］(10) 石塚に再び至る。

[272] たとえば上で挙げた「百戸長チタン・オルトクの将」や「トゴン・センデボンの百戸のネズの木の土地」など。

[273] なお brgye'u rje が「百戸長」、brgya tsan が「百戸」であり、khram tsan が同一地域に土地を有する集団で実質的に「十戸（bcu tsan）」と同一のものであったことは岩尾 2013a を参照。

【某部落土地台帳人名一覧表】

| No. | 姓 | 土地台帳での在証例 | 登場部分 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | **チタン**<br>**Khri tang** | チタン・ボルトク<br>（チタン・オルトク）<br>Khri tang ’Or to khu /<br>Khri tang Bor to khu | IOL Tib J 834, ll. 5, 13,<br>IOL Tib J 836＋835, l. 1,<br>IOL Tib J 1243, l. 7, 14e,<br>IOL Tib J 1456, ll. 2, 8. | 百戸長チタン・ボルトク<br>（IOL Tib J 834, l. 13）<br>brgye[’]u [r]je khri tang bor to khu |
| 2 | | チタン・ヒニゴ<br>Khri tang Hi ni go | IOL Tib J 834, l. 14, 17 | チタン・ヒニゴ［の］十戸<br>（IOL Tib J 834, l. 17）<br>khrI tang hi nI go khram tsan |
| 3 | | チタン・キェナン<br>Khri tang Khye snang | IOL Tib J 834, l. 14 | チタン・ヒニゴとチタン・キェナン等十戸（IOL Tib J 834, l. 14）<br>khri tang hi ni go dang khri tang khye snang las stsogs pha khram tsan |
| 4 | | チタン・トゥニボン<br>Khri tang Thu nyi bong | IOL Tib J 836＋835, l. 4,<br>IOL Tib J 1243, ll. 10-11,<br>IOL Tib J 1456, l. 5, 9. | チタン・トゥニボン［の］百戸（IOL Tib J 836＋835, l. 4）<br>khri tang thu nyi bong brgya tsan<br>チタン・トゥニボン［の］十戸<br>（IOL Tib J 1243, ll. 10-11）<br>khri tang thu [nyi bo]ng khram tsan |
| 5 | | チタン・チョルゴ<br>Khri tang Chor go | IOL Tib J 1243, l. 13. | チタン・チョルゴ［の］十戸<br>（IOL Tib J 1243, l. 13）<br>khri tang chor go khram tsan |
| 6 | **トゴン**<br>**Tho gon** | トゴン・センデボン<br>Tho gon Seng de bong | IOL Tib J 834, l. 7-8,<br>IOL Tib J 1243, ll. 8-9,<br>IOL Tib J 1243, l. 22. | トゴン・センデボン［の］百戸<br>（IOL Tib J 834, l. 7-8）<br>tho gon seng de bong brgya tsan |
| 7 | | トゴン・ニョコツェ<br>（トゴン・ニョコ）<br>Tho gon Nyo ko che /<br>Tho gon Nyo ko | IOL Tib J 834, ll. 15-16, 19, IOL Tib J 1243, l. 16,<br>IOL Tib J 1456, l. 6. | トゴン・ニョコツェの百戸<br>（IOL Tib J 834, ll. 15-16）<br>tho gon nyo ko che’i brgya tsan |
| 8 | **ダレ**<br>**Da red** | ダレ・シェルイ・ジェゴル（ダレ・シェルイ）<br>Da red Zhal yi rje gol /Da red Zhal yi | IOL Tib J 834, l. 11, IOL Tib J 1243, l. 28. | |
| 9 | | ダレ・メゲン<br>Da red Mab sgan | IOL Tib J 834, l. 11 | |
| 10 | **カルゴ**<br>**Khar go** | カルゴ・ツァンドポン<br>Khar go Cang ’do spong | IOL Tib J 834, ll. 11-12, 16. | |
| 11 | | カルゴ・ムゲ<br>Khar go Mu sge | IOL Tib J 1243, l. 14. | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 12 | **ニャムケン**<br>**nyam kan** | ニャムケン・モクラデン<br>Nyam kan Mog la dven | IOL Tib J 1243, l. 12. | ニャムケン・モクラデン［の］十戸（IOL Tib J 1243, l. 12）<br>nyam kan mog la dven khram tsan |
| 13 | **ダミ**<br>**Da myi** | ダミ・ボンツェ<br>Da myi Bong tse | IOL Tib J 1243, l. 13. | ダミ・ボンツェ［の］十戸（IOL Tib J 1243, l. 13）<br>Da myi Bong tse khram tsan |

No. 1-9 の姓については、すでに Taenzer 氏が指摘するように、吐谷渾系であることが明らかである。すなわち、No. 1-5 のチタン（Khri tang）姓は P.t.1081 文書にボルゲン部落の構成員としてチタン・ラツォク（Khri dang Lha ’tsogs）が在証されている。さらに No. 6-7 のトゴン（Tho gon）姓は、漢語で「吐渾」と転写されたものと同じであろう[274]。そして No. 8-9 のダレ（Da red）姓は、先に取り上げた大英図書館蔵敦煌チベット語文書 IOL Tib J 1368「吐谷渾年代記残巻」の第 34 行目に吐谷渾の大臣の長としてダレ・ポンイ（Da red Pong yi）の名が現れている。

一方、No. 13 に現れるダミ姓は、すでに武内氏や岩尾氏によって指摘されたように、漢語で「多弥」と転写されるもので、吐谷渾系の姓ではない[275]。しかし筆者が見るところ、残る No. 10-12 の内、No. 10, 11 のカルゴ（Khar go）姓は、おそらくフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1077 に吐谷渾人の姓として現れるカルガ（Khar ga）姓のヴァリアントと見て相違ない[276]。

これらをまとめれば、リストに残る人物 13 人の内、11 人は吐谷渾系の姓を持つ人物と分かる。さらに「チタン・トゥニボン［の］百戸（Khri tang Thu nyi bong brgya tsan）」と表現される場合、このチタン・トゥニボンという人物が、百戸長であったとみなすのが妥当であろう。一連の土地台帳の中には 4 人の百戸長が名を残しているが、上のリストに示されるように、それらはチタンとトゴンの両姓で占められている。岩尾氏の言うように、確かにこの部落には多弥の出身者も含まれているが、吐谷渾系の姓を持つ人物が百戸長をつとめ、さらにその下にいる人間も多くが吐谷渾系の姓を持つ点から、これを吐谷渾の部落と評して問題ないだろう[277]。

**⑧チョルゴルチン（Cor gol chin）**

この部落の名前はすでに Taenzer 2012 で指摘されており、大英図書館蔵敦煌チベット語

---

[274] 吐渾は吐谷渾の短縮形と解釈されている。その転写については、Pelliot 1921, 佐藤 1958, pp. 258-260 を参照。

[275] Takeuchi 1995, 132, Iwao 2012, p. 177, 岩尾 2013, p. 183 の注 16.

[276] ［史料］P.t.1077, ll. 4-5. 実見調査に基づき、録文を作成している。
［録文］(4) ko na’I bran mo las mcis brang thabsu brgyis pa ’a zha mo kha rga za dgos bu gtar/ (5) bzhag pa las
［和訳］債務者（ko na）の奴隷女から妻［の］地位に決定した者［である］、吐谷渾人の女カルガ（Kha rga）［姓］の女ゴェプ（Dgos bu）を gta に置いたことにより［後略］。

[277] P.t.1081 文書において、吐谷渾の部落であるボルゲン部落やマクラバル部落の中に李（Li）姓や楊（Yang）姓の奴隷もいる。そこから、吐谷渾系以外の住民も居住していたことがうかがえる。

文書 IOL Tib J 857(A) (vol. 53/ fol. 58)に現れる[278]。IOL Tib J 857 (A)は売買契約文書であり、IDP のデータによれば、その大きさは 13×27cm である。

Taenzer 2012 も指摘するように「チョルゴルチン」という部落名の末尾を構成する要素「～チン（cin）」は吐谷渾の部落名に頻出する。そこから、この部落は吐谷渾系の部落だった可能性が高い[279]。

**⑨カルツェン軍管区に存在した吐谷渾の部落**

カルツェン（Mkhar tsan）とは涼州のことであり、ここには吐蕃統治時代に軍管区（khrom）が設けられた。その軍管区の官職として「トンキャブ・吐谷渾の千戸長」と「トンキャブ・吐谷渾の小千戸長」が存在したことがフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1089[280]に記されている[281]。

以上、敦煌チベット語文献に現れる吐谷渾の部落を列挙した。帰義軍期にも吐谷渾の部落が引き続いて存在したことは、すでに栄新江氏や馮培紅氏によって、指摘された通りである。ただし、帰義軍期の漢語文献において、それらは「吐渾部落」（フランス国立図書館蔵敦煌漢語文献 P.ch.3753。後述）や「通頰退渾十部落」（大英図書館蔵敦煌漢語文献 Or. 8210/S. 4276, 第 4 行）といった形で言及され、残念ながら部落の名称は伝えていない。

---

[278] ［史料］IOL Tib J 857(A), ll. 1-2. IDP に掲載された写真と Taenzer 2012, pp. 391-392 の録文を参照し、録文を作成した。

［録文］(1) [bya] gag lo’i st [o] n c[o]r g[o]l ch [i] n gyi sd[e] ya con btsan la rton las gnyi l[h]a las rta [chi]gs (2) ] [spu] rtags mdo risla

［和訳］トリ年の秋、チョルゴルチンの部落ヤツォン・ツェンラトンより、ニラが（lit. より）馬一匹を［購入した。その］毛の特徴と模様について［後略］。

[279] 吐谷渾部落の名に頻出する「～チン（cin/chin）」の議論については、旗手 2014b, pp. 188-190 及びそこに引用された TLTD2 他の先行研究、さらに Shimunek2017, pp. 177-179, 195 を参照。

[280] P.t.1089 の図版は IDP のウェブサイト（http://idp.bl.uk/）で閲覧できる。録文と主な研究については、OTDO1, pp. 133-137 を参照。

[281] ［史料］P.t.1089, ll. 12-15.

［録文］(12) na ning mkhar tsan khrom gyI (13) dpon sna gral thabs la mchId myI mjal pa’ / / dmag pon gyIs dbyangste / / zhang lon ched po blon rgyal tsan dang blon legs sgra la zhus te / / (14) mchId kyIs bcad pa las nI / / bod sum gyI stong pon gyI ’og du mthong kyab dang ’a zha’I stong pon / / de’i ’og du rtse rje zangs / / de’i ’og du bod / (15) sum gyI stong cung dang mthong kyab dang ’a zha’I stong cung / /

［和訳］(12) 昨年、カルツェン（涼州）軍管区の (13) 諸役人は、序列・位階について合意が得られなくなった。［カルツェンの］将軍により調べ上げられたが、［その結果］大尚論［である］論ギェルツェンと論レクダにお尋ねして、 (14) 話し合いにより決定したことによれば、チベット［人］とスムパ［人］の千戸長の下に通頰［人］と吐谷渾［人］の千戸長［がきて］、この下に節児で銅の位階にある者［がきて］、この下にチベット［人］と (15) スムパ［人］の小千戸長と通頰［人］と吐谷渾［人］の小千戸長［がきて］［後略］。

## 2. 敦煌漢人との交流

敦煌文書に現れる吐谷渾人は、漢人との間で様々な交流を持っていた。たとえば齊藤勝氏は、牧羊業に参入した敦煌の漢人が、羊群を吐谷渾人に依託し、遠方に放牧させていたことを明らかにしている［齋藤 2004］。また、沙州城に近い寿昌の地が牧地として利用されていたが、ここにも吐谷渾人が居住していたことを、鄭炳林氏が指摘している[282]。

それでは他に、どのような交流があったかを以下に見ていきたい。

### ①牛の売買

まず牛の売買を挙げることができる。(1) ②で述べたように、フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1095 は、牛の売買契約文書である。牛の売り手であるジン・ヌクポンは、吐谷渾のマガドチン部落の人間である。また売られているのは牡牛（glang）なので、耕牛として働かせたのだろう。同文書の第 8-9 行目において、契約の保証人として彼の弟ジン・シャチュキェ（nu bo Zing Sha cu skyes）が言及されているが、この名前は「沙州生まれ」を意味する[283]。

一方、買い手と証人について言うと、第 9-10 行目に現れる証人の論ラサン・ラトン（Blon Lha bzang Lha ston）がチベット人と思われることを除けば、買い手の王グワンヒンと第 10 行目に現れる証人の王ヒンツェ（Wang Hing tse）、安ヘンツェ（An Heng tse）、張シュンシュン（Cang Zhun zhun）はすべて漢人と考えられる[284]。しかも彼らは他の敦煌チベット語文書にも現れ、敦煌の住人であったことが指摘されている［Takeuchi 1995, p. 147］。そのため P.t.1095 は沙州（敦煌）で作成されたと考えられる[285]。牛の売買という性質から、売

---

[282] ［史料］S.7060, ll. 6-7.
［原文］麦两馱。博壽昌住吐渾父驢一頭三歳。
［訓読］麦两馱。壽昌住む吐渾の父驢一頭三歳と博す。
［和訳］麦二馱。寿昌に住む吐谷渾人の三歳のオス驢馬一頭と交換した。

このことは鄭 1996 に詳しい。さらに吐谷渾人の放牧地として、鄭炳林氏は南山方面の紫亭鎮を想定している［鄭 1996, pp. 12-13］。

[283] Takeuchi 1995, p. 147.

[284] ［史料］P.t.1095, ll. 7-11. 録文と和訳は武内 1990, p. 45-47 を参照にし、他の箇所との統一を取るために一部を変えている。
［録文］(7) nu ku spong (8) ma mchis na / / dam tshigs gong nas smos pa bzhIn / khas len kho na'i nu bo / (9) zing sha cu skyes mcId gyIs 'tshal bar bgyis pa'I dphang la / / ~~b~~ blon lha bzang (10) lha ston dang / wang hing tse dang / an heng tse dang / cang zhun zhun la stsogs pa'I dpang (11) rgya dang / ~~[ ] cab~~ glang bdag dang khas len gyi sug rgyas bthab pha / /
［和訳］(7) ［ジン・］ヌクポンが (8) 不在であれば、上に述べた約言の通り、保証人である当人の弟 (9)ジン・シャチュキェが対処すべく定めた。その証に、論ラサン・(10)ラトンと王ヒンツェと安ヘンツェと張シュンシュン等の証人の (11) 印 (dpang rgya) と牛所有者と保証人の私印を［ここに］押す。

[285] Takeuchi1995 には、10 点の売買契約文書（Sale contract）が収録されており、その内の 5 点が牛ないし馬の売買契約文書である。さらに 5 点中 4 点が敦煌から発見された文書で、その内 3 点の買い手が所属や姓から「漢人」と判断できる（Text 1-3）。一方、売り手を見ると、1 点がゴーサル部落（敦煌の漢人千戸のひとつ）に属す漢人の索ゲツェン（Sag Dge btsan, Text 3）、1 点が不明で、残る 2 点の内、1 点が上に紹介した吐谷渾のマガドチン部落の所属、もう 1 点はトンキャブのセトン部落の所属である（Text 1）。さらに同書の Text 17 はメス馬の貸借契約文書では、セトン千戸部落のキョ・ヤンレク（Skyo Yang legs）が僧侶

り手であるジン・ヌクポンは沙州近辺に居住する吐谷渾人であった可能性が高く、そうであれば彼が属すマガドチン部落も沙州近辺にあったとみるのが妥当であろう。

**②人身売買／交換**

吐谷渾人と漢人の間では、奴隷や捕虜の交換／売買が行われた。フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1093（本章（**1**）①）では、吐谷渾人のニン某と、漢人と推測される某シウジ（Si'u ji）の間で取り交わされた捕虜交換を記している。この文書の末尾には、契約の証人として複数のチベット人と漢人が名前を連ねている[286]。それを見ると人身交換という性質のためか、証人は比較的高位と思われる役人が多い。まずチベット人と思われる役人が少なくとも 3 人現れる（論チュン某，某シェル，尚マンポジェ・トンロェ）。さらに吐蕃支配下敦煌の漢人役人として、もっとも位が高い都督（to dog）が現れる。そしてその後ろに、閻ペン（Yem pheng）と安プンイク（^An bung yig）といった、P.t.1089 文書に現れる漢人役人が名を連ねている[287]が、この内、安プンイクは P.t.1089 文書において副都督（to dog 'og pon）として言及されている。P.t.1093 文書において、何の役職も冠されていない点から、安プンイクが副都督に就任する以前に作成されたのだろう[288]。

さらに吐谷渾人が奴隷となるケースもあった。それはフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1077 に記録されている。2012 年に筆者が行った実見調査のメモによれば、P.t.1077 文書は横 27~30cm×縦 148.4cm、4 枚の紙から成っている。その内、1 枚目は 27×28cm、2 枚目は 27×37.7cm、3 枚目は 27×38.8cm、4 枚目が 31×43.4cm であり、4 枚目だけ紙の横幅が若干、長い。背面に使用跡はなく、また表面・背面ともに印影は確認できない。

P.t.1077 文書は全体が 138 行とかなり長い。その内容は、ある裁判文書において都督（do dog）から提出された反論文書（mchid shags）で占められている。この文書はかつて G. Uray 氏と山口瑞鳳氏によって取り上げられたものの、その長さや構造の複雑さゆえに、内容に深く踏み込むことはなかった[289]。その後、王堯氏と陳践氏が、全文の録文を作成し、中国

---

の張レンヒェン（Cang ban de Leng hyen）から馬を借りているが、その馬は元々、キョ・ヤンレクが張レンヒェンに売ったものだったという。セトン（Se tong/ Se dong）は漢語文献に現れる西同／西桐に比定されており、その場所は現在の蘇干湖盆地に当たると考えられている［旗手 2011（修士論文），陸 2012］。これは南山の遊牧民とオアシス住民との交流を示す例として挙げることができよう。

286 ［史料］P.t.1093, ll. 16-19.

［録文］(16) [g]yi [s]ug rgyas bthab pa'i dpang la / blon cung b[ (17) bzher / zhang mang po rje stong lod / to tog blon stag bzang da zhu[ (18) zhang zhi lang / khri btsan yem beng // an bung yig // yhang stag zig [ (19) stsogs pa'i dpang rgyas btab pa //

［和訳］…(16) の私印を押した証人として、論チュン某……(17) 某シェル，尚マンポジェ・トンロェ，都督［である］論タクサン・ダシュ……(18) シャン・ジラン，チツェン，閻ペン，安プンイク，楊タクシク……(19) 等の証人の印を捺印した。

吐蕃期の契約文書の性質については、すでに武内紹人氏が詳しく述べている［Takeuchi 1995, p. 121］。その内、重要と思われる指摘は契約文書が「公」の性質を持っていたことである。

287 2 人の名前はフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1089, ll. 56-58 に現れる。山口 1980a, p. 19 等参照。

288 この点はすでに岩尾一史氏が指摘している［Iwao 2006, p. 10］。

289 Uray 1983, p. 36, 山口 1985, p. 503.

語訳を行っている[290]。

近年になって、Brandon Dotson 氏と岩尾一史氏が、古チベット語の裁判文書を包括的に論じる中で、この文書についても取り上げている。Dotson 氏は本文書を「告訴に対する公式返答（An official responds to charges）」と名付け、文書の性質や文書中に現れるチベット人の習慣について分析している［Dotson 2015, pp. 304-307］。一方、岩尾一史氏は中央アジア出土文献の中に含まれる、訴訟に関係する文書を 3 つ（請願（petition）、判決（judgement）、裁判訴訟に関する文書（Document concerning the trial proceedings））に分類する中で、この文書を請願（petition）に入れている［Iwao 2015, pp. 319-320］。

この文書の中に、奴隷の身分にある吐谷渾人が現れる。女奴隷ゴェプ（Dgos bu）がそれで、彼女はチプ（Khri bu）という人物によって、女奴隷にする目的で購入されたことを確認できる[291]。このチプは第一行にラン・チプ（Rlang Khri bu）と現れ、出自はスムパ系のラン氏[292]であったと判明する。ちなみに、このラン・チプの妻は漢人であった[293]。

この文書が敦煌文書の一点として発見されたことと、文書が都督と呼ばれる人物からの反論文書で構成され、この都督とラン・チプの間で訴訟が行われている様子であることから、ラン・チプ及び女奴隷は、敦煌に居住していたのではないかと考えられる。

**③帰属をめぐる争い**

すでに述べたようにフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1081 は、李ヤンペルという名の奴隷の帰属をめぐる争いを記録している。文書は帰義軍の初期に作成されたが、奴隷の売買自体は吐蕃支配末期の 848 年に行なわれたと推測される（本章（1）③）。

類似した争いは、帰義軍期にも発生している。鄭炳林氏も紹介しているフランス国立図書館蔵敦煌漢語文書 P. ch. 3753[294]は、帰義軍期の大順二年（891）に敦煌の僧侶が連名で提出した状式文書であるが、それが廃棄された後に手習い練習の紙として再利用された。その練習書きの書き込みの中に次のような文言が現れる。

［史料］P.ch.3753（練習書き部分）, ll. 1-6[295].

［録文］(1) 燉煌鄉百姓康漢君　状。右漢君阿耶亡後，阿孃不知共 (2) 誰相逢，生一兒子，男女無別，養成七歳，名悉殆都。被迴鶻打將。更得十年，却走到沙 (3) 州，一心一吐，去再合戸時，便入人戸，親生無別，役次行人，依例無闕。(4) 年今廿有三，今被土渾

---

[290] 王＆陳 2008, pp. 190-195, 267-271.

[291] ［史料］P. t. 1077, ll. 8-9.

［録文］(8) kha rga za dgos bu ’di / khrI bu’[i] / (9) mcis brang du gnyen thabsu mjal pa ni ma lags / kho nas bran mo du mjal te ’khol~~d~~ ba las

［和訳］このカルガ（Kha rga）の女ゴェプ（Dgos bu）は、チプ（Khri bu）の妻として、親類や友人（gnyen thab を gnyen ’dab とみなす）において購入したのではありません。債務者（チプ）が女奴隷として購入して奴隷にされたことによって［後略］

[292] ラン（Rlang）姓がスムパ系であることは、山口 1969, pp. 14-16 等。

[293] ［史料］P.t.1077, ll. 45-46.

［録文］(45) kho na’I mchis brang (46) dngos rgya mo mchis ~~la~~ la

［和訳］(45)債務者（チプ）の妻は、(46) 実際に（dngos）、漢人の女がいて［後略］。

[294] 鄭 2005, pp. 582-583.

[295] 『真蹟釈録』4, p. 49 の録文を参考にし、IDP の写真から新たに録文を作成した。

部落争論，定裁土渾。況前都不知聞，依理有 (5) 屈。伏望大夫仁恩詳察無辜。［中略］(6) 乞賜文憑，免矜撹擾，請處分。

［訓読］(1) 燉煌郷の百姓康漢君、状す。右。漢君の阿耶亡き後、阿孃は (2) 誰と共に相逢うか知らざるも、一兒子を生む。男女の別無く、養ひ七歳に成り、悉𠬝都と名づけ、迴鶻の打將を被る。更に十年を得て却て走りて沙 (3) 州に到る。一心一吐し、去る再びの合戸の時、便ち人戸に入る。親生の別無く、役は行人に次ぎ、例に依りて闕無し。(4) 年、今廿有三なり。今、土渾部落に争論を被りて、土渾と定裁せり。況、前に都、知聞せざらんをや、理に依りて (5) 屈有り。伏して望むらくは大夫、仁恩もて無辜を詳察せられんことを。［中略］ (6)乞うらくは文憑を賜い、撹擾を免矜せんことを。處分を請う。

［和訳］(1) 敦煌郷の百姓である康漢君が申し上げます。右について。漢君の父が亡くなった後、母は (2) 誰とめぐり合ったか知りませんが子どもを 1 人生みました。男女の別なく、養い 7 歳になって、悉𠬝都と名付けたが、ウイグルに連れて行かれました[296]。10 年後、逃げ出して沙 (3) 州に戻ってきました。［私と悉𠬝都は］心を一つにして思う所を全て述べ、［その結果］この前の再度の「合戸」の時、人戸に入りました。自ら養い育てたかは関係なく（？）、労役は行人につぐもので（?）、規定にのっとり不足するところはありませんでした。(4) 今、23 歳です。今、土渾部落（吐谷渾の部落）に訴訟を起こされ、［悉𠬝都は］吐谷渾［人］だとお裁きが下りました。当時、前に、ちっとも知らなかったことなので、(5) 理屈から考えても不当と思わせるものがあります。伏して望みますことには、大夫よ仁愛と恩徳でもって詳しくお取り調べください。［中略］(6) 求めますことには証拠となる書類を与えられ、［以後の］騒擾を免れさせてください。ご処分をお願いいたします。

この部分は練習書きとはいえ、内容は非常に具体的で、実際に訴え出る目的で作られた文書を書き写したか、あるいは草稿として書かれたかと考えられる。康漢君は、異父弟である悉𠬝都の身柄を土渾部落（吐谷渾の部落）に連れて行かれそうになっており、それを阻止する目的で訴えを起こそうとしたらしい。また、「母親は誰とめぐり合ったか知りませんが」と記しているとはいえ、弟の名が「悉𠬝都」と、明かに漢人のものではない点を考慮すると、おそらく弟の父親は土渾部落の人間と考えるのが、もっとも筋が通る。この吐谷渾の部落について、残念ながら具体的な名前を記していないものの、敦煌周辺にあった部落と見て相違ないだろう。

前述したように、この文書には唐の大順二年（891）という紀年が明記されている。康漢君の訴状があとから書き込まれたとするなら、当然それは 891 年より後でなければならない。それでは一体いつ、この 6 行の文章は作成されたのであろうか。

P.ch. 3753 文書は雷 2000, p. 133 や鄭 2005, p. 582 等に引用されているが、作成された年

[296] 第 2 行の「男女無別」,「名悉𠬝都」は横に挿入された文字である。そのため、書き手が本当にこの位置に入れようとしたものか定かではない。7 歳で名前をつけるというのは不自然であるので、「名悉𠬝都」は同じ行の「生一兒子」の直後に入れるつもりで書き入れたのかもしれない。おそらくウイグルに連れていかれたのが、「7 歳になった」時のことであったと考えられる。

代について、特に議論はなされていない。そのため、筆者なりに作成年代を検討したい。

まず文書第 5 行目に「大夫」が現れるが、栄新江氏によれば、景福二年（893）頃に索勲が帰義軍節度使となり、大夫を名乗っていたという[297]。また冷鵬飛氏は、フランス国立図書館蔵敦煌漢語文書 P.ch. 4974 の第 5 行に現れる「故尚書阿郎，再制戸状之時（故尚書阿郎、再び戸状を制するの時）」の一句を分析し、第二代の帰義軍節度使張淮深（節度使就任：867~890）の時代に土地調査と土地登記が実施され、帳簿が大順二年（891）頃に完成していたことを指摘している[298]。陸離氏もこの文書を取り上げ、張淮鼎が政権を握った大順二年のこととしている[299]。おそらく、P.ch. 3753 文書に現れる「去再合戸時（去る再びの合戸の時）」は、大順二年（891）頃に完成した「再制戸状之時（再び戸状を制するの時）」と同じこの時期の土地調査・土地登記によって、敦煌の戸籍が整理されたことを示していると考えられる。

これらを勘案すれば、P.ch.3753 文書第 3 行の「去再合戸時」は大順二年（891）以前のことであり、実際にこの 6 行の文章が書かれたのは、索勲がその称号を名乗っていた 893 年頃とみなすのが、もっとも妥当な解釈だろう。

**3. 農耕を行なう吐谷渾人**

この節では、**（1）**⑦で言及した某部落の土地台帳（IOL Tib J 834, 835, 836, 1243, 1456, S. 11404）を再び取りあげて、そこに含まれる土地の性質を考えたい。構成員の姓の分析により、吐谷渾の部落とみなせることは **（1）**⑦で述べたとおりである。

**①キャの土地**

某部落にはキャの土地（rkya zhing）が含まれていた[300]。キャ（rkya）とは吐蕃において土地面積の単位であると同時に徴税の単位であり、耕作可能な土地、すなわち農地であったと考えられている[301]。敦煌は吐蕃の支配下に置かれた後、土地区画の際にキャの土地を分配してドル税と呼ばれる税を徴収していた[302]。

**②chu ma の土地／渠（yur ba）**

さらにこのキャの土地に関わって、chu ma という表現が現れている[303]。この chu ma と

---

297 栄 1996, pp. 89-91.

298 冷 1984, pp. 30-32.

299 陸 2009, p. 384.

300 ［史料］IOL Tib J 1243, l. 14e.

［録文］khri tang bor to ku’i tsan / / rkya zhing dang phong zhing dang shug zhing dor bdun brgya sum cu / /

［和訳］チタン・ボルトクの百戸は、キャの土地と荒れ地とネズの木の土地で、［合計］730 ドル［である］。

上の引用箇所に現れる tsan は百戸（brgya tsan）であるとみなす。というのもこの文書の第 7 行目に「チタン・ボルトク［の］百戸（brgya rtsan）」と現れるからである。

301 岩尾 2007, Iwao 2009.

302 ドル（dor）とは、一般に農地の面積を示す時に使われた単位で、漢語文書では「突」と転写されるものである。1 ドルの広さは 10 畝（約 66a）に等しく、吐蕃期の敦煌では土地を分配する際に一口につき一突の土地を分配することが、比較的厳格に順守されて行なわれていた。ドルについては楊 1986, 池田 1990 等を参照。

303 ［史料］IOL Tib J834, ll. 14-15.

［録文］(14) khri tang hi ni go dang khri tang khye snang las stsogs pha khram tsan gci gi rkya

いう語について、Thomas 氏は「水が引かれていない (not irrigated)」と解釈している[304]。しかし『蔵漢』では、「灌漑された土地。水を引いている農地」という、まったく正反対の意味が現れる[305]。徴税を目的として分配される「キャの土地」に、この chu ma が使われている以上、「灌漑された土地」という後者の解釈の方がより筋に合うかと思われる。それを裏付けるようにこの土地台帳には、複数の箇所で渠（yur ba）の語が現れる[306]。そのため、

---

zhing dang phong zhing dang shug zhIng gI mu thug // (15) rkya zhIng chu ma sum khugs //

［和訳］(14) チタン・ヒニゴとチタン・キェナン等十戸の、キャの土地と荒れ地とネズの木の土地の分配（？）［は以下の通り］。(15) 3ヶ所のキャの土地で chu ma［の］土地を得た。

［史料］IOL Tib J 834, ll. 18-19.

［録文］(18) phong zhing chu ma dor bco lnga khe to ’o mod na mcIs pa’i sa mtsams nI / / lho kho na khram (19) tsan gi // rkya zhing la thug

［和訳］(18) 荒地で chu ma［の］15 ドル（突）の［広さを持つ］ケメトメにある土地の境界は、南は当事者［の］十戸 (19) のキャの土地に至る［まで］。

［史料］IOL Tib J 1243, l. 6.

［録文］rkya zhing chu ma sum khugs

［和訳］3ヶ所のキャの土地で、chu ma［の土地］を得る。

304 TLTD2, pp. 363, 369 等。

305 「水澆地。可引水灌漑的庄稼地」［『蔵漢』p. 806］。

306 ［史料］IOL Tib J 1243, ll. 6-9.

［録文］(6) dor drug cu / /go na’I khri ma bsnyungs na mcIs pa’i (7) mtsams nI / / khrI tang bor to khu brgya tsan gyI rkya zhing dang gnyis kyI mtsams tho pyag rgya can (8) [th]ug / / lho ’or gol bar kyI lam la thug / / nub stong bshos gyI yur ba la thug / / byang tho gon (9) [seng] de bong brgya tsan gyI rkya zhing la thug //

［和訳］(6) 60 ドル（突）［の広さを持つ］当事者のチマニュンにある土地の境界は、［東は］チタン・ボルトク［の］百戸のキャの土地と両者の境界［である］石塚［に］(8) 至る［まで］。南はオルゴルパルの道に至る［まで］。西はトンショーの渠に至る［まで］。北はトゴン・ (9)センデボン［の］百戸のキャの土地に至る［まで］。

［史料］IOL Tib J 1243, ll. 21-27.

［録文］(21) de nas laM po ches nub pyogsu drang ste / / sar dar mo ngan gyI lu ma rked du / (22) [bc]ad nas / / tho gon seng de bong dang gnyis gyi zhing mtsams kyis / / lho nub kyI mtsamsu drangs te khu le (23) mo ngan gyI yur ba la thug / / de nas yur bas / / byang pyog su bthus the / / san ’do cIn dang khe to’o mod / (24) gyI dka’ mdo ’dus pa’I glad mya ngam la thug / / de nas khe to’o mod kyi yur ba gya gyus / / lho pyog su drang ste (25) yur ba gnyis mdo gyes pa na tho pyag rgya can la thug / / de nas yur bas mar drangs the bye sho ja ga’I yur (26) ba dka’ gyes pa’I mdo na’ / / tho pyag rgya can la thug / / de nas bye zho ja ga yur ba gya gyus drangs the / (27) yur ba’I mjug / tho pyag rgya can mcIs pas mya ngam rked du bcad nas lho shar gyI mtsamsu drangs the //

［和訳］(21) そこから大道に沿って、西側に進んでサルダル・モゲンの沼を小道で行き（rked du bcad（藏漢：走捷径））(22) トゴン・センデボンと両者の土地の境界に沿って、南西の境界に進んで、クレ (23) モンゲンの渠に至る［まで］。そこから渠に沿って、北側に至って、サンドチンとケトオメ (24)の渠口が集まる土手すなわち砂漠に至る［まで］。そこからケトオメの曲がった渠に沿って、南側に進んで、(25) ふたつの渠が交差し分かれたところにおいて、石塚に至る［まで］。そこから渠に沿って、下流に進んで、テイェショ・ジャガの渠 (26)口が分離するところにおいて、石塚に至る［まで］。そこからティエショ・ジョガの曲がった渠に沿って進んで、(27)渠の終わるところ、石塚があるところに沿って、砂漠を小道で進んで南東の境界に進んで［以下略］。

［史料］IOL Tib J 1456, ll. 6-7.　録文は Taenzer 2013, p. 41 に基づく。

［録文］(6) tho gon [nyo k]o brgya tsan gyi (7) drang ste gser ＋＋ gi yur ba’I ’gra

［和訳］(6) トゴン・ニョコ［の］百戸の (7) 進んで、金……の渠の［土手］

この某部落では渠を張り巡らして、農耕を行なっていたことが一層確実となる。

それではこの某部落の土地は、どこに存在したのだろうか。脚注で引用した部分からわかるように、この土地台帳には「キャの土地」に加えて、荒れ地（phong zhing）とネズの木の土地（shug zhing）が含まれており、それらはおそらく可耕地と礫沙漠、それに樹林地と言い換えることができる。

既に述べたように Taenzer 氏は一連の文書を吐蕃支配下の吐谷渾国に関係するものとみなし、この土地が吐谷渾国にあったと考えた［Taenzer 2013, p. 26, 36］。一方、岩尾氏は、本文書が敦煌文献の一点として伝来したことを挙げ、問題の土地は敦煌に程近いところにあっただろう、と述べる［Iwao 2012, p. 177］。

では、他の点から、この某部落について、何か言えることはないだろうか？　注目したいのは、この土地台帳に押されている朱印である。それは馬の絵が描かれていて、「牧地の公印（’brog gi phyag rgya）」の印文を持っている。Taenzer 氏が述べるように、この朱印によって、牧地地帯の土地分配に責任を持つ部局が存在したことを想定しうる［Taenzer 2013, p. 27］。そこからさらにもう一歩、踏み込めば、某部落では渠が張り巡らされ、キャの土地も分配されて、農耕が行なわれていたにもかかわらず、その土地は牧地を管理する機構の下にあったことが示される。ここから、この部落の属す上位の行政単位[307]の土地は、本来は牧地が主要な部分を占め、そこに少数の農地が含まれていたと考えられる。

では自然環境の点から、もう少し絞りこめないだろうか。ここで坂尻彰宏氏によって示された帰義軍期の沙州及び瓜州の城址分布の分析が参考になる[308]。それによると、敦煌及び瓜州のオアシスを支える基礎的条件は、南山山地とそれを水源とする水系である。極端に乾燥したこの地域では、水の確保が容易で、耕地を広く経営できる場所は限られており、条件のいい下流地域に規模の大きな中核オアシスとそれに付随するオアシスが作られ、また南方山地から水系沿いに侵攻してくる遊牧勢力を防ぐために、水系の上流部に防衛拠点となるオアシスが配置されたという。そして、上手と下手の中間地帯では、水系沿いに石窟寺院などの霊場が置かれ、地域の信仰の拠点となった［坂尻 2016, p. 83］。上流のオアシスとは、具体的には河川の上流域において防衛拠点となった新郷鎮，雍帰鎮，紫亭鎮であり、いずれも海抜 2000-2300ｍの間にあった。一方、下流地帯のオアシスとしては、沙州，常楽，会稽，瓜州，懸泉，寿昌，新城などが、1000-1400ｍの間にあった。その間の 1500-1900 メートルは、礫石斜面やゴビ灘、扇状地となっていて、帰義軍期に鎮はひとつも設けられていない。このような礫石斜面は、近現代でも開拓が行なわれていない[309]。

この内、瓜州の管轄区域内にあり、都河（別名を冥水。現在の疏勒河）上流に位置した新郷鎮では、帰義軍期に人を募集して耕作させていたことが判明している[310]。赤木・坂尻 2016 の報告においても、新郷鎮の所在地とされる現在の昌馬郷では、小麦の栽培が行なわれているおり、また掲載された写真では木々も確認できる。序論で述べたように、『元和郡縣圖志』において、冥水（疏勒河）は吐谷渾の領域から流れ出していたと述べられている。さらに、曹氏帰義軍期の一時期においても、都河（疏勒河）の水利を吐谷渾系の慕容氏が

---

307 想定されうるものは万戸である。
308 坂尻 2016.
309 保柳 1980, p. 21. 1970 年代の状況である。
310 坂尻 2001, pp. 3-4.

握っていたことが指摘されている[311]。以上は状況証拠であり、確たる証拠とは言えないが、この吐谷渾系の某部落の土地の所在地として、このような敦煌オアシスの水系上流域を想定することは、それほど荒唐無稽でもないだろう。

## 4. 軍事関係

残巻に千戸（stong sde）の記述があることから、吐谷渾では 8 世紀初頭にすでに千戸が設置されたらしい[312]。さらに河西回廊が吐蕃に支配された時代、涼州にも吐谷渾の千戸が存在するようになった［本章（1）⑨］。

吐蕃の占領地に派遣された軍については、Géza Uray 氏と Helga Uebach 氏が中央アジア出土文書を概観し、分析を加えている。それによれば、西側のコータン地域にはシャンシュン等から、東側のミーラーン地域にはスムパ等の地域の千戸が派遣されていた。そして基本的に一方の地域に現れた千戸は、もう一方の地域に現れることはないという[313]。吐谷渾人も、その地理的位置から考えて、ミーラーン方面のみに現れるかと思いきや、コータン地域、特にマザル・タークでも駐留し、活動していたことを確認できる[314]。他にも、マザル・ターク出土の木簡と紙文書にも、穀物輸送者を務める吐谷渾人が現れている[315]。また吐谷渾人が、他所に派遣されていたことは P.t.1185 文書によっても確認できる［**第二章**

---

[311] 赤木 2016 ほか。

[312] ［史料］IOL Tib J 1368, l. 13.

［録文］(12) de’i dbya[r] / yuM btsan mo khri bangs kyI zham ri [ (13) stong sde so sor bkal nas // pho brang rma chab kyi glang ma lung du b [-] [

［和訳］(12) この夏、御母王女チワンのお供……(13) 千戸それぞれに課税して（?）、宮廷を黄河のランマルンに［建てた］……。

[313] Uray and Uebach 1994, 岩尾 2000, p. 17.

[314] ［史料］M.Tāgh.c.i.0053v (IOL Tib N 1997), 録文は TLTD2, p. 216 を参照。すでに木簡の写真が IDP のサイトに掲載されているが、現在かすれて非常に読みにくくなっている。

［録文］(1) ’a zhar gy[i] dmag la ri zugi brgyags ’bag (2) gu yang yang med tho

［和訳］(1) 吐谷渾の軍に山ごもりの食糧が適切な量（？） (2) もない。

ri zug の意味が山ごもりであることは、Takeuchi 2003, pp. 51-52 参照。’bag gu を Thomas 氏は”a moderate amount”と訳す。

[315] ［史料］M.Tāgh.a.vi.0047 (IOL Tib N 1797). 録文は TLTD2, p. 343 を参照。すでに木簡の写真が IDP のサイトに掲載されている。

［録文］(1) ] m zhes / / stsang ’dren ’a zha [

［和訳］(1) ……と、穀物輸送者の吐谷渾人……

［史料］M.Tāgh.b.i.0097 (Or. 15000/185). 録文は TLTD2, p. 208 と Takeuchi 1998, p. 82 を参照。すでに紙文書の写真が IDP のサイトに掲載されている。

［録文］(1) $ /:/ [rta?]’i lo’i / dbyar sla ’bring po’i ngo la / / shing shan gyi mkhar pa dang / [ (2) res gyi ’tshal ma / / stsang nas khal / brgya bzhi bcu’ stsal / / shing shan [ (3) mngan / dbrad chas slebs / la /stsang ’dren / ’a zha g.yu brtsan gyis / / ’phul [

［和訳］ (1) ウマの年の仲夏月某日に、神山（shing shan）の城人（mkhar pa）と…… (2) ある時（? res）の朝食［は以下の通り］: 穀物倉より 140 馱を賜る。神山……(3) 財務官（mngan）［である］レー・ツェレプに穀物輸送人［である］吐谷渾人（’A zha）ユツェンが与える（?）……。

ただし、M.Tāgh.b.i.0097 の部分の’A zha は、姓として使われている可能性がある。

（3）参照］。

さらに、ここで吐谷渾の千戸に関する文書として、大英図書館敦煌チベット語文書 IOL Tib J 1253 を再度取り上げたい。この文書の基本的な情報と御甥吐谷渾王に関係する部分は、すでに第二章で取り上げて述べた。本節では、この文書の全体的な構造、登場人物たちの親族関係、文書中で言及されている事件の時系列を整理して紹介する[316]。

**①IOL Tib J 1253 文書の構造**

IOL Tib J 1253 文書は、吐谷渾人から構成されるタムシンチン（Tham zhin chin）千戸の千戸長の地位をめぐって、ある一族内で発生した訴訟を記録している。その中心となるのは、レーコン（Led kong）という人物の子孫であるティルプル・ケペル（Thir bul Khye dpal）とティルプル・ロンコン（Thir bul Blon kong）という 2 人であり、彼らは宮廷の勅令や御甥吐谷渾王の推薦を盾に自分の正しさを主張するかたわら、相手側の主張を引用してそれぞれに対して反論を行っている。こうした複雑な構造に加え、過去のいくつかの事件に記述が及んでいることが、内容の把握を困難にする要因になってきた。そのため最初に全体の内容を整理して、構造をつかむ必要がある。

まず第 29-30 行に「ティルプル・ロンコンが上申すること……の上申によれば」と記してあることから、第 29 行以降がロンコンの上申内容だと分かる。一方、第 1-29 行に上申者の名前は一度も出てこない。しかし、第 49-50 行に現れる「［すなわち］旧カルツァチンに属す者の千戸長は弟マコチャンが務めたことにより、死んでからは世襲のごとくケペルの兄［ル］シェルが現在、務めています」という記述は、第 21-22 行の「ロンコンの上申のひとつによれば、私の兄ルシェルが旧カルツァチンの千戸長を務めている、と上申している」との記述と一致する。また、ロンコンが自身の上申部分において、ケペルの主張を斥けようとしているように、第 1-29 行の上申者はロンコンの主張に言及して、その内容に対して反論している。これらのことから、第 1-29 行は山口氏がすでに述べたように[317]、ケペルの上申した内容とみて間違いない。それによって、IOL Tib J1253 の全体の構造は、以下のように示すことができる。

**・ケペルの上申部分（第 1-29 行）**

第 1-5 行　：断片部分
第 6-9 行　：宮廷（pho brang）からの勅令
第 9-10 行　：ケトゥク任命時（5~6 年前）の経緯
第 10 行　　：ケトゥクの死後、現在、行われているロンコンの上申
第 11-14 行：ロンコンの上申に対するケペルの反論
第 14-17 行：ケペルの父マコチャンの功績を述べる
第 17-21 行：吐谷渾王と吐谷渾［の担当］大臣の推挙及び上述の上申を論拠にして、ケペルが自分を千戸長に任命するよう要求
第 21-25 行：ロンコンの上申とそれに対するケペルの反論

[316] なお旧稿［旗手 2014b］から修正した部分について、すべて指摘するのはあまりに煩瑣である。そのため、指摘は特に変更の大きい部分のみにとどめる。
[317] 山口 1985, p. 509.

第 25-29 行：ケペルが論拠を列挙し、再度、自分を千戸長に任命するよう要求

**・ロンコンの上申部分（第 29-50 行）**

第 29-38 行：過去にロンコンの祖父オドルチュとその子ロトゥク，
ケトゥクに位階を与え、千戸長に任命した事実を列挙

第 38-39 行：吐谷渾王が 4 人を推挙した事実[318]

第 39-42 行：新カルツァチン千戸は兄（オドルチュ）の系統の
公務であるというロンコンの主張

第 42-43 行：ケペルの上申が正当でないことをロンコンが主張

第 44-50 行：ケペルの主張とそれに対するロンコンの反論

IOL Tib J 1253 は、文書の性質を決定する重要な情報（作成された年月日、発出主体と受信者、最終的な判決）が失われている。ただ全体を通して見ると、千戸長の地位を求めるケペルとロンコンの 2 人が、それぞれ自分を任命することが道理にかなっていると根拠を並べて主張しつつ、相手の主張に対して反論を加えている構造を見て取れる。このように関係者の主張（上申）と反論（mchid shags）、さらに場合により第三者の証言を集めて何らかの判決を下す形式の文書は、吐蕃期に作成されたチベット語文献にいくつか例を見出すことができる[319]。そのため類似の形式を持つ IOL Tib J 1253 文書も、ケペルとロンコンのいずれをタムシンチン千戸長に任命するかを決定し、その内容を通達するために作成された文書であったと推測される。

**②親族関係**

IOL Tib J 1253 にはレーコンを筆頭に彼の一族（ティルプル氏。［史料編］の語注の 29, 44 thir bul 参照）の構成員数名が言及されている。親族関係の復元は F. W. Thomas 氏、山口瑞鳳氏、陳践氏によって試みられているが、以下に掲げるように、復元された系図はいくつかの部分で差異が生じている。

一見して分かるように、3 氏の解釈はレーコンの子がオドルチュとマコチャンであり、ケトゥクがオドルチュの子である点で一致しているものの、ケペル，ルシェル，ロンコン

---

[318] 2014 年に発表した旧稿を改めて見返して、この部分は訂正の必要があると思われた。旗手 2014 では、「吐谷渾王が請願を上申したことによれば、レーコンの子孫について集めたが、ケペル……四人［が］能力のある者［である］と上申した（’a zha rjes zhu ba gsol pa las ni // led kon gi bu tsar bstuste // khye dpal [ myi bzhi rngo thog par gsol pa’ //）」と訳し、これをケトゥクが任命された時点のこととみなした。そして、それに基づいて、ケトゥクが任命された時（5~6 年前）も、訴訟が発生している「現在」においても、吐谷渾王の推薦が千戸長任命の過程に組み込まれていたと判断した［旗手 2014b, pp. 185-188］。

しかし、この第 38-39 行目は「現在」の可能性がある。というのも、ケペル自身はあたかも自分一人が推薦されたかのような書き方をしているが、実際には複数人数が推薦されていてもおかしくなく、それが第 38-39 行目であると考えられるからである。そうであれば、御甥吐谷渾王の推薦が確実に行われているのは、「現在」のみになる。つまり、御甥吐谷渾王の推薦が行なわれることがあったと主張はできるが、「必要な過程として組み込まれていた」とは言えなくなる。ここに謹んで訂正したい。

[319] たとえば沙州（敦煌）におけるチベット人官僚と漢人役人の序列と位階の争いの経緯と最終的に決定された序列を記した P.t.1089［Lalou 1955, 山口 1980a, Scherrer-Shaub 2007 等］や、漢人同士の土地争いと判決を記した P.t.1078bis［岩尾 2013b］など。

の血縁関係の捉え方には相違がある。そのため文書の内容から人間関係を再検討し、その上で筆者なりの系図の復元を試みたい。

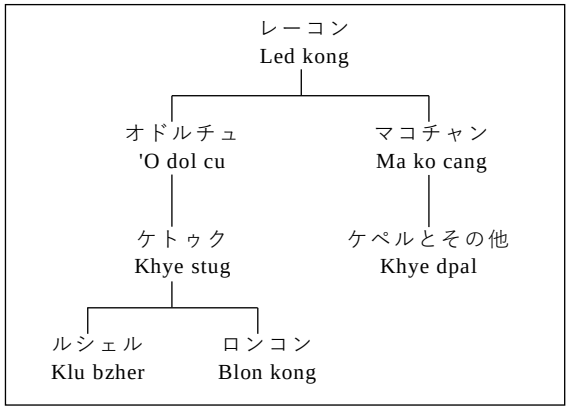


図 1　Thomas 氏の復元系図

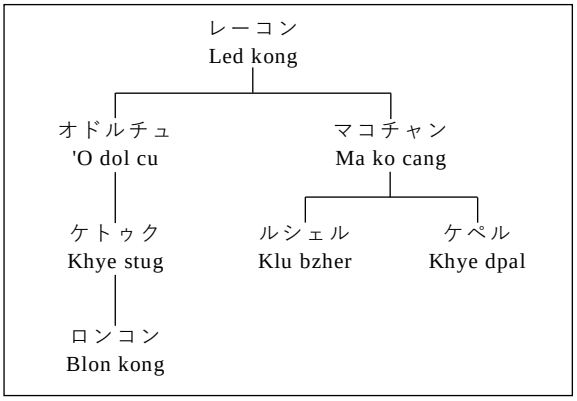


図 2　山口氏の復元系図

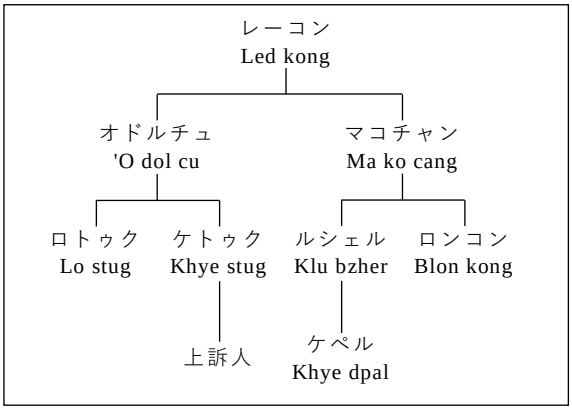


図 3　陳氏の復元系図

まず陳践氏は訴訟の中心人物であるケペルとロンコン以外に「上訴人」を想定している。しかし、本文書を通読する限りそのような人物は確認できない。また他の研究者もそのような人物がいると考えていない。ゆえに、まず陳氏の想定した上訴人を系図から除外する必要がある。 続いて F. W. Thomas 氏と陳践氏は、ルシェルとロンコンが兄弟であると考え、その根拠をロンコンの上申に現れる「私の兄ルシェル」（第 21 行）に置いている。しかし上で示したように、「ケペルの兄［ル］シェル」（第 50 行）とあるので、この「私」はロンコンではなくケペルとみなさなければならない。それによって、ルシェルとケペルが兄弟関係にあることが確定する。さらにケペルの上申部分である「私の父マコチャン」（第 15 行）が現れるので、ルシェルとケペルの兄弟はマコチャンの子であると分かる。これらをまとめると、ケペルとルシェルを兄弟とし、ともにマコチャンの子とした山口の復元が正しい。

一方、オドルチュ側の系譜について、ロンコンの上申部分である第 32 行に「私の祖父オドルチュと子であるロトゥクが新カルツァチン人の千戸長を務めた」とある。ロトゥクが

ケトゥクの書き間違いでなければ、オドルチュにはケトゥクの他に、ロトゥクという子がいたと分かる。さらにロンコンの上申部分に「私の父ケトゥク」（第 36 行）とあるので，ケトゥクとロンコンが親子となる。またロンコンがオドルチュを mye po（父方の祖父ないし、それより上の世代の父方の先祖を指す[320]）と呼んでいること、第 35-36 行においてケトゥクは「オ……子」と記されており、前後の文脈から「オ［ドルチュの］子」と復元できるので、オドルチュとケトゥクとロンコンの関係は、祖父と父と子の関係とみなせる。オドルチュの子にロトゥクとケトゥクを置いた陳践氏の復元は、この点で正しい。

さらにロンコンの上申部分である第 40 行に「オドルチュとマコチャン兄弟 2 人」、第 48-49 行に「私の祖父オドルチュと弟マコチャン兄弟 2 人」と記され、両者が兄弟であったと分かる。またレーコンについて、ケペルとロンコンがともに彼を mye po と呼んでいる（第 6-7, 12, 44, 47 行）。そのため両者から見て、レーコンは祖父ないしそれより上の世代に属していたと分かる。レーコンの息子について文書中で言及はないが、これまで復元されてきたようにオドルチュとマコチャンの兄弟と考えてよかろう。

以上をまとめれば、レーコン一族（ティルプル氏）の系図は、次のように復元できる。

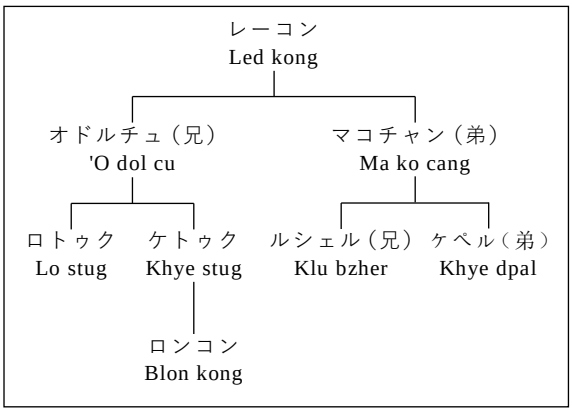


図 4　筆者の復元系図

**③文書中に記された出来事の時系列**

上記に挙げた文書全体の構造と人間関係を踏まえた上で IOL Tib J 1253 で言及された出来事を整理すれば、以下のような順番で発生したとみなせる。

（ⅰ）最初にレーコンに対して恩恵が下された。その恩恵は小金の位階を三世代にわたり授与すること、そして吐谷渾人を組織した新旧カルツァチン千戸の千戸長を一族全体に与えるという内容であった（第 47-48 行）。その結果、旧カルツァチン千戸長はマコチャンが務め、マコチャンの死後はルシェルが世襲した（第 49-50 行）。一方、新カルツァチン千戸長はオドルチュとその子のロトゥクが務めた（第 32 行）。

（ⅱ）しかしその後、新カルツァチンの叛乱という事件が発生する（第 14-15, 30-31 行）。叛乱が失敗し、関係した諸役人が逃亡した後、旧カルツァチン千戸長を務めたマコチャンが叛乱に関与した諸役人と処罰の対象にならない人間を選別して上申した結果、恩賞をもらった（第 14-16 行）。

（ⅲ）新たにタムシンチン千戸を設ける勅命（bka’ lung）が下ったが、そこには新カルツ

[320] Jäscheke 1881, pp. 418-419.

ァチン千戸に属した者が居住していた（第 8, 34 行）。そのためタムシンチン千戸は実質的に新カルツァチン千戸を引き継ぐものとして成立し、千戸の名称のみが変更された（第 40-41 行）ようである。もっともタムシンチン千戸長は改めて選び直され、レーコンの子孫の内より能力のある者から任命する旨、勅令が下った（第 8-9 行）。そしてケペルを含む何人かがご公務で呼ばれた際、デの大臣がケトゥクを任命した（第 9-10 行）。ケトゥクはタムシンチン千戸長就任後、5~6 年で死去する（第 10 行）。その後、現在のケペルとロンコンの争いに至るようである。

**④ケペルとロンコンの主張**

ケペルとロンコンは自分こそ千戸長に任命されるべきだと主張するために、いくつかの根拠を挙げている。それを列挙すると次のようになる。

**ケペルの主張：**

・タムシンチン千戸長はレーコンの子孫で能力ある者を任命すると勅令が下った（第 8-9, 26 行）

・ケペルは御甥吐谷渾王と吐谷渾［担当］大臣から推薦を受けた（第 18-19, 27 行）

・すでにケペルを千戸長に任命すると「お言葉（bka’）」をもらっている（第 19-20, 25 行）

・ロンコンは、レーコンの子孫はご公務を戸の任務として取り決めたと言っているが、それは［ロンコンの］思いつきに過ぎない（第 24-25 行）

**ロンコンの主張：**

・新カルツァチン千戸は、兄側（＝兄オドルチュの系統）のご公務である（第 40-41 行）

・それに（？）、ケペルは属さない（第 42 行）

ケペル側の主張とロンコン側の主張をつき合わせると、おそらく問題の焦点になるのは、係争中のタムシンチン千戸長の地位に対して、就任資格を持つ者は誰かということになる。すなわち、ケペルの主張するところでは、タムシンチン千戸長の地位はレーコンの子孫の内、能力ある者すべてに資格があり、当然、その中に自分も含まれると考えている。

一方、ロンコンは、タムシンチン千戸長にはオドルチュの子孫のみが任命され、マコチャン（オドルチュの弟）の子であるケペルにその資格はないという立場を取っている。

吐蕃において千戸長の役職が世襲可能なものであったことは、ショル（Zhol）碑文の北面に示されている。そこではチ・ソンデツェンの大臣ゲンラム・タクダ・ルコン（Ngan lam Stag sgra Klu khong）によって捧げられた忠誠に対する恩賞として、ゲンラム・タクダ・ルコンの祖父であるセレプ（Gsas slebs）の子孫に対して、「親衛ペンユル人の千戸長（sku srungs ’phan yul pa’i stong dpon）」が与えられると述べられている[321]。

---

[321] ［史料］Zhol 碑文北面，ll. 41-47. 録文は OTDO2, p. 9. OTDO の編者によると、41 行目から 42 行目は現在、確認ができなくなっているようである。和訳にあたって、Richardson 1985, pp. 21, 23 および Li and Coblin 2006, p. 119 の英訳を参照した。

［録文］ (41) /// sku srungs ’phan yul pa’I (42) stong dpon du gzhan su yang myi gzhug par (43) blon stag sgra klu khong gI myes po gsas slebs / (44) gyi bu tsha rgyud peld las gang rngo thog pa’ / (45) dmangs ’drang ba gcig / sku srungs ’pan (46) yul pa’I stong dpon g.yung drung du stsald (47) par gnang ngo / / /

［和訳］ (41) 親衛ペンユル人の (42) 千戸長について、他者を据えることなく、(43) 論タクダ・ルコンの祖父セレプ (44) の男系子孫より、いずれかの有能な者で、(45)

それと比較すれば、忠誠の恩賞として千戸長の役職が子孫に許される構図は、レーコン一族にも共通している。そして同時に、IOL Tib J 1253 文書は、恩賞が同族内の争いを引き起こし、時に訴訟に発展するケースがあったことを示している。

## 5. 仏教と吐谷渾

仏教と吐谷渾の関係を示すものとして、真っ先に思い出されるのは**第二章**で言及した 3 件の崇仏勅令であろう。その中で御甥吐谷渾王は崇仏の誓いを行った者として現れている。

一方、中央アジア出土文献において、仏教と吐谷渾の関係を示す証拠は意外に少ない。たとえば、著名な僧侶洪辯に宛てられた書簡であるフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1201 に吐谷渾（'A zha）への言及があるが、仏教との関係はよく分からない[322]。また吐蕃支配下の敦煌では大規模な写経事業が行われ、大量の写経生が動員された。その大半は漢人であるが、それ以外の出自の者も確認されている。しかし、先行研究で紹介された史料の内、黄文煥，西岡祖秀，上山大峻，馬徳諸氏らが挙げる写経生の姓名を確認したが、吐谷渾系とみなせる姓の人物[323]を見つけることができなかった[324]。

吐蕃の中央政権が推進していた仏教事業に吐谷渾人も関わっていた史料として、ここで北京国家図書館蔵敦煌チベット語文書 BD09637 を紹介したい。『敦煌遺書』第 106 巻に載せられた書誌情報によれば、この文書は横 30.7cm×縦 39.6cm で 2 枚の紙から成り、第 1 紙は縦が 25.0cm、第 2 紙は縦が 14.6cm である。さらに背面の第 1 紙と第 2 紙の紙逢部分に、2 つの朱印が押してある。文書全体で 22 行のチベット文が記してあり（第 1 紙は 12 行、

---

人々を率いてきた者が、親衛ペン (46) ユル人の千戸長をとこしえに賜るよう許す。

322 ［史料］P.t.1201, ll. 1-5. IDP のカラー写真から筆者が録文を作成した。武内 1986 を参照し、挨拶部分（第 1-3 行）を訳した。

［録文］(1) $ / / mkhan po hong ben gyi zha sngar / ### / kim kong gi mchid gsol ba' / / bka' (2) spring bas g.yar du mjal te / / mchid gyis rmas na / / mkhan po'i zha snga nas / / snyun rnying ma 'bred (3) thugs bde zhes g.yar du tho ste / glo ba dga' zhing mchis / / thugs pags mdzad de / / bdag bkas rmaspa (4) gthang rag 'tshal / / bdag kyang bro 'tshal pa ni ma mchis / / (5) $ / / lha ris la 'a zha snyam 'phyan rma ba'i slad nas / / bka' stsal pas kyang g.yar du mjal te / /

［和訳］(1) 教授洪辯の御前に。金剛の書を奏す。［あなたが］お言葉を (2) 送ることにより、御前（g.yar）より親しくお目見えし、書により尋ねるなら、教授の御前におかれては、古い病気におびやかされることなく、(3) 御心が安らかであると御前より親しく聞いて、喜んでおります。ご恩寵を賜り、私に［lit.は］［あなたが］お言葉によりお尋ねになったことを (4) 感謝いたします。私もまた、病気はありません。(5) 出家人について、吐谷渾［の］心変わり（？ snyam 'phyan）をたずねた後、お言葉を賜ることで、また御前より親しくお目見えしたが［後略］

323 たとえば本章（**1**）⑦で取り上げた某土地部落の中に現れるチタンやトゴン等の姓。

324 黄 1982, 西岡 1984, 上山 1990, 馬 2011. 黄 1982, p. 102 は、Do 姓を「土」姓、さらに So hwa hwa を「素和合」として吐谷渾人と考えている。しかし武内氏により比定されるように、Do 姓は「杜」姓が正しい。さらに So hwa hwa について、これは So が姓で「蘇」姓に比定されている［Takeuchi 1995, p. 130］。

もっとも敦煌に近いセトン（Se tong, 蘇干湖盆地）に存在したと考えられるセトン部落の人間は写経生の中に確認できる。しかし、この部落はトンキャブ（Mthong kyab）人の部落である。

第 2 紙は 10 行）、第 13 行から第 16 行には、上下逆になった鏡文字が確認できる[325]。

この文書は、一種の記録簿と考えられ、タツ年とヘビ年に行われた布施（sku yon）の内容を記している。実施された布施として、「継続的な布施（sku yon nar ma, 第 2 行等）」と「お上が贈り物として行った布施（bla skyes su mdzad pa’I yon, 第 9 行等）」の 2 種類が記録してある[326]。BD09637 文書は、吐蕃の仏教政策を考える上で、詳しく検討を加える必要があるだろうが、ここでは吐谷渾に関係する部分だけを引用したい。

［史料］BD09637, ll. 1-8. IDP の写真から、録文を新たに作成した。

［原文］(1) (vermilion ink <) $ / : / ’brug gi lo snga m[-] u [---] rtsa g[-]u [---] (2) [-] sku [y]on nar ma dang bla skyes su mdzad pa’I ~~[---]~~ yon sra[ng] [g]r[ang su] (3) [-]s ’phul ba / lo grangs gyis brtsis the gny[er][kh]um ba / / (>vermilion ink) ### (blank space) ### (4) (vermilion ink<) $ /:/ ’brug gi lo la sku yon cha nar ma che thang [t]u mdzad pa’i yon srang grang su ’phul b[a] las kha bstan (5) [-]yon sug par thob pa gnyis rtsisu sbyar pa / / (>vermilion ink) sku yon che thang gi yon tu phul ba srang nyi shu dang (6) [zho] gchig / / yon gyi kha bstan / dge ’dun gyi chad ka las gnag grus bzhi / bla’i stsang las khal bcu bdun / ’a zha’i (7) [ch]ad ka las rta gsum mnos the ’di’i tshe na yon gyi ri thang gtan la ma phab par phul bas / bla’i ri thang [-] / rtsis na (8) [sr]ang nyi shu dang zho gcig gnyer khums / /

［和訳］(1)（赤インク＜）タツ年、御前……と…… (2) 継続的な布施（sku yon nar ma）と、お上が贈り物としてなされた布施［の数量について］…… (3) により与えるものを、年数により計算した後、［遂行した］。（＞赤インク）（3~4 行分の空欄）(4)（赤インク＜）タツ年に継続的な布施が大命令（che thang）においてなされた。そのサンの数で与える布施から、受領分（kha btsan）[327]［と］(5) 手に入れた布施両方を合計したもの。（＞赤インク）布施で、大命令（che thang）の布施として与えたものは、20 サンと (6) 1 ショ[328]［である］。布施の受領分は、<u>僧団（dge ’dun）の罰科</u>[329]（chad ka）から 4 頭の 2~3 歳の黒牛（ヤク？ gnag）[330]、<u>お上の穀物［倉］から 17 駄（khal）</u>［の穀物］、<u>吐谷渾の (7) 罰科（chad ka）から馬 3 頭を受け取ったあと、この時において布施の山川（ri thang）を永久に定めることなく与える</u>ことにより、お上の山川…計算して、(8) 20 サンと 1 ショを遂行した。

---

[325] 鏡を使って転写し、解読してみたが、その内容は本文書にはどうも関係がないようで、むしろ国家図書館蔵敦煌チベット語文書 BD09638 か BD09641 と関係するように思われる。

[326] sku yon nar ma と bla skyes su mdzad pa を並べた表現は、岩尾氏が訳注して分析した穀物倉会計文書（S. 10647＋P.t.1111）の第 6, 18 行にも現れる［岩尾 2011, pp. 42-43］。

[327] kha bstan pa が「受け取る、受領する」を意味する［Takeuchi 1995, p. 261］のに基づく。

[328] zho. 計量単位である。

[329] chad ka について、Bogoslovskij 氏は「明確な決まりがなく、不定期に徴収される税金」と考える［Bogoslovskij 1972, pp. 88-89］。Dotson 氏はこの考えを受け継ぎ、「臨時の税金（the extraordinary taxes）」と訳す［Dotson and Hazod 2009, p. 121］。さらに岩尾氏は、Bogoslovskij 氏と Thomas 氏の考えに基づき、「罰科」ないし「懲罰的徴収」と訳す［岩尾 2010, p. 42, 岩尾 2011, p. 61］。ここでは岩尾氏の訳に従い、「罰科」と訳す。

[330] gnag については、ヤクか黒牛の可能性がある。gnag が黒牛を指したことは、Takeuchi 1995, p. 152 参照。

第 6 行から第 7 行に吐谷渾が布施の名目で、馬 3 頭を供出していることが見て取れる。BD09637 では吐谷渾に加え、僧団（dge ’dun）、お上の穀物倉（bla’i stsang）、さらに沙州の穀物倉（sha cu stsang, 第 21 行）が現れる。その布施は毎年、決められた定額が存在し、それを満たすために物品や家畜を半ば強制的に徴発していたような印象を受ける[331]。その対象に吐谷渾も含まれていたことを、この文書によって確認できる。

**小結**

以上、論じてきた内容をまとめたい。中央アジア出土文献に、確認できるだけで十数の吐谷渾の部落の存在を確認できた。それら部落の構成員は、敦煌漢人との間で牛の売買や人身売買／交換等の形で交流を持っていた。さらに先行研究で示されたように、敦煌漢人が羊群を吐谷渾人に依託して、放牧を代行させることも行われた。しかしそのような交流がある一方で、時に両者の間ではトラブルも発生していたようであり、そのような争いは吐蕃の支配が終焉してかなり時間が経った後にも発生している。それらの交流や争いは、漢人と吐谷渾人が空間的に近いところにいたからこそ起こり得たと考えられる。

一方、生業の方に目を向ければ、牧畜業以外に農耕に従事する吐谷渾人が存在した。軍事に関与していたケースでは、コータンなどに派遣され、山ごもりや穀物輸送に従事していた。また恩賞として与えられた千戸長の地位が、それを与えられた一族内で争奪の対象になることもあった。仏教と吐谷渾人の関係を示す史料は限られているが、それでも BD09637 文書によって、吐谷渾から布施として馬が徴発されていたことを見て取れる。

ただし、たとえ居住地が接近し、あるいは入り混じっていたとしても、行政上の単位はあくまで別々であったと考えられる。すでに明らかにされているように、吐蕃統治下の敦煌では、唐統治下で敷かれていた州県郷里制が廃された後、住民は民戸・軍戸に区分され、後者を以て千戸部落が設置された。そして、沙州はそのまま万戸という行政単位によって吐蕃側に把握された[332]。沙州統治に関わる官僚・役人の序列を記載したフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1089 の中には、「漢人万戸長（rgya’i khri dpon, l. 47）」「漢人万戸目付（rgya’i khri spyan, l. 48）」「万戸長の書記（khri dpon gyi yi ge pa, l. 50）」などが現れている。P.t.1089 では沙州万戸に関係する役職がかなり細かく記されている[333]が、ここには吐谷渾、さらに通頰に関係する役職はひとつも挙がっていない。またフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1083 に、子女の婚姻を万戸内で行うことが提言されており、そこでは沙州の万戸と別に通頰万戸があったことが示唆されている［岩尾 2004, p. 6］。言

---

[331] すでに岩尾一史氏によって敦煌の仏教教団の維持に公金が投入されていたことが指摘されている［岩尾 2014, pp. 722-725 等］。おそらく、その文脈でこの文書も解釈する必要があるだろう。BD09637 文書の面白い点は、本来布施によって潤う側にいるかと思われる僧団（dge ’dun）が、なぜか徴発される側に入っている点であろう。今後、S. 10647＋P.t.1111 文書やほかの文書と併せて検討が必要であろう。

[332] 詳細は岩尾 2003, 2004 を参照。なお敦煌の住民は当初、全員民戸として登録され、その後そこから軍戸が選抜された。

[333] P.t.1089 では官僚・役人の序列が、まさに焦点となっている。そこでは、沙州の節児が発布した一覧（ll. 47-50）、それ以前のネズミ年に布告された一覧（ll. 53-67）、そして最終的に決定された一覧（ll. 80-83）の三種類が挙げられている。

い換えれば、様々な形で漢人と交流があったとしても、吐谷渾の所属する行政単位は漢人とは別にあり、各々、明確に区別されていたと考えるべきである。

## 附章　オルドス地域の羈縻州首領一族——開元年間から安史の乱までを中心に——

### はじめに

唐の関内道、とりわけその北部を占めるオルドス地域は、「リザーヴァー」「農業＝遊牧境域線」「農牧接譲地帯」と呼ばれる地域の一角を占めている[334]。石見清裕氏はラティモア氏の提唱した「リザーヴァー」を再評価した際、「中国の王朝側がその北辺に北方民族を受け入れて防衛地帯を形成すると、その経営が安定している間は中国に多大の利益をもたらすが、やがて種々の軋轢が生じてきてそれを統制できなくなると、同地帯は逆に中国に深刻なる不利益をもたらしかねない」とその特徴を明確に述べている[335]。

周知のように唐は帰附してきた外来諸集団を往々にして内地に移置し、羈縻都督府・州（以下、本稿での呼称は羈縻州で統一する）を設けて統治を及ぼしたが、関内道にも突厥、鉄勒、ソグド、党項、吐谷渾、吐蕃などの羈縻州が存在した。そして彼らを統御できるか否かこそ、当該地域の安寧を左右する鍵となっていた。

先行研究ですでに指摘されているように、オルドス地域の羈縻州統治は六胡州の乱（721~722）によって大きな転機を迎える。すなわち唐朝廷は乱を契機に、ここに朔方節度使を設置（721）し、さらに異民族統治の職権を保証する使職（押蕃使）を節度使及び州刺史に兼任させて羈縻州管理を強化していった[336]。その後、安史の乱が発生するまでの 30 余年、鉄勒系の阿布思集団の北帰（752）[337]を除いて朔方節度使の下で大きな反乱は記録されておらず、このことは唐による当地の羈縻州統治が比較的安定していたことを示す。しかし安史の乱（755~763）終結後、オルドス地域を含む関内道の状況は、徐々に不安定化していく。西村陽子氏が指摘したように、8 世紀後半から 9 世紀初頭にかけて関内道に居住していた鉄勒、党項、ソグド系の遊牧民の間に代北や河東地域へ大規模に東遷する動きが見られるが、その契機は吐蕃の侵入の激化だと推測されている[338]。さらに同時期に、関内道における党項の跋扈が唐朝廷を悩ます問題として浮上し、それは少なくとも 9 世紀中葉まで続いた[339]。

そのような歴史的展開を踏まえると、オルドス地域において、六胡州の乱以降、比較的長い安定の時代がいかなる形で維持されていたかは、唐の羈縻支配を考える上で非常に興味深い問題である。しかし、その鍵を握ると考えられる羈縻州側の人間たちが羈縻州や、朔方節度使、さらに朝廷（中央）とどのように関わっていたかは、いまだ十分に明らかにされていない。そこで筆者は本稿において、羈縻州を率いる首領[340]とその一族（以下、羈縻州首領一族と呼ぶ）に注目し、この問題を考察したい。具体的にはオルドス地域の羈縻州の内、3 つの羈縻州首領一族——本稿で言うところの吐谷渾慕容氏、党項拓拔氏、吐蕃

---

[334] 石見 1999, 妹尾 2001, p. 30-32, 森安 2007a, pp. 59-62 参照。
[335] 石見 1999, p. 297.
[336] 李 2000, pp. 119-120, 村井 2003, pp. 45-48.
[337] この事件については、山下 2011, p. 9 参照。
[338] 西村 2016, pp. 41-43.
[339] 岡崎 1972, pp. 34-77, 周 2004a, pp. 74-89.
[340] 本稿で「首領」は「指導者、統率者、長」の意味で用いる。漢籍史料に現れる「首領」の用法とその変遷については、古畑 2007 に詳しい。

論氏を取り上げて、その構成員たちの就官状況と、安史の乱における活動を分析する。

この 3 つの首領一族を取り上げる理由は、第一にこれらの一族が比較的史料にめぐまれており、同じ時代を生きた複数の構成員について、就官状況や活動をある程度、把握することが可能だからである。史料的限界が原因で、ほかの羈縻州の首領一族について、同じことを行うのは現時点では難しい。さらに近年、日本の唐代羈縻州研究において、ソグド系・トルコ系集団の分析が活発に行われている一方、青海地域やチベットに源流を持つ集団については研究がまだまだ手薄であると感じられることも理由のひとつである。周知のように、中国の経済発展によって、近 30 年間に墓誌史料が大量に出現し、それらを主たる史料として研究するひとつの潮流を作った。一方で、そのような墓誌を利用した羈縻州研究に限っても、一個人がすべてを網羅するのは、もはや不可能となっている。それでも、いずれかの時点で概括を行い、新しい展望を示すためには、個別研究の積み重ねが必要不可欠である。本稿はそのような個別研究のひとつとして位置づけられる。

## 1. 吐谷渾慕容氏

### （1）羈縻州設置の経緯

第 1 章で詳しく述べたように当時、青海地域を統治していた吐谷渾はガル・トンツェン率いる吐蕃軍の征服を被り、その結果、西暦 663 年に吐谷渾の可汗であった慕容諾曷鉢が妻の弘化公主とともに麾下の数千帳を率いて、唐に亡命するに至る。そして唐に逃れた後の咸亨三年（672）、羈縻州として霊州の鳴沙県（現在の寧夏回族自治区中衛市鳴沙）に安楽州が設置され、刺史に諾曷鉢が任命された[341]。さらに開元年間に、現在の寧夏回族自治区韋州県に、吐谷渾の羈縻州として新たに長楽州が増設される[342]。この安楽州・長楽州を本拠として系譜をつないだ慕容諾曷鉢及びその子孫を本稿では吐谷渾慕容氏と呼ぶことにする。

### （2）開元～天宝年間の就官状況

吐谷渾慕容氏は墓誌史料にめぐまれた一族であり、現在までに 14 方の墓誌が確認されている[343]。主にそれら墓誌を利用して作成したのが［**系図 1**］である。本稿で分析する構成員は①曦光、②明、③威、④承福、⑤曦皓、⑥相、⑦兆の七人である[344]。

---

[341] 周 2006（初出 1985）, pp. 104-106, 157-158, 夏 1981（夏 1948）, pp. 196-197.

[342] 周 1987 を参照。

[343] 吐谷渾慕容氏の墓誌を紹介し、さらにそれらを用いた研究としては以下のものがある。夏 1981（初出：1948）, 党 1965,寧 1981, 周 1983, 鐘 1983, 周 1985, 靳 1998, 周 2002, 杜 2002, 村井 2003, 孫 2010, 李 2012, 陳 2014, 李 2018。

[344] 本稿で墓誌に言及する時、便宜的に「（墓主の姓名ないし氏）墓誌」と表記する。吐谷渾慕容氏の墓誌の録文と拓本は以下の通り。①曦光の墓誌録文は夏 1981, pp. 178-180, 拓本は『唐代墓誌』p. 64。②明の墓誌録文は夏 1981, pp. 207-208, 拓本は『蘭州碑林蔵甘粛古代碑刻拓片菁華』（以下『蘭州碑林』）p. 26。③威の墓誌録文は夏 1981, pp. 210-212, 1981, pp. 210-212。武氏墓誌の録文は『唐代墓誌彙編』p. 1458, 拓本は『蘭州碑林』p. 22。⑤曦皓の墓誌録文は『唐代墓誌彙編続集』p. 697, 拓本は『隋唐五代墓誌滙編』陝西巻第 4 冊, p. 37。慕容儀墓誌の録文は周 2002, pp. 84-86。慕容環（⑥相の息子）墓誌の録文は陳 2014,

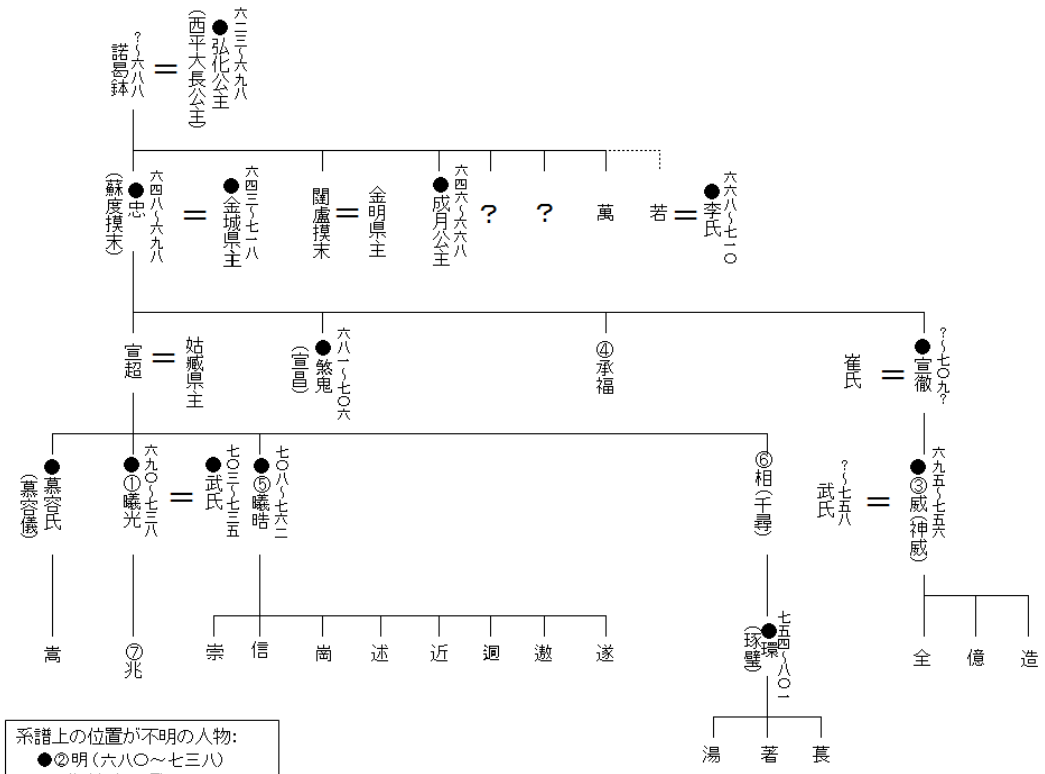


**系図1　吐谷渾慕容氏系図**

※数字は生没年、●は墓誌が発見された人物、＝は婚姻関係を示す。
靳1998, 周2002, 孫2010, 陳2014, 李2018を元に筆者が作成。

まず、①曦光、②明、③威の 3 人が羈縻州管理に携わっていたことを確認できる。この内、慕容曦光（生没年：689~738）は両唐書に記された吐谷渾慕容氏の系譜に名前が見えないものの、諾曷鉢の曾孫に当たり、本人の墓誌で「嫡孫」「嫡子」と表現されている[345]ことから、父宣超の死後、その跡を継いで羈縻州を統べた人物とみなされている[346]。

曦光は開元二十六年（738）に死去するが、彼の死後、誰が首領の地位を継襲したかについて、先に触れたい。すでに述べたように、両唐書は継承者の内に曦光の名を伝えず、宣超のあとを⑤曦皓が継ぎ、その死後には兆が継いだと記している[347]。そこから村井恭子氏は曦光の死後、弟の曦皓が長安から戻り、直接、首領の地位を継いだと推測した[348]。しかし後述するように、部落を統べる権限を保証する「押蕃渾使」の使職を曦皓が唐から与えられたのは安史の乱が勃発した後である。それ以前において、羈縻州管理に携わる使職を与えられた様子は、曦皓の墓誌からはうかがえない。一方、⑦兆は、曦光の妻である武

拓本は『長安新出墓誌』p. 238。構成員の就官状況については李 2012, pp. 142-146 も参照。

345 ［史料］慕容曦光墓誌，第 4-5 行。
［原文］年甫三歲以本蕃嫡孫号観樂王。年十歲以本蕃嫡子号燕王。
［訓読］年甫（わず）か三歲、本蕃嫡孫を以て観樂王と号す。年十歲、本蕃嫡子を以て燕王と号す。
［和訳］年齢がわずか三歲の時、本蕃の嫡孫であることによって観楽王と号した。年齢が十歲の時、本蕃の嫡子であることによって燕王と号した。

346 村井 2003, p. 37，孫 2010, p. 86.

347 『旧唐書』巻 148, p. 5301，『新唐書』巻 221 上, p. 6228.

348 村井 2003, pp. 37-38.

氏の墓誌において「嗣子」として言及され、さらに武氏が埋葬された開元二十四年（736）、すでに右金吾衛沁州安楽府果毅都尉の職にあり、公人として務めを果たせる年齢に達していた[349]。慕容兆の継襲が両唐書に明記されている点も踏まえれば、曦光の死後、慕容兆が父から直接、首領の地位を継承したと考えられる。両唐書が、兆の前代の人物として叔父の曦皓を置いたのは、編纂時に名前の酷似する曦光・曦皓兄弟を編纂者が同一人物と誤認し、混同した結果かと思われる。

さて年代は不明であるものの、曦光（生没年：689~738）は知部落使の使職を授けられ、さらに開元十八年（730）には、朔方節度副使に任命された[350]。つまり慕容曦光はある時から、羈縻州を統轄すると同時に、朔方節度衙の要職についていたことになる。また曦光より 9 歳年長の慕容明（生没年：680~738）は、景雲二年（711）に押渾副使の使職を与えられている[351]。そのため首領である曦光が「知部落使」を帯びて羈縻州を統轄していた時、「副使」の職名を帯びた慕容明は、それをサポートする立場にあったと考えられる。さらに曦光より年少の従弟、慕容威（生没年：695~756）も、長楽州游奕副使に任ぜられている[352]。このように曦光、明、威の 3 名は各々の帯びた使職から、羈縻州の管理に携わって

---

349 ［史料］武氏墓誌第 15-17 行。

［原文］即以廿四年景子歳十月三日己酉、遷窆于涼城南卅里神烏縣陽暉谷之西原。禮也。嗣子右金吾衛沁州安楽府果毅都尉兆、擗標棘心、哀哉荼思。

［訓読］即ち廿四年景子歳十月三日己酉を以て、遷して涼城の南卅里、神烏縣陽暉谷の西原に窆る。禮なり。嗣子右金吾衛沁州安楽府果毅都尉兆、棘心を擗標し、哀しみ荼思す。

［和訳］開元二十四年（736）景子年十月三日己酉に、涼州城の南三十里、神烏県陽暉谷の西原に移して埋葬した。礼儀にかなったやり方であった。嗣子である右金吾衛沁州安楽府果毅都尉の兆は悲しみの心から胸を打ち、悲しみ…（解釈不能）…した。

350 ［史料］慕容曦光墓誌，第 1-2, 13 行。

［原文］大唐故朔方軍節度副使兼知部落使・金紫光禄大夫・行光禄卿員外置同正員・五原郡開国公・燕王・上柱国慕容曦皓墓誌銘［中略］至開元十八年勅差充朔方節度副使。

［訓読］大唐故朔方軍節度副使兼知部落使・金紫光禄大夫・行光禄卿員外置同正員・五原郡開国公・燕王・上柱国慕容曦皓墓誌銘［中略］開元十八年、勅ありて朔方節度副使に差充せられり。

［和訳］大唐故朔方軍節度副使兼知部落使・金紫光禄大夫・行光禄卿員外置同正員・五原郡開国公・燕王・上柱国慕容曦皓の墓誌銘［中略］開元十八年（730）、勅令が下り、朔方節度副使に選ばれた。

351 ［史料］慕容明墓誌，第 8-9 行。

［原文］至景雲二年三月卅日，勅攝左屯衛將軍借紫金魚袋，仍充押渾副使。

［訓読］景雲二年三月卅日に至り、勅ありて左屯衛將軍借紫金魚袋を攝ね、仍ほ押渾副使に充つ。

［和訳］景雲二年（711）三月三十日に至り、勅令が下って左屯衛將軍借紫金魚袋を兼任し、さらに押渾副使に充てた。

352 ［史料］慕容威墓誌，第 12 行。

［原文］遷左領軍衛大將軍，仍充長樂州游奕副使。

［訓読］左領軍衛大將軍に遷り、仍ほ長樂州游奕副使に充つ。

［和訳］左領軍衛大将軍に昇進し、さらに長楽州游奕副使に充てた。

いたことを見て取れる。

一方で、④承福、⑤曦皓、⑥相は、朝廷（中央）で就官したことを確認できる。④承福は将作大匠に任じられており、甥に当たる曦光が死去した時には、彼のために詞を作って墓誌の末尾に添えている[353]。また⑥相（生没年：？～763 ないし 764）についても、

［史料］慕容環墓誌，第 10-11 行。
［原文］父相，字千尋，改就字。一子出身歴太僕少卿。
［訓読］父相、字は千尋、改めて字に就く。一子出身にて太僕少卿を歴す。
［和訳］父親である慕容相、字は千尋は、改めて字を使った。一子出身によって太僕少卿を歴した。

と息子である慕容環の墓誌に記されているように、「一子出身」によって太僕少卿（厩牧・車輿の政令を掌る太僕寺の官）[354]に就いた。「一子出身」の表現について、陳瑋はこれを資蔭によって任官資格を得たものと解釈している[355]。実際に「出身」とは、官に就く者が最初に品階を与えられることで、文官の場合、職事官を得るには吏部の銓衡を通らねばならず、その前段階として散官などの形で品階を身に帯びる必要があった[356]。筆者が調べた限りでは、「一子出身」の表現は粛宗期以降に集中して現れる[357]。また『旧唐書』に「成都・霊武扈従の功臣で三品以上は一子に官職を与え、五品以下には一子に出身を与え」るという表現がある[358]のを見れば、これが陳氏の解釈したように、資蔭によって任官資格を得て、その後に職事官を与えられたと解釈するのが妥当だろう。

さらに⑤曦皓（生没年：708~762）も、

［史料］慕容曦皓墓誌第 11~12 行。

---

[353] ［史料］慕容曦光墓誌第 18~19 行。
［原文］叔銀青光禄大夫・將作大匠・上柱國承福，傷猶子之盛時，述悲詞於誌後。
［訓読］叔の銀青光禄大夫・將作大匠・上柱國の承福、猶子の盛時を傷み、悲詞を誌の後に述ぶ。
［和訳］叔父の銀青光禄大夫・将作大匠・上柱国の承福は、甥の若さを悲しみ痛み、嘆きの詞を墓誌のあとに記した。

[354] 「太僕卿の職、邦國の厩牧、車輿の政令を掌り、乗黄・典厩・典牧・車府の四署及び諸監、牧の官屬を總べ、少卿は之が貳とす」［『唐六典』巻 17, p. 479］

[355] 陳 2014, p. 65.

[356] 池田 1970, pp. 296-298, 愛宕 1981, 毛 1984 など。

[357] 「各一子に出身を與ふ」（「冊尊号赦文」『全唐文』巻 49）「一子に出身を賜う」（「大中改元南郊赦文」『全唐文』巻 82）というような定型表現で頻出する。

[358] ［史料］『旧唐書』巻 10, p. 251.
［原文］成都・靈武扈従功臣三品已上與一子官，五品已下與一子出身，六品已下量與改轉。
［訓読］成都・靈武扈従の功臣の三品已上は一子に官を與へ、五品已下は一子に出身を與へ、六品已下は量りて改轉を與ふ。
［和訳］成都・霊武扈従の功臣で三品以上の者は一子に官職を与え、五品以下の者は一子に出身を与え、六品以下は調べて昇進させる。

［原文］少以強蔭補千牛備身，授尚舎直長。
［訓読］少くして強蔭を以て千牛備身に補せられ、尚舎直長を授けらる。
［和訳］若くして強力な蔭によって千牛備身に任命され、尚舎直長を与えられた。

と記すように、相と同じく資蔭によってまず千牛備身に就任し、それから尚舎直長の官に就いている。千牛備身は皇帝の侍衛官で、資蔭によって出仕する衛官コースの中でも、特に資格者の限られた花形ポストだったと指摘されている[359]。また続けて任じられた尚舎直長も、皇帝の身辺諸事を司る殿中省の下にある尚舎局（殿庭の張設、湯沐、灑掃を司る）の官である[360]。これらをまとめれば、慕容曦光が首領をつとめた時代、①曦光、②明、③威の 3 人が羈縻州の管理に携わる一方で、④承福、⑤曦皓、⑥相の 3 人は中央で就官していた状況を見て取れる。

では、安史の乱時の状況はどうであったか。陳瑋氏が指摘するように、『唐大詔令集』に収められた詔勅によって、曦光の子である⑦兆はこの頃、唐側で従軍していたことを確認できる[361]。この詔勅は上元元年（760）九月に発布されており[362]、慕容兆は総大将郭子儀のもとで総勢七万から成る軍勢の内、馬軍五千、歩軍五千から成る蕃漢部落一万人を、新たに投降した首領の奴頼とともに率いることになっていた。出兵は結局取りやめとなった[363]が、朝廷が慕容兆を一軍の将に足る首領として評価していたことがうかがえる。

---

359 愛宕 1981, p. 77.

360 「尚舎局。奉御二人、從五品上。直長六人、正七品下［中略］尚舎奉御は殿庭の張設を掌り、其の湯沐を供し、其の灑掃を潔くす。直長は之が貳とす」[『唐六典』巻 11, p. 328-329]

361 ［史料］「郭子儀都統諸道兵馬収復范陽制」[『唐大詔令集』巻 59, p. 317]

［原文］宜令子儀都統諸道兵馬使，管崇嗣充副使。取邠州・朔方路過往収大同・横野・清夷，便収范陽及河北。［中略］朔方留後蕃漢官健八千人，馬軍八百歩軍七千二百人，以兼御史中丞任敷・渾釋之同充使。蕃漢部落一萬人、馬軍五千歩軍五千人、以御史中丞慕容兆、與新投降首領奴頼、同統押充使。

［訓読］宜しく子儀をして諸道の兵馬使を都統せしめ、管崇嗣もて副使に充つべし。邠州・朔方路を取りて過ぎ往きて大同・横野・清夷を収め、便ち范陽及び河北を収めん。［中略］朔方留後の蕃漢官健八千人、馬軍八百、歩軍七千二百人は、兼御史中丞の任敷・渾釋之を以て同に使に充つ。蕃漢部落の一萬人、馬軍五千・歩軍五千は、御史中丞の慕容兆と新たに投降せし首領の奴頼とを以て、同に統押せしめ使に充つ。

［和訳］郭子儀に諸道の兵馬使を統率させ、管崇嗣を副使に充てるのが妥当である。邠州・朔方路を取り、大同軍・横野軍・清夷軍を回復したなら、すぐに范陽と河北を回復できよう。［中略］朔方留後［使の下］の蕃漢の官健 8000 人、馬軍 800 人、歩軍 7200 人は、御史中丞を兼ねる任敷・渾釋之を一緒に使に充てる。蕃漢部落の 10000 人、馬軍 5000 人と歩軍 5000 人は、御史中丞の慕容兆と新たに投降してきた首領の奴頼とに、一緒に統御させ、使に充てる。

362 『資治通鑑』に省略された内容が記載されている（次の注 28 参照）。

363 ［史料］『資治通鑑』巻 221, p. 7096.

［原文］戊申、制「子儀統諸道兵自朔方直取范陽，還定河北，發射生英武等禁軍及朔方、鄜坊、邠寧、涇原諸道蕃漢兵共七萬人，皆受子儀節度」。制下旬日，復爲魚朝恩所沮，事竟不行。

さらに安史の乱においては、慕容兆だけでなく、朝廷に出仕していた慕容相と慕容曦皓も本拠地に戻って従軍したことを確認できる。まず慕容相について言えば、太僕少卿をつとめた記述に続けて、

［史料］慕容環墓誌第 11~13 行
［原文］属胡逆乱邦。公素□□有略、乃脱朝服殞本部東討旋旆。［中略］廣德年遇疾終原州。
［訓読］属（たまたま）、胡逆き邦を乱す。公は素より……略有れば、乃ち朝服を脱ぎ本の部に殞（し）なんとし東のかた討ち旆を旋す。［中略］廣德年（763~764）、疾に遇ひ原州に終わる。
［和訳］ちょうど、「胡」が反逆して国を乱した。公は日頃から……はかりごとがあったので、そこで朝廷に出仕する時の服を脱ぎ捨て、羈縻州で死のうとし、東部に戦い、戦旗を翻した。［中略］広德年間、病気にかかって原州に死んだ。

と記している。ここに現れる「胡逆き邦を乱す」は安史の乱を指すと見て相違ない。慕容相は朝廷を去って「本の部（羈縻州）」に戻った後、広德年間に原州で死去したが、安楽州と長楽州が当時、原州に属した[364]ことを考慮すれば、羈縻州で死んだと考えて差支えないだろう。一方、曦皓についても、彼が尚舎直長に就任した記述に続けて、

［史料］慕容曦皓墓誌第 12-14 行
［原文］於時西戎爲國□敵，勢傾山海，蕃邦病之。附落請公追繼前緒，制授押蕃渾使。
［訓読］時に西戎、國の……敵と爲り、勢いは山海を傾け、蕃邦、之を病む。附落、公に請ひて前緒を追繼せしむれば、制して押蕃渾使を授く。
［和訳］ここにおいて、「西戎」が唐の……敵となり、その勢いは山海を傾けるほどで、吐谷渾（蕃邦）はこの事態に苦しんだ。部落は公に求めて先祖の業を継承させたので、詔を下して押蕃渾使を授けた。

と記している。この「西戎」は、安史の乱の最中に大規模な侵攻を開始した吐蕃[365]を指す

---

［訓読］戊申、制するに「子儀は諸道の兵を統べて朔方より直ちに范陽を取り、還（ま）た河北を定めよ。射生英武等の禁軍及び朔方，鄜坊，邠寧，涇原の諸道の蕃漢の兵、共に七萬人を発するに皆、子儀の節度を受けよ」と。制下りて旬日、復た魚朝恩の沮む所と爲り、事竟に行わず。
［和訳］［上元元年（760）九月］戊申、勅令を下すに「郭子儀は諸道の兵を統べて、朔方（霊州）から直ちに范陽（北京）を奪取し、さらに河北を平定せよ。射生・英武等の禁軍と朔方・鄜坊・邠寧・涇原の諸道の蕃漢の兵、合わせて 7 万人を動員する際、皆、郭子儀の節度を受けよ」と。勅令が下り、10 日ほどで、また魚朝恩の邪魔する所となり、事はついに実施されなかった。

364 「安樂・長樂二州は原州に隷す」［『資治通鑑』巻 221, p. 7077 の胡三省注］。また周 1987, p.84 を参照。

365 至德元載（756）、吐蕃は南詔と連合して嶲州を陥落させたのを皮切りに、隴右方面で石堡城ほかの諸軍城を落とし、さらに 757 年に鄯州、758 年に河源軍、760 年に廓州、762 年に臨洮・秦州・成州・渭州を次々と攻め落とし、ついに 763 年に長安を占領するに至る［佐藤 1959, pp. 519-528］。

とみて相違ない。その結果、附落（部落すなわち羈縻州）は曦皓に求めて「前緒を追継」させ、朝廷はその要求に応じて曦皓に押蕃渾使を授けた。つまり曦皓が押蕃渾使を帯び、羈縻州を統御するようになったのは、安史の乱が発生した後であったと考えられる。

さらに墓誌の続きを見ると、曦皓は宝応元年（762）にモンゴリアから南下してきた「匈奴」の軍勢と太原で遭遇している。

［史料］慕容曦皓墓誌第 15, 19-21 行。
［原文］無何，匈奴遠離巣窟至於太原。公遂逞勝圖，□除此患，繇是北門寝扃，玉關静柝。累轉左武衛大將軍、大同軍使。［中略］以寶應元年九月十二日，遘疾終于任。春秋五十五。以大暦四年歳次己酉二月十日，自太原啓殯卜宅於長安縣高陽原。禮也。
［訓読］無何もなく、匈奴遠く巣窟を離れて太原に至らんとす。公遂みて勝圖するを逞しくし、此の患を…除せば、是に繇りて北門、扃じるを寝め、玉關、柝を静めり。累ねて左武衛大將軍・大同軍使に轉ず［中略］寶應元年九月十二日を以て、疾に遘ひ任にて終わる。春秋五十五なり。大暦四年歳次己酉二月十日を以て、太原より啓殯し、長安縣高陽原に卜宅す。禮なり。
［和訳］それから間もなく、「匈奴」が遠く本拠地を離れて太原に達しようとした。公は進んで思うままに、［すぐれた対策を］列挙して、描き出し……この厄災を取り除いたので、ここで北門は閉じるのをやめて開き、玉門関では警戒して拍子木を鳴らすこともなくなった。さらに左武衛大將軍・大同軍使に昇進した。［中略］寶應元年（762）九月十二日、病気にかかって勤務中に亡くなった。享年五十五であった。大暦四年（769）の己酉年二月十日、太原から出棺して長安県の高陽原に墓地をつくるべき土地を選んだ。礼儀にかなったものである。

「匈奴」は中国の北方にいる遊牧集団ないし彼らの築いた国家を指し、この時期であればウイグルが一番有力な候補である。そこで編纂史料に目を転じると、安史軍の総大将史朝義の使嗾により、寶應元年（762）八月、ウイグルの牟羽可汗が十万の軍を率いて南下し、太原まで達する事件が発生している。そこから、墓誌の記述はこのウイグル南下事件を指すと考えられる[366]。なお曦皓は同年九月に死去しているが、後に太原から改葬されている点から考えて、ウイグル軍に遭遇した直後に太原で死去したものと考えられる。

墓誌には、葬儀と墓誌作成に携わった彼の嗣子達の名として、崇、信、崗、述、近、迴、遨、遂の 8 人の名前が記されている[367]。漢字の部首から、彼らは山偏を持つ者（崇、崗）、人偏の者（信）、しんにょうを持つ者（述、近、迴、遨、遂）に分けることができるが、山を持つ者は曦皓の姉妹の慕容儀[368]の子（嵩）[369]に、ひとがしらや人偏、しんにょうを持つ

---

366 ウイグルの南下については『旧唐書』巻 195, pp. 5202-5203, 『新唐書』巻 217, pp. 6117-6118, 『旧唐書』巻 121, pp. 3479-3480 等参照。さらに森安 2002, pp. 133-134.

367 ［史料］慕容曦皓墓誌，第 21-22 行。
［原文］嗣子崇・信・崗・述・近・迴・遨・遂等，狎貫義方不損休緒。
［訓読］嗣子の崇，信，崗，述，近，迴，遨，遂等は、義方に狎貫し、休緒を損なわず。
［和訳］嗣子の崇，信，崗，述，近，迴，遨，遂たちは、守るべき規範と道理に慣れていて、適切なやり方を損なわなかった。

368 慕容儀は宣超の娘であるので［周 2002, p. 90］、曦皓の姉妹に当たる［**系図 1** 参照］。

369 ［史料］慕容儀墓誌，第 11-12 行。録文は李維貴 1995, p. 77 による。
［原文］嗣子朝儀郎守太僕卿□□□□□□栄国□□吾衛大將軍嵩等。
［訓読］嗣子朝儀郎・守太僕卿……栄国□□吾衛大將軍の嵩等。
［和訳］嗣子である朝儀郎・守太僕卿……栄国□□吾衛大將軍の嵩など。

者は従兄弟の威の息子（全、億、造）[370]に見出すことができる。そのため、曦皓の嗣子として記されている 8 人には、実際には姉妹や従兄弟の子が含まれていたと推測される。曦皓の晩年は、安史の乱と吐蕃の東侵に加え、至徳年間（756~758）には本拠の安楽州が吐蕃によって陥落させられる事態が発生している[371]。こうした危機的状況のもとで、慕容曦皓は頼ってきた親族たちを保護する必要に迫られたのではないだろうか。

以上から安史の乱時の吐谷渾慕容氏一族の動向は、次のようにまとめられる。まず慕容兆は 760 年当時、唐側で従軍しており、蕃漢部落の兵を率いる可能性があった。次に、朝廷に出仕していた慕容相も、安史の乱発生後に自身の羈縻州に戻って来て従軍し、羈縻州で死去したと考えられる。なお従兄弟で長楽州遊奕副使をつとめた慕容威が、同時期にやはり羈縻州で死去している[372]。そして慕容曦皓も元々は朝廷に出仕していたが、安史の乱発生後に押蕃渾使の使職を帯びていて、763 年には太原に出動している。このように、当時首領をつとめていたと考えられる慕容兆とその叔父両名が、そろって唐側で従軍していたことを確認できる。

## 2. 党項拓抜氏

### （1）羈縻州の沿革

隋から初唐にかけて、党項は大小の集団に分かれて生活しており、その居住地域は北で吐谷渾、西は黄河上流地域の河曲、東は松州で中原王朝と接していた。7 世紀を通じて唐による招諭、さらに台頭する吐蕃の圧迫を受け、少なからぬ集団が断続的に東遷し、唐は羈縻州を設けて彼らに統治を及ぼすに至る[373]。党項の羈縻州として、関内道では靈、夏、慶、銀等の州に 51 の羈縻州と 15 の羈縻都督府が設置された。その内、多い時で 25 州を統べた静辺州都督府が、関内道の党項羈縻州府の中では最大の羈縻都督府と考えられており[374]、その都督には拓抜を姓とする一族が就任していた。本稿では、この静辺州都督を世襲した一族を党項拓抜氏と呼ぶ（下の**系図 2** 参照）[375]。

---

370 ［史料］慕容威墓誌，第 22-23 行。
［原文］長子全襲左領軍衛大將軍，次子億拝信王友。季子造，種幼未仕。
［訓読］長子の全は左領軍衛大將軍を襲ぎ、次子の億は信王の友を拝す。季子の造は、種幼なれば未だ仕へず。
［和訳］長子の全は左領軍衛大將軍を継承し、次子の億は信王の友を拝命した。季子の造は、幼年であるのでまだ出仕していない。

371 威州。中。本、安樂州なり。［中略］至德の後、吐蕃に没す。大中三年、收復せられ、名を更めり［『新唐書』巻 37, p. 972］。

372 ［史料］慕容威墓誌，第 19 行。
［原文］以至德元年正月五日嬰疾，春秋六十有三，終于長樂州私館。
［訓読］至德元年正月五日を以て、嬰疾にて春秋六十有三にて、長樂州の私館に終わる。
［和訳］至德元年（756）正月五日、病気にかかり享年六十三で、長楽州の私館で死んだ。

373 岡崎 1972、pp. 9-10, 24-27, 周 2004a, p. 2, 22-46.

374 『新唐書』巻 43 下，pp. 1122-1124, 周 2004a, p. 43.

375 さらに 2018 年になって、慶州に存在した安定州の都督をつとめた拓抜駄布（675~728）の墓誌が公刊された［段・呂 2018］。

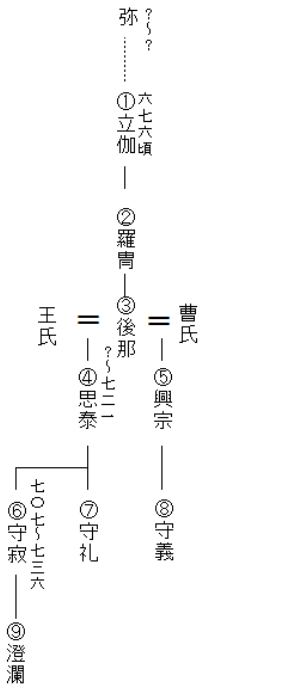


**系図2　党項拓抜氏系図**
※周二〇〇四、五三頁を元に作成
数字は生没年、＝は婚姻関係を示す

1995 年に陝西省榆林市横山県から出土した拓抜守寂（707~736）の墓誌は、党項の研究にとって、ことのほか重要である[376]。拓抜守寂は開元九年（721）に父である拓抜思泰の後を継いで静辺州都督に就任した人物であり、彼の墓誌の出現によって静辺州都督府の沿革と党項拓抜氏の系譜について、編纂史料に無い新たな情報が与えられることになったからだ。たとえば党項の集団が銀州に達した時期について、以前は安史の乱後と考えられてきた[377]が、守寂墓誌の出現によって守寂の高祖父である立伽の代に早くも唐に帰降し、彼の代に「圓陰の地」すなわち銀州管内を流れる無定河の南[378]に移住したことが判明した[379]。なお都督府の設置はそれより遅れたようで、守寂の祖父である後那の代に、初めて静辺州都督を授与されている[380]。

**（2）開元～天宝年間の就官状況**

主な分析対象になるのは開元～天宝年間に活動していた④思泰、⑤興宗、⑥守寂、⑦守礼、⑧守義、⑨澄瀾の 6 人である。

④思泰（？～721）は六胡州の乱に従軍し、その最中に死去した首領である[381]。亡くなった当時の官職は「党項大首領・故右監門衛將軍員外同正員・使持節・達恤等一十二州諸軍事兼静邊州都督・仍充防禦部落使」であった[382]。拓抜守寂墓誌によって、これらの官職の大部分が、思泰の子である

---

376 拓抜守寂墓誌の録文は、『全唐文補遺』8, pp. 33-34, 拓本は『榆林碑石』p. 51 を参照。先行研究としては、王 2004 及び周 2004b を参照。

377 岡崎 1972, pp. 35-36.

378 周 2004a, p. 44.

379 ［史料］拓抜守寂墓誌，第 5-7 行。
［原文］迨儀鳳年、公之高祖立伽府君、委質爲臣、率衆内屬。［中略］徙居圓陰之地、則今之静邊府也。
［訓読］儀鳳年に迨(およ)び、公の高祖立伽府君、委質して臣と爲り、衆を率いて内屬す。［中略］徙して圓陰の地に居せしむれば、則ち今の静邊府なり。
［和訳］儀鳳年間（676~679）に至り、公の高祖父である立伽府君が、唐皇帝に膝を折って臣下となり、衆を率いて帰順してきた。［中略］［彼らを］移して、円陰の地に居住させたところが、今の静邊府である。

380 ［史料］拓抜守寂墓誌，第 10 行。
［原文］祖後那府君［中略］拜静邊州都督，押淳恤等一十八州部落使兼防河軍大使，贈銀州刺史。
［訓読］祖の後那府君、［中略］静邊州都督、押淳恤等一十八州部落使兼防河軍大使を拜し、銀州刺史を贈られり。
［和訳］祖父の後那府君、［中略］静辺州都督、押淳恤等一十八州部落使兼防河軍大使を拝命し、銀州刺史を死後に贈られた。

381 周 2004a, pp. 49-50.

382 『宋本冊府元亀』巻 974, p. 3874 に基づく。なお拓抜守寂墓誌第 10-11 行では、思泰の官職を「左金吾衛大將軍兼静邊州都督・防禦使・西平郡開国公」と記す。この内、防禦使

守寂、さらに孫の澄瀾に継承されたことがみてとれる[383]。

次に他の構成員について見れば、守寂の弟である守礼は助知検校部落使と同時に宿衛の職号を帯びている[384]ため、羈縻州にあって首領のサポートを務めると同時に、時に宮廷に赴き宿衛に当たったと考えられる。さらに守寂の従兄弟である守義[385]は、静辺州都督府が管轄する開元州[386]の刺史を務めていたものの、拓抜守寂墓誌によって守寂が死んだ当時は「京」すなわち長安にいた[387]。

また守寂の叔父に当たる興宗は、守寂が死去した時に「朔方軍節度副使・兼防河使・右

---

の正式名称は拓抜守寂と澄瀾が帯びていた防禦部落使かと思われる。

383 ［史料］拓抜守寂墓誌，第 14-15, 23-24 行

［原文］起家襲西平郡開國公，拜右監門衛大將軍・使持節押淳恤等一十八州諸軍事・兼静邊州都督，仍充防禦部落使。尋加特進，幹父蠱也。［中略］嗣子朝散大夫・守殿中省尚輦奉御員外置同正員・使持節淳恤等一十八州諸軍事・兼静邊州都督・防禦部落使・賜紫金魚袋・西平郡開國公曰澄瀾，年在童丱，藐是諸孤。

［訓読］起家し、西平郡開国公を襲ぎ、右監門衛大將軍・使持節押淳恤等一十八州諸軍事兼静邊州都督を拜し、仍ほ防禦部落使に充てらる。尋いで特進を加うるは、幹父の蠱なり。［中略］嗣子朝散大夫・守殿中省尚輦奉御員外置同正員・使持節淳恤等一十八州諸軍事兼静辺州都督・防禦部落使・賜紫金魚袋・西平郡開國公は澄瀾と曰い、年は童丱に在り、藐（おさな）く是れ諸孤たり。

［和訳］［拓抜守寂は］官に就き、西平郡開国公を世襲し、右監門衛大将軍・使持節押淳恤等一十八州諸軍事兼静邊州都督を拜命し、さらに防禦部落使に充てられた。まもなく特進を加えられたのは、子が父の志を受け継ぎ、完成させるためである。［中略］嗣子である朝散大夫・守殿中省尚輦奉御員外置同正員・使持節淳恤等一十八州諸軍事兼静辺州都督・防禦部落使・賜紫金魚袋・西平郡開國公は澄瀾といい、年はまだ幼くして、孤児となった。

「藐是諸孤」の出典は、『春秋左氏伝』僖公九年九月条に見られる「是藐諸孤」であろう［『新釈漢文大系第 30 巻　春秋左氏伝（一）』明治書院，1971, pp. 296-297］。

なお拓抜思泰が統べた州の数は『冊府元亀』では十二州、墓誌では十八州となっている。拓抜守寂墓誌は、立伽以降の首領について「（押）十八州部落使」への任命を記すが、おそらく誤りで、思泰の代に統べていたのは十二州であったかと思われる。

384 ［史料］拓抜守寂墓誌，第 22 行

［原文］弟游騎將軍・守右武衛翊府右郎將員外置宿衛・賜紫金魚袋・助知検校部落使守禮，爲子以孝，爲弟以恭。

［訓読］弟の游騎將軍・守右武衛翊府右郎將員外置宿衛・賜紫金魚袋・助知検校部落使守禮、子と爲るに孝を以てし、弟と爲るに恭を以てす。

［和訳］弟の游騎將軍・守右武衛翊府右郎將員外置宿衛・賜紫金魚袋・助知検校部落使守礼は、子としては親孝行で、弟としては従順である。

385 拓抜守寂墓誌蓋欄外では、守義を「守寂の弟」と記すが、実際には興宗の子であり正確には守寂の従兄弟に当たる。そのことは拓抜興宗の提出した上表文「致仕し侍親を請うの表・第三表」の中の「臣（興宗のこと）は又、不幸にして愚子の供奉官右威衛郎將の守義、近亡す（臣又、不幸愚子供奉官右威衛郎將守義、近亡）」［『文苑英華』巻 604, p. 3133］という一文から判明する。族弟ないし堂弟として、「弟」と呼んだものであろう。

386 『新唐書』巻 43, p. 1124 に静邊州都督下の 25 州のひとつとして、開元州の名が見える。

387 ［史料］拓抜守寂墓誌蓋欄外。録文は王 2004, p. 78 に基づく。

［原文］弟開元州刺史守義、従京送至銀州赴葬。

［訓読］弟の開元州刺史守義、京より送られ銀州に至り葬に赴く。

［和訳］弟の開元州刺史守義は、長安から送られ銀州に至り、葬儀に赴いた。

領軍衛大將軍兼将作大匠」の職にあった[388]。この内、まず「防河使」について言えば、守寂の曽祖父の羅胄と祖父の後那がともに「防河軍大使」の使職を帯びている[389]ことから、この使職名の省略形であろう。つまり「防河軍」が存在し、興宗はそれを統轄する軍使（防河軍使）に任じられていたと考えられる。防河軍は編纂史料に一切現れないが、羈縻州首領を務めた羅胄と後那が帯びた点から、静辺州都督府に属す党項人を主体として構成された軍鎮かと推測される[390]。さらに、興宗は朔方軍節度副使を務めていたが、開元九年（721）に朔方節度使が設置された後、副使の肩書を帯びた人間は、筆者が調べた限りでは 20 人以上にのぼる（下掲の［**表**］参照）。

［**表**］【朔方節度副使任命者一覧表】

電子版の四庫全書・全唐文・四部叢刊・金石史料新編・歴代石刻史料匯編を検索。さらに、出土墓誌史料で現在までに筆者が把握しているもの。

| № | 人名 | 出身・本貫・親類 | 時期 | 朔方節度副使の現れる箇所［出典］ |
|---|---|---|---|---|
| 朔方節度使設置以前 | | | | |
| 1 | 臧懐亮 | | ？（682 年～721 年の一時期） | 恩加銀青光禄大夫、単于副大都護兼**朔方軍副大総管**。遷霊州都督、豊安軍経略大使，転鄯州都督兼河源軍経略営田大使，転左威衛将軍兼　州都督莫門軍経略営田大使，兼隴右節度副大使，復以本官兼勝州都督兼東受降城大使，**朔方軍節度副大総管**。會六州胡叛，将兵討除，諸軍未至而特立殊効［「大唐故羽林大将軍東莞公臧府君墓誌」周紹良主編『唐代墓志匯編續集』p. 521.］。 |
| 2 | 李楷洛 | 契丹／李光弼の父 | 開元初 | 父楷洛，開元初，左羽林將軍同正、**朔方節度副使**，封薊國公，以驍果聞［『旧唐書』巻 110, p. 3303］ |

388 ［史料］拓抜守寂墓誌第 26-27 行。
［原文］叔父朔方軍節度副使・兼防河使・右領軍衛大將軍兼将作大匠興宗，材略縦横，器宇瓌碩。
［訓読］叔父の朔方軍節度副使・兼防河使・右領軍衛大將軍兼将作大匠の興宗、材略は縦横，器宇は瓌碩たり。
［和訳］叔父の朔方軍節度副使・兼防河使・右領軍衛大將軍兼将作大匠の興宗は才能・知略は縦横無尽で、度量もたいへん広い。

389 ［史料］拓抜守寂墓誌第 8-10 行。
［原文］曽祖羅胄府君［中略］拜右監門衛将軍、押十八州部落使，仍充防河軍大使。祖後那府君［中略］拜静邊州都督、押淳恤等一十八州部落使兼防河軍大使，贈銀州刺史。
［訓読］曽祖の羅胄府君［中略］右監門衛将軍、押十八州部落使を拜し、仍ほ防河軍大使に充てらる。祖の後那府君［中略］静邊州都督、押淳恤等一十八州部落使兼防河軍大使を拜し、銀州刺史を贈られり。
［和訳］曽祖父の羅胄府君は［中略］右監門衛将軍、押十八州部落使を拜命し、さらに防河軍大使に充てられた。祖父の後那府君［中略］静辺州都督、押淳恤等一十八州部落使兼防河軍大使を拜命し、銀州刺史を［死後に］贈られた。

390 羈縻州民あるいは蕃部落が重要な兵力供給源になっていたと考えられる軍鎮として、以下のものがある。墨離軍（河西）［荒川 1989, pp. 26-27］、赤水軍（河西）、天平軍、横野軍、大武軍（河東）［石附 2012, pp. 244-250］、定塞軍（朔方）［山下 2011, pp. 6-7］、安塞軍（朔方）［村井 2009, pp. 140-141］。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 論弓仁 | 吐蕃 | 開元八年（720） | （開元）八年本衛大將軍，改**朔方節度副大使**［「撥川郡王碑奉勅撰」『張説之文集』巻 17, p. 112.］。 |
| 朔方節度使設置以後 | | | | |
| 4 | 李禕（信安郡王） | 皇室 | 開元十五年（727）※翌年二月以降、節度使 | 十五年，服除，拜左金吾衛大將軍、**朔方節度副大使**、知節度事，兼攝御史大夫［『旧唐書』巻 76, p. 2651.］。 |
| 5 | 慕容曦光 | 吐谷渾 | 開元十八（730） | 至開元十八年，勅差充**朔方節度副使**。以大唐開元廿六年七月廿三日，薨於本衙［慕容曦光墓誌, l. 13］。 |
| 6 | 拓拔興宗 | 党項 | 開元二十五年（737） | 叔父**朔方節度副使**・并防河使・右領軍衛大將軍・兼將作大匠興宗［拓拔守寂墓誌, ll. 26-27］ |
| 7 | 郭英奇 | 郭知運の子 | ？（天寶三載（744）から九載(750)の一時期） | 三載,又以破突厥斬啜餘燼之功,転右司禦率,復歴楡林太守、単于副大都護、**朔方節度副使**、専知左廂兵馬（中略）九載以築安北城及應接降虜之勲,遷左武衛将軍［「郭英奇墓誌」『全唐文補遺』第 6 巻，p. 84］。 |
| 8 | 阿布思 | 九姓鉄勒 | 天寶十一載（752） | ［天寶］三月，**朔方節度副使**奉信王阿布思與安祿山同討契丹，布思與祿山不協，乃率其部下叛歸漠北［『旧唐書』巻 9, p.225］。 |
| 9 | 安思順 | ソグド（安祿山の義理の従兄弟） | 天寶十四載（755） | ［天寶］十四載賜**朔方節度副使**靈武郡太守攝御史大夫安思順［『宋版冊府元亀』巻 131, p. 119］ |
| 10 | 李光弼 | 營州柳城人（契丹） | 天寶十五載（756） | ［天寶］十五載正月祿山陷東都。詔朔方節度郭子儀收河朔,以**朔方節度副使**李光弼為雲中太守攝御史大夫充河東節度副大使知節度事委以東討［『冊府元亀』巻 122, p. 1457.］。 |
| 11 | 論誠節 | 3. 論弓仁の子 | 乾元元年（759） | ［至徳］三年正月大赦詔［中略］是月又以**朔方節度副使**開府儀同三司鴻臚卿論誠節可襲撥川郡王食實封一百戸。仍與一子三品官［『冊府元亀』巻 131, p. 1573］。 |
| 12 | 僕固懐恩 | 鉄勒九姓 | 乾元二年（759）～廣徳元年（763） | 「（乾元二年七月）辛卯，以**朔方節度副使**殿中監僕固懐恩兼太常卿，進爵大寧郡王」［『資治通鑑』巻 221, p. 7080］ |
| 13 | 郭子儀 | 華州鄭縣人 | 上元二年（761） | 「司徒兼中書令**朔方節度副大使**子儀」［『冊府元亀』巻 119, p. 1429］ |
| 14 | 臧希忱 | 臧懐恪（1. 臧懐亮の弟）の子 | 寶應二年（763） | 左武衛將軍・**朔方節度副使**・贈太子賓客希忱［「右武衛將軍贈工部尚書上柱国上蔡縣開國候臧公神道碑銘」『顔魯公集』巻 5, p. 31］ |
| 15 | 白元光 | 鉄勒 | 永泰元年（765） | 其子朔方先鋒使・**同節度副使**・開府儀同三司・試太子詹事・左武衛大将軍・上柱國・南陽郡王元光［「左武衛将軍白公神道碑」『文苑英華』巻 908, p. 4779］ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 16 | 郭晞 | 12. 郭子儀の子 | 永泰二年（766） | **同朔方節度副使**・特進・試殿中・監察御史大夫・充朔方先鋒兵馬使・上柱國・太原郡開國公［「授郭晞左散騎常侍制」『文苑英華』巻 380, p. 1940］ |
| 17 | 辛京杲（杲京） | | 大暦五年（770）頃 | 開府儀同三司・試太常卿・兼御史中丞・**同朔方節度副使**・上柱國・晋昌郡王辛京杲」［常衮「授京杲湖南観察使制」『文苑英華』巻 408, p. 2069］。※『旧唐書』巻 11, p. 297 によれば辛京杲が湖南観察使となったのは、大暦五年（770）六月。 |
| 18 | 王履清 | 京兆萬年人 | ？（王履清は大暦十一年（776）死去） | **同朔方節度副使**・金紫光禄大夫・試太常卿・兼慈州刺史・王府君神道碑［侯冕「同朔方節度副使・金紫光禄大夫・試太常卿・兼慈州刺史・王府君神道碑」『全唐文』巻 443, p. 4515］ |
| 19 | 張曇 | ？ | 大暦十三年（778） | 郭子儀以**朔方節度副使**張曇性剛率，謂以武人軽己，銜之［『資治通鑑』巻 225, p. 7254］ |
| 20 | 戴休顔 | 夏州朔方人 | 朱泚の乱（783）以前 | 郭子儀引為大將，論平党項羌，以安河曲。試太常卿，封濟陰郡公，進封咸寧郡王，兼**朔方節度副使**［『新唐書』巻 156, p. 4899］ |
| 21 | 慕容復 | 吐谷渾 | 貞元十四年（798） | 貞元十四年十二月，以**朔方節度副使**、左金吾衛大將軍同正慕容復為襲長樂州都督、青海國王、烏地也拔勒豆可汗［『旧唐書』巻 198, p. 5301］ |
| 22 | 臧敬廉 | 1. 臧懐亮の子 | ？ | 勝州都督・**朔方節度副使**敬廉［「東莞臧氏糺宗碑銘」『顔魯公集』巻 5, p. 32］ |
| 23 | 論惟清 | 論誠節の子 | ？ | 銀・夏・綏・麟等四州兵馬使・**同朔方節度副使**・開府儀同三司・前行銀州刺史・兼御史中丞・帰徳州都督・武威郡王［常衮「授論惟清朔方節度副使」『文苑英華』巻 412, p. 2087］ |
| 24 | 辛栄 | 其先隴西人 | ？（『舊唐書』巻 196 下吐蕃伝で平涼偽盟で名の見える渾瑊の裨將として名の見える辛榮か？） | 列祖栄。**朔方節度副使**・□會都知兵馬使兼御史大夫・平陽郡王（眭畚「唐故試大理司直辛公墓誌銘」『唐文拾遺』巻 28, p. 6360） |

この内、職名の前に「同」がついている者は実質を伴わない加号である[391]がそれを除外しても、慕容曦光、拓拔興宗、阿布支、論誠節、僕固懐恩、慕容復ら当該地域の羈縻州首領一族、あるいは外来集団で当地に居住した有力者の副使就任を確認できる。

また天宝年間に拓拔興宗が提出した 3 通の上表文が『文苑英華』に収録されているが、そこからも彼の武人としての活動が浮かび上がってくる。これらはいずれも老齢の母の世

[391] 渡邊 2001, p. 85.

話をするために、現在の職務から退くことを求める内容で占められている。その第二表に次のような文言が現れる。

［史料］「致仕し侍親を請うの表・第二表」『文苑英華』巻 604, p. 3133.

［原文］陛下於愚臣過聽，謂邊將得人，則有隴右專知教練兵馬使・右驍衛將軍蘭廷暉，材略冠軍，智勇無對。今節度王忠嗣知其名，已令攝使替臣。如流輩諸將，皆是可惜。［中略］陛下必以臣幸無大過，不令失職，即望全其官守，罷以軍麾，減其俸禄，以延老母，略許其宿衞，兼遂微臣之定省。朝則覲君，退還侍母，公私兩遂，忠孝並存。

［訓読］陛下は愚臣において過聽し、邊將に人を得ると謂えば、則ち隴右專知教練兵馬使・右驍衞將軍の蘭廷暉有り、材略は軍に冠し、智勇は對する無し。今、節度の王忠嗣、其の名を知り、已に使を攝（か）ねしめて臣に替ふ。流輩諸將の如きも皆是れ惜しむべし。［中略］陛下は必ずや臣の幸いにして大過無きを以て、失職せしめざれば、即ち望むらくは其の官守を全うせしめて、罷むに軍麾を以てし、其の俸禄を減らして以て老母を延（まね）き、略（いささ）か其の宿衞を許し、兼ねて微臣の定省を遂げしめんことを。朝には則ち君を覲て、退還して母に侍せば、公私は兩に遂げ、忠孝並びに存す。

［和訳］陛下は取るに足らない私について、過大なことをお聞きになり「辺境の将軍に［適任の］人を得た」とおっしゃっていますが、隴右專知教練兵馬使・右驍衞將軍の蘭廷輝［という人物］がおりまして、才能と知略は軍内で一番すぐれており、智慧と勇気も並ぶ者がおりません。今、節度使の王忠嗣は彼の名を知り、すでに使職を兼ねさせ、わたくしと交代させました。同輩・諸将も皆、惜しむに足る者ばかりです。［中略］陛下はきっと、私が幸いに大きな失敗が［これまで］無かったことを理由に、官職を失わせないでしょうが、望みますことには私の職務に対する責務を全うさせ、免職は軍の指揮にとどめ、俸禄を減らして老母を［長安に］呼んで、多少なりとも私の宿衞を許可して、さらに私が母に朝に晩に安否をうかがえるようにしてください。朝廷では陛下に対面し、もどって母に仕えれば、公人としても私人としても、［するべきことを］共にやり遂げ、陛下に忠実であることも、老母に孝行することも、両方ともかないます。

史料中に名の見える王忠嗣は開元年間から天宝年間初めにかけて活躍した武将で、朔方節度使（就任：741~746）、河東節度使（740, 745~746）、河西隴右節度使（746~747）を歴任している[392]。拓抜守寂が死去した 736 年頃、拓抜興宗が朔方節度副使の地位にあったことから、上掲史料中の「節度」はおそらく朔方節度使だろう。だとすれば、興宗が上表文を提出した天宝中は天宝元～五載（742~746）となる。蘭廷暉に「使を攝ねしめて臣に替」えたのであれば、おそらくこの「使」は朔方節度副使ではないかと考えられる。つまり、この上奏文からは拓抜興宗が朔方節度使の本拠である霊州を離れて、長安で宿衞の任に就き、さらに母親を長安に呼び寄せることを希望していることが読み取れる。

加えて前述してごとく、拓抜興宗は将作大匠の官にあり、拓抜守寂墓誌第 28 行において「入りては工徒を總べ、出でては戎旅を司る（入總工徒、出司戎旅）」の一句で、このこ

[392] 呉 1980, p. 132, 410-411, 1222.

とが表現されている。さらに 3 通の上表から興宗の動きを追うと、第一表を提出した時、長安に滞在していたが、その後再び母親のもとに帰ったことを第三表で言及している[393]。つまり天宝年間の初め頃、興宗は長安、霊州（朔方節度使の衙）に加え、母親の居所を頻繁に往還する生活を送っていたと考えられる。

以上見てきた党項拓抜氏の就官状況は、以下のようにまとめることができる。まず静辺州都督と防禦部落使等の職は思泰、守寂、澄瀾という直系の間で世襲されている。そして守寂と輩行を同じくする守礼と守義が、それぞれ助知検校部落使と開元州刺史を以て、静辺州都督管轄下の羈縻州管理に従事していた。守寂が 30 歳の若さで死亡した時、澄瀾がまだ幼年であったこと[394]を考えると、守礼や守義が、実際の羈縻州運営を担ったと考えられる。ただし、羈縻州管理に携わっていたとしても、彼らは常に羈縻州にいた訳ではなかったようである。守寂の葬式の時、開元州刺史の地位にあった守義は長安にいて、そこから銀州に戻っている。また助知検校部落使であった守礼も、宿衛の肩書を帯びており、長安でその任に当たることもあったかと思われる。

さらに守寂の叔父にあたる興宗は、朔方軍節度副使と防河使（防河軍使）・将作大匠の重職を兼任し、天宝年間頃には、長安と霊州、そして母親の居所を行き来していた。つまり、党項拓抜氏において各構成員はある時は長安に、ある時は羈縻州にいたことになる。これをほかの羈縻州に一概に当てはめることはできないが、関内道の羈縻州は長安との距離が比較的近いことを考えると、本拠地や長安を比較的頻繁に往来できたのではないだろうか。

## 3. 吐蕃論氏

### （1）羈縻州設置の経緯

西暦 698 年、吐蕃（古代チベット帝国）において専権を握っていた大臣のガル（Mgar）氏一族が賛普に粛清される事件が発生し、その結果、ガル氏の構成員であった賛婆、弓仁、莽布支らが唐への亡命を余儀なくされる［**第一章**参照］。この亡命してきたガル氏の構成員とその子孫らを本稿では以下、吐蕃論氏と呼ぶ[395]。

唐亡命後、吐蕃論氏は各地を転々としたが[396]、開元五年（717）に至って、亡命者の一人論弓仁（？～721）が帰徳州都督に就任する[397]。帰徳州は『旧唐書』巻 38 地理志 1 に、

---

393 第一通冒頭で「臣興宗、中謝す。伏して某月日の勅を奉るに、臣の入京して觀省するを許す、と（臣興宗中謝。伏奉某月日勅，許臣入京觀省者）」と記す。また第三通で「臣は幸ひにして歸寧を獲て、老母は稍く寝息を安んず（臣幸獲歸寧，老母稍安寝息）」と記す。

394 前掲注参照。

395 亡命後の吐蕃論氏に関する主な先行研究は以下の通り。呉 1983，王 1985，譚 1988，陳 1987，蘇 1991。なお論氏一族の子孫、論博言の墓誌が 1995 年に北京市から出土している。同墓誌の詳細については、陳 2002 と魯 2013 参照。さらに第二章で述べたように、近年、『新唐書』に伝のある論惟貞の墓誌が公刊され、専論も発表されている。李宗俊氏によれば、論惟貞墓誌は近年、西安で出土し、その後、洛陽九朝刻石文字博物館に所蔵された［李 2017, p. 125］

396 当初、亡命してきた論賛婆は、部兵を領して涼州の洪源谷を守備した［『旧唐書』巻 196 上，p. 5226］。一方、論弓仁は潞州から澤州にいたことが、張説「撥川郡王神道碑」によって確認できる［『文苑英華』巻 891, p. 4688，蘇 1991, p. 95］。

397 「開元五年、歸德州都督を兼ぬ。使は皆、故の如し（開元五年兼歸德州都督、使皆如

「歸德州。銀州の界に寄治す。降りし党項羌を處す」と、関内道銀州にある党項の羈縻州として挙げられている羈縻州である。しかし沈琛氏がすでに指摘したように、論弓仁の孫である惟賢の神道碑には、「子孫は因りて家するに銀州より京兆に至る（子孫因家自銀州至於京兆）」の一句[398]が見え、彼ら一族が銀州にいたことを示す。さらに天宝十載（751）、銀川郡都督に就任していた臧希荘が「押吐蕃党項使」の使職を帯びたことを、彼の父母の墓誌から確認できる[399]。吐蕃と党項を対象としたことから、「押吐蕃党項使」は銀州に置かれた党項拓抜氏の静辺州都督府及び、銀州に居住した吐蕃論氏の監督と管理を職分としたと考えられる[400]。

論弓仁は開元十一年（723）に死去し、彼の長子の盧（『文苑英華』では雲忠）が弓仁の官封を世襲した[401]。先行研究において、論盧は論惟清らの父である論誠節に比定されており[402]、本稿もそれに従って系図を作成した（**系図 3** 参照）。

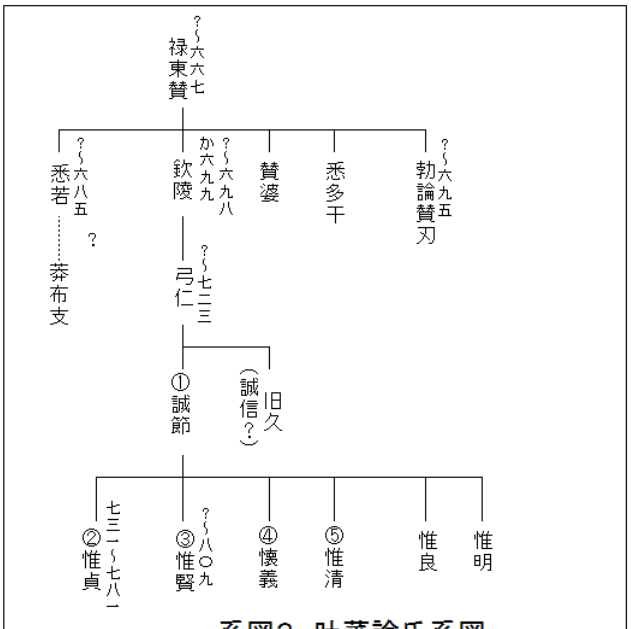


**系図3　吐蕃論氏系図**

※呉1983, 陳1987, 譚1988, 蘇1999らの研究と系譜を元に、論博言墓誌の記述(『全唐文補遺』7, 140頁/陳康「唐論博言墓誌考釈」『北京文物与考古』5, 2002)から修正を加えて筆者が作成。
数字は生没年、＝は婚姻関係を示す。

### （2）吐蕃論氏の活動

先に分析した吐谷渾慕容氏や党項拓抜氏と異なり、吐蕃論氏の構成員の内、開元年間から安史の乱にかけての活動が具体的に分かるのは、現時点で②論惟貞（731~781）のみである。そのため、まず彼の就官の状況から見ていきたい。すでに論惟貞の事跡については、彼の墓誌を分析した李宗俊氏と沈琛氏により詳しく検討されており、その成果を取り入れて紹介する。

論惟貞の官歴は、開元中（713~741）に「一子の蔭」を以て左執戟[403]となったところから始まる。つまり資蔭によって、官歴を

---

故)」［張説「撥川郡王神道碑」『文苑英華』巻 891, p. 4688］。

398 呂元膺「驃騎大将軍論公神道碑」『文苑英華』巻 909, p. 4783。

399 ［史料］「臧懐亮与妻合附墓誌」第 24-25 行,『隋唐五代墓誌滙編』陝西巻第 4 冊，p. 15.
［原文］第二子正議大夫，銀川郡都督仍押吐蕃党項使，上柱国，賜紫金魚袋希荘。
［訓読］第二子正議大夫、銀川郡都督にて仍ほ押吐蕃党項使，上柱国，賜紫金魚袋たる希荘。

400 なお沈琛氏は、吐蕃論氏が大量の吐谷渾人を連れて唐に亡命した経緯を踏まえ、吐谷渾人たちも論氏に率いられ、この地に到来したと推測している［沈 2017, pp. 87-89］。

401 長子雲忠（二字、集は盧と作す）、官封を襲ぎ事業を繼ぐ（長子雲忠。二字集作盧。襲官封繼事業）［張説「撥川郡王神道碑」『文苑英華』巻 891, p. 4689］。

402 譚 1988, p. 104, 蘇 1991, p. 99.『元和姓纂』の校訂者である岑仲勉は、論誠節（元和姓纂では成節）が、「撥川郡王神道碑」に名の見える盧あるいは兄弟の旧久であるか否かについては、保留している［『元和姓纂』巻 9, p. 1281］。

403 執戟は左右衛、左右驍衛、左右武衛、左右威衛、左右領軍衛、左右金吾衛、左右羽林衛に各五人配されたことを確認できる［『唐六典』巻 24, 25, pp. 610-615, 634, 637］。官は正

スタートさせた。その後、天宝八年（749）に哥舒翰が率いる軍に従軍して、吐蕃の魚海軍等を破っている［**第二章**参照］。それからまもなく、論惟貞は左武衛西河郡賈胡府左果毅（左果毅都尉[404]）に任じられた[405]。

安史の乱が勃発し、粛宗が霊武を目指して北上していた時、論惟貞は豊安軍に至り、そこで粛宗を迎えた。その功績により、霊武に到着した後、賜名の誉に浴している。その後、論惟貞は中大夫（文散官従四品下）・衛尉少卿[406]となり、綏銀等州召募使に任じられた。『新唐書』の彼の伝では、この時数万人を集めたと記す[407]が、墓誌では一千餘人と書いている。功績を記す時、誇張することはあっても矮小化することは稀と考えられるので、墓誌の記述の方が実数に近いかと思われる。その後は鳳翔府に至り、岐陽に駐屯した[408]。

それでは同時期の他構成員の状況は、どういうものであったか。まず論惟貞の父である①論誠節は、安史の乱発生後、粛宗が捲土重来をはかって霊州に到来した際、子弟・家僮及び大量の馬を率いて駆けつけているが、その費用は彼の私財から出ていた[409]。さらに前

---

九品下であった。

[404] 左果毅都尉は右果毅都尉とともに折衝府に置かれた官であり、上府は従五品下、中府は正六品上、下府は従六品下である［『唐六典』巻 25, p. 644］

[405] ［史料］論惟貞墓誌第 8-10 行。『洛陽新獲墓誌』p. 231 の拓本写真に基づき、録文を作成した。以下、引用する時はそれに基づく。

［原文］開元中始以一子蔭為左執戟。天寶八載破蕃中魚海等五城、特加上柱國、尋授左武衛西河郡賈胡府左果毅。

［訓読］開元中、始め一子の蔭を以て左執戟と為る。天寶八載、蕃中の魚海等五城を破り、特に上柱國を加え、尋いで左武衛西河郡賈胡府左果毅を授けらる。

［和訳］開元年間（713~741）中、最初に一子に与えられる資蔭によって、左執戟となった。天寶八載、吐蕃の魚海等五城を打ち破り、特に上柱国を加えられ、まもなく左武衛西河郡賈胡府左果毅［都尉］を授けられた。

[406] 衛尉少卿は衛尉寺の官。少卿は二人おり、従四品上である［『唐六典』巻 16, p. 459］。

[407] 『新唐書』巻 110, p. 4127.

[408] ［史料］論惟貞墓誌第 10-12 行。

［原文］粛宗之巡右地也，勅自朔方持先将軍表，於豊安迎覲。至靈武參佐命勲，因茲賜名。遷中大夫・衛尉少卿充綏銀等州召募使。浹辰之内得一千餘人。有詔同関内節度副使。扈蹕至鳳翔府授光禄卿充元帥先鋒討撃使。屯於岐陽與郭英乂・王思禮等分壓。

［訓読］粛宗の右地を巡るや、勅ありて朔方より先将軍の表を持して、豊安において迎覲せり。靈武に至るに佐命の勲に參じれば、茲に因りて名を賜る。中大夫・衛尉少卿に遷り、綏銀等州召募使に充てられ、浹辰の内に一千餘人を得り。詔有りて同関内節度副使となる。扈蹕して鳳翔府に至り、光禄卿を授けられ、元帥先鋒討撃使に充てられり。岐陽に屯じて、郭英乂・王思禮等と分壓す。

［和訳］粛宗が西方を巡行するや、勅令が下り朔方（霊州）から先将軍の上表を以て豊安軍において天子にまみえた。霊武に至り、帝王を援けた勲功によって名を賜った。中大夫（文散官、従四品下）、衛尉少卿に昇進し、綏銀等州召募使に充てられ、十二日間の間に千人余りを得た。詔が下り、同関内節度副使となった。［粛宗に］随行して鳳翔府に至り、光禄卿を与えられ、元帥先鋒討撃使に充てられた。岐陽に駐屯し、郭英乂・王思礼等と分かれて鎮圧に当たった。

[409] ［史料］呂元膺「驃騎大将軍論公神道碑」『文苑英華』巻 909, p. 4784.

［原文］父誠節［中略］天寶季年，安禄山作逆塵起山東，皇上省方于巴蜀，粛宗巡狩于朔陲。危亂之時見其臣節，帥子弟及家僮以牧馬千駟，罄其財用以奉禁旅。

［訓読］父誠節［中略］天寶季年、安禄山は逆を作し山東に塵起するに、皇上は巴蜀に

掲の［**表**］に示したように、論誠節は乾元元年（759）正月頃、朔方節度副使の職にあったことを確認できる[410]。

また論誠節の子である③惟賢は、先父（誠節）に従って哥舒翰の軍に加わっていたが、潼関での敗戦の後、率いていた軍を連れて霊州へ向かい、粛宗の元に馳せ参じた。その後は兄の④懐義、②惟貞（神道碑では惟真）[411]と共に先鋒討撃使となり、部落民数千人を率いて岐陽県平定に従事している[412]。

---

省方し、粛宗は朔陲に巡狩す。危亂の時に其の臣節を見せ、子弟及び家僮を帥い牧馬千駟を以て、其の財用を罄くして以て禁旅に奉る。

［和訳］父の誠節。［中略］天宝末年（755）、安禄山が反乱を起こし、太行山脈の東を戦火に陥れた際、皇帝陛下（玄宗）は巴蜀（四川）に視察に行かれ、粛宗陛下は北方辺境に巡察に行かれた。危機的な時に［誠節は］臣下としての節義を示し、一族郎党と家僕を率いて、牧馬四千匹を用い、自身の財産をことごとく［粛宗］皇帝陛下をお守りする軍隊に献上した。

410 ［史料］『冊府元亀』巻 131, p. 1573

［原文］三年正月大赦詔［中略］是月又以朔方節度副使開府儀同三司鴻臚卿論誠節可襲撥川郡王食實封一百戸。仍與一子三品官。

［訓読］［至徳］三年正月、大赦し詔するに［中略］是の月、又、朔方節度副使・開府儀同三司・鴻臚卿論誠節を以て、撥川郡王を襲がしめ、食實封一百戸とす。仍ほ一子に三品官を與ふ。

［和訳］［至徳］三年（759）正月、大赦して詔をくだすに［中略］この月、又、朔方節度副使・開府儀同三司・鴻臚卿論誠節に、撥川郡王を世襲させ、食實封一百戸とした。さらに一子に三品官を与える。

さらに「唐故金紫光禄大夫試太子詹事兼晉州刺史上柱國隴西郡開國公李公墓誌銘并序」（李良金という人物の墓誌）に、「朔方節度副使論公」という人物が現れる［『唐文拾遺』巻 23, p. 6316］。この論公は、論誠節と推測される。

411 沈 2017, p. 93 の比定に基づく。

412 ［史料］呂元膺「驃騎大将軍論公神道碑」『文苑英華』巻 909, p. 4784.

［原文］公少有志尚，奮身轅門。随先父統其士馬，與元帥哥野翰掎角扞寇，鋒刃既接，大小數十戰、摧陷堅陣。洎王師失御、以智信保全所領之軍，馳于靈武，扈從肅宗。［中略］代宗皇帝爲天下元帥求武勇之士，公與兄懐義、惟真同爲先鋒討擊使。又領部落數千人鎮岐陽縣，被堅執鋭一月三捷洎除兇清亂。

［訓読］公は少くして志尚有り、身を轅門に奮わす。先父に隨い其の士馬を統べて元帥哥野翰と掎角扞寇し、鋒刃既に接すれば、大小數十戰、堅陣を摧き陷る。王師の失御に洎んで、智信を以て領する所の軍を保全し、靈武に馳せ肅宗に扈從せり。［中略］代宗皇帝、天下元帥と爲りて武勇の士を求むに、公は兄の懐義，惟眞と同に先鋒討擊使と爲る。又、部落の數千人を領して岐陽縣を鎮めんとし、被堅執鋭し、一月三捷すれば、兇を除き亂を清むに洎べり。

［和訳］公（惟賢）は若くして理想を持ち、その身を軍隊に捧げた。亡き父（誠節）に従い、軍士戦馬を率いて元帥の哥野翰（哥舒翰）と敵を挟み撃ちにし、攻撃を防ぎ、刃を交え、大小数十の戦い［において］、堅固な［敵の］陣地をたたいて陥落させた。皇帝陛下の軍隊が統率を失うに及んで、知恵と信義によって率いていた軍隊を全うし、霊武に馳せ参じて、粛宗皇帝につき従った。［中略］代宗皇帝が天下元帥となり、武勇の士を求めた際、公は兄の懐義、惟真と一緒に先鋒討撃使となった。また部落の数千人を率いて、岐陽県を鎮圧しようとした時、堅いよろいを着て鋭利な武器を手にし、一月で三度勝利したので、兇悪な者を一掃し、反乱を鎮圧するに

以上、開元年間から安史の乱に至るまでの吐蕃論氏の動向を見てきたが、それは次のようにまとめることができる。まず論惟貞は「一子の蔭」、すなわち資蔭を利用して中央の官職を得て官歴をスタートさせている。その後、安史の乱が発生すると、朔方すなわち朔方節度使の治所である霊州におり、そこから豊安軍に行き、粛宗を出迎えている。一方で、論誠節と論惟賢は哥舒翰の軍に従軍し、潼関での敗北を喫すると、率いていた軍を連れて霊州へ向かい、そこで粛宗に付き従った。そのため一族の構成員の内、論惟貞が先に霊州にいて、そこに論誠節と論惟賢らも合流したという流れを描ける。それから論誠節は、子弟・家僮及び大量の馬を率いて粛宗の元に駆けつけたが、これこそ彼らの羈縻州である帰徳州を基盤として結成された部隊であったと考えられる。その後、惟貞は論氏の本拠地（帰徳州）のある銀州及び隣接する綏州で兵を召募した後、懐義、惟賢と共に部落民を率いて岐陽県平定に従事した。

論惟貞はその後も各地で転戦し、永泰元年（765）に英武軍使に就任している[413]。一方、彼らの本拠地では、惟貞と輩行を同じくすると考えられる⑤惟清が帰徳州都督に任じられている[414]。このように一族構成員が本拠地である羈縻州を離れて他所で活動していても、やはり、ほかの構成員が羈縻州管理に従事した状況を見て取れる。

**小結**

以上、開元年間から安史の乱に至るまでのオルドス地域の 3 つの羈縻州首領一族の活動と就官状況を見てきた。ここまでは、主に各々の首領一族を個別に追いかけてきたが、では同時代にオルドス地域に本拠を置いた彼らの様子を横断的に眺めた時、共通することは何だろうか。

---

至った。

413 ［史料］論惟貞墓誌，第 23-24 行目。

［原文］永泰元年入朝，代宗以夙彰勲望，権留禁列拜右領軍衛大將軍・英武軍使。

［訓読］永泰元年、入朝するに代宗は夙に勲望を彰すを以て、禁列に権留せしめ、右領軍衛大将軍・英武軍使に拝せしむ。

［和訳］永泰元年（765）、入朝した時、代宗は早くに功勲と名望を示したことによって、朝廷にとどめさせて、右領軍衛大将軍・英武軍使に任命した。

414 ［史料］常衮「授論惟清朔方節度副使制」『文苑英華』巻 412, p. 2087.

［原文］勅。銀夏綏麟等四州兵馬使，同朔方節度副使，開府儀同三司，前行銀州刺史，兼御史中丞，歸德州都督，武威郡王論惟清。［中略］可使持節，隰州刺史，兼御史中丞，歸德州都督充本州團練守捉使，同朔方節度副使。

［訓読］勅す。銀・夏・綏・麟等の四州兵馬使、同朔方節度副使、開府儀同三司、前行銀州刺史にて御史中丞を兼ね、歸德州都督、武威郡王たる論惟清。［中略］使持節、隰州刺史にて御史中丞を兼ね、歸德州都督とし、本州團練守捉使，同朔方節度副使に充つべし。

［和訳］勅令を下す。銀・夏・綏・麟等の四州兵馬使、同朔方節度副使、開府儀同三司、前行銀州刺史にて御史中丞を兼ね、帰徳州都督、武威郡王たる論惟清。［中略］使持節、隰州刺史にて御史中丞を兼ね、帰徳州都督とし、本州団練守捉使，同朔方節度副使に充てる。

まず吐谷渾慕容氏と党項拓抜氏の例から、開元～天宝年間に首領のみならずその兄弟・従兄弟・叔父等が各種の使職あるいは州刺史を帯びて、羈縻州の管理に携わっていたことを確認できる。このことは当該時代に唐朝廷が羈縻州管理を強化していった政策とも、おそらく矛盾しない。つまり、従来から部落内で慣習的に行われていたと考えられる首領一族による羈縻州管理を、朝廷は使職を授けて追認するとともに、与える使職によって役目を規定し、責任の所在を明らかにしたものと考えられる。言い換えれば、唐朝廷は首領一族から権力を奪うのではなく、六胡州の乱後も引き続き彼らを羈縻州管理のかなめとして利用し、同時に首領及びその一族に都督や刺史、さらに各種の使職を授ける行為を通して、権威の源泉として彼らの上に立っていたと考えられる。

一方、「一子出身」「強蔭」「一子の蔭」という語で示されるように、首領一族の構成員が中央に出仕する時、高位高官にあった父祖の官蔭を利用して就官することが行われた（慕容相、慕容曦皓、論惟貞）。また、この時期には、朔方節度副使に、慕容曦光、拓抜興宗、論誠節といった人物が就任したことを確認できる。この点について、すでに山下将司氏によって、鉄勒系の阿布支のような有力集団の首領が副使についていたことが指摘されている[415]が、当該時代の前後を見ると、朔方節度副使職には実に様々な集団の長がついていたことを指摘できる。

このように 3 つの羈縻州の首領一族では、本拠地である羈縻州、朔方節度衙、中央（朝廷）に、うまく構成員が配置されていた様子を見て取れる。すでに石見氏と山下氏によって、涼州に部落があったトルコ系の契苾氏において、部落長自らが唐朝に出仕した場合、部落内の近親者が羈縻州長官を代行したことが指摘されている。近親者を配置して、中央と羈縻州の双方に、足がかりを創るという点では同じである。血縁関係でつながる複数の構成員を通して、これら 3 つの羈縻州の首領一族は、唐の支配を前提とし、羈縻州を本拠としつつも、官蔭による就官制度を利用して中央に食い込み、また節度衙で職位を得ていたと言えるだろう。

[415] 山下 2011.

## 結語

本論文で述べたことを、ここでまとめたい。**序論**において、先行研究で述べられていることを整理し、いくつかの問題について再検討した。その中で敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368 の内容年代決定は 706~714 年が正しいことを再確認した。さらにダギェル（Da rgyal）姓の人物たちの出自を特定するには、史料が決定的に不足しているため、これを吐谷渾系とみなして仮説を組み立てるのは危険であることを指摘した。また吐谷渾人が集住していた地域について、チベット語史料、漢語史料から確認し、吐谷渾国（'A zha yul）の範囲がおよそ現在の黄河最上流域から青海湖周辺、河西回廊の南にある山南地域に及び、北西では蘇干湖盆地、薩毗城で尽きると考えた。

その上で、第一章から第二章にかけて吐蕃による吐谷渾の征服と、その後の展開を述べた。**第一章**では、征服の過程と占領の初期を扱った。吐蕃の吐谷渾征服とその後の軍事活動は、ガル・トンツェンと息子のチンリン、ツェンワが担うところとなったと考えられる。それは 659 年の吐谷渾遠征以来、ガル氏が粛清される 698 年まで約 40 年続いた。その間に、吐蕃支配下にある吐谷渾王（可汗）に吐蕃王家の王女が降嫁する一方で、「青海の軍管区」が置かれるなど、吐谷渾を軍事拠点として利用する政策が展開した。しかし、698 年のガル氏粛清事件によって、それまで事実上、吐谷渾を経営してきたガル氏は徹底的に排除される。この事件が契機となって吐谷渾人の大規模な離反を招いた結果、吐蕃による吐谷渾支配はこの時、危機的な状況に陥ったと考えられる。その後 706~714 年にかけて、吐谷渾国にはド氏、バー氏、チョクロ氏といった氏族出身の大臣が、毎年のように来訪した。吐谷渾王側は、往々にして宴会を開いて彼らをもてなし、下賜品や贈り物を授与する。その一方で、吐蕃中央政府側の大臣たちは様々な行政措置を行った。そして 714 年頃には、ここを前線基地として唐に侵寇できるほどに、吐蕃の支配は回復していた。

続けて**第二章**では、吐谷渾王をひとつの軸として、第一章に続く時代から、吐蕃の終焉期までの流れを追った。726 年の吐蕃の河西侵攻に対抗する形で、唐軍は青海湖周辺まで侵入する。その翌年、吐蕃のツェンポと御甥吐谷渾王の対面が実現するが、これは一種の政治パフォーマンスとして演出されたものであったと推測される。しかし、その後も唐は青海に盛んに侵入し、729 年には石堡城を奪取した。それによって、吐蕃側から講和の働きかけがなされ、吐谷渾国にも小康状態が訪れる。しかしパミール方面で先端が開かれたことをきっかけに、吐谷渾国は再び唐軍の侵入を被るようになる。それは墨離，青海湖周辺、さらに大嶺，漁海，遊奕といった吐蕃側の諸軍、石堡城、定戎城、積石軍といった地域に及び、また吐谷渾王と吐谷渾の王子たちも従軍した。その後、安史の乱を契機に吐蕃と唐の境界が東北方面へ大幅に移ったことで、吐谷渾国は最前線地域から後方基地へ役割を転換させたと考えられる。8 世紀後半から 9 世紀前半において、吐蕃における御甥吐谷渾王の序列は王妃に次ぎ、大臣より高く設定されていた。一方、実際の政治にどのように関わっていたかに目を転じれば、千戸長改廃置、千戸長の選出といった重要事は、吐蕃の中央政府において決定されたと考えられる。その過程で、吐谷渾王は候補者を推薦し、また人員派遣を差配する職務に携わっていたことを確認できる。

**第三章**では中央アジア出土文献に現れる吐谷渾の部落を取り上げ、敦煌における吐谷渾

人の活動を検討した。彼らは、敦煌漢人との間で牛の売買や人身売買／交換等の形で交流を持っていたが、その一方で、敦煌漢人との間で時にトラブルも引き起こしており、そのような争いは吐蕃の支配が終焉してかなり時間が経った後にも発生した。それらの交流や争いは、漢人と吐谷渾人が空間的に近いところにいたからこそ起こり得たと考えられる。さらに生業に目を向ければ、牧畜業以外に農耕に従事する吐谷渾人が存在した。軍事に関与していたケースでは、コータンなどに派遣され、山ごもりや穀物輸送に従事していた。また恩賞として与えられた千戸長の地位が、それを与えられた一族内で争奪の対象になることもあった。仏教と吐谷渾人の関係を示す史料は限られているが、それでも BD09637 文書によって、吐谷渾から布施として馬が徴発されていたことを見て取れる。

**附章**では、唐の支配下にあるオルドス地域の 3 つの羈縻州首領一族（吐谷渾慕容氏，党項拓拔氏，吐蕃論氏）の活動と就官状況を検討した。吐谷渾慕容氏，党項拓拔氏について、開元～天宝年間に首領のみならずその兄弟・従兄弟・叔父等が各種の使職あるいは州刺史を帯びて、羈縻州の管理に携わっていたことを確認できた。そこから見るに、唐朝廷は首領一族から権力を奪うのではなく、六胡州の乱後も引き続き彼らを羈縻州管理のかなめとして利用し、同時に首領及びその一族に都督や刺史、さらに各種の使職を授ける行為を通して、権威の源泉として彼らの上に立っていたと考えられる。一方、「一子出身」「強蔭」「一子の蔭」という語で示されるように、首領一族の構成員が中央に出仕する時、高位高官にあった父祖の官蔭を利用したことを確認できた。また、この時期には、朔方節度副使に、慕容曦光、拓拔興宗、論誠節らが就任したことを確認できる。血縁関係でつながる複数の構成員に注目することによって、当該時期の首領一族は、羈縻州を本拠としつつも、唐の支配を前提とし、その制度を利用して、羈縻州，中央（朝廷），節度衙に職を得ていたと考えられる。

以上が本論文において、筆者が示したところである。最後に総括を行ない、今後の展望を述べたい。まず本論で示したことにより、吐蕃の吐谷渾支配の歴史を、いくつかのステージに分けて示すことができる。すなわち、

①ガル氏によって征服と初期の統治が主導された時代（659~698）
②ガル氏粛清事件による危機を乗り越え、統治を再建した時代（706 頃～714 頃）
③吐蕃と唐の軍が、吐谷渾国およびその周縁で活発に交戦した時代（726~755 頃）
④吐蕃と唐の境界が東北方面に移動し、軍事の最前線でなくなった時代
（8 世紀中葉～9 世紀中葉）

である。

さらにこの地域を経営するために、チベット本土から恒常的に、軍事・行政を取りしきる大臣たちがここに派遣された。ガル氏に始まり、ド氏、バー氏、チョクロ氏の大臣たち、そして様々な軍司令官、行政官がその時々に吐谷渾国に派遣されている。それは上記の①～④の時代を通じて変わることはなかった。その一方で、吐谷渾王を政務の場から完全に排除することもなかった。**第二章**と**第三章**で扱った二点の敦煌チベット語文書（IOL Tib J 1253 と P.t.1185）からは、本土より派遣された大臣と吐谷渾王が、行政上の処置を行なう上で、ある程度連携して、それを遂行していた様子を見て取れる。

本稿では、吐蕃の支配地域のうち吐谷渾を主たる対象とした。吐蕃が支配した地域の内、

特に出土文献に恵まれた敦煌や西域南道地域について、行政単位, 軍事, 徴税といった様々な切り口から研究が積み重ねられてきている[416]。いずれそれらを俯瞰し、改めて検討し、まとめる必要があろう。そうすることで、ユーラシア世界の一角を占めたこの帝国の姿を、より実情に即して描くことができよう。

[416] 武内 2009. また最近では敦煌チベット語文献に現れる「中央（dbu’）」と「縁辺（mtha’）」にどういった地域が含まれるかを岩尾一史氏が検討している。その結果、前者には 7 世紀中葉に獲得した地域（ドカム，Mdo khams）が、後者には 8 世紀中葉の大規模な侵攻で占領した地域（デカム，Bde khams）が含まれたことが、明らかになるとともに、両者の境がおよそアムドど河西地域にあったことが示された［Iwao 2018, pp. 53-57］。

## 史料編

本論文で取り上げた敦煌チベット語文献の内、特に重要と筆者がみなしたものについて、全体の録文と和訳を著録する。P.t.1185 と IOL Tib J 1253 については、旗手 2014b，旗手 2017 の語注を、一部修正して再録した。ただし本文と重複する内容は省略している。

### 1. IOL Tib J 1368（序論 1. （2）ほか）

IOL Tib J 1368 とナンバリングされたフォリオは、3 つの断片を含む。3 つの断片の大きさは、それぞれ 1.2×3.9cm，1.4×37.5cm，17.4×48.4cm である。その内の 2 つは、裏面に文字を持たない漢文経典で、残るもっとも大きい漢文経典の裏面にチベット語で年代記が記されている。この年代記は全体が 55 行、上下は完存しておらず、右側部分が全体にわたって破損している。一方、左側の残存部分で 1.0~1.5cm ほどの余白がある部分は、破損がないと分かる。2 枚の紙から成っていて、50 行目から 51 行目にかけて 4mm ほどの紙縫が確認できる。

**［録文］**

(1) ] gy[-] [-]b ywab g.y[a]ng can mkha[r][
(2) [--] sang rje khri gdas dang / cog [ro] cung bzang ’dam kong la [-][
(3) ] [th]o gon kha gan la phyag [bgyis] / / ston mo ched po gsol / [
(4) nas [---] so pha ’babs dngu[l] lnga dang / bya dga’ ched po [
(5) [d]u [s?]t [---] [-]’ lo sal dang / dbyar sla ra ba’i sku bla ched po g[s]o[l] [
(6) spyan [---] dpyar rma chab kyi mu to lying cha chud du btab [
(7) [ca chab] [---] lIngs ched po bgyis te / / rI dags kyang [ma] [
(8) khrin [---] [-]s kyi pho brang de’I dgun s[r]a bal gyi g.ya[-] c[an?] [
(9) de nas de’i [---] gnam gi sras ma ga tho gon kha gan gyi [
(10) ˆe to nyang [kh]ab du bzhest[e] / / ’a zha rje’i dpyang lagisu bkab nas / / m[
(11) de da’I lyong jeng du spar / / de nas spre’u lo’i lo sar / / sra bal [
(12) po yang d[e]r gsol / / de’i dbya[r] / yuM btsan mo khri bangs kyI zham ri [
(13) stong sde so sor bkal nas / / pho brang rma chab kyi glang ma lung du b [-] [
(14) de’I ston pho brang tsogi sra bal kyi g.yang can mkhar du btab na[s] [
(15) [yang?] b[---]n mkhar du bzhugste / zhang rgyal tsan sug las [
(16) zhang lon ’di gnyis sug la brjes nas rtsis ched po bgyis [
(17) lo yang der gsol / / de’I dbyar pho brang se tong du btab / / de [n-] [
(18) ’i [sku] bla yang der gs[o]l / / de nas ’phrul gyi lha btsan po’i [
(19) dba’s stong rI gnang nyung la stsogs pa mchis te / / ’dun ma [
(20) [r]kang ’gr[o?]s sna drugi [g?]yang btab / / rkang to[n] dang rtsis ched po bgyi [
(21) lo sar dang dbyar sla ra ba’i sku bla ched po gsol / / de nas zla ba [
(22) bcan gyI [---] / rgya rje’i sras mo mun sheng khong co bzhe[s] [
(23) zhang btsan to re dang / ’bro zhang khri [bzang] kha ce stang dang / cog ro [

(24) [drang ste] mch[i]s nas / de nas btsang mo khri bangs dang sras ma [
(25) gshegs nas / / yum sras kyi zham ring du / / ’a zha’[i] zhang lon ched po [
(26) da red blon yi dang / / mug lden da’I dvon sod dang / / [-] [-] dpon wang [
(27) [-]o [-] [du]ng / phu’i thob pa / / thabs can gi mchis brang la stsogs [
(28) mun sheng khon co dang m[ja]l nas / phan tshun phyag bgyis / / sto[ng?] [
(29) sna mang po phul / / de nas mun sheng khon co / cong yul dbusu [
(30) dur btab / / de nas ston pho brang tsogI [r?]jor yo dur btab nas / / dgun [
(31) sla ra ba’i sku bla ched po yang deng gsol / / / de’i dbyar pho brang [-][lda mang [
(32) mdo blon ched po ’bro zhang b[rts]an sgra ya sto la stsogs pa / / phyag ’tshal [
(33) pha ’babs dang / / b[ya] [d]ga’ ched po stsal te rla [-][-] dzangs / / de’I [sto] [-][
(34) de’I dgun ’a zha’I zhang lon gyi gtso / da red pong yI gum / / de nas [
(35) g.yu gi yI ge nI de’i rtsa rol du thob / / na [ng] gyI blon po zhal ce par n[-][
(36) lo sar dang / dbyar sla ra ba’I sku bla yang der gsol / / de nas ston [mo?][
(37) de nas de’i dgun yang tsha shod du bzhungste / / btsang mo khri bangs [
(38) zhang nyen gyi bu / / dba’s khri bzang spo skyes la stsal te brdzangs [
(39) gon kha gan gyi khab du / / mug lden ha rod par gyi bu mo / / mug [
(40) bka’ nas / / mtshan yang ˆa lye bang dIg zhing du btags / / [de?][
(41) de nas glang gI lo la / pho brang tsha shod su btab nas / / lo sar dang dbya [r] [
(42) las byung ste / / skyin bar shud pu khri gzu sbur cung bskos / byung [
(43) de’i dbyar pho brang tsha shod du bzhugste / / lcam khon cho gnyI ’od [
(44) ched po gsol te // dzongs kyang nod du mchis / / slar yang yang [la] [
(45) g[za] brgya’ dang / rnga mo yang rnga rdzi dang bcas / rta yang rta rdz [i] dang bcas [
(46) dar bcas te brdzangs / / pha [sde?] / [m]chis pa’i dba’s dpon g.yog ri’ [
(47) de nas pho brang tsha shod du bzhugste / / dgun sla ra ba’i sku bla ched po g [-][
(48) gon kha gan gyi khab du / / cog ro stong re khong zung gi bu mo cog ro [
(49) dig zhing du btags / / stong re khong zhung thabs yar te dngul gyI yi [ge?] [
(50) btab nas / / stagi lo’I lo sar dang / db[--] ra ba’i sku bla ched po [
(51) ring lugs [-] / dba’s stag sgra khong [-] o [-] [dang] / cog ro na[m] po [-] [
(52) stong nyen [c?] ur kong dang / / mug lden da’I dven sven dang da red [’o?] [
(53) stsalte / / ’a zha yul du m[ch]is nas / / ’bangs ’a zha phyogs [
(54) slar ’a zha yu[l] du brlad de gshegs nas / / shul p[e?][
(55) [---]

［和訳］

(1)［前欠］……ヤンツェンカル……

(2) ……サンジェ・チデとチョクロ・チュンサン・ダムコンに……

(3) ……［マガト］ゴン可汗に挨拶した。大宴会を開催なさった。……

(4) …って（？）……下賜品［として］五つの銀と多くの贈り物を……

(5) に……年が新しくなり、初夏月の大クラを開催なさった。……

(6) 目（？）…［宮廷をこの］夏、黄河のムトリン・チャチュー に建てた。……

(7)（？）……　大狩猟を行って、獲物もまた……

(8)（？）……の宮殿をこの冬、サペルのヤ［ン］ツ［エンカルに建てて］……

(9) そこで、この……天の御子マガトゴン可汗の……

(10) エトニャンを妻にお迎えになって、吐谷渾王の dpyang lag のあらゆる者を保護して……

(11) この時の lyong jeng に上げた。そこで、サルの年の新しい年［になった］。サペル……

(12)［初夏月の大クラ］もまた、ここに開催なさった。この夏、御母王女チワンのお供……

(13) 千戸それぞれに課税して（？）、宮廷を黄河のランマルンに［建てた］……

(14) この秋、宮廷をツォクのサペルのヤンツェンカルに建てて、……

(15) もまた（？）…［ヤンツェン］カルにいらっしゃって、尚ギェルツェンが褒賞より……

(16)この大臣たち 2 人が褒賞と引き換えに（lit. に変えて）、大計算（rtsis ched po）を行った。……

(17) 年も、またここで［大クラ］開催なさった。この夏、宮廷をセトンに建てた。そこで……

(18) の［大ク］ラもまたここに開催なさった。そこで、聖神ツェンポの……

(19) バー・トンリ・ナンニュンたちがやって来て、会議を……

(20) 六蓄（rkang ’gros sna drug）の g.yang を建てた。選抜と大計算を行って……

(21) 新しい年となり、初夏月の大クラを開催なさった。そこで、月（？）……

(22) ツェンの……唐天子の御息女ムンセン公主（＝金城公主）［という方が］……

(23) 尚ツェントレとド尚チサン・カツェタンとチョクロ……

(24)［先導して］きまして、そこで王女チワンと御子息マ［ガトゴン可汗］……

(25) お行きになって、御母子のお供に吐谷渾の宰相（zhang lon ched po）……

(26) ダレ・ロンイとムクデン・ダイヴォンソェーと…長［である］ワン……

(27) ……上位を得た人、位階持てる者の妻たちが……

(28) ムンセン公主と対面して、互いに挨拶した。千（？）……

(29) 多くの種類を与えた。これより、ムンセン公主はチョン国［の］中央……

(30)トゥに建てた。そこで秋、宮廷をツォクのジョルヨトゥに建てて、冬、……

(31)初［夏月？］の大クラもまた、ここで開催なさった。この夏、宮廷を…ダマン……

(32)ド［の］宰相（Mdo blon ched po）ド尚ツェン・ダヤトたちが、表敬し……

(33) 下賜品と多くの贈り物を与えて、……送った。この［秋］……

(34) この冬、吐谷渾の大臣の長ダレ・ポンイ（＝ダレロンイ）が死んだ。そこで……
(35)トルコ石の告身はこの血統（rtsa rol）に得させた（受け継がせた？）。内大臣で法官に……
(36) 新しい年となり、初夏月のクラもまたここに祭った。そこで、秋、……
(37) そこで、この冬もまたツァシューにいらしゃって、王女チワン……
(38) 尚ニェンの子、バー・チサン・ポキェーに与えて送った。……
(39)［マガト］ゴン可汗の妻　に、ムクデン・ハルーパルの娘（である）ムク……
(40) お言葉により、名前もまたアレワンディクシンと名づけた。［これ？］……
(41) そこで、ウシの年に、宮廷をツァシューに建てて、新しい年となり、夏……
(42) より現れた。代わりの者（skyin ba）にシュープ・チス・ブルチュンを任命した。……
(43) この夏、宮廷はツァシューに置かれ、王の妻公主両者（？）……
(44) 大［クラ？］を祭った。城（rdzongs？）もまたヌーにあった。再びまた、……
(45) 百［の］星（？）とメス駱駝もまた駱駝使いと一緒に、馬もまた馬使いと一緒に……
(46) と一緒に送った。父［の］集団（？）［に］いるバー氏の長 g.yog ri’ ……
(47) そこで、宮廷はツァシューに置かれ、初冬の大クラを［開催なさった］。
(48)［マガト］ゴン可汗の妻に、チョクロ・トンレ・コンスンの娘チョクロ……
(49) ディクシンと名づけた。トンレ・コンシュン（＝トンレ・コンスン）は位階を上げて、銀の告身……［宮廷を……に］
(50) 建てて、虎の年の新しい年となり、初［夏月］の大クラを……
(51) リンルク（ring lugs）［に？］バー・タクダ・コン…［と］チョクロ・ナンポ……
(52)トンニェン・チュルコンとムクデン・ダイヴェンヴェンとダレ・……
(53) 与えて、吐谷渾国にお越しになり、臣民［である］吐谷渾側……
(54) 再び吐谷渾国に brlad して、お行きになって、空いている（？）……
(55) ……（後欠）

**［注記］**

**3 [bgyis] :** 現在、かすれてほとんど読めない。OTDO vol.1, p. 351（以下 OTDO の録文と省略）に基づき、bgyis とする。

**5 [d]u [s?]t[---] :** OTDO の録文は、du bta [bste?]「…に建てて」 とする。

**8 s[r]a :** OTDO の録文は、s[r]a とするが、添足字の「r」はまったく見えなくなっている。

**9 gnam gi sras :** OTDO の録文は、gnam gis sras とするが、実物を見ると gnam gi sras と確認できた。

**10 nyang [kh]ab :** OTDO の録文は、nya[-][kh]ab とする。実物は nyang [-]b と読めた。そのため、nyang [kh]ab とする。

**14 btab na[s] :** OTDO の録文は、nas とするが、実物では末尾の s は見えなくなっている。

**16 bgyis [ :** OTDO の録文は bgyis / とし、第 17 行につなげている。実際には bgyis の後は欠損している。

**19 dba’s stong rI gnang nyung :** OTDO の録文は、dba’s stong rI gnad nyang とするが、実物では gnad は gnang と読むことができ、nyang の下には母音の u が見えた。

**20-21 rtsis ched po bgyi [ :** OTDO の録文は rtsis ched po とし、第 21 行につなげる。実際には po のあとに bgyi を読み取れ、その後は欠損している。

**21 rgya rje :** OTDO の録文は rgya je とするが、実物は rgya rje と読めた。

**23 [bzang] :** OTDO の録文は bzang とするが、現在見えなくなっている。

**24 de nas :** OTDO の録文は de mas とするが、実物は de nas と読めた。

**25 ’a zha’[i] :** OTDO の録文は、’a zha’i とするが、母音の i は現在見えなくなっている。

**25 zhang lon ched po :** OTDO の録文は chad po とするが、実物は ched po と読めた。

**27 [du]ng :** OTDO の録文は[dung (/ dur)]とする。実物は[-]ng と読めたので、[du]ng とする。

**28 m[ja]l:** OTDO の録文は mjal とするが、ja は現在見えなくなっている。

**28 sto[ng?] :** OTDO の録文は stong とする。実物を見る限り、ston（秋）の可能性もある。

**29 cong yul :** OTDO の録文は cong bul とするが、実物は cong yul と読めた。

**30 [r?]jor :** OTDO の録文は [jong (/ jor) ] とする。rjor あるいは jor か。

**31 sla ra ba’i :** OTDO の録文は sla rab’i とするが、実物は sla ra ba’i と読むことができる。文脈からもこちらが正しいだろう。

**31 [-][lda] mang :** OTDO の録文は[lda mng-]とする。実物は brang [-][-]mang と読めたので、[-][lda]mang とする。

**33 b[ya] [d]ga’ :** OTDO の録文は bya dga’とするが、bya の添足字 y と dga’の添前字 d は現在見えなくなっている。

**33 de’I sto :** OTDO の録文は、de’i sto とするが、現在はほとんど読めなくなっている。

**34 de nas [ :** OTDO の録文は de nas とし、すぐに第 35 行につなげているが、実際には nas の後は欠損している。

**37 de’i dgun :** OTDO の録文は de’i gun とするが、実物は明らかに de’i dgun と読める。

**45 g[za] :** OTDO は、gza とするが、現在 za は見えなくなっている。

**45 rdz[i] :** OTDO は、rdzi とするが、現在母音の i は見えなくなっている。

**46 dba’s dpon :** OTDO の録文は dba’ dpo’とするが、実物は dba’ dpon と読める。

**50 db[--] :** OTDO の録文は d[gun sla?]とするが、実物は db[と読める。おそらく db [yar sla] と復元できる。

**51 [-] o [-] [dang] :** OTDO は、[-]o [-] dang とするが、現在実物では dang は読めなくなっている。

**52 c[?]ur kong :** OTDO の録文は c[?]ur kang とするが、実物は c[?]ur kong と読める。

**53 phyogs [ : O**TDO は phyogs とし、すぐ第 54 行につなげるが、実際には phyogs の後は欠損している。

**2. P.t.1185（第二章（2）③）**

**［録文］**

**Recto**

(1) *gcag na* blon sta gu las mc*i* ba’*i* r*i*gs zh*e*s / mc*i* nas // sphr*a*ng y*i*g gcig kyang

(2) dngos kyis ~~ka~~ skri zhing skur ba lags // me nyag sna ldI’i ’tso mgyogs gum /

(3) ba ni // thu pon tsa sgo la phab pha lags / d[e] dgod da ngo da’i / ’tso mgyogs //

(4) gum ba ni dngos kyis skri ba lags // dmag chad / kha srung su kha bstand pha’
(5) rnams // nI // dmag rdzongs rtsis mgo las / ma mcis nas / kho na gzhi nyam /
(6) rang jI ’byord par / bas / ’tsal ba sug pha na mcis pa slar srI zhing ma gzhag
(7) zhig phar / dpon sna rnams la mcid nan stsald // dmag chad kyis / rta ra’i //
(8) grangs / ma ’tsalde / gzhi nas brdzang ba’i rnams ni nang rje po zhang btsan bas / rtsis
(9) mgo stsald pha bzhin du ’tsal ba na gsum du pye ste rdzong bar~~s~~ ’tsald // rta ra
(10) grangs ma tshang ba’I skyin bar / khar nyin / rta bzangs ’di nas / bkye ba’i nang nas
(11) gzhag du ni myi rung // grangs du ma tshang ba’i rnams bdag cagis brtsiste /
(12) gtan la phab nas // rdzongs / tshun cad / legs pha zhig du / rta bzang[s] slar /
(13) ’khor pha’i phral thug du brdzang bar ’tsald // de bar /ni / bsnyengs phar yang myi /
(14) mci lags ba snyam // ’a zha ded dpon / du da red ~~du~~ gnang yI bdus pha las
(15) dbon ’a zha rjes bkas gthade // gnang yI skyin bas / ded dpon du da kong da’
(16) seng lag / thong shig ces byung nas // brjeste btang pa lags /// da’I stagI skyin ba /
(17) ni // do chig ’og dpon du bskos pha do sphong dong lag / bzhagste / do sphong dong lag
(18) kyang / dmag chad kyI nang nas // zhang lon gyi bu tsha ’am rje blas kyi rngo thog pha ni mang ste /
(19) gang dang rje ba / dbon gyi pho brang ’am / nang rje po zhang khrI sum rje ’am gcIgi thog du zhus /
(20) nas // bka’ ji stsald pha las gdod sprIng bar ’tsald // dmag chad rnams / bdag cagi
(21) s / thog thog du rmas ~~na~~ / nas / bas par bye brag phyeste / dngos kyIs chade ma mchispa
(22) rnams kyang / dpon sna / rnams kyang / rim pas phye chad pas bcad nas / dmag
(23) chad / dngos kyis chad pa rnams // dpyid sla tha cungs / tshes / bcu tshun chad / khrom du
(24) phyin par / skyol chig ces dpon sna rnamsla / mchid stsal / gum ba rnaMs [---]
(25) la / gsang bar / bris ste / kha nag du / bgyis ste / sprIng ba lags / gum skyin ni [gzhi] na[s]
(26) ’thus ste / gtong bar ’tsal / bde blon khor dang / [kh]o[---] [-]i [---][-]I [-]o [-]i [
(27) po nya dang // ’phar [r]ol la sprIng du / gsol [
(28) cI ba’i rngo myi thog pa rnams kyang gum s[kyin] [
(29) shing mchis / dngos chade mcis pha’I rnam[s] [

**Verso**

(1) $ / dmag chad kyi byang bu bye brag [
(2) bzang / ~~da~~ pyIs ste / dpyid sla ’br[i]ng [---][---]u[---]b[-]u[-]u (3) nas b[ny]ang /

**［和訳］**

**Recto**

(1) ……（前欠）理解して（gcag na）、論タクより言うのが適切だ」と言ったので、一通の請願書も
(2) 現在、発出します。ミ（lit.メ）ニャク・ナディの…（解釈困難）…
(3) を、トゥポンツァ（thu pon tsa）［の］戸に下しました。デゴー・ダンゴダの…（解釈困難）…
(4) を、現在送ります。軍罰［として課せられた物品］（dmag chad）で、辺防施設で受け

取ったもの
(5) などは、軍［の］供給物［の］手引きには（lit. より）存在しないので、当該［の］地所（？）自体
(6) が、何かを届け［て補填す］るようにした。要求したもので［すでに届いて］手元にあるものを、後ろに積み上げたまま放置しない
(7) ように、諸役人に命令書（mchid nan）を賜った。軍罰を理由にして、馬厩（rta ra）の［馬の］
(8) 数を要求することはしないが、地所（gzhi）から送る［べき］もの等については、ナンジェポ尚ツェンワが［こうしろという］手引きを
(9) 賜ったごとく、［送れと］要求するものについて三つに分割して送るように［担当者に］要請した。
(10) 不足している馬厩［の馬］の代わり（skyin ba）に、…（解釈困難）…良馬を当地より送るものの中から
(11) みつくろう（gzhag）のは不適当である。不足分等は、私たちが計算して
(12) 承認したので（gtan la phab nas）、［軍の］糧食（rdzongs）の内から優良品を消費して（legs pha zhig du）、良馬を後で
(13) 随行員（’khol pa）のすぐ近くまで（phral thug du）送るように［担当者に］要請した。そこで恐れることには、また
(14) 来ないことを懸念します（lit. 思います）。吐谷渾のリーダー（ded dpon）について、ダレ・ナンイが来た（lit. 集まった）ことにより、
(15) 御甥吐谷渾王がお言葉により指示したが、「ナンイの代わりとして、リーダーにはダコンダ・センラク
(16) を派遣せよ」と［吐谷渾王が］言ったので、交代して［ダコンダ・センラクを］派遣しました。ダイタクの代わりは
(17) 現在、副長に任命した者［である］ドポン・ドンラクを置いた。しかしドポン・ドンラク
(18) ［について］も、軍罰［を課せられた者］の内に（lit. 内より）、官僚（zhang lon）の子弟やご公務の能力を有する者が多いので、
(19) 誰かと交代することを御甥［吐谷渾王］の宮廷か、ナンジェポ尚チスムジェか［どちらか］ひとりの上にうかがいを立てて、
(20) 何らかのお言葉を賜ったならば、すぐに［ドンラクの代わりを］送るように［担当者に］要請した。軍罰等は私たちが
(21) 上に（lit. 上上に）尋ねて、［すでに］したように分類を行って（bye brag phyeste）、現在、不足して（chade）存在しないもの
(22) 等も、［公務を果たすべき］諸役人たちも、［役人たちの］等級（rim pa）によって、不足している小麦粉によって決めた上で、［それら］軍罰［として課せられた物品］で
(23)現在、不足しているもの等を、季春月十日までに軍管区（khrom）［の治所］に
(24) 到着するように送り届けよと、諸役人たちに［通達の文］書を賜った。死んだ者（gum ba）等……

(25) に、秘密にするように書いたが、…（解釈困難）…について処置したので送ります。死者の代わり（？gum skyin）が地所より
(26) 集まったので、送るように［担当者に］要請する。デの大臣［の］随員と…
(27) 使者と［を］、もう一方の側に送るように上申し…
(28) 何らか（ci ba）の能力のない者等も、死者の代わり……
(29) して、やって来た。現在、 決定して存在しているもの等……（後欠）。

**Verso**

(1)軍罰の木簡（byang bu）を分類……
(2) よい…が遅れて、仲春月…
(3) より…。

**［語注］**

**r1 mci ba:** 王・陳 1988, p. 380 では mtho。

**r1 sphrang:** 王・陳 1988, p. 380 では sphring。

**r2 skri zhing skur ba lags:** 「発出する」。skri ba は「派遣する、送り出す」［『蔵漢』p. 176］、skur ba は「送る、輸送する」［Jäschke 1881, p. 23］の意味を持つ。直訳すれば「送り出して送ります」となるが、ここでは「発出する」と意訳した。

**r2 ldI'I:** 王・陳 1988, p. 380 では ldi'i。

**r2 'tso mgyogs gum ba:** 現時点で解釈困難な語。'tso は「生きる、生命（'tsho ba）」に由来するかもしれない。mgyogs は「素早い、早い（mgyogs pa）」［Jäschke 1881, p. 92］であろう。gum ba は「死ぬ（'gum ba）」の完了形である。しかしこれらを組み合わせても、意味のある語を成さない。

**r2 me nyag sna ldI:**「ミ（lit.メ）ニャク・ナディ」。人名とみなす。Me nyag は、チベット語でタングートを表す Mi nyag のヴァリアントであり、大英図書館藏敦煌チベット語文献 IOL Tib J734, 4r-126［OTDO1, p. 280］にも在証されている。また Mi nyag 姓の人物が、大英図書館の所蔵するミーラーン出土チベット語契約文書 M.I.xiv.24, l. 5 に見出せる［Takeuchi 1995, p. 305］。

**r3 thu pon tsa :** 現時点で解釈困難な語。王・陳 1988, p. 380 では sdu tshon tsa とするが、実見して thu pon tsa と確認できた。人名かと推測されるが、あるいは thu pon の thu は thu bo（首領）［Jäschke 1881, p. 232］に通じるかもしれない。

**r3 lags / d[e] dgod da ngo da:** 王・陳 2008 は lags / ……ngo 。実見調査に基づき筆者は lags / d[e] dgod da ngo da と復元する。de dgod da ngo da で人名とみなす。

**r4, 7, 18, 20, 22, v1 dmag chad:** 王・陳 1988 は dmag chad を dmag chas と同義とみなし「軍需物資」と訳している［p. 187, p. 383］。一方、dmag chad は本文書 P.t.1185 のほかに、大英図書館藏敦チベット語文献 IOL Tib J 740 にも見出すことができる。IOL Tib J 740 は外相（phyi blon）と中央政府の司法官（pho brang khor gyi zhal ce pa）の間の問答集であり、離婚・貸借契約・財産所有など様々な訴訟が引用され、各ケースで最終的にサイコロを用いた判定が適用されるか否かが問われている。そして IOL Tib J 740 を校訂した Brandon Dotson 氏は dmag chad を“the military punishment（軍罰）” と訳している［Dotson 2007,

p. 55 ほか]。そこでは chad を chad pa（刑罰）とみなしている。

ここで問題になるのは「chad」の解釈である。「物資」と「罰」では意味がかけ離れているが、それではどちらの意味の方がふさわしいだろうか。IOL Tib J740 の中で、dmag chad は第 329-359 行の中で、6 ヶ所に現れる。第 329-359 行は兵士の適切な供給と食糧の送付について、それに責任を負う地所（gzhi）のものが失敗した場合、どのような罰を受けるかを述べている。Dotson 2007 によって示された英訳を参考にして、以下にその部分を引用し、和訳を示したい。

［史料］IOL Tib J 740, ll. 331-335. 録文は OTDO1, p. 344 による。

［録文］(331) bka’ sho’i sngan (332) roldu / rje blas rkyar btuste / gzhI bus brdzangs pa las dmag myI rje blas (333) bcad pa dmag chad dngos nI khrin myi rma bar bka’ sho’i tshigs las (334) gyang ’byung na / dmagmag rdzangs lta bo / dmag god thob pas / thus (335) slad ma’i tshe ’ang rdzong ’tshalte / ’tshal tam / slar ’buldu stsal /

［和訳］(331) サイコロのお言葉［の発布される］ (332) 以前にご公務はキャ[417]に集約され、地所の者（gzhi bu）が［供出物を］送っていたことにより、軍人のご公務と［lit. を］ (333) 決定した。［すなわち］**dmag chad** は現在、法的な罰則を問わないとサイコロのお言葉（lit. お言葉のお言葉）からも (334) 現れており軍糧（？dmag mag）を送ることについて、軍の支出（dmag god）[418]を得たのであれば、(335)［軍糧が地所に］集まった後に、再び発送することを要求したなら、要求できるか、それとも再び贈り物として［地所の者に］賜るか。

［史料］IOL Tib J740, ll. 342-351. 録文は OTDO1, p. 344 による。

［録文］ (342) da’ dmag chad shos khums pe’i dmag rdzong ded pa ni spyi mangdu mchis (343) pa yang ’dra / dmag chad dngos gyI bka’ chad nI shos khums par yang (344) bas na / gzhI bus brdzangs pe’i rdzangs lta bo khrims gyIs dmag myis (345) dpangste / thog ma gzhI bo las ’gug pe’i tshe yang gtandu stsal pas (346) dmag myI nor lagste / bka’ sho ma byungdu lags gyIs gyang dmag chad (347) ’gum ’am spyugs na / bu smad kun yang khrIn gyI bka’ chad la / (348) thug pas /

［和訳］(342) 今、サイコロで執行した **dmag chad** に含まれる（lit. の）軍の供給物（dmag rdzong）を追跡することは、一般に多くある(343) ことのようである（lit. に似ている）。［かりに］主たる **dmag chad**［の内］のお上の刑罰（bka’chad）をサイコロで執行するように (344) 実施したならば、地所の者が発送したところの供給物について［は］、法により軍人が (345) 権利を持つ。［すなわち］最初、地所の者から集まった時も常に［軍人に］賜ったことにより(346) 軍人の財産である。［しかし以前は］サイコロのお言葉が［まだ］発布されていなかったので、**dmag chad** が (347) 死刑［や］追放に該当する［lit. 属す］なら、子孫全ても法的な罰（khrin）［の内］のお上の刑罰（bka’

[417] キャ（rkya）は吐蕃の土地面積、徴税の単位である。吐蕃支配地域では戸ごとにキャの土地（rkya zhing）が分配され、様々な税が徴収された［岩尾 2007］

[418] god が支出を意味することは、岩尾 2010, p. 39 参照。

chad）［の対象］に (348) 該当することで（後略）。

［史料］IOL Tib J740, ll. 354-359. 録文は OTDO1, p. 344.による。

［録文］(354) dmag chad (355) lta bo ’gum spyugs la thug pa yang khrin chen po yang bka’ shos / (356) khums / rkya ’ang bka’ shos dgum zhIng rkya yuldu ma bsnan pe’i / (357) rIgs sam myi rIgs / / kha mar las dmag chad rnams rkya god (358) stsal par myI gnang gIs dmag nI gzhi la snon cIg rdzangs ni (359) bu londu gyur pas shos ma chod gyis gzhi bo slar stsol cig /

［和訳］(354) ［問］**dmag chad** (355) について、死刑［や］追放に該当する［lit. 属す］としても、大罪だとしても、サイコロのお言葉により (356) 執行する［ことができる］。［税として支払う］キャもサイコロのお言葉により執行する［ことができる］が、キャの土地に加えないことは (357) 適切か否か。［答］赤い刻み目の木簡より。**dmag chad** 等はキャの支出を (358) 賜ることを認めないので、軍は地所に加えよ。糧食は (359) 借金になることで、サイコロの［執行の］対象外なの（lit. により決定しないの）で[419]、地所の者が再度、［軍人に］与えよ。

王・陳 1988 が説くように dmag chad を軍需物資だとみなすと、IOL Tib J 740 において文脈にそぐわない箇所が出てくる。逆に「軍罰」と解釈すると P.t.1185 において同じ問題が発生する。ただし chad を chas とみなすより、chad のままで解釈する方がより適切と考えられる。ここでは Dotson の解釈に従って「軍罰」と訳すと共に、「罰として支払うべきもの」の意味が含まれていたと便宜的に解釈する。dmag chad の語義のさらなる検討は後日にゆずりたい。

**r4 kha srung:** 動詞 srung ba は「見張る、守備する」［Jäschke 1881, p. 582］、kha には「口」、「前方」、「辺縁」などの意味がある。そこから、「辺防施設」と解釈する。

**r4 bstand pha’:** 王・陳 1988, p. 380 は bstand pa’。

**r4 kha btsan pha’:** kha btsan pa は「受け取る」「受け入れる」の意味である［Takeuchi 1995, p. 26］

**r5 nas / kho na:** 王・陳 1988, p. 380 では nas kho na。

**r5 rtsis mgo:**「取り決め」。Dotson は“manual / protocol”と訳し［Dotson and Hazod 2009, p. 54］、岩尾一史氏はその解釈に従って「取り決め」と訳している［岩尾 2011, p. 54］。彼らの解釈に従い、ここでは「手引き」と訳す。

**r5 gzhi nyam:** gzhi は「土地、地所」［Jäschke 1881, p. 480］で nyam は「心」「態度」［Jäschke 1881, p. 185］の意味を持つ。何らかの土地を指す語か。日本語訳では「地所（？）」とする。

**r6 rang jI:** 王・陳 1988, p. 380 では rang dzI。

**r7 zhig phar:** 王・陳 1988, p. 380 では shig phar。

**r8 nang rje po:**ナンジェポは高位の役人に対する一種の敬称であり［武内 1986, p. 579, p. 596 注 34, 岩尾 2011, p. 55 注 28 参照］、多くの場合、手紙の受信者に付される。しかし

[419] IOL Tib J 740 の第 267 行に、負債（bu lon）はサイコロの対象外である旨、記されている［Dotson 2007, pp. 37-38］。また西田 2008, pp. 71-73 も参照。

以下に引用するように、まれに手紙の本文において受信者でない人物に対して使用されるケースもあったようである。

［史料］IOL Tib J 999, ll. 1-3. 録文は TLTD2, pp. 56-57 を参照しつつ、IDP の画像から新たに起こした。

［録文］(1) /:/nang rje blon g.yu bzher la // khris legs kyi mcid gsol ba' // 'phrul dang mtshungs pa'i zha snga nas / snyun rnying slar ma ['bre]d [ches] (2) thoste / glo ba dga' zhing mchis // snyun gsol gyi mcid [yi]g sngar rnam du ma zhig gsol na / b[ka]' lan ma mchis pa dang / sbyar na 'a zha ngan pa [lda]gis gya ga (3) [-]u ma pul ba lta zhig [-] / nang rje po kwa chu pa'i ser sbyong gyi spun du bsgos pa //［後略］

［和訳］(1) **ナンジェ［ポ］論ユシェル**に、チレクの書を奏す。神と等しい御前にて、古い病気（snyun rnying）に再びおびやかされないと (2) 聞いて喜んでいます[420]。病気を申し上げる書を御前に、何度も…（解釈困難）…を申し上げたが、お返事がないことに加え、悪い吐谷渾人…（解釈困難）…、贈り物（gya ga）を (3) 与えなかったことを考慮せよ［と］**ナンジェポ瓜州人のセルチョン**の兄弟に命じた（後略）。

冒頭で言及された論ユシェルがこの手紙の受信者であり、ナンジェポが附されている。一方、ここでは文中で言及されている瓜州人のセルチョンにも、同じようにナンジェポの敬称が附されている。

**r8, 19 zhang btsan ba：** 「尚ツェンワ」。OTA ver. 2, ll. 37-38, 53-54, 86 に同名の人物が現れる［Dotson and Hazod 2009, pp. 131, 133, 136-137］。しかしツェンワ（btsan ba）はチベット人にしばしば見られる人名である上、OTA に現れる尚ツェンワは 750 年代末から 760 年代前半に活動していた人物である。そのため P.t.1185 の尚ツェンワは OTA の尚ツェンワとは同名の別人である可能性がある。

**r10, 15, 16-17 skyin ba:**「代わり」。skyin ba（pa）は一般には「借金，借用品，借金の担保」などを意味する語である［Jäschke 1881, p. 27 等］である。しかし skyin ba を「代わり，代理」と解釈できる例がある。たとえばマザルターク出土の手紙文書 M.Tagh.a.V.0015（Or.15000/150）において、skyin ba は次のように現れる。

［史料］M.Tagh.a.V.0015, ll. 7-12. 録文は Takeuchi 1998, p. 70 による。

［録文］(8) do chig dbyard pe'u tse rtsig du mchis tshun chad / [ (9) 'tsald de / rab du myi bde ste / bro g.yog dang phu [did] bgyid [ (10) gi bran rkya gu rib tran slebs / so res 'dI la mchi ba [ (11) bar g.yar te ma btang ba'I skyin ba / sde myi nya gram 'phan brod / [ (12) mchis pa / tran slebs gyi skyin ba / ri zug du mchi [

［和訳］(8) 今（do chig）、夏にペウツェ［の］防壁（rtsig）に来て以来…… (9) 賜って、とても気分がすぐれず、看護人と…（解釈困難）…行い……(10) のキャの奴隷（bran rkya）［である］グリプ・タンレプが、この古い辺境（so res）に来て……(11) するように借りて行かせなかった［のでその］**skyin ba** は、部落の人ニャダム・ペンロェ

[420] 手紙文書における定型挨拶文言については、武内 1986, pp. 576-584 参照。

……(12) 行った［者である］タンレプの **skyin ba** が山ごもり（ri zug）に行って……。

これを分析した Frederick W. Thomas 氏は文中に現れる skyin ba を“debtor (substitute?)”と訳している［TLTD2, pp. 222-223］。英語 debtor は一般に債務者のことだが、Thomas 氏はここで果たすべき義務を負う人間という意味で使っているようである。語釈部分では、“This naturally means a “debtor”. Apparently the debtor was required to act as a substitute.（この語は当然、「義務を負う者」を意味している。どうもこの箇所の義務を負う者は代理として行動することを要求されたようである）”と述べている［TLTD2, pp. 223-224］。同じ手紙文書について、武内紹人氏も病気を口実に山ごもりの軍役が交替されることを送り手が望んでいるようだと、解釈している［Takeuchi 1998, p. 70］。
さらに OTC の ll. 103-105 に次の一句がある。

［史料］OTC, ll. 103-105. 録文は OTDO1, p. 204 による。
［録文］’ung nas blon stong rtsan slar bcug ste / lo drug bgyis / nas / / rgas te guM mo / / skyin bar zhang lon pra mo dang ’bangs kyis dpya’d pa nI / / dba’s sum snang / bcug krang zhes dpyad do / /
［和訳］その後、論トンツェンが再び［宰相を］させられ、6 年間務め、年を取って死んだ。**skyin ba** について、高位でない官僚（zhang lon pra mo）と臣民が熟考し、「バー・スムナンを立てよう」と結論した（lit. 考えた）。

OTC の仏語全訳を著録した DTH, p. 131 において、
Alors Stong-rtsan fut rétabli dans les fonctions de ministre. Et, après six années, il mourut de vieillesse. **Pour le remplacer**, les petits officiers et les sujets proposèrent, après examen, Sum-snang, de Dba’s.
と訳されている。すなわち skyin bar はここでも、”pour le remplacer（彼の代わりに）”と解釈されている。また大英図書館蔵敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368 の第 41-42 行にも skyin ba が現れる。

［史料］IOL Tib J 1368, ll. 41-42.
［録文］(41) de nas glang gI lo la / pho brang tsha shod su btab nas / / lo sar dang dbya [r] [ (42) las byung ste / / skyin bar shud pu khri gzu sbur cung bskos
［和訳］そこで、ウシの年に、宮廷をツァシューに建てて、新しい年となり、夏…… (42) より現れた。**skyin ba** にシュープ・チス・ブルチュンを任命した。

この箇所の skyin ba を TLTD2, p. 12 は” to replace him（彼の代わりに）”、山口 1983, p. 583 は「代りに」と訳す。本文書 P.t.1185 の第 15-17 行では、本来予定されていた人間と別の人間を送るという文脈でこの skyin ba が使われており、「代わりに」と訳すと文脈によく合う。そのため、skyin ba を「代わり」と訳す。
**r10 khar nyin / rta bzangs:** 王・陳 1988, p. 381 では khar nyin rta brzongs。khar nyin は現時

点で解釈困難な語。王・陳 1988, p. 187 では該当する前後の部分を「不能将旧有馬厩抽出来頂数」と訳しており、nyin を rnying（古い）と考えたようである。khar は「城（mkhar）」あるいは「青銅（’khar ba）」 の異体綴りかもしれない。nyin は「昼」であるので、二つを組み合わせても意味のある語にはならない。

**r11 gzhag ba :**「みつくろう」。gzhag pa は’jog pa の未来形（ないし未完了形）である。’jog pa には ”to put”, “to place”, “to leave”などと並んで“to arrange（手はずを整える）”の意味ḥ つくろう」と意訳する。

**r12 rdzongs tshun cad legs pha zhig du:**「［軍の］糧食の内から、優良品を消費して」。rdzongs は一般には「城寨」を意味する語で、王・陳 1988, p. 187 もそのように解釈している。しかし本文書の第 5 行に dmag rdzongs が現われ、それは前述の IOL Tib J 740 にしばしば現われる「軍の糧食（dmag rdzong）」の異体綴りとみなせる。前後の文脈から判断するに、rdzongs は「城寨」より「［軍の］糧食」が適切だと筆者は考える。さらに zhig ba は’jig ba（壊す、切る、分ける）の未完了形 gzhig ba とみなし、「legs pha zhig du」で「優良品を消費して」と解釈した。

**r12 bzang[s] slar:** 王・陳 1988, p. 381 では bzang pa slar。

**r14 ded dpon :** 「リーダー」。ded dpon は「リーダー、商人、船主」等の意味を持つ。『翻訳名義集』において ded dpon は梵語 Sārthavāhaḥ（漢語：商主）の訳語として挙げられている［No. 635, 7362 等］。そこから物資を輸送する責任者の可能性も考えられる。

**r14 da red gnang yi:**「ダレ・ナンイ」。ダレ（da red）姓の人物は、他の敦煌チベット語文献にも在証されており、吐谷渾人の姓とみなされている［Taenzer 2012, pp. 183-184］。

**r15-16 da kong da’ seng lag :**「ダコン・ダセンラク」。人名とみなす。

**r17 do sphong dong lag :**「ドポン・ドンラク」。人名とみなす。

**r19 zhang khri sum rje :**「尚チスムジェ」。尚チスムジェに関する研究としては、Lalou 1939, Demiéville 1952, pp. 280-281、佐藤 1959, pp. 690-694, 山口 1980d, pp. 200-202, 邵 1993, 楊 2008, 馬 2011b 等を参照。『新唐書』巻 216 に沙州を攻め落とした将軍として名が挙がっている尚綺心兒（中華書局標点本 p. 6101）と、吐蕃の大論（政権の首班）の尚チスムジェ（漢語転写形では尚綺心兒，上乞心兒など）が同一人物か否かの問題は、ここでは触れない[421]。ただ、敦煌チベット語文献中に、尚チスムジェの名を持つ人物が二人、在証されることは指摘しなければならない。一人は Lalou 氏が訳注を行ったフランス国立図書館蔵敦煌チベット語文献 P.t.996 に現れる尚チスムジェ・マルウ（Zhang Khri sum rje Mar bu）であり、彼はデの大臣を務めた［Lalou 1939, p. 511］。もう一人は言うまでもなく、大論に就いた尚チスムジェ・タクナン（Zhang Khri sum rje Stag snang）である[422]。大論の尚チスムジェ・タクナンは長慶会盟時にその地位にあり、さらに吐蕃の東方方面の経略を担当する東道節度使を兼ねた上、敦煌その他地域の仏教事業にも深く関与していた[423]。

---

[421] 前掲論文では、Demiéville 1952, pp. 265-266, 邵 1993, 馬 2011b が両者を同一人物とみなす。一方、山口 1980 は両者について、別人の可能性が高いと考えている。

[422] 編年記宰相表は彼のフルネームをド・チスムジェ・タクナン（’Bro Khri sum rje Stag snang）と記す［DTH p. 102, 132 及び Dotson and Hazod 2009, p. 151 を参照］

[423] 前掲の先行研究参照。

本文書 P.t.1185 に現れる尚チスムジェが、デの大臣尚チスムジェ・マルウか大論尚チスムジェ・タクナンのどちらであるかは、残念ながら決め手を欠く。またチスムジェは当時の文書にしばしば見出せる人名要素であるため、上記二人とは別人の可能性も残る。ただ第 19-20 行に「御甥［吐谷渾王］の宮廷か、ナンジェポ尚チスムジェか［どちらか］ひとりの上にうかがいを立てて、何らかのお言葉を賜ったなら」と記すことから、本文書の尚チスムジェが、吐谷渾からの人員派遣において指示を出しうる立場にあったことのみ指摘したい。

**r21 bye brag phyes te :** bye brag は「区別」「違い」。phyes pa は「開く、分ける（’byed pa）」の完了形である。ここでは「区別を設けて」と意訳する。

**r23 khrom :** 「軍管区」。吐蕃が占領地に設けたいくつかの州を統治する広域行政単位で、たとえば沙州（敦煌）、粛州、瓜州は瓜州軍管区（Kwa cu khrom）に帰属した。軍管区については、Uray 1980, 楊 1997 等を参照。一方で khrom には「軍管区」だけでなく、それが擁する「軍団」の意味もある［岩尾 2016, p. 349］。

**r24 rnaMs [---] :** 王・陳 1988, p. 382 は rnaM のあとに（gzhan dga）と復元している。

**r25 bar / bris:** 王・陳 1988, p. 383 では bar bris。

**r25 kha nag :** 現時点で解釈困難な語。nag は「黒い（nag ba）」の意味だが、kha nag で意味する語は判然としない。

**r25 sprIng ba:** 王・陳 1988, p. 383 は sprIng pa。

**r25 gum skyin:** 「死者の代わり（？）」。gum は「死ぬ（’gum pa）」の完了形、skyin ba は前述したように「代わり」の意味であろう。しかし、「代わりの死」では意味が判然としない。gum skyin の語はマザルターク出土の Or.15000/113（M.Tagh.a.IV.00122）の裏面第 5 行にも現れる［Takeuchi 1998, p. 57］が、語義は明らかではない。そのため、ここでは便宜的に「死者の代わり（？）」とする。

**r25 [gzhi] na[s]:** 王・陳 1988, p. 383 に基づく。Choix2 の Pl.475 でも ga（ga）, zhi（zhi）,na（na）の字を見て取れる。実見した時点で na 以外の部分はかすれて読めなくなっている。

**r26 bde blon**: 「デの大臣」。8 世紀中葉に吐蕃の東北方面の占領地に成立した行政単位「デカム（bde khams）」を統治する大臣である［山口 1980d, p. 203, Richardson a 1990］。デカムには隴山以西の地域で、河西回廊やロプ地域などが含まれたと推定されている［栄 1990, pp. 126-127］。

**r26 dang / [kh]o[---] [-]i [---][-]I [-]o [-]i [:** dang 以下、上部にわずかに残画が確認できた。

**r27 ’phar rol:** 「もう一方の側」。pha rol の異体綴りとみなす。

**r28 gum s[kyin]:** 第 25 行に gum skyin と記すことから、gum s[kyin]と復元した。

### 3. P.t.1093（第三章（1）①）

**［録文］**

(1) // ’brug gyi lo la // zhang stag bzher dang / blon stag zigs dang / blon khri ’bring

(2) la stsogs pa // bde blon gyi ’dun sa zha’I bde sum ’tsal du b[tab pa’] i la[n]

(3) gyi dgun // ’a zha kho bar chin gyi sde / nying ### las // d[

(4) si’u ji’I pho btson lo drug lon ba gchig gis / mo btson [

(5) ba gchig brjes pa’I mying rus dang sha mtsha[n][
(6) ba’I myig g.yon pa’I steng smyin ma’I ma [
(7) mchi[s] / gnya’ ba’i g.yas logs na [-]e [
(8) nu mjing gi nang logs na’ smye ba shig [
(9)te / btson mo ’di la / slad gyis bla ’og nas / zha [l][
(10) ru[ng] ste / ### mchid gyis ’tshal bar b[g]i[
(11) len dge slong ce bsod nams sde ### [
(12) bgyis / brgya las btson mo ’di tshong la [-]I [
(13) gud nas shig byung ’am / pha los ’greng khug [
(14) yal bar gyur na / btson bdag dang khas len g[
(15) mo ’di lus gyi chad / na’i dral gchig ’bul [-][
(16) [-]yi [s]ug rgyas bthab pa’i dpang la / blon cung b[
(17) bzher / zhang mang po rje stong lod / to tog blon stag bzang da zhu[
(18) zhang zhi lang / khri btsan yem beng // an bung yig // yhang stag zig [
(19) stsogs pa’i dpang rgyas btab pa //

**［和訳］**

(1) タツの年に、尚タクシェルと論タクシクと論チンリン
(2) たちが、デの大臣の議会をシャの三楽園に招集した年
(3) の冬、吐谷渾［の］コワルチンの部落［の］ニン…（空白）…から、……
(4) シウジの男捕虜で 6 年になる者を、女捕虜……
(5) ものと交換した。その［女捕虜の］姓名と皮膚の特徴は……
(6) の目を持つ者の上眉の……
(7) があり、首の右側に……
(8) 首筋の内側に痣を……
(9) してこの女捕虜に今後、上下から［いかなる訴訟が発生しても］…
(10) してよく、…（空白）…が対処することに［して？］……
(11) ……保証人（khas len）大比丘ソナムデ……
(12) が定めた。万一、この女捕虜を取引に…（空白）…
(13) 他から現れるか、戸籍登録（? pha los ’greng khug）……
(14) 失うとしても、捕虜の所有者と保証人が……
(15) この女［捕虜と］身体の大きさ、年齢の等しい者一人を与える……
(16) ……の私印を押した証人として、論チュン……
(17) シェル，尚マンポジェ・トンロェ，都督論タクサン・ダシュ……
(18) シャン・ジラン，チツェン・イェムペン，安プンイク，楊タクシク……
(19) 等の証人の印を捺印した。

**［注記］**

**9 slad gyis bla ’og nas / zha [l][---] :** 和訳は「今後、上下から［いかなる訴訟が発生しても］」とした。Takeuchi 1995 の text3 の第 6 行に現れるよく似た文言（「今後、上下からいかなる大小の訴訟が発生し、あるいは…」“ba slad gyi bla ’og nas zhal ce che phrag

ji ’byung ’am”）を参照した。

**15 dral :** ’dra ba の書き間違いとみなし、「等しい」と訳す。

**4. IOL Tib J 1253（第三章（1）⑤,（4））**

**［録文］**

(1) ] y[i]g tsang //

(2) ] [g]s las // gser chu ngu sum rgyud du gnang /

(3) ]s[---]gs dang ma sbyar bar // phal thang du na phabste phra’/

(4) ] [d]bab par [---] [g]solpa las // bkas gnang ste yus ’di dang //

(5) ] // gy[-] dbab par nod [pa] la shug pa lags // gzhe ning slad gyis // ’a zha

(6) ][d] [’]d[i] g[sa]r du ’dzugs par chad nas // pho brang nas bka’ lung stsalpa las // bdagi /

(7) myes po led kong sngon gum gis kyang // blar zho sha cher phul ba’i rjesu // rje blon ’phrul gyis dgong ste thugs //

(8) phags mdzad nas // tham zhin chin gsar btsugs gyi stong pon du // led kong gi bu tsa’i nang nas rngo thog /

(9) pa las bsko bar // bka’ lung mying gis stsal nas // bdag cag bu tsa kha cig gzhon ba dang rje blas gyis bskal

(10) pa’i skabsu // bde blon gis khye stug bskoste // khye stug dgung lo lnga drug tsam na gum nas // da ltar kha rngo bar //

(11) blon kong gsol ba’ // rje blas ’di blon kong spad gyis zho sha phul ba’i bka’ drin sgor gtsh[i]gsu gnang ba’ /

(12) ma lags te // myes po led kong gi bu tsa rngo thog pa las bsko ’o zhes ’byung ste // khong ta mying gis smos pa /

(13) ma mchis pa’i steng du rngo thog pa las bsko ’o zhes ’byung ba ’di dang sbyar na yang // bdag cag spad spun led /

(14) kong gi bu tsa las rngo ma thog pa ma mchis shing // khar tsa chin sar pa glo ba rings te zhig cing nyi ngog tu shor pa’i //

(15) dpon sna dang g.yon khrin la ma gthogs pa dang // bdagi pha ma ko cang gis ’damste gsolpa’i bka’ drin /

(16) stsalpa dang sbyar na // led kong gi bu tsa las rngo thog cing // blar dpen pa’i zho sha phul bas // bka’ lung /

(17) lung stsal ’di dang lhan por ’byor pa yang // bdag cag lagste // da ltar rje blas kha rngo ba ’dir yang bdag /

(18) cag gang bskos na rngo thog cing blar dpen pa’ // dbon ’a zha rje chis la gthogs pa dang // ’a zha blon thugs /

(19) ches pas // bka’ lung dang sbyar te // bdag rngo thog par spus gsol pa dang // stong pon tu bdag mying //

(20) gis bsko bar // bkas gnang ba dang sgo yus gong tu gsol pa ’di rnams dang sbyar zhing // stong pon tu bdag /

(21) bsko bar ci gnang // blon kong gi gsol tshig rnam chig las // bdagi phu bo klu bzher khar tsa chin /
(22) rnying pa'i stong pon 'tshal zhes gsol ba ni // bdag cag pha tsan spyir gnang ba'i rje blas ni ma lags // bdagi
(23) pha ma ko cang sgos zho sha phul ba'i rje blas gong tsar 'tsal ba tsam tu paste // bdag chag pha tsan spyi'i bka' drin tu //
(24) thob pa 'am // blon kong gsol ba ltar // led kon gi bu tsa rje blas sgo ltang tu btsir myi gda' ba dmyigs /
(25) kyis gsol pa lagste // rje blas 'di la snyad myi gdags shing // bdag bsko bar // bkas gnang ba dang dpon //
(26) sna bthu ba'i bka' lung dang // rje blas 'dir bdag cag led kong gi bu tsa rngo thog pa las bsko bar // bka' lung las
(27) 'byung ba dang // dbon 'a zha rje dang // 'a zha blon gis zhu ba gsol pa dang // bdag ngan pa rje blas gyi rngo thog myi thog //
(28) dbyangs pa'i gzhi dang thugs tshod tu sbyar zhing sgo yus 'di rnams zur 'di bzhin btod de // dkyigs gyi nang tu
(29) rmos shing // bdag bsko bar mol bar ci gnang // thir bul blon kong gis gsol pa' / [
(30) gi mchid shags las // khar tsa cin sar pa glo ba rings pa'i dpon sna dang // g.yon khrin la kho [
(31) gthogs pa dang dngos rngo thog par // dbon 'a zha rjes spus bthus pa dang // bkas gnang zhe [
(32) bdagi myes po 'o dol cu dang lo stug spad khar tsa cin sar pa'i stong pon 'tshal ba las // sug rjed [
(33) tshor nas // blar gsol pa las // 'phral tu dngul ched po pho nya las sgor stsal // legs [mo] [
(34) las kyang // ma nongspar gyur te // khar tsa chin sar pas gzhi bzung ste // tham zhin stong sde gc[ig] [
(35) la // stong pon tu yang led kon gi bu tsa las bsko bar // bka' lung stsal nas // rgyud bzhin 'o [dol cu'i]
(36) bu // bdagi pha khye stug bskos // myes po 'o dol cu la yang thabs gser stsal // slad gyis bd[ag]i [pha khye]
(37) stug la yang // phra men stsal te // bka' drin rim pas nos pa dang sbyar na // nongs skyon ma mci[
(38) brag phyed pa dang // 'a zha rjes zhu ba gsol pa las ni // led kon gi bu tsar bstuste // khye dpal [
(39) myi bzhi rngo thog par gsol pa' // led kong gi bu tsar 'dra'is kyang // khar tsa chin gsar rnying gi [stong pon]
(40) 'o dol cu dang ma ko cang spun gnyis re re 'tshal te // bdag chag phu rgyud gyi rje blas // khar tsa [cin sar pa'i]
(41) stong sde mying tsam // tham zhin tu bsgyur bar paste // bka' lung las kyang 'byung ba lags / [
(42) la khye dp[al] myi gthogs par ni // dngos gyi mchid shags las 'byung bas [kya]ng [
(43) gnang ba yang sgyus gsol pas // sgyus gsolpa myi brtsan bar mdzad pa'i bka' [l]ung [

(44) thir bul khye dpal gi mchid shags las // bdag chagi myes po led kon blar glo ba nye na [--] / ’bangs [

(45) phyag tu phul ba’i ’gel // gser myi rabs gsum tu gnang ba dang // khar tsa chin sar pa’i stong pon chang /

(46) khyur gnang ste // myes po’i mchid drin ’di rnam gnyis las ma mchis pa’ // bdag chag spad khu mtshan gis /

(47) mnoste // bka’ drin pham rgyal tu gyur ches gsol ba / dang po bdag chagi myes po // led kon bka’ drin //

(48) gser rgyud gsum dang // ’a zha khar tsa chin gsar rnying stong sde gnyis gyi stong pon chang khyur gnang nas // [bda]gi /

(49) myes po ’o dol cu dang / nu bo ma ko cang spun gnyis re re bskos te // khar tsa chin rnying pa’i stong pon // nu bo ma ko cang ’tsal //

(50) ba las gum nas // rgyud bzhin khye dpal gi phu bo // k[lu] bzher da ltar ’tsal ba lags // khar tsa cin sar pa’i stong //

**［和訳］**

（前欠）

(1) ……位階記を

(2) ……より、小金［の位階］を三代に賜らん。

(3) ……を考慮することなく（lit. と照らし合わせることなく）、所定の順序で（？）打ち破った。……

(4) …打ち破らんと……上申したことによれば、お言葉で賜り、この功績と……

(5) ……打ち破り受け入れて引き渡します。一昨年以後，この吐谷渾

(6) ……を新たに設置すると決定して、宮廷から勅令を賜った。それによれば、私（ケペル）の

(7) 祖父レーコンは先に亡くなったが、お上に貢献を大いに捧げた後に、神通力を持てる王と大臣がご配慮くださって恩寵を

(8) お与えになった。［それにより］新しく設置したタムシンチンの千戸長に［は］、レーコンの子孫の内より能力のある

(9) 者から任命せん、と勅令が名指しで与えられた。［それにより］私（ケペル）たち子孫何人かが若衆とご公務で呼ばれた

(10) 時に、デの大臣がケトゥクを任命した。しかしケトゥクは 5~6 年ほどで死んだ。［それゆえ］現在、「替わりに［私を任命してもらいたい］」［と］

(11) ロンコンが上申している。［しかしながら］このご公務は、［ケトゥクの］子であるロンコンが貢献を捧げた恩賞を［彼の］戸に勅令として賜った

(12) のではありません。［すなわち］祖父レーコンの子孫で能力のある者から任命せん、となっている。［すなわち］彼を名指しで言ったことは

(13) ないことに加えて、能力のある者から任命せんとなっているこのことを考慮しても、私たち子・兄弟［で］レー

(14) コンの子孫の内より能力のない者はおりません。［しかも］新カルツァチンに属する

者で叛乱し壊滅して、西に（近隣に？）逃げた［処罰に値する］
(15) 諸役人と、悪事に対する処罰に該当しない者と［を］私の父マコチャンが選別し上申した。［その時に］恩賞を
(16) 賜ったことを考慮するなら（lit. と照らし合わせるなら）、レーコンの子孫の内から能力があり、お上に役立つところの貢献を捧げること
(17) によって、この賜った勅令にかなう（lit. と同じように至る）のも私たちである［と分かります］。現在、ご公務を替わりにするこの者についても、私（ケペル）
(18) たちの誰を任命したとしても、能力がありお上に役立つ者である。統治に関わる甥御吐谷渾王と御心の広い吐谷渾［の担当］大臣
(19) が勅令を考慮して（lit. と照らして）、私（ケペル）が能力のある者とよいことを上申した。そのことと、千戸長に私を名指し
(20) で任命せんとお言葉で賜ったことと、訴えを上に申し上げたこと［以上］これらのことを考慮して（lit. 照らし合わせて）、千戸長に私（ケペル）を
(21) 任命して下さるようお願い申し上げます。ロンコンの上申のひとつによれば、私（ケペル）の兄ルシェルが旧カルツァチン
(22) の千戸長を務めている、と上申している。［しかしそれについては］私たち父方の一族一般に賜ったご公務ではありません。私（ケペル）の
(23) 父マコチャン［の］戸が貢献を捧げた［結果の］ご公務を、以前に務めただけであり、私たち（ケペルたち）父方の一族一般の恩賞として
(24) 得たものでしょうか？　ロンコンが上申するごとく、レーコンの子孫はご公務を、［それぞれの］戸の任務として取り決めた（lit. しぼり出した）［というのは］ありもしないことで、［ロンコンは］　思いつき
(25) から申し上げているのです。このご公務について、難癖をつけることなく、私（ケペル）を任命しようとお言葉で賜ったことと、
(26) 諸役人は集まれとの勅令と、このご公務に私たちレーコンの子孫で能力のある者の内より任命せんとの勅令より、
(27) 現れたことと、さらに甥御［である］吐谷渾王と吐谷渾［の担当］大臣が請願を上申したことと、つまらない私めがご公務の務まる者か否か
(28) 調べ上げた事と［を］、ご規準に照らし合わせて、これらの訴えをこちら（ケペル）側［の主張］のごとく、［結論を］組み立てて（btod de）、まとめる（？dkyigs）中で、
(29) 整理して、私（ケペル）を任命すべく合議するようお願いします。ティルプル・ロンコンが［以下のように］上申する……
(30) の反論（mchid shags）によれば、新カルツァチンに属する者で叛乱したところの諸役人と悪事［に対する］処罰に……
(31) 属して［いない］者と、実際に能力のある者について、甥御吐谷渾王によって、良い者が集まったことと、お言葉により賜った……
(32) 私の祖父オドルチュと子であるロトゥクが新カルツァチンに属す者の千戸長を務めたことにより、ほうびとして［の］栄誉（sug rjed）を……
(33) 知って、お上に上申したことによって、すぐに大銀［の位階］を使者から戸に賜った。

良い……

(34) からでさえ、間違いを起こさず、［さらに］新カルツァチンに属す者が居住して、タムシン［チン］千戸ひとつを……

(35) に、千戸長についてもまたレーコンの子孫から任命せんと、勅令を賜って、世襲のごとくオ［ドル

(36) チュの］子, 私の父ケトゥクを任命した。祖父オドルチュにもまた金の位階を賜った。後に私

(37) ［の父ケ］トゥクにもまた、タメン［の位階］を賜った。［このように］恩賞を順番に受けたことを考えるならば（lit. 照らし合わせるならば)、過失はなく……

(38) が生じたことと、［さらに］吐谷渾王が請願を上申したことによれば、レーコンの子孫について集めたが、ケペル……

(39) 4 人［が］能力のある者［である］と上申した。レーコンの子孫に［権利は？］等しいものの、新旧カルツァチンの［千戸長を］

(40) オドルチュとマコチャン兄弟 2 人がそれぞれ務めていて、私（ロンコン）たち兄［の］系統のご公務である［新］カルツァ［チン］

(41) 千戸は、名前だけタムシンに変えただけでで、［そのことは］勅令からも現れています。……

(42) にケペルは属さないことについては、正式の反論（mchid shags）から明らかなことで……

(43) 賜るとしても、［ケペルは］偽りをもって上申した。［ゆえに］偽りをもって上申したことは、決して行わないと勅令……。

(44) ティルプル・ケペルの反論（mchid shags）によれば、私（ロンコン）たちの祖父レーコンがお上に忠実であるなら……臣民……

(45) 手に与えたところの権利（’gel）が、金［の位階］を三代の人に与えることと、新カルツァチン［千戸］の千戸長を

(46) 全て（chang khyu）に与えることで、これら祖父の恩恵はふたつ以上ではない（ふたつに分かれていない？)。私たち子・叔父・甥が［皆、等しくその恩恵を］

(47) 得ており、恩恵は勝敗［の対象］になった、と上申している。最初、私たちの祖父レーコン［の］恩恵は

(48) 金［の位階］を三代［に賜ること］と吐谷渾［の］新旧カルツァチン千戸双方の千戸長を［父方の一族］全体に賜ることであり、私（ロンコン）の

(49) 祖父オドルチュと弟マコチャン兄弟 2 人をそれぞれ任命した。［すなわち］旧カルツァチンに属す者の千戸長は弟マコチャンが務めたことにより、

(50) 死んでからは世襲のごとくケペルの兄［ル］シェルが現在、務めています。新カルツァチンに属す者の千戸（後欠）

**［語注］**

**2 gser chu ngu**：陳 2004 が指摘するように gser chu ngu は、位階記（yig gtsang, 陳氏の訳文では告身）の一種の「小金」を指す[424]。吐蕃では傷害や殺人が発生した時、被害者と

[424] 上記の表を作成するにあたり、主に以下の研究を参照した。Demiéville 1952, pp. 284-286,

加害者の持つ位階（thabs）に応じて適応される刑罰に差が設けられていた[425]。

| 位階 | トルコ石 | | 金 | | タメン | | 銀 | | 真鍮 | | 銅 | | ツァンツェン |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大小 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 | 小 | なし |
| チベット語 | g.yu | | gser | | phra men | | dngul | | ra gan | | zangs | | gtsang chen |
| 漢語 | 瑟瑟 | | 金 | | 頗弥<br>金塗銀<br>金飾銀上<br>金銀間 | | 銀 | | 鍮石<br>熟銅 | | 銅 | | 臧旃 |

表１　吐蕃の位階（thabs）

位階は上からトルコ石・金・タメン・銀・真鍮・銅といった六種類の貴石と金属から成り、各々が大小に分かれていた。さらに最下位の小銅の下に「位階の下の位階」ともいうべきツァンツェンが存在した。これらの位階はチベット本土の「チベット人」だけでなく、吐谷渾、コータン、南詔の在地出身の大臣たち、さらに漢人の役人に広く授与されていたことが知られている。本文に現れる大銀（第 33 行）、タメン（第 37 行）、金（第 45, 48 行）はすべてレーコンの一族に与えられた位階記である。

**5 nod [pa] :** pa は現在、磨滅して読めない。Thomas 氏の録文に従い、[pa] とした。

**6 [d][’]d[i] g[sa]r du:** Thomas 氏の録文では、]d g[sa]r du とする。陳氏は、]d ga bar du とするが ba は確認できない。筆者は実物を見て字の残画から、][d][’]d[i] g[sa]r du と復元できると考えた。

**7 thugs phags**：thugs pags「恩寵」の異体綴りである。

**9 rje blas gyis bskal pa**：「ご公務で呼ばれた」。rje blas を Thomas 氏はすべて His Excellency（閣下）と訳しているが、現在 rje blas は“service” “duty” “official work” すなわち「(お上の課した）賦役」「義務」「ご公務」と判明している[426]。武内は麦の貸付契約文書である P.t.1297-4 の第 5 行「phyi shi brgya la rje blas gyis bskalde ma mchis par gyur na」を“in case Phyi-shi ( the employee) should be called for an official duty and become absent（Phyi-shi（という雇用人）がご公務で呼ばれていなくなる場合には）”と訳している［Takeuchi 1995, pp. 275-276］。また同教授に口頭で bskal pa は*skal pa の完了形であり、*skal pa は自動詞

---

山口 1980a, p. 45 注 142, 山口 1983, pp. 469-474, 孫 1983, pp. 59-67, Takata 2006, pp. 164-165, 陳 2007, pp. 432-441, Uebach and Zeisler 2008, pp. 319-320, Dotson and Hazod 2009, pp. 62-63, 陸 2011, p. 90. 最下位ツァンツェンの漢語転写形は、フランス国立図書館敦煌漢語文書 P.ch.4638「大蕃故敦煌郡莫高窟陰處士修功德記」の第 71 行に現れる。山口は「減旃」と読むが、筆者は陸離の「臧旃」という読みに従いたい。減旃の中古音は *kăm:- tśiän*［Karlgren 1957, 671g＋150c］, 臧旃の中古音は *tsiang-tśiän*［Karlgren 1957, 727f＋150c］であり、後者の方が gtsang chen に近いからである。さらに勲功はなはだしい大臣には特別に「猫目石（ke ke ru）」を設けて与えることがあった［OTA ver.2, 第 59 行, Dotson and Hazod 2009, pp. 133-134］。

[425] 敦煌チベット語文献 P.t.1071 と P.t.1072 は、狩猟中に過失で人を射た場合とヤクの下敷きになった人間を目撃して助けなかった場合を取り上げて、その賠償について具体的に述べている。Richardson 1990c, 山口 1983, pp. 801-805, 大原 2004, 2005 参照。

[426] 武内 1990, p. 59, Coblin 1991, pp. 63-66, Takeuchi 1995, p. 266-267 等。

（bya byed tha mi dad pa）’khal ba「送る」の使役形だと考えられると意見をいただいた。その解釈に従いたい。

**10-11 da ltar kha rngo bar blon kong gsol ba’**：それぞれの訳は次の通りである[427]。なお英語・中国語は（　）で筆者の日本語訳をつけている。

Thomas : now upon that opportunity the Councillor Koṅ petitions（今その機会に，ロンコンが請願している）

Coblin : now, at an opportune moment, Blon-kong petitioned（今折よく，ロンコンが請願している）

山口：只今替りにルンコンが務めさせられています

陳：現要補欠．倫貢請求（今欠員補充しなければならない．ロンコンが願い出ている）

旗手：現在は「替わりに［私を任命してもらいたい］」［と］ロンコンが上申している。

問題となるのは、kha rngo ba の解釈である。Coblin が指摘するように、本文書中に kha rngo ba は二度現れる（第 10, 17 行）が、他の文書に在証例がない。Coblin は kha を“moment, occasion, spot”と解釈し、さらに rngo ba がしばしば「rngo thog pa（有能である）」という表現で現れることから、kha rngo ba に対して“a (capable >) opportune moment or juncture（適切な時・時点）”の訳を提案する［Coblin 1991, p. 72］。山口と陳は kha rngo ba を、それぞれ「替り」「補欠（欠員を補うこと）」と訳し、根拠は挙げていない。しかし山口の挙げる「替り」が文脈にはもっとも相応しいと思われ、訳に採用した。

第 10 行以外に kha rngo ba が現れるのは、第 17 行「da ltar rje blas kha rngo ba ’dir」である。この一節を Coblin は“now, as to this appropriate rje-blas（現在，この適切なご公務について）”。山口は「只今ここで［新たな］交替にあたっても」、陳は「如今此王差補缺者（たとえば今、このお上の仕事の候補者に）」と訳す。筆者はこの部分の kha rngo ba を「替りにする人」とみなし、第 17 行を「現在，このご公務を替わりにする者に」と訳した。

**11-12 rje blas ’di blon kong spad gyis zho sha phul ba’i bka’ drin sgor gtsh[i] gsu gnang ba’ ma lags te**：

それぞれの訳は，次の通りである。

Thomas : His Excellency does not allow the contribution paid by the family to be quoted by Councillor Koṅ as a private service（閣下は一族により捧げられた貢献について、ロンコンによって個人の貢献として引き合いに出されるのをお認めにならなかった）

Coblin : But as to this rje-blas, it was not granted by decree (to the gate of:) in consideration of the grace (derived from the fact) that the sons of Blon-kong had given offerings（このご公務について、それはロンコンの息子たちが貢献を捧げた［という事実に由来する］恩賞を考慮した上で、［その戸に］勅令で与えられたのではない）

山口：このお役目は、ルンコン一族が奉公申し上げたことに対しての恩典がその一族に加えられるために許されたのではないのであり

陳：此王差非倫貢之子忠心耿耿効忠特賜恩沢（このご公務はロンコンの子が忠誠心を尽

[427] Thomas に加え、注 3 で取り上げた山口，Coblin, 陳の訳を取り上げる。周と劉・楊の中国語訳は Thomas の英語訳からの重訳なので省略する。なお陳の原文も含め、本文で引用する中文の簡体字はすべて常用漢字に置き換えている。

くしたために、特にいただいた恩恵ではありません）

旗手：このご公務は、［ケトゥクの］子であるロンコンが貢献を捧げた恩賞を、［彼の］戸に勅令として賜ったのではありません

spad の意味は「子」であり、Coblin, 陳は blon kong spad を「ロンコンの子ども」と訳す。しかし、筆者は「［ケトゥクの］子であるロンコン」と考える。なぜなら第 32 行に bdagi myes po ’o dol cu dang lo stug spad という同様の表現が現れ、これは「私（ロンコン）の祖父であるオドルチュと子であるロトゥク」と訳せるからである。

sgo「扉，戸」は、漢語の「戸」に相当する語であり敦煌チベット語契約文書に頻繁に登場する［Takeuchi 1995, p. 143］。本文書には「私（ケペル）の父マコチャン［の］戸（bdagi pha ma ko cang sgo）」という表現が見える（第 22-23 行）。そのため、マコチャンとその兄弟であるオドルチュはすでに別々に「戸」を形成していたことを読み取れる。gtsh[i]gsu を筆者は gtshigs（勅令，gtsigs の異体綴り）に su（於格）を加えたものとみなし、「勅令として」と訳す[428]。なお、gtshigs の i は現在、磨滅して読めない。Thomas 氏の録文に従う。

**14-16. khar tsa chin sar pa glo ba rings te zhig cing nyi ngog tu shor pa’i dpon sna dang g.yon khrin la ma gthogs pa dang bdagi pha ma ko cang gis ’damste gsolpa’i bka’ drin stsalpa dang sbyar na**：

それぞれの訳は、次の通りである。

Thomas : and the leading officers of New Khar-tsa-chin, intelligent men, come for the summer solstice and persons not belonging to (g.yon-khrin “wrong judgment” ?), having, at the earnest request of our father Ma-ko-caṅ, kindly sent a petition（そして新カルツァチンを率いる諸役人である聡明な者たちが、夏至にやって来て（悪い判決に？）属していない人々が，熱心に私の父マコチャンの要求を携え、親切にも請願を送った）.

Coblin : And (considered) according to the granting of favor when my father, Ma-ko-cang, sought to admonish both the officials who were ruined and fled to the western area on the occasion of New Kar-tsa chin’s having been disloyal and also those who had not been involved in the judgement for wrong-doing（そして、私の父であるマコチャンが，新カルツァチンが反乱した折に壊滅させられて西側に逃げた諸役人とまた悪事に対する判決に関係していない者とに知らせようとした時に、恩寵を与えられたことにより［考慮して］）

山口：［先頃］新カルツァツェンが謀反して滅び、この世から抹殺されましたけれども、その役職者にも同調者にも［我々が］なっていなかったことと、私の父マコチャンがとりわけすぐれた御奉公をしたことに対して賜った恩典に照らし合わせるならば

陳：新扎城叛乱後，破壊城池，另投他主，乱行枉法，我等未介入，若従吾父選択職務後就蒙降恩相聯系（新カルツァチンが反乱した後，城壁と堀を破壊して、他の主のところに身をあずけ、乱暴狼藉を働いて法を曲げたが、［それに］我々は介入せず、私の父が務めを選んだ後ただちに恩義を受けていただいたことを考慮するならば）

旗手：［しかも］新カルツァチンに属する者で、叛乱し壊滅して、西に（近隣に？）逃げ

[428] 古チベット語文献に現れる gtsigs の用例とその意味については、Rolf. A. Stein 氏が詳細に検討している。Stein 氏は gtsigs がただの「勅令（édit）」ではなく、「盟誓（serment）」に相当する語と考えている［Stein 1988, pp.122-123］。

た［処罰に値する］諸役人と、悪事に対する処罰に該当しない者と［を］私の父マコチャンが選別し上申した。［その時に］恩賞を賜ったことを考慮するなら gro ba ring te は動詞 gro ba ’dring ba「叛乱する」の完了形である［Li 1959, pp. 55-59］。

nyi ngog について、Coblin は OTC（Old Tibetan Chronicle）に現れる nyi ngog rgyal po を Bacot が “les rois voisons（近隣の諸王）”と訳している［DTH, p. 149］ことを挙げる一方、nyi ngog が nyi ’og すなわち”under the sun, in the west（日の下，西に）” のヴァリアントである可能性を指摘している［Coblin 1991, p. 73］。そのため筆者は訳を「西に（近隣に？）」とした。

g.yon khrin について、g.yon は形容詞 g.yon po (pa) 「狡詐・不穏・歪曲」［『蔵漢』, p. 2631］であり、khrin は、“legal punishument / judicial punishment（法に基づく罰）”［Dotson 2011, pp. 78-88, 93］を意味する。そのため g.yon khrin で「悪事に対する処罰」と訳した。’damste は 動詞 ’dam pa「選ぶ・選び出す」の完了形である［Jäschke 1881, p. 274］。ここでは叛乱に参加した役人と処罰に該当しない者を、マコチャンが選り分け報告したとみなし、「選別し」と訳した。

**17-18 da ltar rje blas kha rngo ba ’dir yang bdag cag gang bskos na rngo thog cing blar dpen pa’** : 旧稿において、筆者は直後に続く吐谷渾王と吐谷渾の担当大臣が考慮する内容がここに記されていると解釈し、「現在、このご公務を替わりにする者についても ; 私（ケペル）たち（レーコン一族）の誰を任命したとすれば，能力がありお上に役立つ者か」と訳した。しかし今回、再度読み直して、先行研究と同じく、ケペルの主張がなされていると考えを改めた。それに伴い、訳も「現在、ご公務を替わりにするこの者についても、私（ケペル）たちの誰を任命したとしても、能力がありお上に役立つ者である」と変えた。

**18 dbon ’a zha rje chis la gthogs pa** :「統治に関わる甥御吐谷渾王」。chis は「統治」で、漢語「治」に相当する語である［Richarsaon 1968, pp. 254-256, Imaeda 1979, pp. 131-132］。

**18 ’a zha blon thugs ches pa :**「御心の広い吐谷渾［の担当］大臣」。’a zha blon は、コータン王国（li yul）に存在した「コータン［の担当］大臣（li’i blon）」と同様に、吐蕃側の代表として吐谷渾王らを監督する立場にあったチベット人の大臣と考えられる[429]。そのため「吐谷渾［の担当］大臣」と訳した。

**20 bkas gnang ba :**「お言葉で賜ったこと」。本文書において bka’ lung（勅令）と bka’（お言葉）の使い分けは厳格になされていると筆者は考え、前者を賛普（ツェンポ）の発した「勅令」、後者をそれより一段低い地位にある吐谷渾王らの「お言葉」と訳した。

**20, 28 sgo yus :**「訴え」。『蔵漢』は「訴訟」の意味を挙げ、また土地訴訟文書 P.t.1078bis を研究した岩尾氏も、同文書第 13 行に現れる sgo yus を「訴え」と訳す［岩尾 2006, pp. 6, 23］。

**21-22 bdagi phu bo klu bzher khar tsa chin rnying pa’i stong pon ’tshal :**「私（ケペル）の兄ルシェルが旧カルツァチンの千戸長を務めている」。Thomas 氏と陳氏は、「私」を直前に現れる上申者のロンコンとみなし、ルシェルがロンコンの兄であったと考える。しかし一部が欠けているとはいえ、第 49-50 行に「旧カルツァチンに属す者の千戸長は弟マ

[429] チベット人官僚と沙州漢人役人の序列争いを記録した P.t.1089, 第 23 行に「コータン［の担当］大臣」は現れる。「コータン［の担当］大臣（li’i blon）」については、Takeuchi 2003, p. 55 と Takeuchi 2008, p. 147 を参照。

コチャンが務めた。死んでからは世襲のごとくケペルの兄ルシェルが現在、務めています」という表現が現れている。そのため第 21-22 行のルシェルの弟である「私」はケペルだと分かる。

**22, 23, 32, 40, 49, 50 ’tshal / ’tsal :** ’tshal ba は「求める」「知る」「食べる」「送る」などの意味を持つ多義語である［Jäschke 1881, p. 458, TLTD 3, p. 172］。しかし本文書で ’tshal ba は、いずれも千戸長（stong dpon）に関係して現れる。しかも第 40 行，第 49 行では過去の出来事として言及されている。そのため実際にその役職についた状態を指すと解釈し「務める」と訳した。

**22-25 bdagi pha ma ko cang sgos zho sha phul ba’i rje blas gong tsar ’tsal ba tsam tu paste bdag chag pha tsan spyi’i bka’ drin tu thob pa ’am blon kong gsol ba ltar led kon gi bu tsa rje blas sgo ltang tu btsir myi gda’ ba dmyigs kyis gsol pa lagste :** 旧稿において、「［ロンコンの上申によれば；］ 私（ケペル）の父マコチャン［の］戸が貢献を捧げた［結果得た］ご公務は前に務めただけである。［ご公務は］私たち（ケペルたち）父方の一族一般の恩賞として得た［ものである，と言っている］。あるいはロンコンが上申したごとく；レーコンの子孫はご公務を、［それぞれの］戸の任務として取り決めた［という］ありもしないことを［ロンコンは］ 思いつきから申し上げています」と訳した。

この部分を、「私（ケペル）の父マコチャン［の］戸が貢献を捧げた［結果の］ご公務を、以前に務めただけであり、私たち（ケペルたち）父方の一族一般の恩賞として得たものでしょうか？ ロンコンが上申するごとく、レーコンの子孫はご公務を、［それぞれの］戸の任務として取り決めた（lit. しぼり出した）［というのは］ありもしないことで、［ロンコンは］思いつきから申し上げているのです。」と訳を変えた。

なお sgo ltang tu btsir は、直訳すれば「戸［の］荷（ltang）として、押し固めた（しぼった？））」となる。第 23 行に bdagi pha ma ko cang sgo「私の父マコチャン［の］戸」が現れ、オドルチュとマコチャン兄弟が別々の「戸」を形成していたことを指摘した［語注 11-12 参照］。またオドルチュ（兄）の子であるロトゥクとケトゥクが新カルツァチン（後のタムシンチン）千戸長を、マコチャン（弟）の子であるルシェルが旧カルツァチン千戸長をそれぞれ継承している（第 32, 35, 49-50 行）。そのためレーコンの子孫に与えられた新旧カルツァチン双方の千戸長（第 48 行）を兄弟で分割相続した旨、ロンコンが主張していると考え、「［それぞれの］戸の任務として取り決めた」と訳した。

**23 rje blas gong tsar :** Thomas 氏は koṅ (kong) とするが、明らかに gong と書いてある。

**28-29 sgo yus ’di rnams zur ’di bzhin btod de dkyigs gyi nang tur mos shing bdag bsko bar mol bar ci gnang** :

それぞれの訳は、次の通りである。

Thomas : these special representations composed according to the measure of our ability ; if His Excellency will spare a moment to these and will turn them over in his thoughts, may he be pleased to consider our appointment.（これら特別の陳情が、我々の能力の度合いに応じてつくり出された。もし閣下がこれらのことに少し時間を割いて、あなたの考えにこれらのことをゆだねたなら、喜んで我々の任命について考えて下さるでしょう）

Coblin : in accordance with all the above, focus upon these suits (according to : ) from this

angle and inquire in your mind, and so grant in some way that it shall be stated that I am appointed.（上記すべてと合うように、この観点から（基づいて）これらの訴訟に焦点を合わせて、あなたのお心の中に尋ねて、いくつかの点において認められているのだから、私が任命されると言って下さるに違いないでしょう）

山口：これらの個人的事実をここにあるとおり［かどう］かを照会して、よく考勘した上で私を任命するように何とぞ御相談下さい。

陳：此訴訟中如此附有。請将我包括在提名中并商議任命我（この訴訟の中にこのようなものが追加される。私を指名者の中に入れて私を任命するようにご相談ください）。

旗手：これらの訴えをこちら（ケペル）側［の主張］のごとく、［結論を］組み立てて、まとめる（？）中で整理して、私（ケペル）を任命すべく合議するようお願いします。

動詞 btod ba の意味は、“to fasten, to erect, to raise up （しっかり固定する，建てる，創りあげる）”［Jäschke 1881, p. 210］である。ここでは「［結論を］組み立てて」と訳した。dkyigs を Thomas は dkrig とみなし、“personally ?”と解釈する［TLTD 3, p. 112］。しかし口頭発表の場で、岩尾一史は dkyigs を「（案件を）まとめる、要約する？」と解釈している［岩尾 2013c］。岩尾の解釈が文脈に合うと考え、「まとめる（？）」と訳した。rmos は動詞 rmo ba の完了形であり、意味は“to plough（耕す）”である［Jäschke 1881, p. 425］である。「耕す」では意味が通じないので、ここでは「整理する」と解釈した。

**29, 44. thir bul** :「ティルプル」。山口・陳に従い、ティルプルをレーコン一族の姓と解釈する。

**34 gzhi bzung ste** :「居住して」。Jäschke が gzhi ’dzin pa を”to take up one’s residence in a place（ある場所に住む）”と訳すのに従う［Jäschke 1881, p. 480］。bzung は動詞 ’dzin ba の完了形である。

**35, 50 rgyud bzhin** : rgyud の原義は「ひも，綱」であるが、bu tsha rgyud pheld（男系子孫）、rgyud rabs（血統，家系）［Li and Coblin 1987, pp. 387, 429］など複合語となる時に rgyud は「血統」「世系」などの意味を持つ。ここでは「世襲のごとく」と訳した。

**35 ’o [dol cu’i] :** 残存するのは, ’o の部分のみで、3~5 個の文字が欠落している。’o [dol cu’i] bu「オドルチュの息子」と Thomas が復元するのに従う。

**36-37 bd[ag]I [pha khye] stug:** Thomas 氏が文脈から，bd[agi pha khye] stug「私の父ケトゥク」と復元するのに従う。さらに実物を見ると i が確認できたため、bd[ag]I [pha khye] とした。

**37 ma mci[ :** 残存するのは ma mci までで、5~6 個の文字が欠落している。Thomas 氏は mci[ste bye]とする。しかし実際の文書ではさらに多くの文字があったと筆者は考え、この復元には従わない。

**39 gsar rnying gi [stong pon]:** 残存するのは rnying gi までで、4~5 個の文字が欠落している。Thomas 氏の[stong pon] という復元が適切と考えるのでそれに従う。

**40 bdag chag phu rgyud gyi rje blas** : phu rgyud を Thomas は“our elder line (?)（私たちの兄系統）”、陳は「我等子嗣」と訳す。Thomas が解釈したように phu は phu po「兄」とみなせるので、「私（ロンコン）たち兄［の］系統のご公務」と訳した。

**40 khar tsa [cin sar pa’i]:** 残存するのは khar tsa までで、5~7 個の文字が欠落している。34 行目の内容からこの部分もまた新カルツァチン千戸がタムシンチン千戸に改名したこ

とを記していると判断し、khar tsa [cin sar pa'i]と復元した。

**42 'byung bas [kyang]:** 残存するのは'byung bas までで、その後に 10 個程度の文字が欠落している。Thomas 氏は残確によって kyang と復元したようである。それに従い、[kyang]とする。

**43 bka' [l]ung [ :** 残存するのは bka' [-]u[で、その後に 8 個程度の文字が欠落している。Thomas 氏は bka' [l]ung としており、当時 ng まで判読できたようである。それに従い、bka' [l]ung とする。

**47 bka' drin pham rgyal tu gyur**：「恩恵は勝敗［の対象］となった」。Thomas は pham rgyal を"lose or win（勝敗）"と訳している［TLTD 3, p. 155］。レーコンの子孫全てが金の告身及び千戸長の地位の世襲について権利を持っており、権利を持つ者が実力で獲得する必要があることを、このように表現したと解釈した。

**48 [bda]gi :** 破れた状態で糊づけされていて、読むことができない。Thomas 氏が[bda]gi と復元するのに従う。

**5. 某土地台帳**

**①IOL Tib J 834**[430]

**［録文］**

(1) ] [nub][

(2) kyI mtsams tho pyag rgya [

(3) lam ched po'I 'gram na tho [pyag rgya can] [

(4) thu nyi bong tsan gyI zhing mtsams [

(5) (vermilion ink<) b[rgy]e'u [rj]e khri tang 'or to khu tsan / / (>vermilion ink) shug zh[i]ng [

(6) sa mtsams nI / / bor gan gyI zhing dang gnyis kyI mtsams tho pyag rgya can mcIs pa nas / lho /

(7) phyog su drangste // thu kur zhIn gyi [n]e'u la thug / / de nas nub pyogsu drangs the // tho gon seng de bong /

(8) brgya tsan gyI // shug zhing dang gnyis kyI mtsams tho pyag rgya can la thug // de nas byang pyogs

(9) su drangs te mya ngam la thug / / de nas shar pyog su drangs the / / bor gan dang gnyIs gyi mtsams /

(10) tho pyag rgya can la slar thug / / ###

(11) zhIng thang du ma tshang ba ni da red zhal yi rje gol rkya bcu / da red mab sgan rkya'I sum ca gcig gI zhing pha gru dang blon tabs gyi nang na mchis pas bsnan tang tshang ngo / / khar go cang

(12) '[do s]pong la stsong pha rkya phye dang lnga yang pha g(ru) la gtad do /

(13) (vermilion ink<) brgye['']u [r]je khri tang bor to khu [kh]r[am] [ts]an gyi [mu] [th]u[g] [pa?] / / (>vermilion ink) (blank space)

(14) (vermilion ink<) khri tang hi ni go dang khri tang khye snang las stsogs pha khram tsan gci gi rkya zhing dang phong zhing dang shug zhIng gI mu thug // (>vermilion ink)

---

430 TLTD2, Taenzer 2012, p. 42 の録文に基づき、IDP の文書写真で確認し、新たに録文を作成した。

(15) rkya zhIng chu ma sum khugs / / dor drug cu khe to ’o mod na mcIs pa’i sa mtsams nI / / shar tho gon nyo ko
(16) che’i brgya tsan gyi rkya zhing la thug / / lho khar go cang do spong gI bran gyi rkya zhing dang gnyIs kyi mtsams
(17) tho pyag rgya can la thug / / nub mya ngam la thug / / byang khrI tang hi nI go khram tsan gyI phong zhing la thug / /
(18) [/ dang] / / phong zhing chu ma dor bco lnga khe to ’o mod na mcIs pa’i sa mtsams nI / / lho kho na khram
(19) tsan gi // rkya zhing la thug / [nub] dang byang mya ngam la thug / / shar tho gon nyo ko che brgya tsan dang gnyis kyi
(20) [mtsams tho pyag rgya can][

**［和訳］**

(1) ……北……
(2) ……の境界［にある］石塚……
(3) ……大道の土手に石塚……
(4) ……トゥニボン［の］将（tsan）の土地の境界……
(5) （赤インク＜）百戸長［である］チタン・オルトク［の］将（＞赤インク）。ネズの木の土地…
(6) 土地の境界は、ボルゲンの土地と両者の境界［である］石塚があるところから南
(7) 側に進んで、トゥグルシンの…（解釈不能）…に至る［まで］。そこから西側に進んで、トゴン・センデボン［の］
(8) 百戸のネズの木の土地と両者の境界［である］石塚に至る［まで］。そこから北側
(9) に進んで、砂漠に至る［まで］。そこから東側に進んで、ボルゲンと両者の境界［である］石塚に再び至る。
(10) 石塚に再び至る。
(11) 権威のある土地／計測された土地（？zhing thang）として、数えていないのは、ダレ・シェルイ・ジェゴル［の］10 のキャ［の土地］［と］、ダレ・メゲン［の］キャ［の土地］の 3 分の 1 の農地が…（解釈不能）…と…（解釈不能）…の内にあることにより、…（解釈不能）…を数えた。カルゴ・ツァン
(12) ドポン等、キャ［の土地］4.5 も pha gru に引き渡さない。
(13) （赤インク＜）百戸長チタン・ボルトク［の］十戸の境界（？）（＞赤インク）
(14) （赤インク＜）チタン・ヒニゴとチタン・キェナン等［の］十戸のキャの土地と荒れ地とネズの木の土地の境界（？）（＞赤インク）
(15) 3 ヶ所のキャの土地で水を引いている土地を得た。60 ドル（突）［の広さを持つ］ケトオメにある土地の境界は、東はトゴン・ニョコツェ
(16) の百戸のキャの土地に至る［まで］。南はカルゴ・ツァンドポンの奴隷のキャの土地と、両者の境界［の］、
(17) 石塚に至る［まで］。西は砂漠に至る［まで］。北はチタン・ヒニゴ［の］十戸の荒れ地に至る［まで］。

(18) 荒れ地で水を引いている 15 ドル（突）［の広さを持つ］ケメトメにある土地の境界は、南は当事者［の］十戸
(19) のキャの土地に至る［まで］。［西］と北は砂漠に至る［まで］。東はトゴン・ニョコツェ［の］百戸と両者の
(20)［境界である石塚］……。

**［注記］**

**13 [kh]r[am] [ts]an gyi [mu] [th]u[g] [pa?] :** 「十戸の境界（？）」。IDP にアップされている赤外線写真を確認し、さらに第 14 行に赤インクで「チタン・ヒニゴとチタン・キェナン等の十戸の、キャの土地と荒れ地とネズの木の土地の境界（khri tang hi ni go dang khri tang khye snang las stsogs pha **khram tsan** gci gi rkya zhing dang phong zhing dang shug zhIng **gI mu thug**）」と書いている部分を対照させて、復元した。

**②IOL Tib J 836＋835**

※IOL Tib J 836 の第 3 行と IOL Tib J 835 の第 1 行がくっつく。

［原文］

(836, l. 1) ngam dang zh[i]ng [m][
(836, l. 2) dang gnyis kyi [
(836, l. 3＋835, l. 1) (vermilion ink<)　[---] tang bor to [khu] ts[an] [
(836, l. 4＋835, l. 2) ni / / khrI tang thu nyi bong brgya tsan [
(836, l. 5＋835, l. 3) tho pyag rgya can mchIs pa n[
(836, l. 6＋835, l. 4) mtsams kyis [

［和訳］

(836, l. 1)…と土地…… (836, l. 2) と両者の… (836, l. 3＋835, l. 1)［チ］タン・ボルトク［の］将 (836, l. 4＋835, l. 2) は、チタン・トゥニボン［の］百戸（brgya tsan）(836, l. 5＋835, l. 3) ……石塚がある……(836, l. 6＋835, l. 4) …境界により…。

**③IOL Tib J 1243**[431]

**［録文］**

(1) ]n gya(mya?)
(2) ]r gyI yur ba
(3) ] lnga / li gzhin
(4) ]ug // nub khrI tang
(5) ] la thug // lho my[
(6) rkya zhIng chu ma sum khugs dor drug cu / / go na’I khri ma bsnyungs na mcIs pa’i
(7) mtsams nI / / khrI tang bor to khu brgya tsan gyI rkya zhing dang gnyis kyI mtsams tho pyag rgya can
(8) [th]ug / / lho ’or gol bar kyI lam la thug / / nub stong bshos gyI yur ba la thug / / byang tho gon

[431] TLTD 2, pp. 363-365, TLTD3 pl. 6, Taenzer 2012, pp. 39-40 の録文に基づく。なお行数の途中の (14c) (14d) (14e) は Taenzer の番号の振り方の従う。

(9) [seng] de bong brgya tsan gyI rkya zhing la thug // ##// phong zhing dor bco lnga khule mo ngan na mcIs pa'i /
(10) ][sa mtsams] nI / / shar mya ngam la thug / / lho khule mo ngan gyI chu myig la thug / / nub khrI tang thu
(11) [nyi bo]ng khram tsan gyI shug zhing la thug / / byang mya ngam la thug / / ##/ / shug zhing dor nyi shu rtsa
(12) ] mchis pa'I sa mtsams nI / / shar nyam kan mog la dven khram tsan gyi
(13) ][zhing la thug / / byang] khri tang chor go khram tsan gyI phong zhing la thug / / nub da myI bong tse khram
(14) tsan gyi shug zhing la thug / /lho khar go mu sge'i lam pho che la thug / /
(14c) (vermilion ink<) / mchis pa'i rkya zhing dang [--] zhing dang [--] dang zhing dpang thang bzh[i]n [---]
(14d) -ig
(14e) khri tang bor to ku'I tsan / / (>vermilion ink) rkya zhing dang phong zhing dang shug zhing dor bdun brgya sum cu / /
(15) ] [sh?]ul gyI khe to'o mod dang bro go dang sa dar mo ngan pyogs na mcIs pa'i sa mtsams nI / / jir ber'u di /
(16) grog skam nas / / lam po ches thung zad [c]ig / / nub pyog sa drangs te / / tho gon nyo ko brgya tsan gyI rkya zhing
(17) dang gnyis gyI mtsams na tho pyag rgya can la thug / de nas nyo ko tsan kyI rkya zhing dang gnyIs kyi mtsams kyis /
(18) thung zad cIng byang pyogs su drangs the / / lam phra mo'I 'og na tho pyag rgya can mcis pa la thug / / de nas
(19) lam phra mos / / nub pyogs su drang ste nyo ko brgya tsan gyI rkya zhing dang gnyIs kyi mtsams na tho pyag rgya can
(20) mcIs pa la thug / / de nas rkya zhing dang nyIs kyi mtsams kyIs lho pyogs su drang ste lam po che'I 'gram
(21) na tho pyag rgya can la thug / / de nas laM po ches nub pyogs su drang ste / / sa dar mo ngan gyI lu ma rked du /
(22) [bc]ad nas / / tho gon seng de bong dang gnyis gyI zhing mtsams kyis / / lho nub kyI mtsamsu drangs te khu le
(23) mo ngan gyI yur ba la thug / / de nas yur bas / / byang pyog su bthus the / / san 'do cIn dang khe to'o mod /
(24) gyI dka' mdo 'dus pa'I glad mya ngam la thug / / de nas khe to'o mod kyI yur ba gya gyus / / lho pyog su drang ste
(25) yur ba gnyis mdo gyes pa na tho pyag rgya can la thug / / de nas yur bas mar drangs the bye sho ja ga'i yur
(26) ba dka' gyes pa'I mdo na' / / tho pyag rgya can la thug / / de nas bye zho ja ga yur ba gya gyus drangs the /

(27) yur ba’I mjug / tho pyag rgya can mcIs pas mya ngam rked du bcad nas lho shar gyI mtsamsu drangs the / /
(28) da rId zhal yi bran gyi rkya zhing dang [
(29) na tho pyag rgya can la [thog][

**［和訳］**

(1) …
(2) の渠
(3) ……5 つの……
(4) 北はチタン
(5) に至る。南は……
(6) 3 ヶ所の水を引いたキャの土地を得る。60 ドル（突）［の広さを持つ］当事者のチマニュンにある土地の
(7) 境界は、［東は］チタン・ボルトク［の］百戸のキャの土地と両者の境界［である］石塚［に］
(8) 至る［まで］。南はオルゴルパルの道に至る［まで］。西はトンショーの渠に至る［まで］。北はトゴン・
(9) センデボン［の］百戸のキャの土地に至る［まで］。15 ドル（突）［の広さを持つ］荒れ地でクレモゲンにある
(10) 土地の境界は、東は砂漠に至る［まで］。南はクレモゲンの泉に至る［まで］。西はチタン・トゥ
(11) ニボン［の］十戸［の］ネズの木の土地に至る［まで］。北は砂漠に至る［まで］。29 ドル（突）［の広さを持つ］ネズの木の土地［である］
(12) …にある土地の境界は、東はニャムケン・モクラデン［の］十戸の…
(13) …［農地に至る［まで］。北は］チタン・チョルゴ［の］十戸の荒れ地に至る［まで］。西はダミ・ボンツェ［の］十戸の
(14) ネズの木の土地に至る［まで］。南はカルゴ・ムゲの大道にいたる［まで］。
(14c) （赤インク＜）存在するキャの土地と…農地と…と…（解釈困難）…の農地（？）を計測のごとく…
(14e) チタン・ボルトクの将（おそらく百戸 brgya tsan）（＞赤インク）は、キャの土地と荒れ地とネズの木の土地で、［合計］730 ドル（突）［である］。
(15) のケトオメとドゴとサルダル・モゲン側にある土地の境界は、ジルベルディ、
(16) 乾いた河道より、大道に沿って…（解釈困難）…が終わる。西側［へ］進んで、トゴン・ニョコ［の］百戸［の］キャの土地
(17) と両者の境界に［ある］石塚に至る［まで］。そこからニョコ［の］将［の］キャの土地と両者の境界に沿って、
(18) …（解釈困難）…が終わり北に進んで（lit. 引っぱって）、小道のうしろに石塚があるところに至る［まで］。そこから、
(19) 小道により、西側［へ］進んでいき、ニョコ［の］百戸のキャの土地と二つの境界において石塚が

(20) あるところに至る［まで］。そこから、キャの土地と両者の境界に沿って、南側に進んで、大道の土手
(21) において石塚に至る［まで］。そこから大道に沿って、西側に進んでサルダル・モゲンの沼を小道で行き（rked du bcad（藏漢：走捷径））
(22) トゴン・センデボンと両者の土地の境界に沿って、南西の境界に進んで、クレ
(23) モゲンの渠に至る［まで］。そこから渠に沿って、北側に至って、サンドチンとケトオメ
(24) の渠口が集まる土手すなわち砂漠に至る［まで］。そこからケトオメの曲がった渠により、南側に進んで、
(25) ふたつの渠が交差するところが分かれたところにおいて、石塚に至る［まで］。そこから渠に沿って、下に進んで、テイェショジャガの渠が
(26) 口が分離する交差するところにおいて、石塚に至る［まで］。そこからティエショ・ジョガの曲がった渠に沿って、進んで、
(27) 渠の末、石塚があることに沿って、砂漠を小道で進んで（l. 21 参照）、南東の境界に進んで、
(28) ダリ・シェルイ［の］奴隷のキャの土地と……
(29) において石塚に［至る］。

**④ IOL Tib J 1456（Taenzer 2012, p. 41 の録文に基づく）**

**［録文］**

(1) thug
(2) (vermilion ink<) / / brgye’u [rj]e khri tang bor tho khu [ (>vermilion ink)
(3) na mcis pa’i sa mtsams ni / / g[
(4) lho pyogs su drangs the / / ’or gol bar [
(5) su drangs the tho gon [-] / [khri t]ang thu nye bong khra[m tsan]
(6) drangs / / tho gon [nyo k]o brgya tsan gyi
(7) drang ste gser [--] gi yur ba’I ’gra
(8) (vermilion ink<) / brgye’u rj[e] khri tang bor to khu’i tsan [-][
(9) pa’i mtsams na / / khri tang thu nyi
(10) rgya can mcis pa nas / / lho pyogs dr[
(11) pas nu[b?] pyogs su drangs the / / da red mye[-][
(12) pyag rgya can la [thug] / / de [-][

**［和訳］**

(1)［に］至る［まで］。
(2) （赤インク＜）百戸長チタン・ボルトゥク（＞赤インク）……
(3) にある土地の境界は…
(4) 南側に進んで（lit. 引っぱって）、オルゴルパルに…
(5) に進んで、トゴン…チタン・トゥニェボン［の］十戸［に？］
(6) 進んで、トゴン・ニョコ［の］百戸の

(7) 進んで、金……の渠の［土手］
(8) 百戸長チタン・ボルトクの将…
(9) の境界に、チタン・トゥニ…
(10) 石塚があるところから南側［に］進んで…
(11) …により、西側に進んで。ダレ・ミェ…
(12) 石塚に［至るまで］。そこ……。

## 略号表

『アジア歴史研究入門』＝島田虔次ほか編『アジア歴史研究入門』（全五巻）同朋社，京都，1983-1984.

『英蔵敦煌』＝中国社会科学院歴史研究所他『英蔵敦煌文献』（全十四巻），四川人民出版社，成都, 1990-1995.

『往天』＝桑山正進『慧超往五天竺國傳研究』京都大学人文科学研究所，京都, 1992.

『賢者喜宴』= Chandra, Lokesh, M. A. (ed.), 1962, *Mkhas pahi dgah ston of Dpah bo gtsug lag* (also known as *Lho brag chos hbyuń*), Sata-Piṭaka Series 9 (4), International Academy of Indian Culture, New Delhi.

「残巻」＝敦煌チベット語文献 IOL Tib J 1368「吐谷渾編年記残巻」。

『真蹟釈録』＝唐耕耦／陸宏基（編）『敦煌社会経済文献真蹟釈録』（全五巻），書目文献出版社，北京, 1986-1990.

『選注』＝項楚『敦煌變文選注（増訂本）』中華書局，北京, 2006.

『蔵漢』＝張怡蓀主編『蔵漢大辞典』3vols.，民族出版社，北京, 1985 ［rep. 2 vols. 民族出版社，北京，2006］.

『大正蔵』＝高楠順次郎編『大正新脩大蔵経』（全 88 巻），大蔵出版。

都蘭 2005＝北京大学考古文博学院・青海省文物考古研究所編『都蘭吐蕃墓』科学出版社，2005.

『敦煌遺書』＝中国国家図書館編／任継愈主編『国家図書館蔵敦煌遺書』（全 146 冊），北京図書館出版社，2005.

『吐魯番出土文書』＝中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』（壹）～（肆）、1992-1997，文物出版社.

AFL＝Thomas, Frederick W., 1957 *Ancient folk-literature from north-eastern Tibet*, Akademie-Verlag, Berlin.

Choix= Ariane Macdonald et Yoshiro Imaeda (eds.), *Choix de Documents Tibétains Conservés à la Bibliothèque Nationale : Complété par Quelques Manuscrits de l'India Office et du British Museum* 4vols., Bibliothèque nationale, Paris, 1978-2001.

DTH= Bacot, Jacques, Thomas, Frederick, W., and Toussaint, Gustave-Charles eds., 1940-1946, *Documents de Touen-houang Relatifs à l'Histoire du Tibet*, Librairie orientaliste Paul Geuthner, Paris.

IDP= International Dunhuang Project ( http://idp.bl.uk/ )

ILCAA＝東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa）

Lalou 目録＝Marcelle Lalou, *Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang: conserves à la Bibliothèque nationale: complete par quelques manuscrits de l'India office et du British museum* 4vols., Bibliothèque nationale, Paris, 1978-2001.

OTA= Old Tibetan Annals（ver.1 P.t.1288＋IOL Tib J750, ver.2 Or.8212/187）．本稿では特に注記の無い場合、OTDO 1 の録文に従う。また Dotson and Hazod 2009 の英訳注を参照。

OTC= Old Tibetan Chronicle（P.t.1287）．本稿では特に注記の無い場合、OTDO 1 の録文に

従う。

OTDO 1= Imaeda, Yoshiro *et al*. eds., 2007, *Tibetan Documents from Dunhuang* (*Old Tibetan documents online monograph series* vol.1), ILCAA.

OTDO 2= Iwao, Kazushi *et al*. eds., 2009, *Old Tibetan Inscriptions* (*Old Tibetan documents online monograph series* vol.2), ILCAA.

OTDO 3= Imaeda, Yoshiro *et al*. eds., 2011, *New Studies of the Old Tibetan Documents: Philology, History and Religion* (*Old Tibetan documents online monograph series* vol.3), ILCAA.

TLTD= Thomas, Frederick, W., 1935-1963, *Tibetan Literary Texts and Documents concerning Chinese Turkestan*, 4vols, Royal Asiatic Society, London.

TTK= Tucci, Giuseppe, 1950, *The Tombs of the Tibetan Kings*, Istituto Italiano per Il Medio ed Estremo Oriente, Roma.

## 参考文献

［和文・中文］すべて日本語読みにして、あいうえお順に並べた。

**［あ行］**


赤木崇敏

2016 「曹氏帰義軍時代の瓜州オアシスの統治権—瓜州オアシスからの陳情書 P.ch.2943—」坂尻彰宏（編）『出土文字資料と現地調査からみた河西回廊オアシス地域の歴史的構造』（平成 25 年度～27 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））課題番号 25370831）, pp. 1-24.

荒川正晴

1986 「唐代河西の吐谷渾と墨離」『内陸アジア史研究』3, pp.50-62.

1988 「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（上）—トゥルファン・アスターナ出土の豆盧軍牒の検討を中心として—」『史滴』9, pp. 25-48.

1989 「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（下）—主に墨離軍の性格をめぐって—」『史滴』10, pp.19-42.

2010 『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大学出版会，名古屋。

2011 「唐の西北軍事支配と敦煌社会」『唐代史研究』14, pp. 71-98.

池田温

1970 「律令官制の形成」『岩波講座世界歴史 5 古代 5』岩波書店，東京，pp. 277-323.

1972 「丑年十二月僧龍蔵牒——九世紀初敦煌の家産分割をめぐる訴訟文書の紹介——」山本博士還暦記念東洋史論叢編纂委員会編『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社, pp. 25-38.

1975 「沙州図経略考」『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社，pp. 31-101.

1990 「敦煌における土地税役制をめぐって—九世紀を中心として—」『東アジア古文書の史的研究』山川出版社, pp.46-70.

石川巌

2003 「吐蕃帝国のマトム（rMa grom）について」『日本西蔵学会会報』49, pp. 37-46.

石附玲

2011 「唐前半期の農牧接壌地帯におけるウイグル民族—東ウイグル可汗国前史」森安

孝夫編『ソグドからウイグルへ』汲古書院，pp. 237-265.
岩尾一史
2000 「吐蕃のルと千戸」『東洋史研究』59-3, pp. 1-33.
2003 「吐蕃支配下敦煌の漢人部落—行人部落を中心に—」『史林』86-4, pp.1-31.
2004 「吐蕃の万戸（khri sde）について」『日本西蔵学会会報』50, pp. 3-15.
2006 「Pelliot tibétain 1078bis よりみた吐蕃の土地区画」日本敦煌学論叢編集委員会編『日本敦煌学論叢』1，比較文化研究所，東京，pp. 1-26.
2007 「キャ制（rkya）の研究序説—古代チベット帝国の社會制度」『東方学』113, pp.103-118.
2010 「古代チベットの会計と支出処理：IOL Tib J 897 の事例より」『西域歴史語言研究集刊』3, pp. 33-54.
2011 「古代チベット帝国支配下の敦煌における穀物倉会計—S.10647＋Pelliot tibétain 1111 の検討を中心に—」『内陸アジア言語の研究』26, pp. 39-74＋2pls.
2013a 「古代チベット帝国の千戸とその下部組織：百戸、五十戸、十戸」『東方学報』88, pp. 358-343（逆ページ）.
2013b 「古代チベット帝国の敦煌支配と寺領—Or.8210/S.2228 の検討を中心に」『敦煌写本研究年報』7, pp. 267-279.
2013c 「古代チベット帝国の公文書と行政用語」（「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査」科研研究班（基盤研究 A／代表：荒川正晴）・中央ユーラシア学研究会共催ワークショップ「ユーラシア東部地域における公文書の史的展開——胡漢文書の相互関係を視野に入れて——」2013 年 9 月 21 日—22 日発表レジュメ）.
2014 「古代チベット帝国の外交と「三国会盟」の成立」『東洋史研究』72-4, pp. 1-33.
2016 「9 世紀の帰義軍政権と伊州—Pelliot tibétain 1109 を中心に」『敦煌寫本研究年報』10, pp. 341-356.
石見清裕
1999 「ラティモアの辺境論と漢～唐間の中国北辺」唐代史研究会編『東アジア史における国家と地域』刀水書房，pp. 278-299.
栄新江
1986 「帰義軍及其与周辺民族的関係初探」『敦煌学輯刊』1986-2, pp. 24-44.
1990 「通頻考」『文史』33, pp. 119-144.
1996 『帰義軍史研究』上海古籍出版社，上海。
王堯
1985「唐撥川郡王事迹考—吐蕃大相禄東賛嫡孫唐故実」『中華文史論叢』35，上海古籍出版社［再録：『王堯蔵学文集』五、中国蔵学出版社、2012, pp. 50-62］。
王堯・陳践
1983 『敦煌吐蕃文献選』四川民族出版社，成都。
1988 『敦煌吐蕃文書論文集』四川民族出版社，成都。［再録：2008］
1992 『敦煌本吐蕃歴史文書』民族出版社，北京。
2008 『敦煌古藏文文献探索集』上海古籍出版社，上海。

王小甫
1992 『唐、吐蕃、大食政治関係史』北京大学出版社。
王素
1988 「吐魯番所出武周時期吐谷渾帰朝文書史実考証」『文史』29, pp. 161-170.
王富春
2004 「唐党項族首領拓拔守寂墓誌考釈」『考古与文物』2004-3, pp. 73-81.
大原良通
2003 『王権の確立と授受—唐・古代チベット帝国（吐蕃）・南詔国を中心として—』汲古書院，京都。
2004 「吐蕃的法律文書—以法国国立図書館蔵 P.t.1072 文書為中心」中国政法大学法律古籍整理研究所『中国古代法律文献研究』2, 中国政法大学出版社，北京，pp. 160-176.
2005 「吐蕃的法律文書—以法国国立図書館蔵 P.t.1071 文書為中心」沈家本与中国法律文化国際学術研討会組委会編『沈家本与中国法律文化国際学術研討会論文集（下）』中国法制出版社，北京，pp. 797-807.
岡崎精郎
1972 『タングート古代史研究』京都大学東洋史研究会。
岡田英弘
1993 『チンギス・ハーン』（増訂版），朝日新聞社，東京。
愛宕元
1981 「唐代における官蔭入仕について—衛官コースを中心として—」『東洋史研究』35-2, pp. 71-102.

**［か行］**

夏鼐
1948 「武威唐代吐谷渾慕容氏墓誌」『歴史言語研究所集刊』20 上，pp. 95-116.［再録：『考古学論文集』科学出版社、北京、1961. 日本語訳：樋口隆康他訳『中国考古学研究』学生社、1981, pp. 168-213 本稿では内容が増補された日本語訳版を用いる］
郭鋒
2002 「慕容歸盈与瓜沙曹氏」『唐史与敦煌文献論考』中國社会科学出版社，北京, pp. 266- 294.［初出：『敦煌学輯刊』1989-1］
金岡照光
1991 「講史譚・時事変文等—「王陵」「李陵」「張議潮」変文を中心に—」金岡照光編『講座敦煌 9 敦煌の文学文献』大東出版社，東京。
上山大峻
1990 「敦煌のチベット字人名資料—台湾本一二五文書—」唐代史研究会『東アジア古文書の史的研究』刀水書房，東京，pp. 402-419.
許新国
2000 「都蘭県吐蕃（チベット）古墳群の発掘と研究」大阪経済法科大学・北京大学考古学系共編『7・8 世紀の東アジア　東アジアにおける文化交流の再検討』大阪

経済法科大学，pp. 13-22.
靳翠萍
1998 「唐与吐谷渾和親関係始末考」『敦煌学輯刊』1998-1, pp. 130-137.
厳耕望
1985~2003 『唐代交通圖考』第一巻～第六巻，中央研究院歴史語言研究所，台北。
胡小鵬
1985 「吐谷渾与唐、吐蕃的関係」『西北史地』1985-4, pp. 47-55.
呉震
1987 「吐魯番出土的“敦煌文書”」 『1983 年全国敦煌学術討論会文集 文史・遺書編（上冊）』敦煌文物研究所，甘粛人民出版社, pp. 438-458.
伍成泉
2000 「近二十年来（1980-1999）吐谷渾史研究述略」『中国史研究動態』2000-11, pp. 17-22.
呉廷燮
1980 『唐方鎮年表（全三冊）』中華書局，北京。
呉豊培
1983 「唐代吐蕃名相禄東賛後裔五世仕唐考」『西蔵研究』1983-4, pp. 83-85.
高嵩
1982 『敦煌唐人詩集殘巻考釋』寧夏人民出版社，銀川。
黄文煥
1982 「河西吐蕃巻式写経目録并後記」『世界宗教研究』1982-1, pp. 84-102.
［さ行］
斉東方
1983 「吐魯番阿斯塔那 225 号墓出土的部分文書的研究—兼論吐谷渾余部」北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』北京大学出版社，pp. 581-615.
齋藤勝
1999 「唐代の馬政と牧地」『日中文化研究』14, pp. 44-51.
2004 「9・10 世紀敦煌の牧羊代行業について」『歴史学研究』796, pp. 1-15.
坂尻彰宏
2001 「敦煌牓文書考」『東方学』102, pp. 49-62.
2008 「帰ってきた男—草原とオアシスのあいだ—」懐徳堂記念会編『世界史を書き直す 日本史を書き直す—阪大史学の挑戦—』和泉書院，大阪, pp. 37-75.
2016 「城址の垂直分布からみた敦煌オアシス地域—10 世紀前後の「二州八鎮」を中心に—」坂尻彰宏（編）『出土文字資料と現地調査からみた河西回廊オアシス地域の歴史的構造』（平成 25 年度～27 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））課題番号 25370831）, pp. 75-85.
佐藤長
1958/ 1959 『古代チベット史研究（上）（下）』京都，同朋舎。
1978 『チベット歴史地理研究』東京，岩波書店。
1984 「IV チベット」『アジア歴史研究入門第 4 巻内陸アジア・西アジア』同朋舎，京都，pp. 185-215.

1991　「河西九曲の地再論」『鷹陵史学』17, pp.39-51.
周偉洲
1983　「武威青咀喇嘛湾出土大唐武氏墓誌補編」絲綢之路考察隊編『絲路訪古』、甘粛人民出版社，pp. 200-208.
1985　『吐谷渾史』寧夏人民出版社。［再版：広西師範大学出版社，2006. 本稿では引用する頁数は、再版のものである］
1987　「唐代的安楽州和長楽州」『西北史地』1987-3, pp. 83-86.
1988　「吐蕃与吐谷渾関係史述略」『藏族史論文集』四川民族出版社，pp. 301-319.
1992　『吐谷渾資料輯録』青海人民出版社，西寧。
2002　「甘粛楡中出土唐交河郡夫人慕容氏墓誌釈証」周偉洲主編『西北民族論叢』第一輯、中国社会科学出版社、北京，pp. 84-91.
2004a　『早期党項史研究』中国社会科学出版社、北京。
2004b　「陝北出土三方唐五代党項拓拔氏墓誌考釈—兼論党項拓拔氏之族源問題」『民族研究』2004-6, pp. 70-81.
周偉洲・楊銘
1990　「関于敦煌藏文写本《吐谷渾（阿柴）紀年》残巻研究」『中亜学刊』3.［再録：楊銘 1997, pp. 139-160］
鐘侃
1983　「唐代慕容威墓誌浅釈」『考古与文物』1983-2, pp. 32-35.
邵文実
1993　「尚乞心児事迹考」『敦煌学輯刊』1993-2, pp. 16-23.
沈琛
2017　「入唐吐蕃論氏家族新探—以《論惟貞墓誌》爲中心」『文史』2017-3, pp. 81-104.
鈴木隆一
1983　「吐谷渾と吐蕃の河西九曲」『史観』108, pp.47-59.
スタン，ロルフ，A.（山口瑞鳳／定方晟訳）
1971　『チベットの文化』岩波書店，東京。
スネルグローブ，デヴィッド／リチャードソン，ヒュー（奥山直司訳）
1998　『チベット文化史』春秋社，東京。
妹尾達彦
2001　『長安の都市計画』講談社，東京。
蘇晋仁
1991　「蕃唐噶尓（論氏）世家（下）」『中国藏学』1991-4, pp. 90-110.
孫太初
1983　『雲南古代石刻叢考』文物出版社，北京。
孫瑜
2010　「唐慕容曦皓墓誌考釈」『山西師大学報』37-3, pp. 84-87.
**［た行］**
托瑪斯（Frederick W. Thomas）編／劉忠・楊銘（Liu zhong and Yang Ming）訳注
2003　『敦煌西域古蔵文社会歴史文献』民族出版社，北京。

武内紹人
1986 「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」山口瑞鳳編『チベットの仏教と社会』春秋社，東京, pp. 563-602.
1990 「中央アジア出土古チベット語家畜売買文書」『内陸アジア言語の研究』5, pp. 33-67.
1996 「スタイン蒐集トルキスタン出土古チベット語文書──概要とカタログ作成プロジェクト──」『内陸アジア言語の研究』11, pp. 121-138.
2009 「古チベット文献研究の現段階」『東洋史研究』67-4, pp. 123-129.
2010 「特別講義「シルクロードのチベット語文書」」チベットの歴史と文化学習会主催「第 8 回チベットの歴史と文化学習会の記録」（発表時のパンフレット）。
譚其驤主編
1993 『中國歴史地圖集第 5 冊　隋・唐・五代十國時期』三聯書店，香港。
譚立人
1988 「禄東賛後裔仕唐事跡拾補」『西蔵研究』1988-2, pp. 104-107.
段志凌・呂永前
2018 「唐≪拓拔駄布墓誌」—党項拓拔氏源于鮮卑新証」『中国国家博物館館刊』2018-1, pp. 49-56.
陳瑋
2014 「新出唐吐谷渾王族慕容環墓誌研究」『中国辺疆史地研究』24-4, pp. 62-71.
陳康
2002 「唐論博言墓誌考釈」『北京文物与考古』2002-5, pp. 202-209.
陳国燦
1987 「唐代的論氏家族及其源流」『中国史研究』1987-2, pp. 119-127.
1987 「武周瓜、沙地区的吐谷渾帰朝事迹」敦煌文物研究所編『1983 年全国敦煌学術討論会文集文史・遺書編（上冊）』甘粛人民出版社，pp. 1-26.
2004 「争奪新扎城千戸長官職之訴訟文」『中国蔵学』2004-3, pp. 119-125+1pl.
2007 「吐蕃告身制度」『敦煌古蔵文文献論文集（下）』上海古籍出版社，上海, pp. 432-441.
程起駿
2003 「吐蕃治下的「吐谷渾邦国」初探」『中国蔵学』2003-3, pp. 67-70.
鄭炳林
1996 「唐五代敦煌地畜牧区域研究」『敦煌学輯刊』1996-2, pp. 9-25.
2005 「晩唐五代敦煌吐谷渾与吐蕃移民婦女研究」鄭炳林主編『敦煌帰義軍史専大研究三編』甘粛文化出版社，蘭州, pp. 576-595.
寺本婉雅
1931 「我が国史と吐蕃との関係」『大谷学報』12-4, pp. 44-83.
杜林淵
2002 「従出土墓誌談唐与吐谷渾和親関係」『考古』2002-8, pp. 74-80.
党寿山
1965 「武威県南山青咀喇嘛湾又発現慕容氏墓誌」『文物』1965-9, pp. 62-63.
唐長孺

1962　「関于帰義軍節度使的幾個種資料跋」中華文史論叢』1，中華書局, 1962, pp. 275-298.（再録 :『敦煌吐魯番文書研究』甘粛人民出版社, 1984, pp. 161- 182）

仝涛

2012　「青海都蘭熱水一号大墓的形制、年代及墓主人身份探討」『考古学報』2012-4, pp. 467-487.

**［な行］**

西岡祖秀

1984　「ペリオ蒐集チベット文『無量寿宗要経』の写経生・校勘者一覧」『印度学仏教学研究』33-1, pp. 314-320（逆ページ）.

西田愛

2008　「古チベット語サイコロ占い文書の研究」『日本西蔵学会会報』54, pp. 63-77.

西村陽子

2016　「唐後半華北諸藩鎮の鉄勒集団—沙陀系王朝成立の背景—」『東洋史研究』74-4, pp. 32-69.

寧篤学

1981　「甘粛武威南営発現大唐武氏墓誌」『考古与文物』1981-2, pp. 111-112.

**［は行］**

馬俊民・王世平

1995　『唐代馬政』五南図書出版有限公司。

馬徳

2011a　『甘粛蔵敦煌蔵文文献叙録』甘粛民族出版社，蘭州。

2011b　「吐蕃国相尚綺心儿事迹補述—以敦煌本羽 77 号爲中心」『敦煌研究』2011-4, pp. 36-44.

旗手瞳

2010（修論）「吐蕃の東方拡大とその統治」（平成 22 年度大阪大学文学研究科提出）

2014a　「吐蕃による吐谷渾支配とガル氏」『史学雑誌』123-1, pp. 38-63.

2014b　「大英図書館藏 IOL Tib J 1253 文書訳注考—吐蕃支配下の吐谷渾人千戸長任命について—」『内陸アジア言語の研究』29, pp. 157-199.

2018　「吐蕃支配地域における人馬物品管理の一例 ：フランス国立図書館蔵敦煌チベット語文書 P.t.1185 訳注」『待兼山論叢』51, pp. 55-79.

羽田亨

1931　「唐光啓元年書寫沙州・伊州地志残巻に就いて」『小川博士還暦記念史学地理学論叢』［再録 :『羽田博士史学論文集』下巻，東洋史研究会，1958, pp. 585-605）

林謙一郎

1990　「南詔国の成立」『東洋史研究』49-1, pp. 87-114.

馮培紅

2009　「従敦煌文献看帰義軍時代的吐谷渾人」鄭炳林主編『敦煌帰義軍史専題研究四編』三秦出版社，西安, pp. 266-286.［初出：2004］

藤澤義美

1967　「南詔王権の確立と対吐蕃関係」『岩手大学教育学部研究年報』27, pp. 1-19.

1969　『西南中国民族史の研究』大安。
古畑徹
2007　「唐代「首領」語義考—中国正史の用例を中心に—」『東北大学東洋史論集』11, pp. 23- 53.
保柳睦美
1980　「敦煌を中心とする地域の自然環境」榎一雄編『敦煌の自然と現状』大東出版社，東京，pp. 1-64.
［ま行］
馬徳
2011　『甘粛蔵敦煌蔵文文献叙録』甘粛民族出版社，蘭州。
前田正名
1964　『河西の歴史地理学的研究』吉川弘文館，東京。
松田壽男
1937　「吐谷渾遣使考」『史学雑誌』48-11, 12.［再録：『松田壽男著作集 4 東西文化の交流Ⅱ』六興出版、1987, pp. 68-126］
村井恭子
2003　「押蕃使の設置について—唐玄宗期における対異民族政策の転換—」『東洋学報』84-4, pp. 29-60.
2009　「唐吐蕃回鶻並存時期的西北邊境—以「李良僅墓誌銘」為中心」『文史』2009-4,pp. 133-149.
村上正二
1976　『モンゴル秘史：チンギス・カン物語』（全三冊）平凡社，東京。
毛漢光
1984　「唐代蔭任之研究」『中央研究院歴史語源研究所集刊』55, pp. 459-542.
森部豊
2010　『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』関西大学出版部, 吹田。
森安孝夫
1977　「チベット語史料中に現れる北方民族—DRU-GU と HOR—」アジア・アフリカ言語文化研究 14, pp. 1-48.
1980a　「イスラム化以前の中央アジア史の現況について」『史學雑誌』89-10, pp. 50-71.
1980b　「VI ウイグルと敦煌」榎一雄編『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社，東京，pp. 299-338.
1984　「吐蕃の中央アジア進出」『金沢大学文学部論集史学科編』4, p. 1-85.
2000　「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15, pp. 1-121.（フランス語の概要を除く）
2004　「シルクロード東部における通貨—絹・西方銀銭・官布から銀錠へ—」森安孝夫編『中央アジア出土文物論叢』朋友書店，京都，2004, pp. 1-40.
2007a　『シルクロードと唐帝国』（興亡の世界史 5）講談社。
2007b　「唐代における胡と仏教的世界地理」『東洋史研究』66-3, pp. 1-33.
2015　『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会，名古屋。

［や行］
山口瑞鳳
1966（上）　「古代チベット史考異—吐蕃王朝と唐朝との姻戚関係（上）」『東洋学報』49-3, pp. 1-39.
1966（下）　「古代チベット史考異—吐蕃王朝と唐朝との姻戚関係（下）」『東洋学報』49-4, pp. 41-96.
1970　「白蘭と Sum pa の rLaṅs 氏」『東洋学報』52-1, pp. 1-61.
1979　「フランス国立図書館編『国立図書館（ペリオ蒐集敦煌）チベット語文献抄』」『東洋学報』61-1/2, 1979, pp. 181-185.
1980a　「沙州漢人による吐蕃二軍団の成立と mKhar tsan 軍団の位置」『東京大学文学部文化交流研究施設研究紀要』4, pp. 13-47.
1980b　「ダルマ王殺害の前後」『成田山仏教研究所紀要』5, pp. 1-27.
1980c　「ダルマ王の二子と吐蕃の分裂」『駒沢大学仏教学部論集』11, pp. 214-233.
1980d　「吐蕃支配時代」『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社，東京，pp. 197-232.
1981　「漢人及び通頰人による沙州吐蕃軍団編成の時期」『東京大学文学部文化交流研究施設研究紀要』5, pp. 1-21.
1983　『吐蕃王国成立史研究』岩波書店，東京。
1985a　「官文書と公文書」『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』大東出版社，東京, pp. 491-521.
1985b　「占い手引書」『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』大東出版社，東京, pp.533-540.
山下将司
2011　「唐のテュルク人蕃兵」『歴史学研究』881, pp. 1-11.
ヤンフネン，ユハ（Janhunen, Juha）
1995　「契丹人はなに語をはなしていたか」『民博通信』68, pp. 82-85.
楊際平
1986　「吐蕃時機沙州社会経済研究」韓国磐主編『敦煌吐魯番出土経済文書研究』厦門大学出版社，pp. 357-413.
楊銘
1997　『吐蕃統治敦煌研究』新文豊出版公司，台北。
2008　『吐蕃統治敦煌與吐蕃文書研究』中国藏学出版社，北京。
2012　『唐代吐蕃与西北民族関係史研究』蘭州大学出版社，蘭州。
吉田豊
2005　『コータン出土 8—9 世紀のコータン語世俗文書に関する覚え書き』神戸市外国語大学外国学研究所。
［ら行］
雷紹峰
2000　『帰義軍賦役制度初探』洪葉文化事業，台北。
李浩
2018　「新見唐代吐谷渾公主墓誌的初歩整理研究」『中華文史論叢』2018-3, pp. 3-26.
李鴻賓
2000　『唐朝朔方軍研究』吉林人民出版社。

2012　「慕容曦光夫婦墓誌銘反映的若干問題」『唐史論叢』14, pp. 136-157.
李宗俊
2017　「唐論惟貞墓誌及論氏家族源流事跡再考」『中国蔵学』2017-3, pp. 125-132.
李方桂
1981　「吐蕃大相禄東賛考」『国際漢学会議（歴史与考古組）』pp. 1-8.
陸離
2009　「俄、法所蔵敦煌文献中一件帰義軍時期土地糾紛案巻残巻浅識—對 Dx. 02264、Dx. 08786 与 P. 4974 号文書的綴合研究」鄭炳林主編『敦煌帰義軍史専題研究四編』三秦出版社，西安，2009, pp. 376-395.［初出 :『敦煌学輯刊』2000-2］
2011　『吐蕃統治河隴西域時期制度研究』中華書局，北京。
2012　「敦煌吐蕃文書中的“色通（Se tong）”考」『敦煌研究』2012-2, pp. 66-72.
2018　「英蔵敦煌蔵文 IOL Tib J 897 吐谷渾納糧文書研究」『西蔵研究』2018-2, pp. 41-45.
林冠群
2000　『唐代吐蕃的傑琛（rgyal phran）』蒙蔵委員会，台北。
2010　「唐代吐蕃的氏族」『中国蔵学』2010-2, pp. 6-26.
2011　『唐代吐蕃史研究』聯経。
冷鵬飛
1984　「唐末沙州帰義軍張氏時期有関百姓受田和賦税的幾個問題」『敦煌学輯刊』1984-1, pp. 28-40.
魯暁帆
2013　「唐《論博言墓誌》続考」『首都博物館論叢』27, pp. 40-49.
［わ行］
渡邊孝
2001　「唐代藩鎮における下級幕職官について」『中国史学』11, pp. 83-107.

［欧文］
Beckwith, Christopher, I.
1987　*The Tibetan Empire in Central Asia: A History of the Struggle for Great Power among Tibetans, Turks, Arabs, and Chinese during the Early Middle Ages*, Princeton University Press, Princeton.
Bogoslovskij, Vasiliĭ Alekseevich
1972　*Essai sur l'histoire du peuple tibétain, ou, la naissance d'une société de classes*（Publications du Laboratoire d'ethnologie et de sociologie comparative, Université de Paris X, . Recherches sur la Haute Asie）, C. Klincksieck.
Coblin, W. South
1991 “Notes on old Tibetan rje-blas”, in Ernst Steinkellner (ed.), *Tibetan History and Language: Studies Dedicated to Uray Géza on His Seventieth Birthday*, Arbeitskreis für Tibetische und Buddhistische Studien Universität Wien, Wien, pp. 63-110.
Demiéville, Paul
1952　*Le Concile de Lhasa : une Controverse sur le Quiétisme entre Bouddhistes de l'Inde et*

*de la Chine au VIIIe Siècle de l'Ère Chrétienne*, Imprimerie nationale de France, Paris.

Dotson, Brandon

2004 "A note on Źaṅ: Maternal relatives of the Tibetan royal line and marriage into the royal family", *Journal Asiatique* 292-1/2, pp. 75-99.

2007 "Divination and law in the Tibetan Empire: the role dice in the legislation of loans, interest, marital law and troop conscription", in Matthew T. Kapstein and Brandon Dotson(ed.), *Contributions to the cultural history of early Tibet*, Bril, Leiden, pp. 3-77.

2009 "The "nephew-uncle" relationship in the international diplomacy of the Tibetan Empire (7th-9th centuries)", in Brandon Dotson *et al*. eds., *Contemporary Visions in Tibetan Studies, Arts and Humanities Research Council*, Serindia Publication, Chicago, pp. 223-238.

2011 "On the old Tibetan term khrin in the legal and ritual lexicons", in Mark Turin and Bettina Zeisler (ed.), *Himalayan Languages and Linguistics: Studies in Phonology, Semantics*, Morphology and Syntax, Brill / Leiden, pp. 77-97.

2015 "Introducing early Tibetan law: Codes and cases", Dieter Schuh (ed.), *Secular Law and Order in the Tibetan Highland*, IITBS GmbH, pp. 267-314.

Dotson, Brandon and Hazod, Guntram

2009 *The Old Tibetan Annals: An Annotated Translation of Tibet's First History, with an Annotated Cartographical Documentation*, Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, Wien. (Dotson and Hazod 2009)

Emmerick, Ronald E.

1967 *Tibetan Texts concerning Khotan*, Oxford University, London.

Goldstein, Melvyn, C. (ed.)

2001 *The New Tibetan-English Dictionary of Modern Tibetan*, University of California Press, Berkely/ Los Angeles/ London.

Gruschke, Andreas

2001 *Amdo : the Cultural Monuments of Tibet's Outer Provinces, volume 1. The Qinghai Part of Amdo*, White Lotus Press, Bangkok.

Hambis, Louis

1948 "Note sur les *Tuyuγun", *Journal Asiatique* 236, pp. 239-241.

Imaeda, Yoshiro

1979 "Towards an interpretation of the word chis", in Michael Aris and San Suu Kyi Aung (ed.), *Tibetan Studies in Honor of Hugh Richardson; Proceedings of the International Seminar on Tibetan Studies*, Oxford, Newdeli, pp. 131-132.

Iwao, Kazushi

2006 "On To-dog in Tibetan-ruled Dunhuang", 中国歴代辺臣疆吏 / Officials on the Chinese borders （於台湾中央研究院歴史語言研究所 / Ecole Francaise d'Extrême Orient, Taipei, 2006 年 10 月 3 日の発表レジュメ）", pp. 1-14.

2009 "An Analysis of the Term Rkya in the Context of the Social System of the Old Tibetan Empire", *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 67, pp. 89-108.

2011 “A Newly Identified Fragment of the Tibetan Royal Annals in St.Petersburg”, OTDO 3, pp. 245-255.

2012 “Preliminary Study on the Old Tibetan Land Registries from Central Asia”, 新疆吐魯番学研究院（編）『語言背後的歴史：西域古典語言学高峰論壇論文集』上海古籍出版社，上海， pp. 175-184.

2015 “Preliminary study of the legal court proceedings in the Old Tibetan Empire”, in Dieter Schuh (ed.), *Secular Law and Order in the Tibetan Highland*, International Institute for Tibetan and Buddhist Studies/ Andiast, pp. 314-322.

2018 “Dbu mtha’ : Center and periphery in the Old Tibetan Empire”, *Central Asiatic Journal* 61-1, 2018, pp. 49-60.

Janhunen, Juha

2003 “Para-Mongolic”, in Juha Janhunen (ed.), *The Mongolic Languages, Routledge Taylor and Francis Group*, London, pp. 391-402.

Jäschke, Heinrich A.

1881 *A Tibetan-English Dictionary*, The charge of the secretary of State for India in Council, London. [rep. Rinsen, Kyoto, 1993]

Karlgren, Bernhard

1964 *Grammata Serica Recensa*, Museum of Far Eastern Antiquities, Stockholm.

Kerihuel, Thomas

2011 “The early history of Mgar: When history becomes legend”, *Revue d’Etudes Tibétaines* 21, pp. 105-121.

(Online PDF: http://himalaya.socanth.cam.ac.uk/collections/journals/ret/pdf/ret_21_06.pdf)

Lalou, Marcelle

1939 “Document tibétain sur l’expansion du dhyāna chinois”, *Journal asiatique* 231, 505-523.

1955 “Revendications des fonctionnaires du grand Tibet au VIIIe siècle”, *Journal Asiatique* 243, pp. 171-212.

1965 “Catalogue des principautés du Tibet ancien”, *Journal Asiatique* 253, pp.189-217.

Li, Fang-kuei

1959 “Tibetan glo-ba-’dring”, in Søren Egerod et Else Glahn (ed.), *Studia Serica Bernhard Karlgren Dedicata, Ejnar Munksgaard*, Copenhagen, pp. 55-59.

Li, Fang-kuei and Coblin, W. South（王啓施訳）

2006 *A Study of the Old Tibetan Inscriptions*, 中央研究院歴史語言研究所，台北。［初出：1987］

Macdonald, Ariane

1971 “Une lecture des Pelliot Tibétain 1286, 1287, 1038, 1047, et 1290. Essai sur la formation et l’emploi des myshes politiques dans la religion royale de sroń-bcan sgam-po”, *Études Tibétaines dédiées à la mémoire de Marcelle Lalou*, Paris.

Martin, Dan

1997 *Tibetan Histories*, Serindia Publications, London.

Minorsky, Vladimir

1937 *Ḥudūd al-ʿĀlam : "The Regions of the World" : A Persian Geography, 372 A.H.-982 A.D.* With the preface by V.V. Barthold, Messrs. Luzac, London.

Molé, Gabriella

1970 *The Tʿu-yü-hun from the Northern Wei to the time of the five dynasties,* Istituto italiano per il Medio ed Estremo Oriente, Roma.

Pelliot, Paul

1912 "Les noms tibétains des T'ou-yu-houen et des Ouigours", *Journal Asiatique* (10e)20, pp. 520-523.

1921 "Note sur les T'ou-yu-houen et les Sou-p'i", *T'oung Pao* 20, pp. 323-331.

Petech, Luciano

1956 "Nugae Tibeticae", *Rivista degli Studi Orientali* 31, pp. 291-294.

1967 "Glosse agli annali di Tun-huang", *Rivista degli Studi Orientali* 42, pp. 241-279.

1988 "The succession to the Tibetan throne in 704-705", in Gnoli, Gherald and Lanciotti, Lionello eds., *Orientalia Iosephi Tucci Memoriae Dicata* 3, pp. 1079-1088.

Richardson, Hugh, E.

1967 "Names and titles in early Tibetan records", *Bulletin of Tibetology* 4, pp. 5-20.

1968 "Tibetan *chis* and *tshis*", *Asia Major* 14-2, pp. 254-256.

1977 "Ministers of the Tibetan Kingdom", *Tibetan Journal* 2-1, pp. 10-27.

1985 *A Corpus of Early Tibetan Inscriptions*, Royal Asiatic Society, London.

1990a "The Province of the Bde-blon of the Tibetan Empire, 8th to 9th centuries", in Daffinà, Paolo (ed.), *Indo-Sino-Tibetica: Studi in Onore di Luciano Petech*, Bardi Editore, Roma, pp. 305-315.

1990b "The Mgar family in seventh century Tibet", in Epstein, Lawrence *et al*. (eds.), *Reflections on Tibetan Culture: Essays in Memory of Turrell V. Wylie*, pp. 49-57.

1990c "Hunting Accidents in Early Tibet", *The Tibet Journal* 15-4, pp. 5-27.

Scherrer-Shaub, Cristina

2007 "Revendications et Recours hiérarchique: contribution à l'histoire de Śa cu sous administration Tibétaine", in Jean-Pierre Drege (ed.), *Études de Dunhuang et Turufan*, Librairie Droz S.A., Genève, pp. 257-325.

Shakabpa, Tsepon W. D.

1967 *Tibet : A political history*, Yale University Press, New Haven.

Shimunek, Andrew

2017 *Languages of Ancient Southern Mongolia and North China : A Historical-comparative Study of the Serbi of Xianbei Branch of the Serbi-Mongolic Language Family, with an Analysis of Northeastern Frontier Chinese and Old Tibetan Phonology*, Harrassowitz Verlag, Wiesbaden.

Stein, Rolf

1988 "Les serments des traités Sino-Tibétains (8e-9e siécles )", *T'oung Pao* 74, pp. 119-138.

Taenzer, Gertraud

2012 *The Dunhuang Region during Tibetan Rule (787-848): A Study of the Secular*

*Manuscripts Discovered in the Mogao Caves*, Harrassowitz Verlag, Wiesbaden.

2013 "The 'A zha Country under Tibetan ruler in the 8th and 9th centuries: A survey of land registration and taxation based on a suit of three manuscripts of the Stein-collection from Dunhuang", in Brandon Dotson, Kazushi Iwao, Tsuguhito Takeuchi, (eds.), *Scribes, Texts, and Rituals in Early Tibet and Dunhuang*, Dr. Ludwig Reichert Verlag, Wiesbaden, pp. 25-42.

Takata Tokio

2006 "A Note on the Lijiang Tibetan Inscription", *Asia Major* 3rd series 19-1/2, pp. 161-170.

Takeuchi, Tsuguhito

1984 "On the old Tibetan word lho-bal", in Yamamoto, Tatsuro ed., *Proceedings of the Thirty-First International Congress of Human Sciences in Asia and North Africa*, the Tōhō Gakkai, Tokyo, pp. 986-987.

1995 *Old Tibetan Contracts from Central Asia*, Daizo Shuppann, Tokyo.

1998 *Old Tibetan Manuscripts from East Turkestan in the Stein Collection of the British Library*, 3 vols., the centre for East Asian Cultural Studies for Unesco, the Toyo Bunko and the British Library, Tokyo and London.

2003 "The Tibetan military system and its activities from Khotan to Lop-nor", in Susan Whitfield (ed.), *The Silk Road: Trade, Travel, War and Faith*, the British Library, London, pp. 50-56.

2008 "Tshar, srang, and tshan: Administrative units in Tibetan-ruled Khotan", *Journal of Inner Asian Art and Archaeology* 3, pp. 145-148.

2013 "Glegs tshas: Writing boards of Chinese scribes in Tibetan-ruled Dunhuang", Brandon Dotson, Kazushi Iwao, Tsuguhito Takeuchi (eds), *Scribes, Texts, and Rituals in Early Tibetan and Dunhuang*, Dr. Ludwig Reichert Verlag, pp. 101-153.

Thomas, Frederick W.

1927 "Tibetan Documents concerning Chinese Turkistan. I: Ha-za", *Journal of the Royal Asiatic Society* 1927, pp. 51-85.

Tucci, Giusseppe

1950 *The Tombs of the Tibetan Kings*, Is. M.E.O., Roma.

1956 *Preliminary report on two scientific expeditions in Nepal*; Serie orientale roma X, Istituto Italiano per il Medio ed Estremo Oriente, Roma.

Uebach, Helga

1979 "Notes on the Tibetan kinship terms *dbon*", in Michael, Aris and Aung San Suu Kyi (eds.), *Tibetan Studies in Honour of Hugh Richardson: Proceedings of the International Seminar on Tibetan Studies*, Oxford, pp. 301-309.

1997 "Eminent ladies of the Tibetan Empire according to Old Tibetan Texts", in Samten Karmay et Phillippe Sagant (eds.), *Les habitants du toit du monde : Études recueillies en homage à Alexander W. MacDonald, Société d'ethnologie*, pp. 53-74.

2012 "Tibetan officials in the 8th-century sourth-eastern part of the empire", in Scherrer-schaub, Cristina ed., *Old Tibetan Studies: Dedicated to the Memory of R.E.Emmerick Proceedings*

*of the Tenth Seminar of the IATS, 2003*, Brill, pp. 53-64.

Uebach, Helga and Zeisler, Bettina

2008 "rJe-blas, pha-los and Other Compounds with Suffix -s in Old Tibetan Texts", in Brigitte Huber, Marianne Volkart und Paul Widmer (ed.), *Chomolangma, Demawend und Kasbek: Festschrift für Roland Bielmeier zu seinem 65. Geburtstag, International Institute for Tibetan and Buddhist Studies*, 2vols., Halle, pp. 309-334.

Uray, Géza

1963 "Die Lehnfürstentümer des Tibetischen Reiches im VII-IX", *Congrès international des orientalists* vol. 5, pp. 205-210.

1978 "The annals of the 'A-ža principality: the problems of Chronology and genre of the Stein document, Tun-huang, vol. 69, fol. 84", in Ligeti, Louis (ed.), *Proceedings of the Csoma de Kőrös memorial symposium*, Akadémiai Kiadó, Budapest, pp. 541-578.

1979 "The Old Tibetan sources of the history of Central Asia up to 751 A. D.; A survey", in Harmatta, János (ed.), *Prolegomena to the Sources on the History of Pre-Islamic Central Asia*, Budapest, pp. 275-304.

1980 "Khrom: administrative units of the Tibetan Empire in the 7th – 9th centuries", in Michael, Aris and Aung San Suu Kyi (ed.), *Tibetan Studies in Honor of Hugh Richardson*, Aris and Phillips Ltd, Warminster, pp. 310-318.

1981 "L'emploi du Tibétain dans les chancelleries des états du Kan-sou et de Khotan postérieurs à la domination Tibétaine", *Journal Asiatique* 269, pp. 81-90.

1983 "Notes on the Thousand-districts of the Tibetan Empire in the First Half of the Ninth Century", *AOH* 36, pp. 545-548.

1991 "The location of Khar-can and Leṅ-ču of the old Tibetan sources", *Varia Eurasiatica Festschrift für Professor András Róna-tas*, Department of Altaic Studies, Szeged, pp. 195-227.

Géza Uray, Uebach, Helga

1994 "Clan versus thousand-district versus army in the Tibetan Empire", in Per Kvaerne (ed.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 6th Seminar of the International Association for Tibetan Studies*, vol.2, Oslo, pp. 913-915.

Wylie, Turrell

1959 "A standard system of Tibetan Transcription", *Harvard Journal of Asiatic Studies* 22, pp. 261-267.

Yamaguchi, Zuiho

1977 "On the "Annals" relating to Princess Wen-ch'eng", *The Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* (the Oriental library) 35, pp. 123-130.

【漢籍史料】

『旧唐書』＝［後晋］劉昫等撰『旧唐書』（全 16 冊）中華書局標点本，1975.

『元和郡県図志』＝［唐］李吉甫撰『元和郡県図志』（全 2 冊）中華書局標点本，1983.

『元和姓纂』＝［唐］林寶撰／岑仲勉校記『元和姓纂』（全 3 冊）中華書局，1994.

『冊府元亀』＝［北宋］王欽若等編『冊府元亀』（全 12 冊）中華書局，1960.
『新唐書』＝［北宋］欧陽脩編『新唐書』（全 20 冊）中華書局標点本, 1975.
『資治通鑑』＝［北宋］司馬光編『資治通鑑』（全 20 冊）中華書局標点本，1956.
『全唐詩』＝『全唐詩』（全 25 冊）中華書局，1960.
『全唐文』＝［清］董誥等編『全唐文』（全 11 冊）中華書局影印本，1983.
『全唐文補遺』＝［清］呉鋼主編『全唐文補遺』三秦出版社，1994-2007.
『宋本冊府元亀』＝［北宋］王欽若等編『冊府元亀』（全 4 冊）中華書局影印本，1989.
『通典』＝［唐］杜佑撰／王文錦等点校『通典校点本』（全 5 冊）中華書局，1988.
『唐大詔令集』＝［北宋］宋敏求編『唐大詔令集』商務印書館，1959.
『唐六典』＝［唐］李林甫等撰『唐六典』中華書局点校本，1992.
『唐文拾遺』＝『全唐文』第 11 冊所収『唐文拾遺』中華書局影印本，1983.
『文苑英華』＝［北宋］李昉等編『文苑英華』中華書局影印本，1966.

**墓誌史料出典**　書名をピンイン順で並べた

西安市長安博物館編『長安新出墓誌』文物出版社，北京，2011.
李龍文主編『蘭州碑林蔵甘粛古代碑刻拓片菁華』甘粛人民美術出版社，蘭州，2010.
齊運通・楊建鋒編『洛陽新獲墓誌』中華書局，北京，2015.
王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編陝西巻』（全 4 冊）天津古籍出版社，天津，1991.
袁道俊編著／南京博物院蔵『唐代墓誌』上海人民美術出版社，上海，2003.
周紹良／趙超主編『唐代墓誌彙編』（上下二冊）上海古籍出版社，上海，1992.
周紹良／趙超主編『唐代墓誌彙編続集』上海古籍出版社，上海，2001.
康蘭英編『楡林碑石』三秦出版社，西安，2003.